

震災対策編 目次

第1部 総 則

1	計画の方針	3
1 - 1	計画の目的	3
1 - 2	計画の構成	3
1 - 3	法令等との整合	3
1 - 4	計画の修正	3
1 - 5	計画の習熟及び推進	4
1 - 6	計画の進捗状況の把握	4
2	市域の概況	5
2 - 1	地勢	5
2 - 2	地質	5
2 - 3	市域に影響を与える地震	5
2 - 4	市域の活断層	7
3	災害想定と被害想定	9
3 - 1	災害想定	9
3 - 2	被害想定	17
4	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	19
4 - 1	大阪市	19
4 - 2	指定地方行政機関	20
4 - 3	自衛隊（陸上自衛隊第3師団）	22
4 - 4	関西広域連合	22
4 - 5	大阪府	22
4 - 6	大阪府警察	23
4 - 7	指定公共機関	23
4 - 8	指定地方公共機関	24
4 - 9	その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者	25

第2部 災害予防計画

第1	災害に強い『都市空間づくり』	29
1	都市の防災構造化	29
1 - 1	老朽住宅密集市街地の防災性向上の推進	30
1 - 2	市街地整備の推進	31

1 - 3	防災空間の整備・拡大	-----	33
1 - 4	新たなる防災空間の整備	-----	35
2	避難路・避難場所の整備	-----	36
2 - 1	広域避難場所の整備	-----	36
2 - 2	広域避難場所の整備	-----	37
2 - 3	津波避難ビル等の確保	-----	38
2 - 4	避難路の整備	-----	40
2 - 5	避難場所等の案内板、標識類の整備	-----	40
3	都市施設の防災機能の強化	-----	42
3 - 1	防災活動拠点の整備	-----	43
3 - 2	緊急交通路・緊急輸送基地の整備	-----	43
3 - 3	防災活動拠点のネットワーク構築	-----	44
3 - 4	災害時用ヘリポートの整備	-----	44
第 2	災害に強い『都市施設づくり』	-----	45
1	土木施設の耐震化	-----	45
1 - 1	道路・橋梁の整備	-----	45
1 - 2	鉄道施設の整備（地下鉄及びニュートラム）	-----	46
1 - 3	河川・港湾施設等の整備	-----	46
2	建築物の耐震化・不燃化	-----	48
2 - 1	市設建築物の耐震化・不燃化の促進	-----	49
2 - 2	民間建築物の耐震化・不燃化の促進	-----	49
3	ライフライン施設の耐震化	-----	50
3 - 1	上水道施設の耐震化	-----	51
3 - 2	下水道施設の耐震化	-----	52
3 - 3	電気施設の耐震化等	-----	54
3 - 4	ガス施設の耐震化	-----	55
3 - 5	電話施設の耐震化	-----	58
3 - 6	共同溝・電線共同溝の整備	-----	59
4	公益事業者の震災予防計画	-----	60
4 - 1	高速道路の予防計画（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）	-----	60
4 - 2	鉄軌道事業者の予防計画	-----	60
4 - 3	放送事業者の予防計画	-----	65
第 3	災害に強い『人と組織づくり』	-----	66
1	防災活動体制の整備	-----	66
1 - 1	災害対策本部運用計画の強化	-----	66

1 - 2	災害対策本部の代替・補完機能の充実	67
1 - 3	災害対策用職員住宅の確保	67
1 - 4	初期初動体制の強化	67
1 - 5	自治体被災による行政機能の低下等への対策	68
2	防災知識の普及	69
2 - 1	市職員に対する防災知識の普及	69
2 - 2	市民に対する防災知識の普及	70
2 - 3	乳幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育	72
2 - 4	防災上重要な施設管理者に対する教育	74
2 - 5	防災教育環境の充実	74
2 - 6	本市施設における緊急地震速報の活用	75
2 - 7	災害教訓の伝承	75
2 - 8	各区の防災機能の強化	75
3	自主防災組織の育成	76
4	防災訓練の実施	78
4 - 1	防災訓練の実施	78
4 - 2	住民・事業所の訓練	81
5	ボランティア環境の整備	83
5 - 1	ボランティア活動拠点	83
5 - 2	専門ボランティアの登録・研修	83
5 - 3	一般ボランティアに対する防災意識の醸成	84
5 - 4	本市退職者による災害時ボランティアの登録	84
第4	地震被害軽減のための『防災体制づくり』	85
1	津波防災体制の充実強化	85
1 - 1	水門等の津波防災施設の操作	85
1 - 2	水門等の津波防災施設の維持管理の徹底	86
1 - 3	大阪港地震・津波対策アクションプランの策定	86
2	火災予防	88
2 - 1	出火防止	88
2 - 2	初期消火	89
2 - 3	防災教育等の推進	89
3	消防体制の充実強化	90
3 - 1	消防庁舎の耐震化の推進	90
3 - 2	消防活動体制の整備	90
3 - 3	消防水利の確保	91
3 - 4	広域消防応援に係る受援体制の確立	92

3 - 5	警防訓練等の実施	92
3 - 6	地域との連携強化と自主救護能力の向上	92
3 - 7	防災関係機関等との連携強化	93
4	災害時の医療確保	94
4 - 1	医療機関の状況把握	94
4 - 2	医薬品・医療資器材の確保	94
4 - 3	初期医療体制の整備	95
4 - 4	後方医療体制の整備	96
5	生活関連物資等の確保	98
5 - 1	飲料水等の確保	98
5 - 2	食糧の確保	100
5 - 3	生活必需品の確保	101
5 - 4	し尿処理に関する事前準備	101
5 - 5	生活関連物資等の確保のための協定の締結	102
5 - 6	備蓄倉庫の整備計画	102
5 - 7	職場・家庭における備蓄	103
5 - 8	物流	103
6	帰宅困難者対策	104
7	地下空間の津波避難対策	107
8	外国人に関する対策	108
8 - 1	防災知識の普及・啓発	108
8 - 2	避難場所等案内板、標識類の整備	108
8 - 3	情報提供	109
第5	震災対策にかかわる『情報ネットワーク基盤づくり』	110
1	通信の整備	110
1 - 1	有線通信	111
1 - 2	無線通信	112
1 - 3	設備の停電・震災対策・維持管理	112
1 - 4	防災対策関係職員への連絡体制の整備	113
2	総合的な防災情報システムの整備	114
2 - 1	危機管理総合情報システムの開発	114
2 - 2	各局の防災情報システムの整備・充実とシステム間の連携	115
2 - 3	システム運用体制等の整備	115
3	広報活動体制の整備	116
3 - 1	報道機関等との連携	116
3 - 2	単車、自転車等を用いた広報体制の整備	116

3 - 3	民間との協力協定の促進	117
3 - 4	インターネットの活用	117
3 - 5	市外へ避難する住民への情報提供	117
第 6	地震防災戦略の策定	118
第 7	地震被害軽減のための『調査研究計画』	119

第 3 部 災害応急対策計画

1	組織計画	123
1 - 1	大阪市防災会議	123
1 - 2	災害対策本部	123
1 - 3	災害対策緊急本部	126
1 - 4	災害対策警戒本部	129
1 - 5	震度 3 以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応	131
2	動員計画	141
2 - 1	動員基準	141
2 - 2	動員	141
3	応援要請計画	143
3 - 1	行政機関との相互応援協力	144
3 - 2	関係民間団体等に対する応援要請	148
3 - 3	自衛隊に対する災害派遣要請	148
4	消防活動計画	152
4 - 1	震災警防体制	152
4 - 2	震災消防活動	153
5	津波対策計画	157
5 - 1	津波防ぎよ実施体制	157
5 - 2	船舶の津波防災体制	159
5 - 3	木材対策	159
6	応急避難計画	160
6 - 1	警戒区域の設定	160
6 - 2	避難の勧告、指示	160
6 - 3	避難の誘導及び移送	162
6 - 4	避難施設	163

6 - 5	避難所の管理及び避難者の収容	163
6 - 6	要援護者への対応	168
6 - 7	帰宅困難者対策	168
7	災害情報収集・伝達計画	170
7 - 1	情報収集体制及び伝達系統の確立	170
7 - 2	収集すべき情報	172
7 - 3	府知事に対する報告	173
7 - 4	内閣総理大臣に対する報告	173
8	通信運用計画	175
8 - 1	通信手段の活用	175
8 - 2	通信設備の応急復旧	177
9	広報活動計画	179
10	広聴活動計画	182
11	危険物等災害応急対策計画	184
11 - 1	応急措置	184
11 - 2	応急復旧	185
12	輸送計画	186
12 - 1	災害時の輸送	186
12 - 2	輸送力の確保	186
12 - 3	輸送基地及び緊急交通路の確保	187
12 - 4	緊急道路啓開	188
12 - 5	輸送用燃料の確保	188
12 - 6	緊急通行車両の事前届出と確認申請	188
12 - 7	交通規制	189
13	障害物除去計画	192
13 - 1	道路関係障害物の除去計画	192
13 - 2	河川・港湾関係障害物の除去計画	193
13 - 3	住居障害物の除去計画	193
14	警備計画	195
15	飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画	196
15 - 1	応急給水計画	196
15 - 2	食糧供給計画	197
15 - 3	生活関連物資供給計画	198
16	医療・救護計画	200
16 - 1	初期初動医療救護活動	200
16 - 2	後方医療体制の確保	202
16 - 3	長時間にわたる避難所等における救護所の設置運営	203

16 - 4	保健師等による健康相談	204
16 - 5	大阪府医師会の対応	204
17	防疫・保健衛生計画	206
17 - 1	防疫活動	206
17 - 2	食品衛生活動	207
17 - 3	動物保護等の実施	208
18	清掃計画	209
18 - 1	ごみの処理	209
18 - 2	がれき等の処理	209
18 - 3	し尿の処理	211
19	行方不明者の捜索、遺体の処理、火葬計画	212
19 - 1	組織と事務分担	212
19 - 2	行方不明者の捜索	212
19 - 3	遺体の仮収容（安置）所の設置	212
19 - 4	遺体の収容・身元確認	213
19 - 5	遺体の処理	213
19 - 6	斎場への遺体の搬送	213
19 - 7	遺体の火葬	213
19 - 8	民間への協力要請	213
20	ライフライン施設の応急対応計画	214
20 - 1	ライフライン情報の収集・広報	214
20 - 2	水道施設災害応急対策	214
20 - 3	下水道施設災害応急対策	217
20 - 4	電気施設災害応急対策（関西電力株式会社）	221
20 - 5	ガス施設災害応急対策（大阪ガス株式会社）	223
20 - 6	通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社大阪支店）	226
20 - 7	放送施設災害応急対策（日本放送協会大阪放送局）	228
21	文教対策計画	231
21 - 1	校園の地震発生時の対策	231
21 - 2	教育施設応急対策	231
21 - 3	応急教育の実施	232
21 - 4	教材の調達及び配給対策	232
21 - 5	児童・生徒の健康管理	232
21 - 6	学校給食対策	232
21 - 7	教職員の確保対策	233
21 - 8	収容避難所として開設された場合の措置	233
21 - 9	文化財の応急対策	233

22	建築物・住宅応急対策計画	234
22 - 1	市営住宅の一時使用許可	234
22 - 2	応急仮設住宅の措置	234
22 - 3	住宅の応急修理	236
22 - 4	市営住宅対策	237
22 - 5	建築物の応急危険度判定活動	238
23	公共施設の応急対策計画	239
23 - 1	本市施設の応急対策	239
23 - 2	土木施設の応急対策	239
23 - 3	港湾施設の応急対策	241
23 - 4	高速道路応急対策計画（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）	242
23 - 5	鉄道等応急対策計画	245
24	災害対策要員確保計画	252
24 - 1	大阪市赤十字奉仕団	252
24 - 2	自主防災組織	252
24 - 3	労働者の確保	253
24 - 4	民間人の従事命令等	253
25	ボランティアの調整計画	255
26	災害救助法の適用計画	256
26 - 1	災害救助法の適用	256
26 - 2	災害救助法の適用基準	256
26 - 3	被害認定の基準	257
26 - 4	救助の実施	259
27	激甚災害の指定計画	260
28	義援金品に関する計画	262
28 - 1	義援金の受入れ	262
28 - 2	義援品の受入れ	262
29	応急金融計画	264
29 - 1	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	264
29 - 2	生活福祉資金の貸付	264
29 - 3	市税の減免等	264
29 - 4	被災住宅に対する融資等	265
29 - 5	被災者生活再建支援金	265
29 - 6	被災の証明	265

第4部 災害復旧計画

1	公共施設の災害復旧事業	269
2	災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成	270
3	ライフラインの復旧に関する連携	272
4	復興に関する連携	272
5	復興のための事業準備	273

付属（東海地震編） 警戒宣言発令時における対応計画

第1章	目的及び基本方針	277
第1節	目的	277
第2節	基本方針	277
第3節	前提条件	277
第2章	事前の対策	279
第1節	広報・教育	279
第2節	防災訓練	279
第3章	東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策	281
第1節	災害対策警戒本部の設置	281
第2節	応急対策要員の動員	281
第3節	東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達	281
第4章	警戒宣言時の応急対策	283
第1節	災害対策本部の設置	283
第2節	警戒宣言及び東海地震予知関連情報の伝達	283
第3節	広報	286
第4節	応急対策	286

第 1 部 總 則

1 計画の方針

1 - 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議が策定する計画であり、本市域の震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めることにより、本市、指定地方行政機関、自衛隊、大阪府、大阪府警察、指定公共機関、及び指定地方公共機関等防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、また相互に協力して防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域及び市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

市民や企業等においても、この目的に鑑み、相互に協力するとともに、防災関係機関が実施する防災活動に協力するよう努めなければならない。

1 - 2 計画の構成

本市域に発生することが予想される震災に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限度に止めるとともに災害応急対策を円滑に実施するための措置について基本的な計画を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生への防御、災害の拡大の防止及び災害の発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置について基本的な計画を定める。

(3) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針を定める。

1 - 3 法令等との整合

この計画は、本市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。

1 - 4 計画の修正

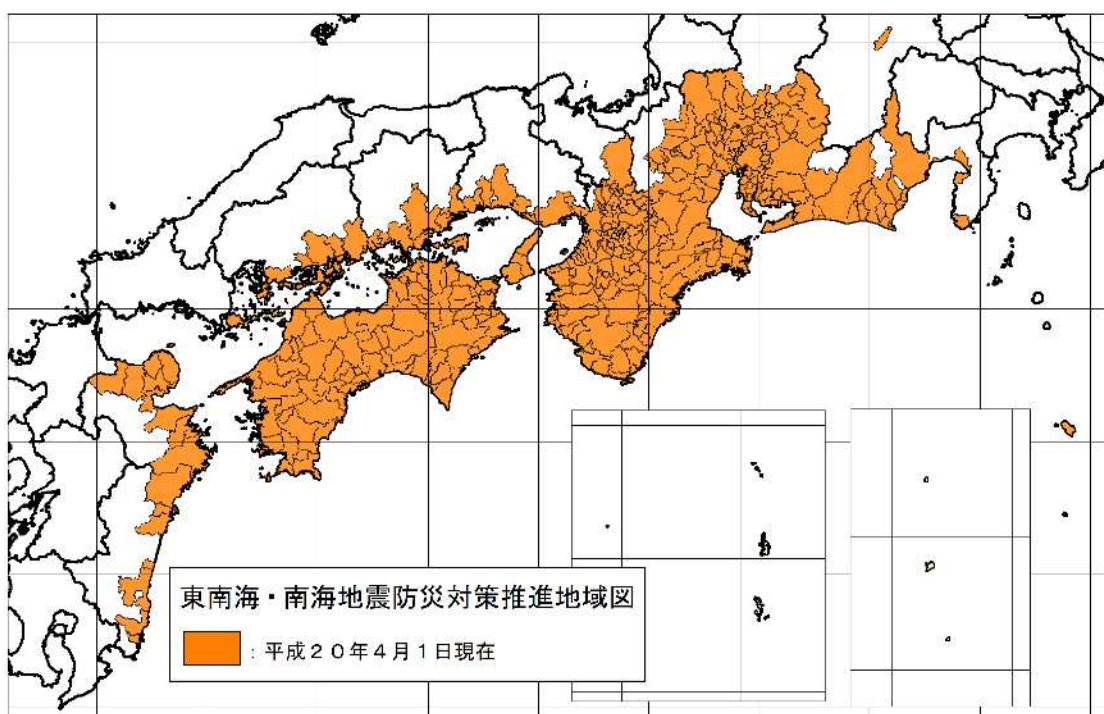
この計画は、法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認める時にはこれを修正する。したがって防災関係機関は、修正すべき事項がある場合には、計画修正案を大阪市防災会議に提出するものとする。

1 - 5 計画の習熟及び推進

防災関係機関は、不断に危機管理や災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

なお、市は地震防災対策特別措置法に基づき策定した、地震防災緊急事業五箇年計画に従い、事業の推進を図るものとする。

また、本市は「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成15年7月25日施行）」に基づく「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定（平成15年12月17日）されており、地震防災上緊急に整備すべき施設、津波からの防護及び円滑な避難に関する事項、防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育、広報に関する事項を定めた「東南海・南海地震防災対策推進計画」を平成16年8月31日に作成しており、本計画に基づき東南海・南海地震対策の推進を図るものとする。



東南海・南海地震防災対策推進地域

（中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会資料より）

1 - 6 計画の進捗状況の把握

全庁的な組織をもって計画の進捗状況の把握に努める。進捗状況の把握については、計画項目を目標として設定し、可能な限り、事務・事業を定量化して行うものとする。

2 市域の概況

2 - 1 地勢

本市は、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は222.11km²である。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

本市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する上町台地は、南北9 km、東西2 kmにわたる台地（最高O.P^注）+25m）で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して地盤が高く、西部にいくにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。そのほとんどは、淀川、大和川などによって運ばれた土砂により形成されたため、概ね軟弱であり、また市街は概ね平地であり、そのうちO.P + 3 m前後の低地（朔望平均満潮位^注）はO.P + 2 m）が大部分を占めている。

また、本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。

注）O.P：大阪湾工事基準面（大阪湾最低潮位）

注）朔望平均満潮位：満月と新月の、大潮の際の満潮位の平均

2 - 2 地質

大阪平野は、約一千万年前には大阪湾の一部として瀬戸内海の東部に位置していたが、数百万年前から六甲、生駒、和泉山脈などの隆起や淀川及び旧大和川などによる堆積作用により現在の地形が形成された。

本市の地質としては、大阪府南部の泉北丘陵の北端である上町台地における砂礫層からなる古期洪積層と、その他の地域での粘土と砂の互層、海底粘土層及び砂層からなる沖積層とに分類される。

2 - 3 市域に影響を与える地震

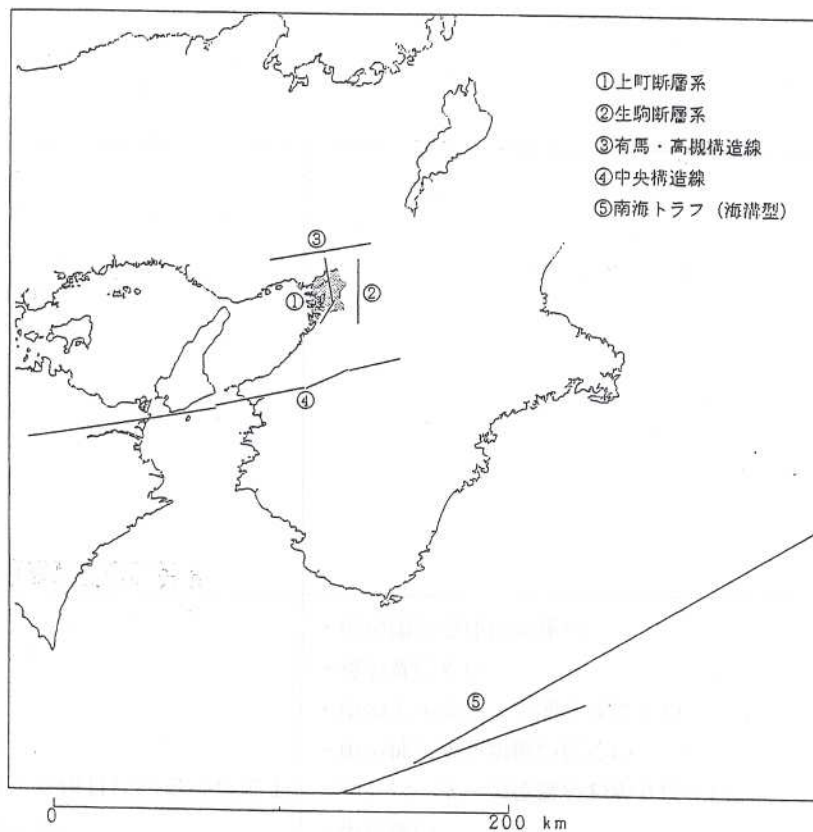
本市域に影響を与える地震には、次の2つのタイプが考えられる。

一つは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南部の海域を経て、土佐湾までの海域（大陸

プレートと海洋プレートの境界付近)で発生するタイプで、地震の規模(マグニチュード)が8を超える巨大地震である。昭和19年(1944年)に発生した東南海地震や、昭和21年(1946年)に発生した南海地震がこのタイプにあたり、この地震が発生したときの本市域での震度は5弱～6弱程度で、大阪湾には津波が襲来すると想定される。(このタイプの地震は、その発生のメカニズムから、プレート間(海溝型)地震と呼ばれている。)

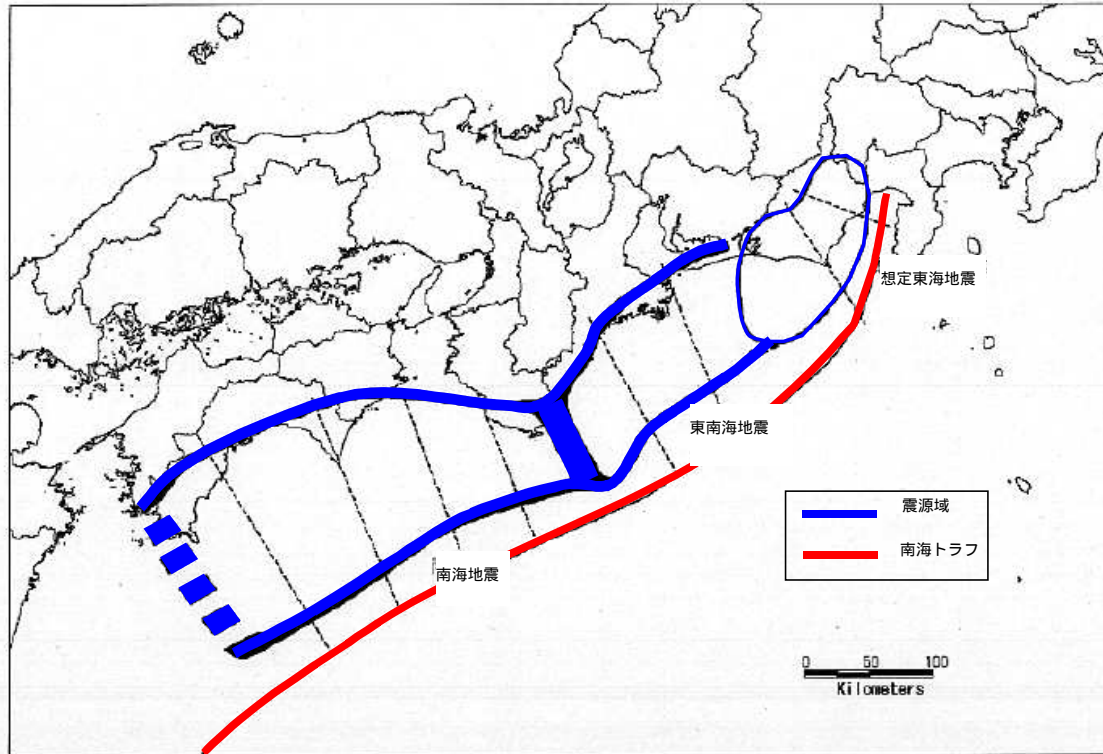
もう一つは、陸域で発生するタイプで、地震の規模(マグニチュード)は、7を超えることもあり、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)」が、その代表的な例である。日本の内陸部の浅い地震は、プレート相互作用の影響を受けて大陸プレート内部で発生しており、内陸(地殻内の)地震と呼ばれている。

なお、災害想定を行った活断層^{注)}等の位置は下図のとおりである。



注) 活断層：最近の地質時代に活動し、今後も活動する可能性のある断層。

南海トラフ説明図（東海、東南海、南海地震の想定震源域）

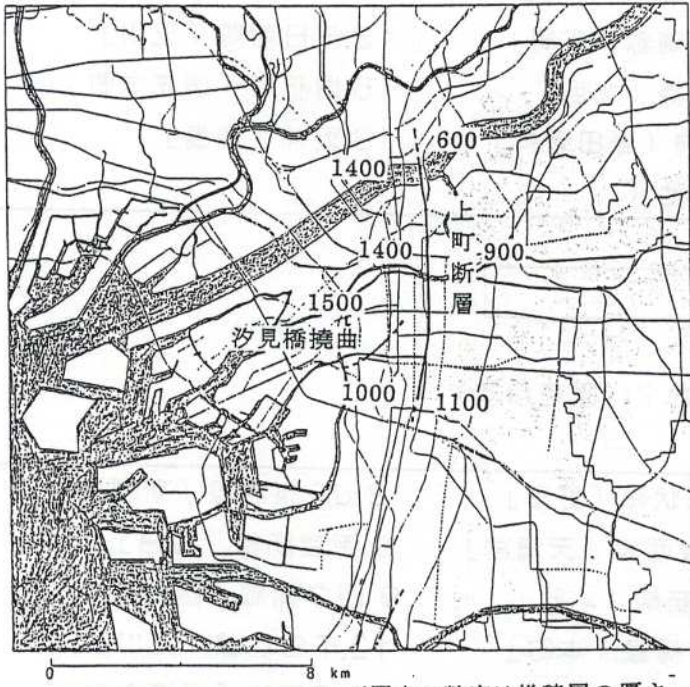


2 - 4 市域の活断層

本市域には、その地形的な特徴及び堆積している地層の変形より、地質学的に確認されている上町断層が都心部を南北に縦断するように存在しており、この断層より北上して豊中市に至っている佛念寺山断層及び市域南部より南下して岸和田市に至る坂本断層、久米田池断層、更に上町断層の東側に位置する長居断層及び西側に位置する汐見橋撓曲、住之江撓曲を含めて上町断層帯と称している。

この断層系は、過去にボーリング等によりその位置等が調査されたが、断層上に厚く堆積している沖積層のために、断層の位置、長さ、過去の活動歴などについて、いまだに不明な点が多く残されている。

なお、市域の活断層は、次図のとおりである。



(図中の数字は堆積層の厚さ : m)

3 災害想定と被害想定

この計画において想定する災害及び被害は次のとおりである。

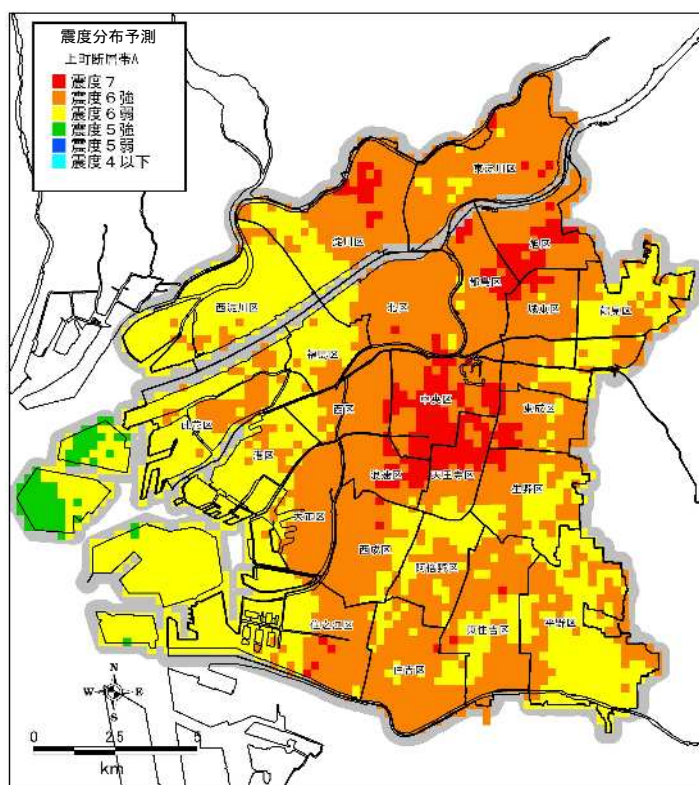
3 - 1 災害想定

1 上町断層帯による地震動

上町断層帯の活動による地震を想定し、本市域における地震動の強さを予測した。想定にあたっては、仏念寺山断層、上町断層、長居断層、坂本断層、久米田池断層のすべてが活動し、上町断層の北端部から破壊が開始すると仮定し、その最大級（マグニチュード7.8程度）の地震を想定した。

この結果に基づく震度分布予測は下図のとおりである。

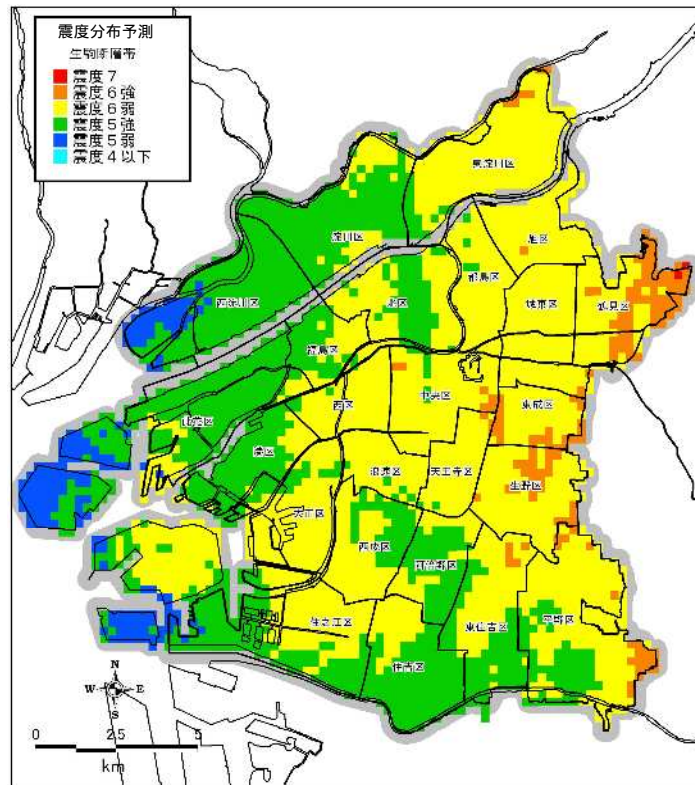
上町断層帯地震



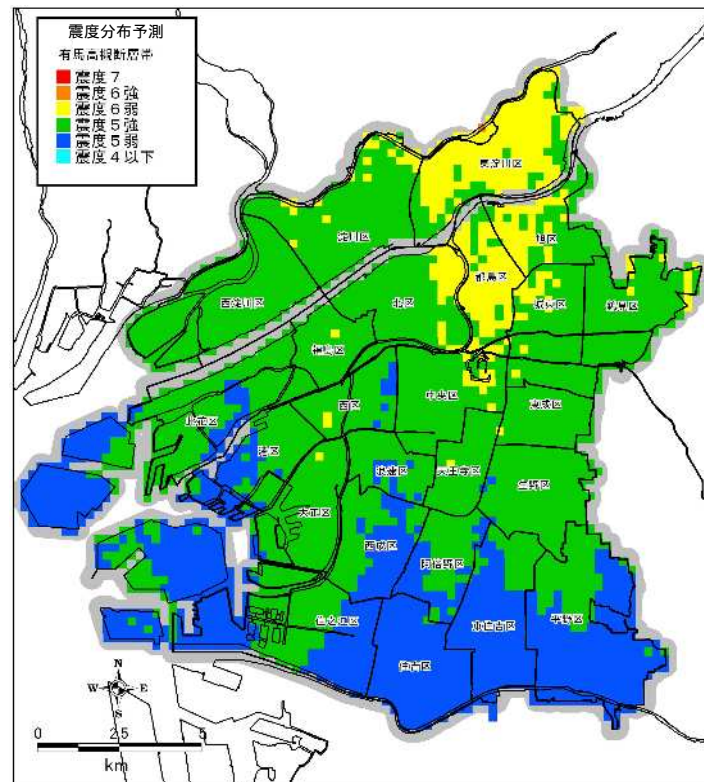
2 上町断層帯以外の断層等による地震動

上町断層帯以外の断層等で、本市に影響を与えると考えられる生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯及び海溝型の南海トラフの活動による東南海・南海地震を想定し、本市域における地震動の強さを予測した。

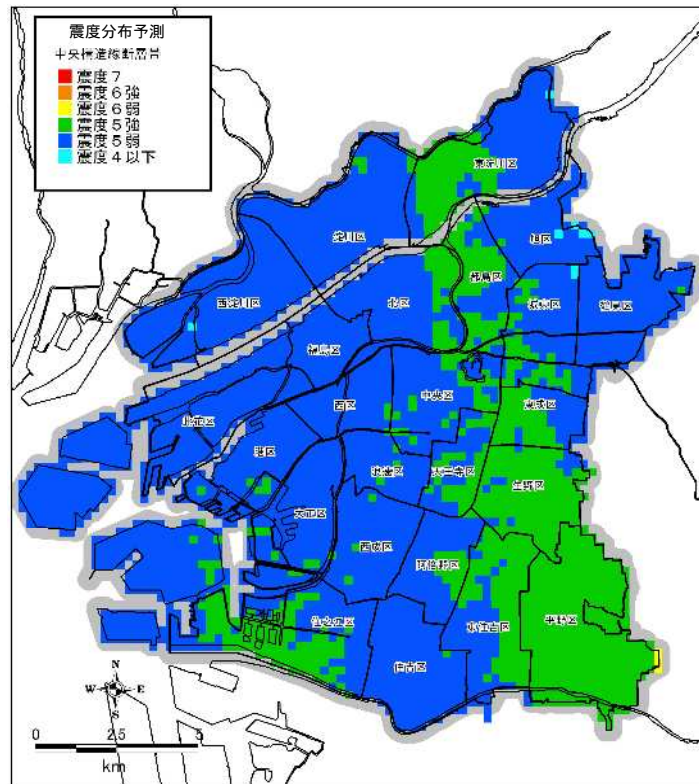
生駒断層帯地震



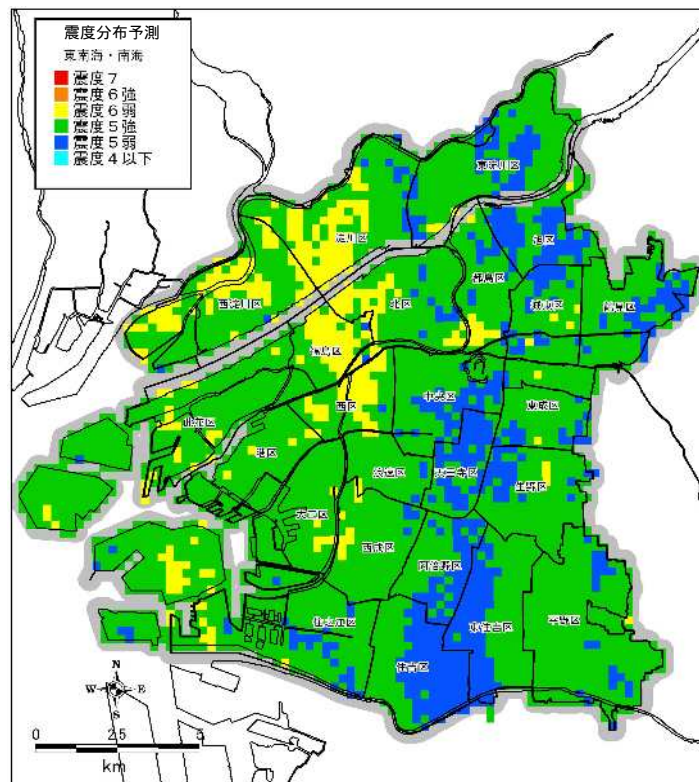
有馬高槻断層帯地震



中央構造線断層帯地震



南海トラフ(海溝型：東南海・南海地震)

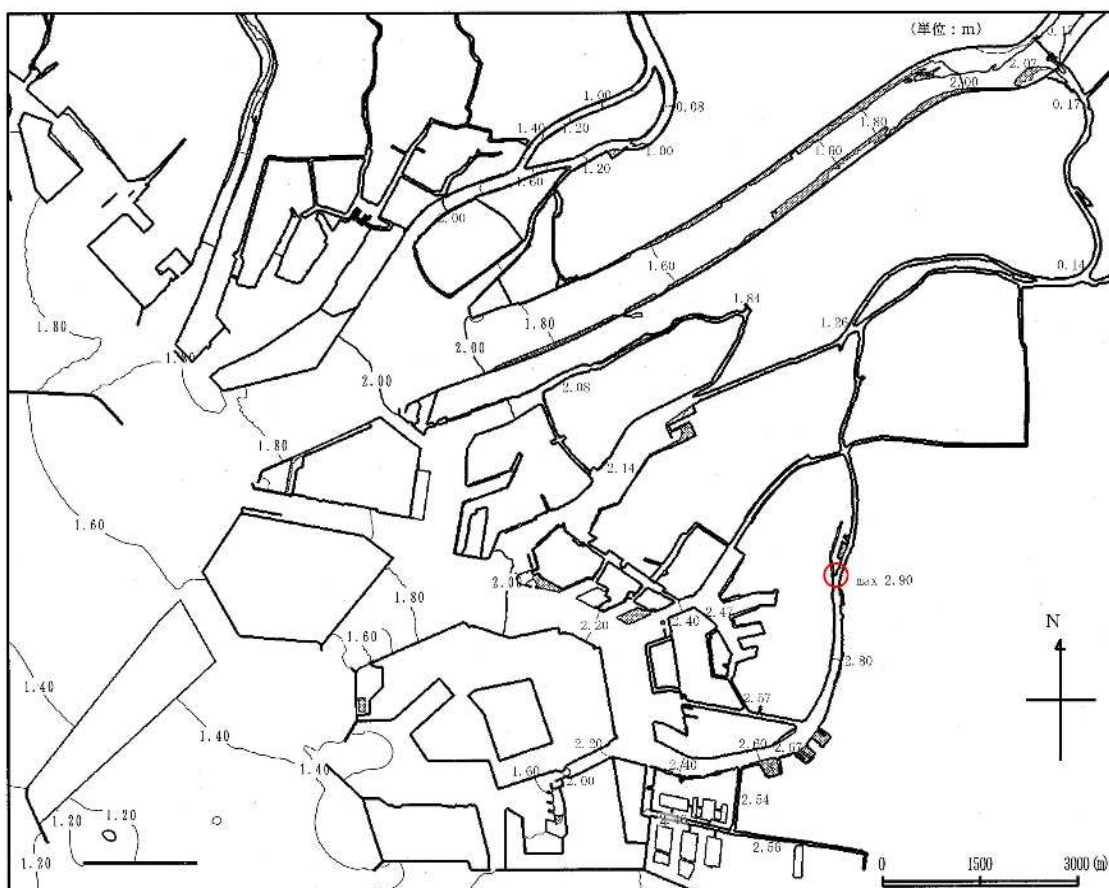


発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震の想定については、国による東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震の検討結果を踏まえ、府と連携して詳細なシミュレーションを実施の上、災害の全体像を明確化するものとする。

3 津波

四国沖でマグニチュード8.6程度の海溝型地震が発生したと想定し、本市域における津波の高さ及び到達時間を予測した。

この結果に基づく大阪港への津波の到達時間は約2時間と予測される。また、津波の最大津波高予測は下図のとおりである。



(平成15年度東南海・南海地震津波対策検討委員会検討結果より)

なお、今後は、東日本大震災を踏まえた科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分ける。

最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波の想定については、国による東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震の検討結果を踏ま

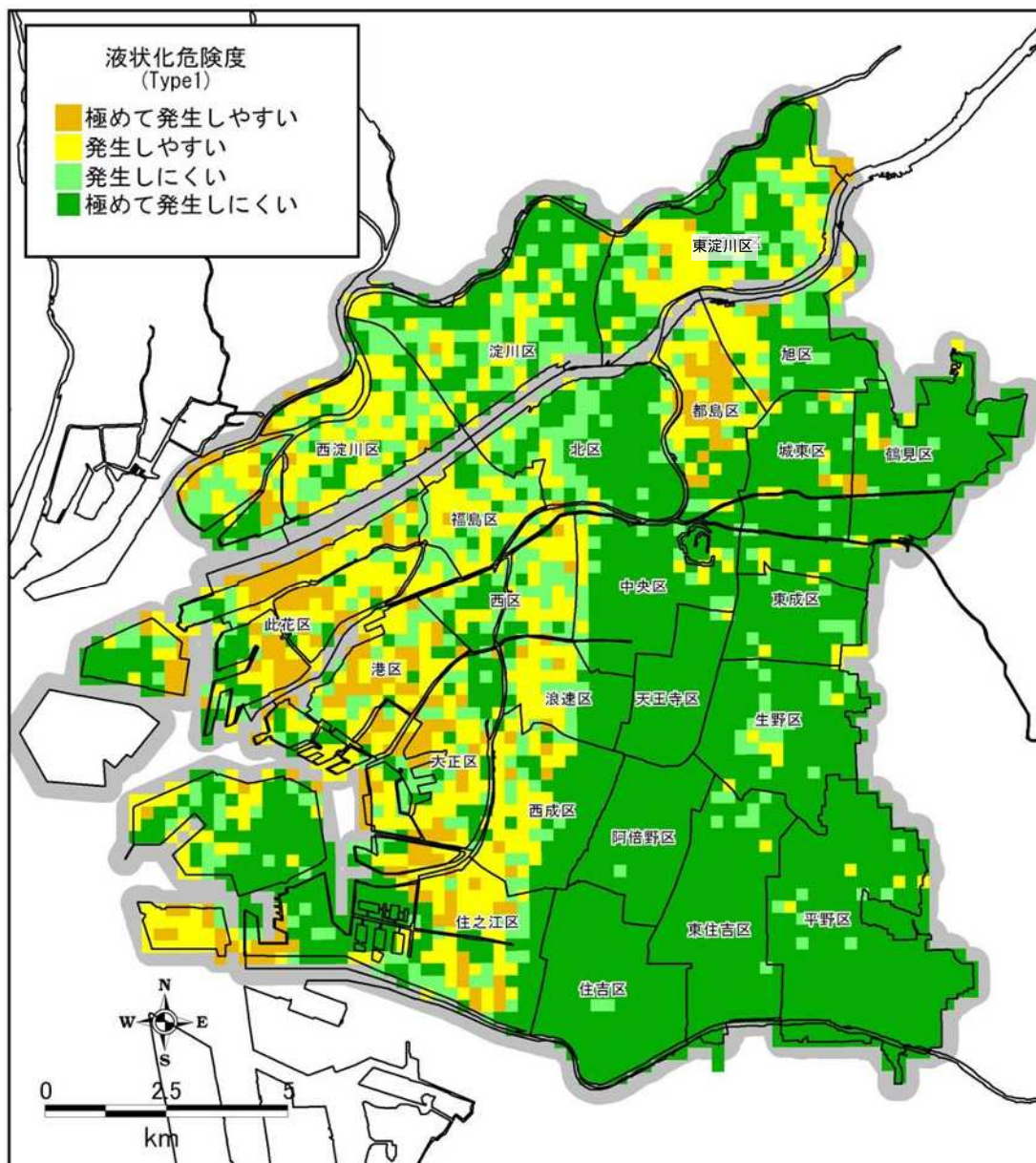
え、府と連携して詳細なシミュレーションを実施の上、災害の全体像を明確化するものとする。

比較的発生頻度が高い一定程度の津波

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波とする。

4 液状化

本市域の地層、地下水位及び旧地形をもとに液状化の発生を予測した結果は下図のとおりである。



5 国による推計（平成 24 年 3 月 31 日）〔関西〕

平成 24 年 3 月 31 日、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝征 東京大学名誉教授）より、マグニチュード 9 クラス規模の巨大な地震・津波を想定して推計し、最大クラスの地震・津波の検討結果が公表された。

- ・ 震度分布については、強震動生成域を 4 ケース設定し、250mメッシュ単位で震度が推計され、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れが想定される。
- ・ 津波高については、大すべり域と超大すべり域を 11 ケース設定、50mメッシュ単位（10 mメッシュ単位の津波高は4 月以降に推計）で推計された。

最大クラス：大阪府（堺市西区）4m、和歌山県（すさみ町）18.3m、
兵庫県（南あわじ市）9m、高知県34.4m（黒潮町*最大）

- ・ 今回推計された震度分布・津波高は、広範囲の領域を捉えた防災対策の参考とするために推計されたものであり、今後実施される詳細な浸水域や被害想定を検討において、改めて検証した結果、修正されることがあるとされている。

震源における想定地震規模

	H24.3.31 内閣府発表	本市従来想定
震度分布推計	マグニチュード 9 . 0	マグニチュード 7 . 9 ~ 8 . 6
津波高推計	マグニチュード 9 . 1	

各区最大震度

	H24.3.31 内閣府発表	本市従来想定
北 区	6 強	6 弱
都 島 区	6 強	6 弱
福 島 区	6 弱	6 弱
此 花 区	6 強	6 弱
中 央 区	6 弱	5 強
西 区	6 強	6 弱
港 区	6 強	6 弱
大 正 区	6 弱	6 弱
天 王 寺 区	6 弱	5 強
浪 速 区	6 弱	6 弱
西 淀 川 区	6 弱	6 弱
淀 川 区	6 弱	6 弱
東 淀 川 区	6 強	6 弱
東 成 区	6 強	6 弱
生 野 区	6 強	6 弱

旭 区	6 強	6 弱
城 東 区	6 強	6 弱
鶴 見 区	6 弱	5 強
阿 倍 野 区	6 弱	5 強
住 之 江 区	6 強	6 弱
住 吉 区	6 弱	5 強
東 住 吉 区	6 弱	5 強
平 野 区	6 弱	5 強
西 成 区	6 弱	6 弱

津波高さ

	H24.3.31 内閣府発表	本市従来想定		< >内の A/B	海岸付近の 堤防高さ
	[海岸付近の最大値] (A)	[海岸付近最大値] (B)	[各区最大値 (参考)]		
此花区	TP+3.8m(OP+5.1m)<3.0m>	TP+2.8m(OP+4.1m)<2.0m>	TP+3.0m(OP+4.3m)<2.2m>	1.50	OP+6.2m ~ 8.0m
港区	TP+3.4m(OP+4.7m)<2.6m>	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.3m(OP+4.6m)<2.5m>	1.08	OP+5.7m ~ 7.2m
大正区	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.7m(OP+5.0m)<2.9m>	1.00	OP+5.7m ~ 6.6m
西淀川区	TP+3.8m(OP+5.1m)<3.0m>	TP+2.8m(OP+4.1m)<2.0m>	TP+3.0m(OP+4.3m)<2.2m>	1.50	OP+7.6m ~ 8.1m
住之江区	TP+3.8m(OP+5.1m)<3.0m>	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.5m(OP+4.8m)<2.7m>	1.25	OP+5.7m ~ 6.6m

OP 表示の潮位は、大阪市の満潮位 OP+2.1m を設定。< >内は満潮位からの高さ。

海岸に面している地区のみを公表。ただし想定場所は不明。

内閣府発表と本市従来想定の場合は必ずしも同じではない。

海岸付近の津波到達時間

	H24.3.31 内閣府発表	本市従来想定
大 阪 港	90 ~ 120分	約120分

3 - 2 被害想定

1 地震

注1)

本市域における地震による被害を次のとおり想定した。

項目		大阪市域への影響が考えられる地震					
		内陸活断層による地震				海溝型(プレート境界)の地震	
		上町断層帯地震	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	東南海・南海地震	
地震規模(マグニチュード)		7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	
発生確率 注2)		2～3%	0～0.1%	0～0.03%	0.06～14%	70%・60%	
震度		5強～7	5弱～6強	5弱～6弱	4～5強	5弱～6弱	
建物被害	全壊棟数	166,800	62,800	4,700	700	8,500	
	木造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	
	非木造	21,100	4,600	300	100	500	
	半壊棟数	109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	
	木造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	
	非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	
火災 注3)	炎上 出火	1日	325件	81件	4件	0	6件
		1時間	162件	41件	2件	0	3件
	残火災		6件 注4)	0	0	0	0
ライフライン被害	電力	停電率 (停電軒数)	約64% (約983千軒)	約7% (約105千軒)	約1% (約10千軒)	約0.1% (約1千軒)	約2% (約26千軒)
		復旧期間	約1週間	約6日	約2日	約1日	約1日
	ガス	ガス供給停止率 (供給停止戸数)	約81% (1,195千戸)	約32% (475千戸)	0% (0)	0% (0)	0% (0)
		復旧期間	約2～3ヶ月	約0.5～1.5ヶ月	約0.5～1ヶ月	約2週間	
	水道	水道断水率 (断水人口)	約77% (2,075千人)	約68% (1,906千人)	約20% (628千人)	約4% (123千人)	約13% (386千人)
		復旧期間	約1ヶ月	約1ヶ月	約2週間	約1週間	約1週間
	電話	固定電話不通率 (不通加入者数)	約13% (約525千回線)	約2% (約64千回線)	約0.9% (約35千回線)	約0.2% (約9千回線)	0% (0)
		復旧期間	約2週間	約2週間	約2週間	約5日	
人的被害	死者	8,500人	1,400人	～100人	0	～100人	
	負傷者	41,000人	37,800人	6,100人	900人	10,300人	
避難所生活者		343,500人	148,300人	16,000人	3,000人	28,300人	

注1) 上表の数字は、概ね、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会(平成17年度、18年度)における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

注2) 発生確率(今後30年以内)は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による平成24年1月1日を算定基準日とした評価である(平成24年1月11日現在)。

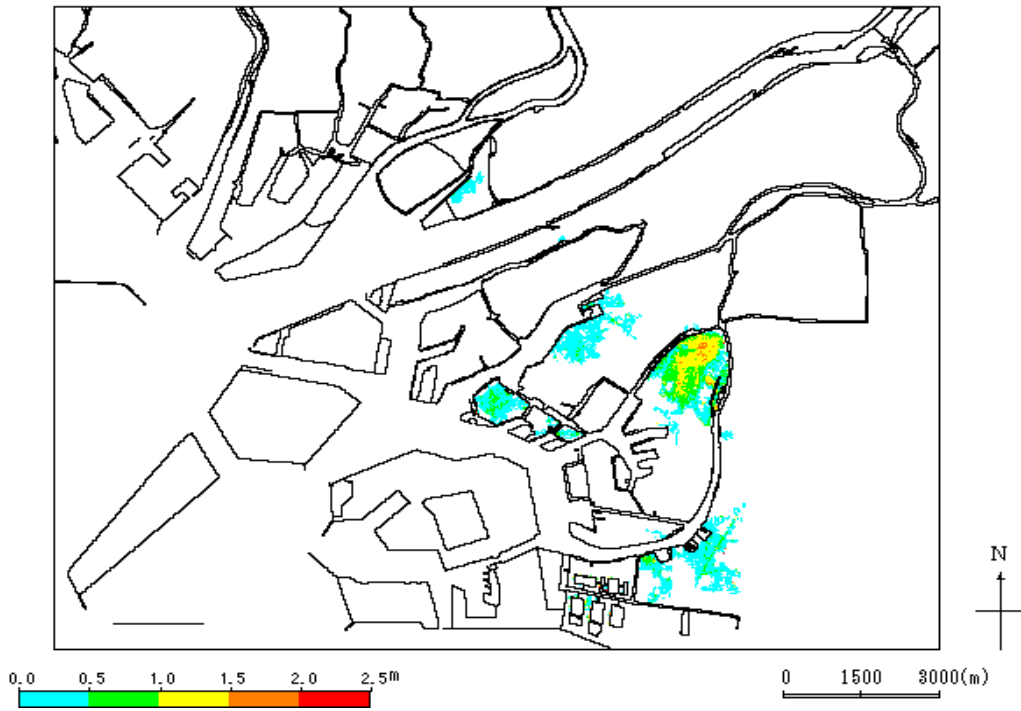
注3) 火災は、冬季夕刻・風速5.3m/sで想定した。
「炎上出火」は、地震後に出火した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残った火災であり、「残火災」は、炎上出火(1時間)のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定し自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。

注4) 自主防災組織が公設消防と協同して消火活動した場合の想定は0件である。

2 津波

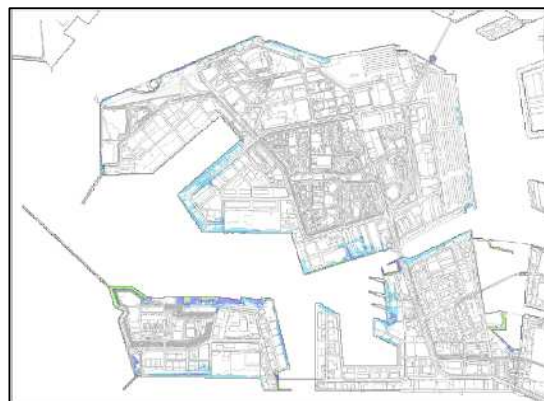
津波による本市域における浸水被害は、四国沖でマグニチュード8.6程度の海溝型地震が発生した場合を想定しており、これについては、防潮扉及び水門を閉鎖することにより、ほとんどないと想定されるが、夜間、初期初動体制で閉鎖を必要とする常時開放されている防潮扉及び水門については閉鎖できない可能性があることを考慮し、開放したものととして以下のとおり想定した。

この他に、地震による揺れ、液状化及び漂流物等の衝突によって発生する防潮扉、水門及び護岸等の一部損壊に伴い、海水の越水や侵入による浸水被害が生じる可能性も考えられる。



東南海・南海地震津波浸水予測図

(平成15年度 東南海・南海地震津波対策検討委員会検討結果より)



咲洲地区における東南海・南海地震津波浸水予測図^{注)}(平成21年度)

なお、今後は、東日本大震災を踏まえた科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波の想定については、国による東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震の検討結果を踏まえ、府と連携して詳細なシミュレーションを実施の上、災害の全体像を明確化するものとする。

なお、新たな災害想定及び被害想定を定めるまでは、市として従来想定を上回る津波による浸水に備え、概ね上町台地より西側の範囲において、避難を中心とするソフト対策を講じていくこととする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に地域の実情に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度が高い一定程度の津波

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を引き続き進めるものとする。

4 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

4 - 1 大阪市

(1) 全般

大阪市防災会議に関する事務

(2) 災害予防に係る事項

- ア 防災に関する組織の整備
- イ 防災に関する知識の普及・啓発
- ウ 防災に関する訓練の実施
- エ 防災に関する物資及び素材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- カ 防災に関する調査研究

(3) 災害応急対策に係る事項

- ア 消防、水防その他の応急措置
- イ 他自治体等への応援要請

- ウ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
 - エ 避難誘導及び避難所の管理
 - オ 災害情報の収集及び伝達
 - カ 災害情報等の広報及び広聴
 - キ 緊急輸送の確保及び道路・河川・住居等の障害物の除去
 - ク 水、食糧、生活関連物資の供給
 - ケ 被災者の医療、救護
 - コ 清掃、防疫活動、食品衛生の監視
 - サ 被災者の搜索、遺体の処理
 - シ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - ス 被災者の住宅確保
 - セ 施設及び設備の応急復旧
 - ソ 災害対策要員の確保
 - タ ボランティアの調整
 - チ 災害救助法・激甚災害の指定に関する事項
 - ツ 義援金品の配分
 - テ 被災者に対する応急金融措置
 - ト 災害の発生の防御又は拡大の防止措置
- (4) 災害復旧に係る事項
- 災害復旧の実施

4 - 2 指定地方行政機関

- (1) 近畿財務局
 - ア 金融機関に対する緊急措置の要請
 - イ 普通財産の無償貸付
 - ウ 地方公共団体に対する災害融資
 - エ 被災施設の災害復旧事業費の査定の立会い
- (2) 近畿農政局（大阪地域センター）
 - ア 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- (3) 近畿経済産業局
 - ア 防災関係物資の供給体制の整備及び適正な価格による円滑な供給の確保
 - イ 電気・ガス・工業用水の復旧対策及び供給の確保に係る指導・要請
 - ウ 罹災事業者の業務の正常な運営の確保
 - エ 被災中小企業の復興とその他経済復興の支援
- (4) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- ア 電気・ガス事業に関する復旧対策の推進（保安に係るもの）
 - イ 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナートに係る施設の保安確保対策の推進
- (5) 近畿運輸局
- ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
 - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
 - ウ 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
 - エ 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
 - オ 特に必要があると認める場合の輸送命令
 - カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
- (6) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）
- ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導
 - イ 排出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の指導
 - ウ 危険物積載船舶等の災害予防
 - エ 海難救助体制の整備
 - オ 海上交通の制限
 - カ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達
 - キ 海難の救助及び危険物等の海上流出油対策
 - ク 人員及び救助物資の緊急海上輸送
 - ケ 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持
- (7) 大阪管区气象台
- ア 観測施設等の整備
 - イ 防災知識の普及・啓発
 - ウ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達
- (8) 近畿総合通信局
- ア 非常通信体制の整備
 - イ 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施
 - ウ 災害時における電気通信の確保
 - エ 非常通信への妨害の排除及び混信の除去
 - オ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
- (9) 近畿地方整備局
- ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - イ 応急復旧資料機材の備蓄及び整備
 - ウ 指定河川の洪水予防警報及び水防警報の発表及び伝達
 - エ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備
 - オ 災害時の直轄国道の通行の禁止又は制限及び道路交通の確保
 - カ 直轄公共土木施設の二次災害防止

- キ 直轄公共土木施設の復旧
- ク 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導
- ケ 緊急物資及び人員輸送活動
- コ 海上の排出油に対する防除処置
- サ 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導

4 - 3 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- ア 大阪市地域防災計画に係る訓練の参加協力
- イ 府、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- ウ 災害派遣に関すること

4 - 4 関西広域連合

- ア 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- イ 大規模広域災害時における構成団体、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- ウ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- エ 大規模広域災害に備えた事業企画、実施に関すること

4 - 5 大阪府

- ア 大阪府防災会議に関する事務
- イ 防災対策の組織の整備
- ウ 防災施設の整備
- エ 防災のための教育及び訓練
- オ 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- カ 水防その他の応急措置
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ク 被災者の救出、救護等の措置
- ケ 避難の指示、並びに避難所の開設の指示
- コ 災害時における保健衛生についての措置
- サ 被災児童、生徒の応急教育
- シ 災害時における交通規制
- ス 災害復旧の実施
- セ 災害救助（法）に関すること

- ソ 市町村及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- タ 市町村地域防災計画の指導に関する事
- チ 指定河川の洪水予報警報及び水位周知河川の避難判断水位(特別警戒水位)到達情報、水防警報の発表及び伝達に関する事

4 - 6 大阪府警察

- ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- イ 被災者の救出救助及び避難指示
- ウ 交通規制・管制
- エ 広域応援等の要請・受け入れ
- オ 遺体の検視(見分)等に関する措置
- カ 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持
- キ 災害資機材の整備

4 - 7 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社(大阪支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社(関西営業支店)及びNTTドコモ(関西支社)
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 応急復旧用資機材の整備
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達
 - エ 災害時における重要通信確保
 - オ 災害関係電報、電話料金の減免
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
 - キ 「災害用伝言ダイヤル」に関する事
- (2) 日本赤十字社(大阪府支部)
 - ア 災害医療体制の整備
 - イ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
 - ウ 災害時における医療、助産等救護活動の実施
 - エ 義援金品の募集、配分等の協力
 - オ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
 - カ 救援物資の備蓄
- (3) 日本放送協会(大阪放送局)
 - ア 防災知識の普及
 - イ 災害時における放送の確保対策

- ウ 緊急放送・広報体制の整備
 - エ 気象予警報等の放送周知
 - オ 避難所等への受信機の貸与
 - カ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
 - キ 災害時における広報
 - ク 災害時における安否情報の提供
- (4) 阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（関西支社）
- ア 管理道路の整備と防災管理
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保
 - エ 被災道路の復旧事業の推進
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部）
- ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備
 - エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送
 - オ 災害時における鉄道通信施設の利用
 - カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進
- (6) 大阪ガス株式会社
- ア ガス施設の防災管理
 - イ 導管の耐震化の確保
 - ウ 災害時におけるガスの供給確保
 - エ 被災ガス施設の復旧事業の推進
- (7) 日本通運株式会社（大阪支店）
- ア 緊急輸送体制の整備
 - イ 災害時における救援物資等の緊急輸送の協力
 - ウ 復旧資材等の輸送協力
- (8) 関西電力株式会社
- ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力の供給確保と復旧体制の整備
 - ウ 被災電力施設の復旧事業の推進

4 - 8 指定地方公共機関

- (1) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合

- ア 水防団員の教育及び訓練
 - イ 水防資機材の整備、備蓄
 - ウ 水防活動の実施
- (2) 阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備
 - エ 災害時における鉄道通信施設の利用
 - オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進
- (3) 社団法人大阪府医師会
- ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 傷病者の収容並びに医療活動の実施
- (4) 社団法人大阪府看護協会
- ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
 - イ 被災者に対する看護活動に関すること

4 - 9 その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公立大学法人大阪市立大学、
 農漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、
 養老、育児、司法保護を目的とする厚生社会事業団体、
 青年団体等の文化事業団体、交通機関、学校法人、赤十字奉仕団、
 女性会等の地域住民組織、大量の危険物の貯蔵等の管理者
 避難場所の管理者、大規模地下空間管理者、地下街管理者、
 防潮扉管理者、その他公共的活動を営むもの

大阪市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力

第2部 災害予防計画

第1 災害に強い『都市空間づくり』

1 都市の防災構造化

基本方針

本市では、平成17年12月に策定した新しい総合計画「大阪市総合計画」に基づき、各種のまちづくりを進めてきているが、阪神・淡路大震災以降、全国各地で大規模な地震が頻発し、本市においても、東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されているなか、「自然災害に対する安全性を高める」とともに、「住宅を良好に維持・更新し、次の世代へ引き継ぐこと」により、「災害に強いまちづくり」を一層積極的に推進していくこととする。

「災害に強いまちづくり」を推進していくにあたっては、市街地の特性を十分に踏まえた上で、各種整備を実施することが重要である。本市においては、計画的なまちづくりを進めるために道路等の都市基盤施設を先行的、総合的に整備する必要のある地域や、都市基盤施設の整備が不十分なまま市街化が進行し防災性の向上の観点から総合的な再整備が必要な地域が存在している。

災害に強い市街地を形成していくためには、それらの整備が必要と判断される地域に対し、それぞれの地域特性を考慮した上で、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めるとともに、建築物の耐震化及び不燃化の推進等を行い、総合的なまちづくりを実施することが必要である。特に防災面での課題を多く抱える老朽住宅密集市街地においては、地域住民等とも連携しながら、安全で安心して暮らせる魅力あるまちの実現に向け、早急に整備を図るべく検討を進めていくこととし、各種事業の積極的な実施により、市域全体の防災性の向上を図るものとする。

なお、道路や公園等の都市基盤施設は、震災時には防災上、災害応急対策活動を実施するための空間、あるいは被害軽減のための空間としての役割を担うオープンスペースとして機能することが期待されるものであり、これらに資する空間を整備・拡大することが、都市の防災性の向上を図る施策となる。ただし、それら整備された空間は、災害発生後の時間の経過とともに、災害応急対策活動上の利用の形態が変化することを考慮して、それらの役割を担うにたる空間の整備を推進することとする。

概要

老朽住宅密集市街地については、防災上の観点から、その解消に向け、特に早急に総合的な整備を推進していく（「老朽住宅密集市街地の防災性の向上の推進」）。また、老朽住宅密集市街地以外の再整備が必要な地域に対しても、事業環境が整った地区から順次整備を実施していく（「市街地整備の推進」）。加えて、本市の全域を対象とした都市基盤施設の整備にも努める（「防災空間の整備・拡大」）とともに、臨海地域等においても市街地形成への開発（「新たな防災空間の整備」）を推進していく。

1 - 1 老朽住宅密集市街地の防災性向上の推進

市内には、老朽木造住宅がなお多く存在しているが、それらの多くはJR大阪環状線外周部の戦災を免れた地域を中心に分布しており、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた老朽住宅密集市街地を形成していることから、「防災まちづくり計画」において、こうした複数の被害発生要因が面的に集積している市街地を「防災性向上重点地区（約3,800ha）」と位置づけた。

また、国において大都市圏の再生に取り組むため、地震時等に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、期間を定めて最低限の安全性を確保するという方針が出されたことを踏まえ、本市においてもこのような老朽住宅密集市街地の整備を進めるにあたり、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（以下「優先地区」という。）（約1,300ha）」を中心に、より重点的に防災性の向上を推進していくものとしている。その整備にあたっては、地域住民等とも連携しながら、民間活力を最大限引き出すために各種誘導手法を活用し、老朽住宅の自主建替をはじめ、災害時における延焼拡大の遅延や、避難・消防活動の円滑化を図るものとする。

(1) 計画の目的

優先地区は防災の面で多くの課題を抱えていることから、その解消を図り市域全体の防災性の向上を促進することを目的とする。

(2) 計画の内容

幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備を進め、都市の防災骨格を形成するとともに、老朽木造住宅の建替えや耐震改修等を促進するため、地域住民等と連携を図りながら、規制誘導手法等を活用した以下の取り組みを進め、密集住宅市街地の解消を図る。

ア 主要生活道路及び狭あい道路の整備

地区レベルでの延焼防止と合わせて、消防活動や避難の円滑化を図るため、主要生活道路の整備を推進するとともに、建築物の建替えに合わせた沿道不燃化を促進する。また、幅員4m未満の狭あい道路については、「狭あい道路拡幅促進整備事業」により、建築物の個別建替えに合わせて拡幅を推進する。

イ まちかど広場の整備

災害時における地域の防災拠点となるとともに、地域住民と連携しながら、計画づくりや日常的な維持管理等を通じて地域コミュニティの活性化に寄与する「まちかど広場」の整備を行う。

ウ 老朽住宅の建替え・除却の促進

災害時における火災の延焼を防ぐとともに、倒壊による道路閉塞を防止するため、「民間老朽住宅建替支援事業」等により、建替建設費への助成や従前居住者に対する家賃補助、ハウジングアドバイザーの派遣等を行い、老朽住宅の建替えを促進する。特に、優先地区では、補助内容の優遇等により、建替え・除却の更なる促進を図る。

エ 面的整備事業の推進

生野区南部地区や西成地区等において、住環境整備とあわせて防災まちづくりを進め

ていくとともに、防災上の課題が集積し、早急な整備が必要であるにもかかわらず、自主更新が困難な地域等に限って、民間活力を最大限活用しながら面的整備事業の実施を図る。

オ 耐震改修の促進

震災時の建物倒壊による圧死や道路閉塞を防ぎ、地域の防災性を向上させるために、耐震性に問題のある木造住宅の耐震改修に対する補助制度を実施する。

1 - 2 市街地整備の推進

施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていくものとする。

1 市街地再開発事業

(1) 計画の目的

都市再開発法に基づき、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園・広場・街路等の公共施設の整備等を行うことにより、地域の防災性の向上とともに、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。

特に、阪神・淡路大震災を契機として、災害に対し脆弱な市街地において、防災上有効な面的整備事業を実施することにより、安全な市街地を整備することが必要となっている。

(2) 計画の内容

事業には、権利変換方式による第1種市街地再開発事業と管理処分（用地買収）方式による第2種市街地再開発事業がある。本市では、第2種市街地再開発事業として阿倍野地区で事業を推進しているが、この事業により、緊急時の避難場所の整備もあわせて実施している。

また第1種市街地再開発事業として、現在、茶屋町東地区において民間再開発による事業の推進が図られているほか、数地区において準備組合が結成され、再開発を目指している。

今後も、民間再開発をより一層推進するため、その支援を行っていく。

2 土地区画整理事業

(1) 計画の目的

土地の交換分合を可能にする換地手法を用い、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を面的に図ることにより、市街地の環境改善及び防災性の向上に貢献する総合的な基盤整

備を行うものである。

(2) 計画の内容

鉄道駅周辺における拠点の形成や既成市街地の良好な居住環境の形成をめざして、大阪駅北大深東地区や難波地区、淡路駅周辺地区、三国東地区、長吉東部地区等において、事業を実施するとともに、市街地再開発事業や住宅関連事業など他の都市整備手法も導入しながら、総合的なまちづくりを図っていく。

3 地区計画

(1) 計画の目的

地区計画は地区レベルでの良好な環境の市街地の整備、保全を誘導する制度であり、用途地域等による一般的な規制に加えて、建築物の用途や形態の制限、道路・公園等の施設の配置等を定めるものである。なお、都市計画道路の整備を促進させるとともに、沿道のまちなみ整備等を図るものとしては、セットバック誘導型地区計画がある。

また、工場跡地等の大規模な低・未利用地の土地利用転換や再開発にあたり、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、地区内の公共施設の整備と併せて建築物の用途・容積率等の制限を緩和することによって良好なプロジェクトを誘導する「一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域（再開発等促進区）」を定めることができる。

(2) 計画の内容

これまでに合計36地区、面積約947.6haの都市計画決定を行っており、今後もこの制度の活用を推進する。

・地区計画（はセットバック誘導型）

三国駅周辺地区、岩崎橋地区、長柄堺線沿道地区、西野田中津線沿道地区、加島地域駅周辺地区、放出駅周辺地区、長吉東部地区、舞洲地区、北野都島線沿道地区、御堂筋地区、南市岡三丁目地区、淡路駅周辺地区、鶴見一丁目地区、大淀南二丁目地区、南堀江一丁目地区、島屋四丁目地区、大阪駅北地区、鶴浜地区、平野郷地区、大阪駅西地区、三国東地区、宗右衛門町地区、福駅前地区

計23地区、面積約533.0ha

・地区計画（再開発等促進区を定めるもの）

天満橋一丁目地区、船場都心居住促進地区、咲洲コスモスクエア地区、西梅田地区、湊町地区、福島五丁目地区、此花西部臨海地区、難波地区、大阪鉄道管理局舎跡地地区、大宮五丁目地区、中之島三丁目中央地区、北浜一丁目地区、神崎川駅前地区、新町一丁目地区、茶屋町地区

計15地区、面積約420.8ha

4 都市再生特別地区

(1) 計画の目的

都市再生特別地区は、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を促進すべき地域である都市再生緊急整備地域において、国が定める当該都市再生緊急整備地域の整備に関する方針の方向に沿った都市開発事業等を迅速に実現するための地域地区である。

(2) 計画の内容

都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導するため、これまでに心齋橋筋一丁目地区、淀屋橋地区、梅田二丁目地区、角田町地区、大阪駅地区、西本町一丁目地区、本町三丁目南地区、小松原町地区、阿倍野筋一丁目地区、大阪駅北地区、中之島四つ橋筋地区、大阪駅西地区、難波五丁目地区、今橋三丁目地区の計 14 地区、面積約 30.9ha の都市計画決定を行っている。

5 防火地域・準防火地域

(1) 計画の目的

防火地域・準防火地域は、市街地における火災の延焼拡大の危険を防除するために定めるものであり、具体的には、建築物の構造等の規制により耐火化を促進し、都市の不燃化を図っていかうとするものである。

(2) 計画の内容

現在本市域においては、防火地域として約2,270ha、準防火地域として約16,012haが指定され、さらに、防火地域・準防火地域以外の区域についても、建築基準法第22条の規定が適用されることで、全市域において都市の不燃化の促進に努めている。特に避難路となる幹線道路沿道では、高度地区とあわせて防火地域の指定を行うことで、都市の不燃化を促進している。

1 - 3 防災空間の整備・拡大

災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等を図るべく、それらの活動に資する公園、緑地、道路、河川等の整備に努めることとし、以下に述べる事業を推進する。

1 都市公園の整備

(1) 計画の目的

都市公園は広域避難場所や一時避難所、身近な救護・支援活動の場となる空間となるとともに、延焼の遮断帯を形成するものであることから、それら空間の拡大や機能の充実を図ることを目的として整備を実施する。

(2) 計画の内容

社会資本整備重点計画に沿って、都市防災に資する都市公園の整備を推進していく。

2 港湾緑地の整備

(1) 計画の目的

災害応急対策活動に資するために設けられた港湾地域での緑地は、一時避難所、緊急物資の集積・配送拠点等の場となる空間を提供するものであることから、その立地特性を活かす機能の充実を図ることを目的とした整備を実施する。

(2) 計画の内容

大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地として再開発による此花西部緑地、鶴浜緑地等の整備を推進していく。

3 道路の整備

(1) 計画の目的

道路は震災時の避難・救援活動を支える緊急交通路や避難路、火災の延焼を抑える防災空間、ライフラインの収容空間などの役割を果たす。このため、新設・拡幅による良好な道路網の充実や機能の向上を図る道路整備を推進する。

(2) 計画の内容

社会資本整備重点計画に沿って幹線道路網の形成、鉄道の立体交差化、橋梁等の震災対策、共同溝・電線共同溝の整備等の道路整備を推進する。

4 水辺整備

(1) 計画の目的

河川等の水辺空間は災害応急対策活動に資する場であるとともに、延焼の遮断帯を形成するものであることから、それら機能にも配慮した水辺整備を実施する。

(2) 計画の内容

社会資本整備重点計画に沿って市域の河川、運河において、防災に寄与する水辺を創出することに努めることとする。

5 墓園の整備

(1) 計画の目的

墓園は延焼の遮断帯等に資する空間として機能する貴重なオープンスペースであることから、その空間の保全を図ることを目的として整備を実施する。

(2) 計画の内容

市域の墓園については、延焼の遮断帯等に資する空間とすべく、その整備に努めることとする。

6 農地の保全

(1) 計画の目的

農地は延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能をも有していることから、その空間の活用を図ることとする。

(2) 計画の内容

市域の農地は、そのほとんどが周辺区に集中している。平成3年の生産緑地法改正に伴い、農地は、「保全する農地」と「宅地化する農地」の区分が行われたが、防災空間としての重要性を考慮し、その適正な保全に努めていく。

1 - 4 新たなる防災空間の整備

港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待される。防災機能の付加・充実を考慮した整備に努めることとする。

(1) 計画の目的

広域避難場所や一時避難所、身近な救護・救援活動の場となる空間として活用することが可能となるよう、有効な防災空間の創出を目的として整備を実施する。

(2) 計画の内容

咲洲、舞洲、夢洲の新臨海部において、大阪の持続的な発展に寄与する新たな都市機能の集積を図るとともに、在来臨海部、具体的には此花西部臨海地区、築港地区、鶴浜地区等の再開発にあわせて、港湾機能と連携しながら防災空間の整備を進める。

また、JR阪和線沿線の都市計画道路である天王寺大和川線において、防災空間の整備を進める。

2 避難路・避難場所の整備

基本方針

大規模な地震が発生すれば、家屋の倒壊や焼失により多数の市民が避難生活を余儀なくされたり、また、同時多発火災が発生し、延焼拡大した場合から、生命の安全を確保するために、多数の市民を火災に対して安全な空間に収容する必要がある。

これら市民の避難に備え、り災者及び一時避難者に対する救援・救護等の実施や安全確保について、また、収容後の生活の確保について、それらを円滑に行いよう事前に措置を講じておくことは極めて重要である。

このような観点により、これまでも避難路や避難場所の整備を実施してきたがさらに、遠距離避難の解消や震災直後においてコミュニティ単位での自立した対応等を目指し、空間と施設の新設・拡充及びその機能の整備を推進していく。なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

概要

広域避難場所、収容避難所、一時避難所及び避難路の各施設について、その配置や面積を考慮し、今後もその空間あるいは施設の新設・拡充を図ることとする。

加えて、震災直後には、それぞれの施設で、またそれら施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。

2 - 1 広域避難場所の整備

(1) 計画の目的

同時多発火災が発生し、延焼拡大した場合から生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保し、その空間の拡充や保全に努めていく。

なお、広域避難場所の整備方針は以下のとおりとする。

- 原則として10ha以上の規模を有し、または、土地利用の状況、その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施し、災害応急対策活動の拠点としての機能を確保する。
- 収容可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として1人あたり2㎡とし、現状でその確保が困難な地区は、1人あたり1㎡以上として計画する。
- 概ね周辺2～4km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域

(不燃領域率70%未満及びそれに囲まれた地域)の人口が収容可能人口を超えないものとする。

また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、その避難生活に対応するための機能の充実も推進する。

(2) 計画の内容

広域避難場所としての空間の整備に加え、飲料用耐震性貯水槽の設置、マンホールトイレの設置、電話回線等の導入といった機能の充実を図っていく。

ア 空間の整備、拡充

広域避難場所まで道路距離で2 km以上ある地区については、新たな広域避難場所の確保を検討する。

イ 防災機能の充実

(ア) 飲料用耐震性貯水槽の設置

平成7年度より城北公園を始め9公園に飲料用耐震性貯水槽(貯水量:400m³/箇所)を設置した。以後広域避難場所に指定されている公園に対し、順次設置を図っていく。

(イ) マンホールトイレの汚水受け入れ施設の設置

広域避難場所において、マンホールトイレ(トイレとしても活用が可能なマンホール等)の整備を推進する。

2 - 2 収容・一時避難所の整備

(1) 計画の目的

地震により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である収容避難所を指定し、その施設や設備の充実を図っておくこととする。

また、避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難所を指定し、その空間の保全や設備の充実を図ることとする。

(2) 計画の内容

収容避難所として指定している施設について、耐震性の向上及び防災機能の充実を図るとともに、要援護者のために必要な設備等を整え「福祉避難所」として指定する。また、一時避難所についても、その空間の保全及び設備の充実を図ることとする。なお、収容・一時避難所の要件は、下記のとおりとし、指定にあたっては、区本部長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得るものとする。

収容避難所

災害に対し安全と考えられる建築物で、原則として2 m²につき1人を基準として50人以上収容することができる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、収容可能人数が50人未満の施設も可能とする。なお、学校を収容避難所とする場合は、下記の有

効率から有効面積を算出し、有効面積 1.6 m²につき 1 人として収容可能人数を算出するものとする。

- ・ 普通教室 有効率 70%
- ・ 廊下 有効率 50%
- ・ 屋内運動場 有効率 80%

一時避難所

広場、公園、空地等で、原則として 1 m²につき 1 人を基準として 200 人以上避難可能な場所とする。ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が 200 人未満の施設も可能とする。

ア 耐震性の向上

収容避難所の大多数を占める小中学校の校舎の耐震性を強化するため、昭和56年以前に建築された校舎について耐震診断の結果に基づいて、計画的に建替及び耐震改修を促進する。

イ 防災機能の充実

小中学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。

また、防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。一時避難所についても、防災機能の向上に努めることとする。

ウ 福祉避難所の指定

要援護者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針を定め、収容避難所の一部の部屋を福祉避難所として指定する他、福祉避難所としての利用が求められる社会福祉施設等について、施設管理者と調整の上、350箇所を目標に区単位で福祉避難所の指定を行うとともに、公的施設や民間の旅館・ホテルに協力依頼を行う。

また、指定した社会福祉施設に対しては一定の備蓄物資を整備するとともに、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。

エ 地域における民間施設の避難所指定への支援

地域住民が主体となって民間施設を津波避難ビルに指定するなど、地域特性を考慮した新たな避難所指定についての支援を行う。

2 - 3 津波避難ビル等の確保

(1) 計画の目的

東南海・南海地震等南海トラフによる巨大地震に伴う津波浸水想定の見直しに先立ち、速やかに実施可能な対策として避難に重点を置いた対策を進めることとし、そのひとつとして、避難場所の確保に努める。大阪市域は、津波の来襲に際して、高台への避難が

困難な平坦な低地がほとんどであるため、当面、上町台地西側10区(西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区)を対象に、津波避難推計人数である約85万人(昼間)の住民等が津波から緊急かつ一時的に避難・退避するための津波避難施設の確保を進める。

(2) 計画の内容

堅固な高層建物等の人工構造物。避難者1人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。

想定避難者数(暫定)

	福島区	此花区	西区	港区	大正区	浪速区	西淀川区	淀川区	住之江区	西成区	合計
津波避難推計人数(昼間)	66,768	56,314	148,156	60,901	51,294	67,265	69,887	159,794	93,264	72,877	846,520
津波避難推計人数(夜間)	17,560	24,388	7,504	24,785	30,720	4,093	34,038	38,912	32,712	63,466	278,178

ア 津波避難ビルの要件

建物の構造

原則として鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。

耐震性

新耐震設計基準(建築基準法施行令昭和56年改正)に適合していることを基本とする。

イ 避難場所・時間

- ・ 原則として3階相当以上とするが、津波浸水想定が定められた際には、必要に応じて見直す。
- ・ 津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。
ただし、避難者1人当たり面積については、地域の実状に応じた設定が可能とする。
- ・ 少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定(営業時間中のみ等)も許容する。

ウ 確保の手順

市及び外郭団体の施設

危機管理室と所管する局が調整の上、確保を進める。

津波避難拠点施設

観光客等にもわかりやすい避難施設として、各区に拠点施設を確保するよう努める。

民間施設

地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。

複数の区にまたがる施設

チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結できるものについては、危機管理室にて対応する。

鉄道施設、道路施設等の活用

関西広域連合にて包括的に検討を進めている鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の実情に応じて避難施設として確保するよう、関係機関と協議を進める。

新設建築物

対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。

エ 津波避難ビル等の周知

日頃から地域住民に当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号を利用した看板又はステッカー等の整備を行う。

2 - 4 避難路の整備

(1) 計画の目的

避難路は、広域避難場所に通じる道路または緑道であって、避難圏域内の市民を広域避難場所に迅速かつ安全に避難させることを可能とすべく、避難に必要な道路等について、施設の耐震性の強化を図るとともに、拡幅や沿道の不燃化等の整備を図っていくこととする。

(2) 計画の内容

指定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を推進する。

ア 道路の整備

指定した避難路に対し、道路の拡幅や構造物の耐震性の強化、共同溝・電線共同溝の整備などの道路整備を推進する。

イ 沿道の不燃化

避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業を活用することにより、沿道の不燃化を推進する。

2 - 5 避難場所等の案内板、標識類の整備

(1) 計画の目的

広域避難場所を市民に周知するための案内板と、広域避難場所へ避難誘導するための誘導標識を整備する。また、収容避難所や津波避難ビルに指定している施設には、市民に周知するため、避難所であることを示す表示板を整備する。

(2) 計画の内容

ア 広域避難場所の案内板設置

広域避難場所の入口付近に、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを市民に周知

するための案内板を設置する。

イ 避難路における広域避難場所への誘導標識の設置

広域避難場所に至る避難路上に、広域避難場所への誘導標識を設置する。

ウ 収容避難所

収容避難所の入口に、避難所であることを示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

エ 津波避難ビル

津波避難ビルの入口付近に、避難所であること、避難可能時間帯を示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

オ 避難場所への誘導表示

収容避難所等への誘導表示について、設置箇所等を地域と調整の上整備する。さらに、地域特性に応じた誘導方法による避難場所等への誘導表示を地域と協働する等して整備する。

3 都市施設の防災機能の強化

基本方針

震災時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、震災後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設において機能の充実を図る必要がある。

そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図ることとする。

概要

震災時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、防災活動拠点として各々の施設を以下のように位置付ける。

中枢防災活動拠点

基本的役割：全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）

主な施設等：市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎

市域防災活動拠点

基本的役割：市民への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能

主な施設等：市立病院等、浄・配水場、備蓄倉庫、輸送基地、広域避難場所

地域防災活動拠点

基本的役割：市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能

主な施設等：区役所、消防署、区保健福祉センター

コミュニティ防災活動拠点

基本的役割：市民への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能

主な施設等：収容避難所、一時避難所（小学校、中学校、公園等）

また、緊急輸送に資する施設については、輸送基地として陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地を指定し、それらと防災活動拠点とのネットワークを考慮した緊急交通路を指定している。

災害応急対策活動をより円滑に実施するためには、それらの各施設について、施設や設備の耐震化を図るとともに、防災機能の整備、拡充を図っていくことが必要であり、それらを推進していくことが重要な課題である。特に、中枢防災活動拠点において、災害対策本部室等の司令塔機能の整備に努める。また、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府が整備する広域防災拠点及び広報支援活動拠点と連携した地域に身近な基礎自治体レベルの市域防災活動拠点の整備に努める。

また、災害応急対策活動に機動性を確保するため、指定基準に基づき公園、河川敷等から災害時に活用できるヘリポートを指定しており、その空間の保全等が重要である。

3 - 1 防災活動拠点の整備

(1) 計画の目的

震災直後からより迅速、的確な災害応急対策活動を実施するために、防災活動拠点が必要な防災機能を保持できるよう、特にライフラインの途絶といった事態にも対処可能とすべく自立可能な施設整備を推進する。

(2) 計画の内容

防災活動拠点としての施設について、耐震性の向上により防災機能の充実を図るとともに、拠点施設周辺街区の不燃化・耐震化を進め、防災上安全な街区の形成に努めていく。

ア 施設の耐震性の向上

防災活動拠点施設については建替や耐震改修を計画的に進めていく。

また、新設建替にあたっては、施設の用途や防災上の重要性に応じた耐震性能の確保を推進する。

イ 施設の防災機能の充実

ライフライン途絶に備えてのバックアップの充実・強化を図る。具体的には、多様な通信手段や非常用電源（バッテリー、発電機、燃料等）の確保、雑用水や防火用水の確保を図る。また、災害応急対策活動に従事する職員等のための飲料水・食糧や生活物資等の備蓄などに努めていく。

ウ 防災上安全な街区の形成

区役所、消防署等を中心に、地域防災活動拠点が比較的集中立地し、相互の連携が強化しうるエリアについて、建築物の不燃化やライフラインの耐震化を進め、震災時における最低限の都市機能が維持できる防災上安全な街区の形成に努めていく。

3 - 2 緊急交通路・緊急輸送基地の整備

(1) 計画の目的

震災時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急輸送ネットワーク及び輸送基地を指定しその整備を推進する。

(2) 計画の内容

指定された緊急交通路・緊急輸送基地について、それらを構成する土木施設等の耐震性の強化を図っていく。なお、緊急交通車両として使用する計画のある車両について「緊急通行車両事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

また、震災直後、陸上交通には混乱が生じる恐れがあること等を勘案し、大阪湾及び市内を縦横に貫流している大小多数の河川を利用した水上アクセスの多重化を図るとともに、緊急物資輸送に資する物流機能維持のための耐震強化岸壁の整備を南港地区(A1～A3、R1、R2、F7)、此花地区(北港)、港地区(安治川1号)及び大正地区(鶴浜)、国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を夢洲地区において推進する。

また、淀川において河川管理者（国土交通省）が整備を進めている緊急用船着場及び緊急河川敷道路を緊急交通路の補完的機能として有効活用すべく、関係機関と協議を進める。

さらに、神崎川等大阪府管理河川において整備が進められている防災船着場の災害時活用について、関係機関と連携し、協議を進める。

3 - 3 防災活動拠点のネットワーク構築

(1) 計画の目的

災害応急対策活動を迅速、的確に実施するには、状況を把握しそれをもとに指揮命令を下す中枢防災活動拠点から、直接市民にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築することが重要であるため、その整備を推進することとする。

(2) 計画の内容

物流のネットワーク化については緊急交通路の整備により推進を図っていく。

情報通信のネットワークの構築については、防災活動拠点となる各種施設が震災時においても相互に情報連絡を迅速、的確に実施しうるように施設や設備の充実・強化を図っていく。

3 - 4 災害時用ヘリポートの整備

(1) 計画の目的

震災直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうよう、各区に最低1ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を整備する。また、ヘリコプターによる災害応急対策活動の実施が円滑に行われるよう、施設等の整備にも努めることとする。

(2) 計画の内容

指定した災害時用ヘリポートの空間の保全に努める。

具体的には、災害時用ヘリポートとして利用出来る港湾緑地を整備中である。

さらに、震災時に全国から多数のヘリコプターの飛来が予想されるので、駐機場所、燃料供給、パイロットの休養施設等、ヘリコプターの運用を円滑に図るための施設等の整備を図っていく。

第2 災害に強い『都市施設づくり』

1 土木施設の耐震化

基本方針

地震による道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の土木施設の被害は、震災時の避難、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。

震災時において、避難、救援、復旧活動等に重要な道路・橋梁、鉄道、港湾施設については、被害を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすように耐震化を図る。

また、地震による河川・港湾地域の防潮堤等の損壊による浸水等二次災害を防止するために、それらの施設等の耐震化を図る。

概要

土木施設は市民生活・社会経済活動を支える都市基盤施設であるので、災害時においても基本的にはその機能が維持されなければならない。しかしながら、施設の供用期間内に発生する確率が極めて低い大地震に対して、土木施設を絶対に崩壊させないようにすることは極めて難しい。このため、若干の損傷を許容するが、大規模な崩壊に至らないよう、「土木構造物の耐震性向上の指針」に基づき、施設の耐震性向上に努める。なお、防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう耐震性向上を図るとともに、ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体の防災性を向上していくことを基本とする。

また、構造物の耐震性向上にあたっては、損傷による機能低下の影響度合い、代替施設の有無、補強工事の難易度などを総合的に勘案し、耐震性能の目標水準を次の3段階に設定し、計画的に耐震強化を図っていく。

- ・地震直後から、所期の機能を発揮できる。
- ・地震直後には一旦機能を失っても、復旧により本来の機能を回復できる。
- ・地震後に機能を損なっても、土木構造物全体系の崩壊を防ぐ。

1 - 1 道路・橋梁の整備

(1) 計画の目的

道路・橋梁は、平常時には人や車の通行路、物資の輸送路、ライフライン施設・地下鉄などの公共公益施設の収容や緑化の空間など多様な役割を担っている。また、震災時には避難・救援活動を支える避難路や緊急交通路、火災の延焼を抑える防災空間などの役割を果たす。このため、道路の新設・拡幅による良好な道路網の形成や道路構造物の耐震化な

どの整備を実施する。

(2) 計画の内容

避難路、緊急交通路などに架かる橋梁について、橋脚補強、落橋防止、桁の連続化などの震災対策を、またその他の道路構造物についても補修を推進している。

また、道路管理者は、津波防災地域づくりの一環として津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による周知を行う。

1 - 2 鉄道施設の整備（地下鉄及びニュートラム）

(1) 計画の目的

地下鉄及びニュートラムは、公共交通機関として多数の人を輸送していることから、地震により構造物の破壊が生じた場合、人命に大きな被害が生じるほか、社会生活にも多大の支障をきたすこととなる。このため、鉄道施設の耐震性を向上させることが強く求められる。また、新線の計画に当たっては防災面からも良好な鉄道網を形成するよう求められている。

(2) 計画の内容

地下鉄及びニュートラムについては、高架・橋梁部の橋脚の耐震補強やトンネル部の補強、駅の防災設備の整備等を行う。

1 - 3 河川・港湾施設等の整備

1 河川施設構造物の整備

(1) 計画の目的

河川施設構造物は、洪水等による堤内地への浸水を防止するための治水施設であり、震災時においてもその基本機能が確保できるよう液状化や津波への配慮が必要である。

(2) 計画の内容

近畿地方整備局、大阪府及び市は、地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害（津波による浸水等）を防止するため、液状化を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。

2 港湾・海岸保全施設等構造物の整備

(1) 計画の目的

臨港地区及びその背後市街地は、港湾・海岸保全施設等が大きな被害を受けた場合には、浸水被害などの発生が危惧されるため、震災時においても、港湾・海岸保全施設等の基本機能が確保できるよう整備を行う。

さらに、震災直後の緊急物資輸送及び避難者の輸送が円滑に行えるよう耐震強化岸壁等の整備を行い災害に対する強化を図る。

(2) 計画の内容

- ア 港湾施設の耐震補強、液状化対策の推進
- イ 防潮堤等の耐震補強、液状化対策の推進
- ウ 東南海・南海地震における津波対策の推進

2 建築物の耐震化・不燃化

基本方針

阪神・淡路大震災においては、特に昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、このような既存建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画により、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物にあっては耐震性が確保されるよう努める。

特に、市設建築物については、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて耐震性の向上を図る。また、民間建築物については、耐震性の向上や不燃化の促進に向け、支援・規制誘導・普及啓発を行っていく。

概要

阪神・淡路大震災においては、木造・非木造併せて約26万棟の建築物に倒壊等の被害が発生した。特に、昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかった。この教訓を生かし、既存建築物については、平成18年1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年制定）」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画により、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物については、適切な設計、施工がなされ、耐震性が確保されるよう指導に努める。

特に、市設建築物については、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じ「公共建築物の地震防災機能向上の指針」に基づき総合的な耐震性の向上を図っていく。

また、既存民間建築物については、その所有者が個人の生命・財産に及ぼす影響はもとより、周辺地域に及ぼす影響についても十分に認識することが重要であり、所有者が自主的に行う耐震化の取り組みに対し、支援や普及啓発等を積極的に行う。

大阪市耐震改修促進計画

東南海・南海地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、平成27年度における住宅及び特定建築物の耐震化率90%を目標に、耐震化の促進に取り組む。なお、災害対策の拠点となる区役所や消防署、及び避難所に指定されている小中学校等の災害時に重要な役割を担う市設建築物については、平成27年度までの耐震化の完了をめざす。

特定建築物とは、耐震改修促進法第6条に定められている「多数の者が利用する、一定規模以上の学校、病院、百貨店、事務所などの建築物（6条一号）」「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（6条二号）」「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（6条三号）」をいう。

2 - 1 市設建築物の耐震化・不燃化の促進

(1) 計画の目的

公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割が期待されている。

しかし、阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、災害応急対策活動や行政サービスの提供にも重大な支障が生じたという事例があった。また、建築物の構造体には被害はなかったが、ライフライン施設の被害により設備が機能せず、同様の支障が生じたという事例もあった。

本市においては、昭和56年以前に建築された建築物が多いことや、ライフライン途絶に対する対応が不十分であること等の問題点がある。

このようなことから、市設建築物の整備にあたっては、先の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、より広い観点から総合的な防災機能の向上を図る必要がある。

(2) 計画の内容

建替や新築にあたっては、「建築物の耐震設計指針」に基づき、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて、耐震性の確保及び通信手段の多重化や非常用電源の確保、雑用水や消火用の貯水槽の設置等、ライフライン途絶への対応を進める。

改修にあたっては、「建築物の耐震改修指針」に基づき構造体や設備の耐震性向上とともに、ライフライン途絶対策も含めた検討を行う。なお、災害時に重要な役割を担う災害対策施設等のうち、耐震性が不十分であるものについては、施設の役割や用途等を踏まえ「市設建築物耐震改修計画」に基づき、計画的に建替や耐震改修を進める。

また、非構造部材の脱落防止等の落下対策、長周期地震動対策等について、国の動向等を踏まえて、対策の検討を行う。

市営住宅については、一定の年限を経過し、老朽化した中層住宅等の建て替えを進めるとともに、耐震診断の結果に基づき、耐震性の向上を図る。

2 - 2 民間建築物の耐震化・不燃化の促進

(1) 計画の目的

市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、新築建築物の耐震性の向上・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。

(2) 計画の内容

ア 耐震改修や建替支援として以下の取り組みを進める。

- ・ 木造戸建住宅等の耐震診断費や耐震改修費に対する補助の推進
- ・ 民間老朽住宅の建替に対する建設費補助、従前居住者家賃補助や建設資金融資などの支援

- ・ 中小企業向け各種制度融資の活用
- イ 耐震性向上のため以下の取り組みを行う。
- ・ 民間建築物の耐震化促進のため、大阪市耐震改修支援機構や建築関係団体との連携等により、様々な普及啓発や情報提供を実施
 - ・ 市民向け相談窓口の運営
- ウ 耐火建築物等の建設促進のため以下の取り組みを行う。
- ・ 避難路沿道の不燃化促進のため、都市防災不燃化促進事業により耐火建築物等の建設を促進
- エ 建築物の不燃化促進のため以下の取り組みを行う。
- ・ 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定とともに、平成16年度から、建ぺい率の緩和とあわせた防火規制の強化による建築物の不燃化を実施してきており、今後、構造等の規制による建築物の不燃化について検討を行う。
- オ 非構造部材の脱落防止等の落下対策、長周期地震動対策等について、国による法整備等に基づく対策の普及啓発を諮る。

3 ライフライン施設の耐震化

基本方針

ライフライン施設は、市民の日常生活や都市活動を支える基盤として不可欠のものである。地震によりライフラインに支障が生じると、平常の市民生活が困難となるほか、救援や復旧活動への大きな障害ともなる。

したがって、各ライフライン施設が震災時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるよう耐震化を図る。

概要

上水道、下水道、電気、ガス、電話、共同溝・電線共同溝等のライフライン施設は、豊かな市民生活や高度に集積した大都市機能を支える重要な都市基盤である。阪神・淡路大震災においては、これらのライフラインが各地で寸断され、機能停止したため、阪神間では長期にわたり市民の生活が困難になったほか、救援や復旧活動にも大きな影響が生じた。また、今世紀前半に発生することが予想されている東南海・南海地震では広域的な災害が予想されている。

このため、震災時における機能維持と早期復旧を目標とし、各ライフライン施設の特性に応じて、基幹施設や管路等の耐震化を進めるとともに、多重性・代替性のあるネットワークを形成するため、市域における供給単位の適正なブロック化に努めていく。

また、主要な防災活動拠点に対する上水道、下水道等のライフラインについてもその重要性を考慮して信頼性の向上を図る。

3 - 1 上水道施設の耐震化

(1) 基本方針

上水道は生活の基幹となる施設であることから、震災時においても、迅速かつ円滑な給水が可能な水道システムの構築をめざす。

(2) 計画の内容

以下に示す震災対策を行っていく。

基幹施設の耐震性強化

取・浄・配水場等の土木構造物については、震災時の全面停止及び広域的な断水を回避するため、耐震化すべき浄水システムを設定し、効率的に耐震化を実施する。

管路施設については、管路全体のうち、送水管・配水幹線・防災拠点に至るルートを優先的に耐震化するとともに、更新する管路については、全て耐震性能の高い鋼管あるいは離脱防止継手を有するダクタイル鋳鉄管とする。

事業所については、想定地震に対しても機能を保全するための耐震化を実施し、震災後の緊急対策に係る中枢機能を確保する。

給・配水拠点ネットワークの整備

配水池の増設及び配水場の新設等により、市内にバランスよく給・配水拠点を配置するとともに、応急活動基地として必要な整備を併せて行う。

配水系統間の相互融通性の向上

震災後における緊急かつ弾力的な配水運用を可能とするため、市内配水系統間の連絡管整備等による幹線ネットワークの強化を図るとともに、隣接する水道事業体との緊急時連絡管の整備により、給水の安定性向上を図る。

停電対策

想定地震に対しても取・浄・配水場運用に不可欠な電力を安定して確保するため、受電設備の信頼性強化と送電停止対策を行う。

資材保有体制の維持

震災後の応急対策を円滑に進めるため、市内にバランスよく配置された資材格納施設に、収容避難所等への拠点応急給水や医療施設等への運搬応急給水に必要な「応急給水用資器材」及び管路の応急復旧に必要な「応急復旧用資機材」を確保しており、震災時にも確実に使用できるよう維持管理を行う。

情報通信システムの信頼性強化

震災後における組織的な即応体制の発動や水道施設の被害状況の早期把握等、一連の震災対策を円滑に行うための情報通信手段の安定確保を図る。

津波対策

淀川大堰上流への津波遡上時の取水停止マニュアルに基づき、東南海・南海地震に伴う津波を想定した対策を行う。

また、津波浸水による水道供給機能の低下を回避するため、浄・配水場においては、防潮扉の設置、重要機器を高所へ移設するなど浸水対策を行う。

3 - 2 下水道施設の耐震化

(1) 基本方針

下水道施設は、震災などにより下水道の機能が停止した場合、トイレの使用ができなくなる他、公共用水域への未処理下水の流出による公衆衛生の悪化や避難地等で浸水被害の二次災害などにより市民生活に大きな影響を与え、安全で衛生的な生活環境確保のためには不可欠な施設であり、住民生活を支える重要なライフラインのひとつである。

地震発生時には、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急交通路などの交通機能を確保するため、下水道施設の耐震化を図っていく。

(2) 計画の内容

対策の実施にあたっては、下水道施設の耐震化及び下水道施設の防災施設としての活用を基本方針として次の施策を実施していく。

管路施設の耐震化

管路施設の耐震化は、避難地などでのトイレの使用を確保するため、広域避難場所、一時避難場所等の避難地と下水処理場を結ぶ管渠の耐震化、緊急交通路などの交通機能を確保するため、緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に布設されている管渠の耐震化を重点的に実施していく。

下水処理場・抽水所の耐震化

下水処理場・抽水所の耐震化は、下水道が有すべき最低限の下水処理・雨水排除機能を確保し、公共用水域の汚染や浸水などの二次災害を防止する。

地震発生時に下水処理機能の確保として建築物の耐震化、停電時の機能の確保として自家発電施設の整備、また、下水道機能のバックアップ対策として、下水処理場間のネットワーク化を図っていく。なお、最低限の下水処理や雨水排除機能を確保するため、改築・更新を基本とした耐震対策を検討していく。

建築物については、昭和 56 年以前に建築された主な建物について、耐震診断を実施した結果を踏まえて耐震改修実施計画を策定し、平成 14 年度から耐震改修を実施している。今後は、市設建築物耐震改修計画に基づき、計画的に耐震性の向上を図っていく。

地震発生時に下水処理場で最低限の水処理を行うための自家発電施設については、平成 23 年度までに全下水処理場 12 施設のうち 10 下水処理場で整備しており、今後も残り 2 下水処理場で整備を行っていく。

防火・生活雑用水供給設備の整備

下水処理場で高度処理された水の再利用として、消防用水として利用するとともに、市民の生活雑用水として提供できる処理水供給設備の整備を行う。

全下水処理場 12 施設のうち、平成 23 年度までに 8 処理場において整備を行っており、残る 4 下水処理場については、高度処理施設の整備に併せて順次整備を図っていく。

マンホールトイレの整備

災害時に避難者のトイレ使用を確保するため、広域避難場所にマンホールトイレの整備を行う。

マンホールトイレの整備は、広域避難場所 33 箇所のうち、平成 23 年度末現在 24 箇所（1,307 個）の設置を行っており、残り 9 箇所の広域避難場所については、関係機関と調整を行い協議が整い次第整備を図っていく。また、広域避難場所以外においても 169 個のマンホールトイレの設置を行っており、収容避難所周辺のマンホールについてもマンホールトイレとして利用できるように、関係先と協議を行っていく。

津波対策

津波の到達が予想される場合には、影響のある下水処理場、抽水所は防潮扉を閉鎖する。また、放流堰が防潮堤より低い場所については、放流ゲートを全閉し津波の進入を防止する。

バックアップ体制

地震時等の災害時において、職員のみでは十分な対応ができない場合を想定し、下水道

施設の調査や応急措置等の災害支援対策として各種団体と下記の協定を締結している。

- ・災害時における応援復旧対策の協力に関する協定
締結相手：社団法人日本建設業連合会関西支部
社団法人大阪建設業協会
社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部
- ・仮設トイレ汚水受入れ施設の設置に関する協定書
締結相手：社団法人日本建設業連合会関西支部
- ・下水道台帳システムの防災対策に関する覚書
締結都市：札幌市・京都市・広島市・福岡市
- ・下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール
締結都市：東京都及び政令指定都市

3 - 3 電気施設の耐震化等

(1) 基本方針

阪神・淡路大震災を契機に耐震診断等を行い、必要な対策を講じるとともに、万一被災しても、早期復旧が可能な設備づくりをめざす。

(2) 計画の内容

耐震化

各設備の耐震化は、概ね達成しており、今後の設備の新設等においても、以下のとおり耐震設計を行う。

a．火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

b．送・配電設備

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中送・配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計を行う。

c．変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案した設計を行う。

耐水化（津波対策）

a．送・配電設備

地中送・配電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を

実施する。

b．変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

多重化

電力供給系統については、被害を受けた場合にも他の健全な設備を活用して再送電できるようなネットワーク状の設備とする。

また、コンピューターシステムについては、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

維持保全・更新

電気設備については、常に技術基準に適合するよう維持することおよび事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じて計画を作成し、巡視、点検および検査を行う。

また、巡視、点検および検査において、技術基準に適合しない事項、または各設備の健全な運転継続等に支障となる事項等保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、必要に応じて引き続き恒久的な対策を検討、実施する。

バックアップ体制

他電力会社等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備する。

その他

各事業所は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等を確保するとともに、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立し、車両、舟艇、ヘリコプター等による輸送力確保に努める。

3 - 4 ガス施設の耐震化

(1) 基本方針

大阪ガス(株)では、阪神淡路大震災での貴重な経験を踏まえて、それまでの地震対策を練り直し、一段と強化した「地震対策5ヶ年計画」を平成8年1月に策定した。現在、この5ヶ年計画は完了したが、さらなる地震対策を推進する。

(2) 計画の内容

耐震化

大阪ガス㈱では、予防対策と発災後の緊急、復旧対策を組み合わせた総合的な対策を推進している。大震災発生後にその教訓を生かして、集中的に地震防災レベルの向上を図ることはもちろん重要であるが、長期間にわたって、継続して着実に対策を実行し、総合的な地震防災力の改善・向上を行い、人命に重大な影響を与えないことを基本目標としてガス設備の強化と保全に努めることとしている。

そのなかで、導管については、昭和 54 年からポリエチレン管を導入してきた。ポリエチレンは土中に埋設しても腐食せず、さらに可とう性も高い耐久性に優れた、半永久的な寿命を持つ導管材料である。現在、大阪市内のポリエチレン管の敷設延長は約 780 km となり、低圧導管に占める割合も約 20% である。なお、ポリエチレン管を含め、耐震導管の比率は、約 75% に至っている。(平成 19 年 3 月末現在)

地震に強い設備	予 防 対 策	ガス設備の耐震性のさらなる向上 ・製造設備 ・供給設備 技術開発
二次災害の防止	緊 急 時 対 応 策	情報収集機能の強化 供給停止システムの再構築 通信システムの強化 地震被害予告システムの構築
早期の供給再開	復 旧 対 策	マニュアルの整備 復旧セクターの設定 受付機能、広報活動の強化 兵站機能の強化 顧客支援 技術開発

(大阪ガス㈱資料)

多重化

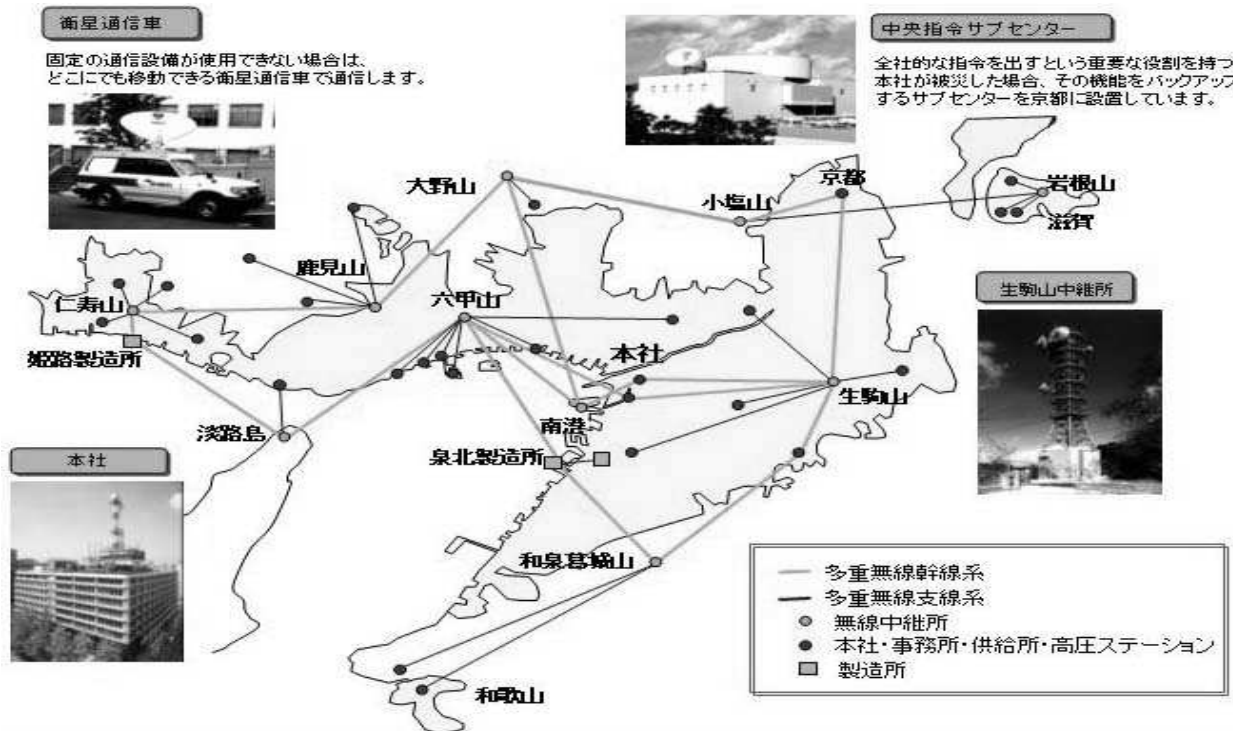
非常時には、情報収集のために、無線通信ネットワークが極めて重要な役割を果たすことから、無線通信ネットワークの信頼性向上を目的として、通信ネットワークの多重化に努める。

維持保全

- a .ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- b .施設(管路)の老朽度に応じて、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

バックアップ体制

本社指令機能が停止した場合に備えて、本社と同じ指令機能を維持するために、バックアップセンターとして京都サブセンターを建設した。



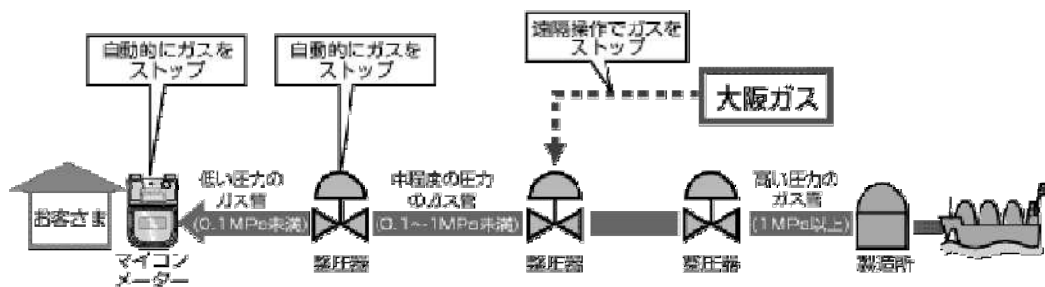
耐水化（津波対策）

各行政機関の対応と整合性を図り具体的な地震、津波に対する対策を推進していく。

その他

a. 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

- ・ 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
- ・ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。



地震発生とほぼ同時 (マイコン遮断)	地震発生とほぼ同時 (第一次緊急停止)	地震発生後速やかに (第二次緊急停止)
震度5弱以上の地震を感知したら、マイコンメーターがお客さま宅のガスを直ちに止めます。ガスメーターの99%以上がこのマイコンメーターです。	地震計の値が一定(60カイン)以上になった地域は、5万戸単位で圧力器(ガスの圧力を変える装置)がガスを自動的に止めます。すべての中圧B圧力器(2837ヶ)がこの機能を持っています。	ガス管に大きな被害が出て、緊急にガス停止が必要な地域は、10万戸単位で大阪ガスからの遠隔操作でガスを止めます。すべての中圧A圧力器(359ヶ)がこの機能を持っています。

b. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(3) 今後の予定

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

a. ガス設備（製造所・供給所等）について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保を図る。

b. 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可動性継手の使用に努める。特に低圧導管に可動性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

今後、発生率が高いといわれている東南海・南海地震において津波が発生すると予測されており、この津波対策についても各行政機関の整合を図りながら、対策を進める。また、東南海・南海地震の発生前には、直下型地震がいくつか発生するとも言われており、それらの最新予測等の情報を確実に把握するとともに、継続して予防対策・緊急時対策・復旧対策を着実に実行し、防災レベルの維持、向上に努めていく。

3 - 5 電話施設の耐震化

(1) 基本方針

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(2) 計画の内容

耐震化

主要な電気通信設備等について耐震化済み。電力設備関連で予備電源としての発電装置の冷却水槽等の耐震対策を実施。

耐水化（津波対策等）

a. 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域の電気通信設備等について耐水構造化を行う。水防設備の必要な局舎等については防水板の設置を行う。

b. 電気通信設備等の高信頼化(防災設計)で暴風のおそれがある地域については、耐風構造化を行い、火災に備えて耐火構造化を行う。

多重化

a. 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

b. 主要な中継交換機を分散設置する。

維持保全・更新

a. 大都市において、とう道(共同溝を含む)網を構築する。

b. 通信ケーブルの地中化を推進する。

バックアップ体制

- a．主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- b．重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

その他

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

3 - 6 共同溝・電線共同溝の整備

(1) 基本方針

共同溝・電線共同溝は、道路構造を保全するとともにライフラインの安全性・信頼性を向上させる。また、震災による都市機能の障害が、広域化、長期化することを防止する。

このため、共同溝・電線共同溝のネットワーク形成の推進を図っていく。

(2) 計画の内容

共同溝は、関係機関と協力して広域的観点から計画的な整備を、また電線共同溝は無電柱化推進計画等にもとづき整備を推進していく。

4 公益事業者の震災予防計画

4 - 1 高速道路の予防計画（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

(1) 計画の目的

阪神・淡路大震災では、高架部分の橋脚の倒壊、橋桁落下等の甚大な被害が発生し、周辺道路へ与える二次災害も大きなものであった。

震災時において、そのような被害が発生し救援・救護、復旧活動の支障とならないよう既設の橋梁、高架部に対し耐震診断を行い、その結果に基づき、耐震補強、落橋防止対策等を行っている。

(2) 計画の内容

ア 耐震対策

阪神・淡路大震災の結果を踏まえた国土交通省の「橋、高架の道路等の新設及び補強に係わる当面の措置について」及び平成8年11月改訂の道路橋示方書に基づき、主に以下に示す耐震補強工事を行っている。

(ア) 橋脚補強工事

(イ) 落橋防止装置改良工事

(ウ) 支承取替工事

(エ) 橋脚連続化工事

イ 災害警備体制の確立

阪神高速道路及び近畿自動車道の災害時における交通を確保し、当該道路が災害時においても都市高速道路としての社会的役割を果たすべく体制の整備に努める。

(ア) 地震計の追加設置

(イ) 防災中枢機能の強化及び非常時の参集体制の強化

(ウ) 各種施設による車両通行機能の強化及び避難誘導計画等の整備

(エ) 道路通行規制の実施基準の整備、防災知識の普及

(オ) 収集・観測機器、通信手段、情報提供施設等の整備

(カ) 人員・資機材及び物資の確保、各種資料の整備保全

(キ) 総合防災施設の整備

(ク) 広域的な応援体制の確保

(ケ) 防災教育、制度等の整備

4 - 2 鉄軌道事業者の予防計画

1 大阪市交通局

(1) 計画の方針

阪神・淡路大震災後の近畿運輸局からの当面の指示（平成7年7月31日）に基づき作成した既存の鉄道構造物の緊急耐震補強計画等に従い、構造物の補強工事を進めるとともに新しい設計基準が定められた段階で再度見直しを実施するものとする。

(2) 計画の内容

- ア 高架・橋梁部の耐震補強
- イ ずい道の補強
- ウ 建築物の耐震診断及び耐震補強

(3) 災害警備体制の確立

- ア 「災害時活動体制の指針」の整備
- イ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- ウ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- エ 防災訓練の実施

2 西日本旅客鉄道株式会社等（JR西日本、JR貨物、JR東海）

(1) 計画の方針

阪神・淡路大震災後、近畿運輸局からの当面の指示（平成7年7月31日付）に基づき、既存の鉄道構造物の緊急耐震補強計画を作成した。当面はこの緊急耐震補強計画に従って補強工事を進め、新しい設計基準が定められた段階で再度見直しを実施するものとする。

(2) 計画の内容

ア 耐震対策

以下の耐震補強を新幹線から優先的に実施する。

- (ア) ラーメン高架橋、ラーメン橋台の補強
- (イ) 落橋防止工
- (ウ) 建築物の耐震診断、耐震補強

イ 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生の恐れがある場合に必要な次の計画を毎年度当初において策定する。

- (ア) 気象観測機器の整備及び観測報告
- (イ) 警戒発令基準（第1種、第2種）を地域気象条件により定める。
- (ウ) 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- (エ) 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を立てる。
- (オ) 職員の非常召集計画及び訓練計画を立てる。

3 阪神電気鉄道株式会社

(1) 災害予防計画の方針

地震災害を予防するため、鉄道施設の維持改良に努めるとともに、次の事項の防災体制を

整えておくものとする。

(2) 鉄道施設の保守改良

- ア 高架橋、橋梁の維持補修並びに改良強化
- イ 河川改良に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- エ 隧道の維持補修並びに改良強化
- オ 建物等の維持補修並びに改良強化
- カ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- キ その他防災上必要な設備改良

(3) 災害警備体制の確立

- ア 震度計等を用いた継続的監視体制の確立
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- エ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- オ 防災訓練の実施

4 阪急電鉄株式会社

(1) 災害予防計画の方針

災害を予防するため、列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し鉄道施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

(2) 鉄道施設の維持改良計画

- ア 橋梁の維持補修並びに改良強化
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留擁壁等維持補修並びに改良強化
- エ 建物等の維持補修並びに改良強化
- オ 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
- カ その他防災上必要な設備改良

(3) 災害警備体制の確立

- ア 気象観測機器、地震計の整備
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画の周知徹底
- エ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- オ 防災訓練の実施

5 京阪電気鉄道株式会社

(1) 災害予防計画方針

列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の維持改良に努めるとともに、地震時に対処し得る体制を整備しておくものとする。

(2) 施設の維持改良計画

- ア 落橋対策として、橋台拡幅、ズレ止め、桁連結を施工
- イ 高架橋及び高架橋上のコンクリート柱の補強
- ウ 橋上駅舎、変電所、信号所の補強
- エ 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- オ 車庫内で仮置中の車体の転倒防止
- カ 法面、土留擁壁の維持補修並びに改良強化

(3) 地震時体制の確立

- ア 地震計の設置
- イ 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- エ 非常用器材、飲料水、食料の調達方法の確立
- オ 防災訓練の実施

6 近畿日本鉄道株式会社

(1) 災害予防計画の方針

列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

(2) 防災施設の維持改良計画

- ア 高架橋、橋梁の耐震補強
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留擁壁等の維持補修並びに改良強化
- エ 隧道の維持補修並びに改良強化
- オ 建物等の維持補修並びに改良強化
- カ 線路周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
- キ 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
- ク その他防災上必要な設備改良

(3) 災害警備体制の確立

- ア 気象観測機器、地震計の整備
- イ 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- エ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- オ 防災訓練の実施

7 南海電気鉄道株式会社

災害を予防するため、おおむね、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

(1) 防災設備の維持改良計画

- ア 橋梁の維持補修並びに改良強化
- イ 河川改良に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- エ 建物等の維持補修並びに改良強化
- オ 電線路支持物の維持補修並びに改良強化
- カ その他防災上必要な設備改良

(2) 災害警備体制の確立

- ア 気象観測機器の整備
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- エ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- オ 防災訓練の実施

8 阪堺電気軌道株式会社

(1) 災害予防計画の方針

電車運転の安全確保に必要な線路及び諸施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

(2) 設備の維持改良計画

- ア 施設、設備の定期的点検と計画的な保守補強
- イ 橋梁の維持補修又は改良強化
- ウ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- エ 電線路支持物の維持補修並びに改良強化
- オ 沿線電話等の通信設備の充実

(3) 処理体制の確立

- ア 気象情報の収集および連絡体制の確立
- イ 要注意箇所の警備体制の周知徹底
- ウ 救急機関への要請経路の確認
- エ 各現場機関の処理体制の確立
- オ 監督官庁への連絡方法の確認

(4) 係員に対する教育

- ア 異常時における通報連絡体制の確認
- イ 処理体制についての周知
- ウ 防災訓練の実施

4 - 3 放送事業者の予防計画（日本放送協会大阪放送局）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第3 災害に強い『人と組織づくり』

1 防災活動体制の整備

基本方針

震災時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の危機管理機能を保持しなければならない。地震は勤務時間内外を問わず発生するものであるため、本市においては、危機管理機能の充実に努める。

危機管理機能の低下は、地震による被害の程度や、平常時の防災対策要員の熟練の程度、防災関係機関の相互理解の程度によっても発生するおそれがあり、要員を配備するだけでは不十分なものである。

そのため、地震発生直後の情報機能、意思決定機能を迅速・的確に立ち上げることとし、災害対策に必要な施設や設備を常備・強化し、平常時の訓練等により市各部局や関係機関が習熟できる体制を整えていく。また、地震により市庁舎が被災し、市本部が機能低下に陥った場合の体制確保にも努める。

1 - 1 災害対策本部運用計画の強化

(1) 計画の目的

災害対策本部の施設・設備配置等の改善を行い、地震発生後の迅速な災害対策本部の機能の立ち上げ、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図る。

(2) 計画の内容

ア 災害対策関連室の確保

災害対策業務の円滑な実施を図るため、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、事前に各機関の災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。

イ 必要資機材の事前配備

総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を災害対策関連室等に常備し、地震発生後の迅速な運用開始を図る。

ウ 報道機関との協力体制

報道機関に対しては、情報を提供できる場所等を設け常に情報を公開できるよう、被害情報、措置情報等を順次掲示又はファイル化し、自由にコピーできるようにする。

エ 通信施設の多重化

災害対策関連室等における総合防災情報システムの整備をはじめ、有線電話回線や無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。

オ 非常電源の機能強化

自家発電装置等の非常電源の機能強化を図り、地震時において停電が発生した場合においても本部機能の確保を図る。

1 - 2 災害対策本部の代替・補完機能の充実

(1) 計画の目的

地震により市庁舎が被災し、市本部の機能が低下した場合には、阿倍野防災拠点を活用し、体制確保に努める。

(2) 計画の内容

ア 代替機能

地震により市庁舎が被災し、市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。

イ 補完機能

市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの受け付け・登録・調整、市民からの相談等の災害応急活動を支援する拠点として、阿倍野防災拠点で市本部機能を補完する。

1 - 3 災害対策用職員住宅の確保

(1) 計画の目的

夜間・休日等の勤務時間外に地震等の災害が発生した場合に、災害対策本部や区災害対策本部の初期初動体制を確立する目的で災害対策用職員住宅の確保を図っている。

(2) 計画の内容

災害対策本部及び区災害対策本部における緊急事態への迅速かつ的確な対応を行うため、初期初動体制の指揮をとる職員として、市長が指定する職員（「指定職員」という。）が、自宅から30分以内に出勤できない場合には災害対策用職員住宅を確保し、市民の安全確保に資する。

1 - 4 初期初動体制の強化

(1) 計画の目的

震災時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属の分掌事務を遂行するため、所属長に代わり、意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。

(2) 計画の内容

各所属は、分掌事務を遂行するため、所属長に代わり、意思決定を行う代行者氏名及びその順位を「部局別行動マニュアル」・「区別行動マニュアル」に定めておくものとする。

また、所属長は、代行者氏名及びその順位を市長に報告しなければならない。

区災害対策本部及び避難収容所の設置・運営に必要な人員を確保するため、区役所を除く関係所属の区内居住者から、各区役所への直近参集者として登録する。

1 - 5 自治体被災による行政機能の低下等への対策

(1) 計画の目的

大規模災害によって、自ら被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

(2) 計画の内容

ア 被災者支援システムの導入

被災者支援システムの導入に努める。

イ 市町村における業務

B C P（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

ウ 相互応援体制の強化

相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

基本方針

地震による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、震災時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民、企業など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。

地震による災害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず地震等の災害が発生した場合の事象や、防災対策の基本などの防災情報を正確に理解し、本市職員をはじめ、各防災関係機関、市民、企業等が自らの役割を理解することが重要である。

特に、大規模地震の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」ために市民や企業が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、避難生活における男女のニーズの違いなど男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、中央防災会議において今世紀前半に発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震では、大阪にも津波が来襲することが想定されており、津波ハザードマップ等を活用した津波防災に関する知識の普及、啓発を行う。

2 - 1 市職員に対する防災知識の普及

地震災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に地震が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。

市職員は、このような状況下においても、災害応急活動の実行上の主体であり、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことが求められる。

1 市職員に対する防災研修の実施

(1) 計画の目的

市職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。

(2) 計画の内容

ア 職員への防災研修

職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的実施していく。なお、防災研修の一貫として、防災啓発施設等の見学研修を実施するなど、体験的な防災学習の充実を図っていく。

また、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

イ 緊急本部員等への防災研修

緊急本部員及び緊急区本部員に対する定期的な防災研修を実施する。

2 市職員への災害応急対策活動計画の徹底

(1) 計画の目的

本市職員は自ら、災害応急対策活動の実行上の主体として、平素から本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、地震発生時における適切な判断力及び行動力を養う。

このため、各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。

(2) 計画の内容

ア 「職員必携防災マニュアル」を庁内ポータルに掲載し、地震発生時の職員の行動指針を徹底する。また、職員必携防災マニュアルに、自身の参集場所や災害時の役割を自ら記入できるようにして、常に携帯することを義務付けるなど周知徹底を図る。

イ 「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集職員等への徹底と毎年の見直しを実施する。

ウ 「部局別行動マニュアル」により、各部局の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局職員への徹底と毎年の見直しを実施する。

2 - 2 市民に対する防災知識の普及

(1) 計画の目的

大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。

このため、市民に対してそれぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの要援護者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。

市民への防災知識の普及は、地震発生時に想定される被害予測結果、本市における防災計画の内容等の情報を広報し、地震等の災害の発生に対し、市民、自主防災組織、企業等

が、「自らの命と生活を守る」ために平素から準備すべき点、地震時や地震後の行動の注意点等、高齢者や障がい者などの援護を要する者への助け合いなど、基本的な防災知識を重点として実施する。

(2) 計画の内容

ア 防災啓発施設（阿倍野防災センター）等を活用した防災知識の普及

市民の地震に関する防災知識と行動力を高めるため、防災啓発施設・起震車を活用した地震の模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。

イ 講演会、説明会等による防災知識の普及

防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間、津波防災の日など、年間を通じて講演会、説明会、座談会等を実施して、市民の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験的に防災行動能力の向上を図る。

ウ 印刷物による防災知識の普及

(ア) 緊急時の行動マニュアルの配付

市民、視覚障がい者、外国人、自主防災組織等を対象とした防災マニュアルを配付し、防災知識の普及に努めている。特に、高齢者や障がい者等の要援護者に対する支援など、平常時、震災時の隣近所、地域における助け合いの啓発を行う。

(イ) ハザードマップ等の配布

地震動や津波等の自然災害に関するリスクを分かりやすく図示したハザードマップは、住民等の防災意識や防災力の向上に資するものであることから、その作成・配布等について検討を進める。

(ウ) 「くらしの便利帳」等の防災記事による市民啓発

全家庭に常備される「生活ガイドブック くらしの便利帳」により、必要な時にいつでも防災知識が得られるようにするとともに、各種広報印刷物を活用し、防災の日など時機をとらえて防災知識の普及に努める。

(I) 市民防災マニュアルの利活用

市民が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」を全戸配布することで広く市民に周知を図るとともに、市民を対象とした研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、市民の防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。また、小中学校等において教職員に配布し、防災教材としても利活用を図る。

エ 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及

(ア) 報道機関に対する防災情報の提供

報道機関に対し、防災に関する各種資料を提供し、防災知識の普及について協力を求める。

(イ) テレビ・ラジオによる防災知識の普及

本市提供のテレビ・ラジオ番組等で防災の日など時機をとらえて防災知識の普及に努める。

オ インターネットを活用した防災知識の普及

各局・各区が設けるホームページにおいて防災情報を提供するとともに、トップページ等において各情報に効率的なリンクを設定することによって、防災知識の普及に努める。

カ 緊急地震速報に関する知識の普及

気象庁が提供している緊急地震速報を市民が受け取ったときに、適切な対応行動がとれるよう、各種広報手段により周知に努める。

2 - 3 乳幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育

乳幼児・児童・生徒が地震災害に対する知識を深め、災害への対応力を高めるため、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実について乳幼児・児童・生徒の発達段階や校園等の実態に応じた防災教育を実施する。

1 校園等における安全教育

(1) 計画の目的

「防災に関する指導については、教育活動を通して計画的・継続的に実施し、さまざまな災害発生時における危険と正しい備え、安全に避難する方法など防災教育の基礎となる基本的な知識が身につくよう適切な指導に努める。」、「自然災害等の危険に際しては、『減災』の考え方を踏まえ、幼児・児童・生徒が状況に応じて、自らの命を守り抜くため主体的に行動するとともに、他の人や地域社会の安全に貢献できるよう資質や能力を養うように努める。」（平成24年度学校教育指針より）という立場で実施する。

(2) 計画の内容

ア 校園等での安全教育

各校園及び保育所等においては、各教科・道徳（小・中）・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。

(ア) 安全学習

火災、地震やその他の二次災害発生時に適切に対処できる知識や技能（気象、地震、津波についての正しい知識、防災情報の正しい知識、身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法、災害等についての知識、ボランティアについての知識・体験）の習得をめざし、保健や理科その他関連する教科や領域等で安全学習を行い児童・生徒の発達段階に即した内容に配慮して実施する。

(イ) 安全指導

児童・生徒等が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気付き、的確な判断のもとに適切に対処し、事故が起こった場合に適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、計画的、継続的な安全指導を、主としてホームルーム、学校行事等の特別活動において実践する。

(ウ) 体験学習

児童・生徒等が、より現実に近い状況を認識できるよう、各消防署や阿倍野防災センター等の施設を活用したり、防災関係機関との連携や緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用を図った体験学習を取り入れるなど、防災教育の充実を図る。

イ 校園等への防災指導

校園及び保育所等の乳幼児・児童・生徒に対し、安全教育の一環として避難訓練等の指導や各種催し等により、防災意識の普及啓発に努めるため、以下の防災指導を継続して実施する。

(ア) 災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施

(イ) 小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発

2 乳幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成

(1) 計画の目的

乳幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災教育を実施する。

(2) 計画の内容

ア 従来から実施している小学校4年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。

イ 市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資する。

3 「防災指導の手引き」の作成・配付

(1) 計画の目的

「子どもの安全を守るための防災指導の手引」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災教育を実施するよう努め、防災教育の充実を図る。

(2) 計画の内容

「防災指導の手引」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、「中学校用」、「高等学校用」及び「特別支援学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。

4 教職員等に対する防災教育の実施

(1) 計画の目的

校園(所)長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演

会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。

(2) 計画の内容

震災時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。

2 - 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

(1) 計画の目的

大規模な地震発生に伴い、危険物施設等広範囲に被害を及ぼす可能性のある施設や、百貨店、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、以下の震災に関する知識の普及、及び地震時の防災計画の指導を継続して行う。

(2) 計画の内容

ア 重要な施設管理者への防火・防災教育

防火管理講習会、防災管理講習会等の機会をとらえ、防火対策の指導とあわせて地震に関する一般的知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、地震時の対応策等に関する指導を行う。

イ 地下街管理者等に対する防火・防災教育

地下街の効果的な消火、救出活動を行うために施設並びに管理状態等の改善策を管轄消防署で合議し、地下街関係者に対する指導対策とする。

また、地下街の関係者、警備保安要員及び店舗従業員等に人命並びに延焼拡大危険度の認識の徹底を図り、当該地下街の消防計画と共同防火・防災管理体制の強化・充実、通路等の有効幅員の確保、防火・防災教育の充実徹底、滞在者に対するPR等を行う。

ウ 高層建築物管理者等に対する防火・防災教育

高層建築物における自衛消防組織の編成を促進し、通報、消火、避難誘導體制を充実強化するとともに、高層建物火災等の災害特性と、災害発生時の行動要領等について全従業員を教育する。

2 - 5 防災教育環境の充実

(1) 計画の目的

「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努める。

(2) 計画の内容

ア 防災研修の企画・実施

市職員（緊急本部員、緊急区本部員を含む）、地域防災リーダー、ボランティアリーダー等に対する防災研修等の企画、実施に努める。

イ 防災訓練の企画・実施

本市が実施する各種防災訓練の企画、調整を行う。また、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災訓練の企画に際し助言する。

ウ 市民向け、児童・生徒向け防災教育用教材等の企画・作成

市民向けや企業向け、要援護者や外国人向けなどの各種防災マニュアルの企画や作成、乳幼児・児童・生徒向けの発達年齢に応じた防災教材の企画や作成、また市職員の防災研修用資料等の企画・作成に努める。

エ 防災イベント等の企画・実施

本市が実施する各種防災イベントの企画、調整を行うとともに、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災イベント等に対して助言する。

オ 防災啓発施設（阿倍野防災センター）研修施設の活用

阿倍野防災拠点において、市民の防災意識や災害対応能力を向上させるため、防災に関する知識、体験学習による啓発を行うとともに、自主防災組織の中核となる地域防災リーダー等を対象とした高度な防災に関する研修を実施する。

2 - 6 本市施設における緊急地震速報の活用

気象庁が提供する緊急地震速報について、各局及び区役所などでの適切な対応について検討する。

2 - 7 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 - 8 各区の防災機能の強化

区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる防災計画の基本的な事項を検討し、各区の実情に応じて、市民、企業等、行政の責務、役割が明確となった防災計画を策定する。

3 自主防災組織の育成

基本方針

安全なまちづくりは、日頃の市民一人一人が防災活動の重要性を認識し、実践することが大切であり、市民と行政が一体となった自主防災体制の確立があって、はじめて安全な地域社会が実現できる。

災害、特に大地震が発生した場合、本市をはじめ各防災関係機関は全力をあげて防災活動を行う。しかし、倒壊物や道路損壊等による通行障害が起きているという状況では、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されることが予想される。

このような事態においても災害による被害を防止し、軽減するために、市民の自主的な活動、すなわち市民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を行うことができる体制を整備する。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、地震発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できる「地域防災の輪」として自主防災組織の育成を図り、この「地域防災の輪」の中心となって消火活動や救出救護活動などを実施する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。

(1) 計画の目的

地域住民が連帯・協同して災害を未然に防止し、被害を軽減するために、本市の伝統的な市民防災組織としての性格を持つ赤十字奉仕団（地域振興会）を基盤とし、要援護者の避難支援の取組を行うための地域福祉団体の参画など、地域実情に応じた実効性のある具体的な組織体制を構築し、自主防災組織として確立して組織の活性化、防災活動の専門化・熟練化を図り、自主防災組織として育成していく。

(2) 計画の内容

ア 地域防災リーダーの育成

地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等の育成を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。

地域防災リーダーは、市民による防災活動の中核となり、災害時に効果的かつ速やかに減災を図るため、日常から自主防災組織体制の確立に努め、「地域防災の輪」を広げる。

イ 地域防災リーダーへの研修・訓練

地域防災リーダーは、毎年1回以上の研修を受講する。研修の内容は、防災学習及び可搬式ポンプ操作訓練等をはじめとする初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食給水訓練とする。

また、災害時における市民の自主救護能力を高めるため、実技を中心とした応急手当

の知識と技術に関する講習や、地域の災害特性に応じた災害図上訓練など実践的な訓練の実施に努める。

ウ 地域への無線機の配備

災害時において自主防災活動を支援し、区役所の防災活動との連携を図るため、自主防災組織に無線機を配備し、的確な情報の交換を行う。

エ 地域への防災用資機材の配備

災害時に自主防災組織が活用する可搬式ポンプ・救助用資機材を配備する。その際、地域によりその災害想定や被害想定が異なることにも配慮し、地域特性に応じた必要な資機材等の整備など、きめ細かな対応策を講じる。

オ 地域防災リーダーへの防災装備の配備

地域防災リーダーに対して、地域の災害特性に応じて必要な防災装備を支給する。

カ 保険への加入

地域防災リーダーが訓練及び災害救助活動等において負傷等を負った場合に備え、保険に加入し、その損害を補償することにより安心感を高め、より一層の自主防災活動の促進を図る。

キ 要援護者への支援

要援護者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう要援護者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、地域住民が主体となった支援体制の整備に努める。

ク 地域防災リーダーの位置づけや活動内容の具体化

様々な災害特性に応じた事前の備えや災害時の行動等を具体的に示した、地域防災リーダー用の活動マニュアルを作成し、地域防災リーダーの活動内容を具体化するとともに、研修会等での活用を図っていく。

4 防災訓練の実施

基本方針

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより地震発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し震災時の対応能力を高め、市民・企業・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、住民に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。

本市においては、大阪府やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、市や区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。

各種防災訓練においては、市民・企業、行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、震災時における各々の防災的な役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な市民への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実に図る。

特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、市民自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた楽しい訓練などにより広範な市民の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得を目指す。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

4 - 1 防災訓練の実施

1 大阪市総合防災訓練

(1) 計画の目的

市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、市民の防災意識の高揚、防災関係機関の相互協力体制の確立を目指すため、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を実施する。

(2) 計画の内容

行政機関、公共機関等の防災関係機関及び市民の自主防災組織等が参加し、地震発生時における各関係機関の相互協力関係を確認する。

また、研修を受けた地域防災リーダーは、日頃の成果を発揮するため、市民を指導する

とともに、防災関係機関と一体となった初期消火、救出・救護、避難誘導訓練等を実施する。

2 大阪市震災総合訓練

(1) 計画の目的

大地震が発生したとの想定のもと、勤務時間外の場合に備えての、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を実施することにより、初期初動体制の充実、職員の防災意識の高揚を図る。

(2) 計画の内容

大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練を実施するとともに、防災情報システムや防災行政無線等を活用する、市本部や区本部の設置訓練及び市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との情報収集伝達訓練を実施する。

3 図上訓練

(1) 計画の目的

災害対策本部の総合的な情報収集分析能力及び各局との総合的な調整能力、広域応援等を実施する各防災関係機関との総合的な調整能力の向上を図るため図上演習方式による訓練を実施する。

(2) 計画の内容

市災害対策本部を設置し、応急対策事項を会議形式で調整する図上訓練を実施する。訓練は、事前にシナリオに沿った方式で実施するだけでなく、試行錯誤型の訓練を実施し、本部員等の意思決定方法の習熟や、災害対策の実施の方針決定や措置結果のチェックを行う。

また、関西広域連合とともに、国、構成団体、連携県、関係機関等が参加する広域応援図上訓練を実施する。

4 区震災訓練

(1) 計画の目的

発災初期及び災害応急対策初期における援護を要する人や被災者の人命の安全確保・生命の維持に重点を置き、区民を中心とした訓練を全区で実施する。

区震災訓練には広く区民の参加を求め、地域防災リーダーを中心とした訓練、また地域に配備した資機材や無線機を活用した訓練を取り入れ、区本部や自主防災組織の防災活動の円滑化に努め、かつ区民の防災意識の高揚を図る。

(2) 計画の内容

区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して初期消火、救出・救護、避難誘導訓練等を実施する。また、地域防災リーダーが日頃の訓練成果を発揮するため区民を指導し、多

くの区民が直接参加する実践に即した訓練を行う。

また、訓練の実施に際しては、できるだけ高齢者や障がい者等の援護を要する者も参加できるように配慮し、地域住民の連帯感の形成と熟練を図ることに努める。

ア 消火・救出訓練

地域に配備された消火、救出救護用資器材を利用した訓練を実施する

イ 避難誘導訓練

地域防災リーダーと区職員、消防、警察等が一体となった避難誘導訓練を実施する。

ウ 情報交換訓練

地域防災リーダー等が防災行政無線を使用した、区本部との情報交換訓練を実施する。

エ 給食・給水訓練

地域防災リーダー等が行政機関等から提供された飲料水や炊き出しによる食糧の配給訓練を実施する。

5 津波防災訓練

(1) 計画の目的

大阪府に津波警報が発令された場合を想定し、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練等を行うとともに、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実、職員及び市民の防災意識向上を図る。

(2) 計画の内容

大阪府に津波警報が発令された場合を想定して、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練、情報伝達・収集訓練、無線訓練、救出・救助訓練、医療救護訓練、住民参加による実働型の避難訓練を実施し、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実を図るとともに、非常時の連絡、協力体制の確立を図る。

6 緊急本部員、緊急区本部員に対する訓練

(1) 計画の目的

緊急本部員及び緊急区本部員として指名された職員に対し、災害対策本部長及び災害対策区本部長を補佐する業務に習熟するための訓練を実施する。

(2) 計画の内容

緊急本部員及び緊急区本部員は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図ることを目的として危機管理監が指定する訓練、講習会、講演会等に参加し防災技術等を習得する。

ア 大阪市震災総合訓練への参加

非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。

イ 通信訓練への参加

総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別

通信等の通信訓練に参加する。

ウ 区震災訓練への参加

市内において大規模な被害が発生したことを想定し、防災関係機関及び地域住民等が一体となった区の震災訓練に参加する。

エ その他

その他危機管理監が指定する講習会、講演会等に参加し、災害応急対策上必要な知識及び技術を習得する。

4 - 2 住民・事業所の訓練

震災時にあっては、市民や事業所による独自の初期消火、救出救護、避難誘導等の活動により被害の軽減を図る必要がある。

したがって、市民、事業所が「自らの命は自ら守り、自らの地域は自らで守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火、避難訓練等を中心に実践的な防災訓練を実施する。

また、大規模災害時の減災には「自助」「共助」による地域防災活動が不可欠であり、日頃から、地域ぐるみで防災や減災の取り組みができるよう、地域住民が主体となった実践的な訓練を実施することも重要であるため、地域によって異なる災害特性や被害想定に関する情報提供を行うなど、地域特性に応じた訓練を進めるための支援を引き続き行っていく。

1 地域の防災訓練

(1) 計画の目的

地域防災リーダーが中心となり地域での防災訓練を行い、一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図る。

(2) 計画の内容

地域での防災訓練は、部分訓練（可搬式ポンプや携帯無線機など防災資機材の知識や使用方法など）、個別訓練（情報連絡、消火、救出・救護、避難誘導給食給水訓練）、総合訓練（各種訓練の組合せ）等を、区役所、消防署等の協力のもと地域独自で計画を策定するよう努める。

また、図上訓練等を実施し、震災時にはどのような行動が必要か、また、どのような物資・資機材等が必要かなどを普段から明確にしておくため、区役所等の支援により地域におけるマニュアル等の作成に努める。

2 事業所の防災訓練

(1) 計画の目的

事業所は地域にあっては地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等

の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。

(2) 計画の内容

- ア 事業所はその規模や条件に応じて、地震発生時の火元責任者、火元係、消火係、避難誘導係、通信連絡係、救護係などを編成し訓練を実施し、個々の職員の地震発生時の役割を習熟するように努める。
- イ 事業所は地域社会の一員として、区震災訓練や地域の防災訓練に積極的に参加し、初期消火、救出救護、避難誘導などを自主防災組織と協力して実施できる体制づくりに努める。

5 ボランティア環境の整備

基本方針

福祉、健康づくり、スポーツ、生涯教育などさまざまな分野において行われている市民のボランティア活動が、災害時には防災ボランティア活動として活発に展開されるよう、防災意識の醸成やボランティア情報を身近なところで簡単に入手できるよう条件整備を図る。

また、専門的技術や知識を有するボランティアについては、需給調整のコーディネート機能や研修制度を充実するとともに、事前登録制度についての検討を図る。

5 - 1 ボランティア活動拠点

(1) 計画の目的

幅広い市民層との交流を積極的に推進しながらボランティア個人や市民活動団体等が阿倍野防災拠点や、多種多様な活動を展開するために整備される全市レベル、区レベル、地域レベルの拠点を、災害発生時には、広範な災害ボランティアのコーディネート機能、情報提供機能、相談機能等を有する活動拠点として活用すべく、検討を進める。

(2) 計画の内容

ア 全市レベルのボランティア活動拠点

阿倍野防災拠点や全市レベルのボランティア活動拠点を、災害発生時には、日本赤十字社大阪府支部、大阪市社会福祉協議会や、ボランティア団体等から構成される「大阪市災害ボランティア活動支援センター」として活用する。

イ 区レベルのボランティア活動拠点

区レベルで整備されるボランティア活動拠点を、災害発生時には、各区社会福祉協議会や地域ボランティア団体等を構成員とする「区災害ボランティア活動支援センター」として活用する。

5 - 2 専門ボランティアの登録・研修

(1) 計画の目的

災害時の防災活動に際し、専門ボランティア（医療、被災建築物応急危険度判定、搬送、重機操作、無線通信、通訳などの専門性の高いボランティア）を平時から登録し、非常時のボランティアの速やかな受入れ体制を整備する。

(2) 計画の内容

ア 専門ボランティアの登録制度

専門ボランティアの登録を行う。登録において必要な場合は、大阪府等とも連携を図

る。

イ 専門ボランティアの研修

登録された専門ボランティアについては、機会をとらえた研修を実施する。また、ボランティア団体のリーダー等を対象として、一般ボランティアの配置などを的確に行えるコーディネーターの養成を行う。

5 - 3 一般ボランティアに対する防災意識の醸成

(1) 計画の目的

平常時から活動している福祉ボランティアやスポーツボランティア、災害発生時に参加するボランティア等に対し、日常的な活動が、災害発生時の被災者に対するボランティア活動へとスムーズに移行できるよう防災意識の醸成を図る。

(2) 計画の内容

福祉関係団体、ボランティア団体等に対して計画的に防災意識の醸成を図る。

5 - 4 本市退職者による災害時ボランティアの登録

(1) 計画の目的

大規模災害発生時、本市の災害対応実施にあたっては多数の人員が必要である。そのため、本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を設けて事前に登録しておくことにより、迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施できる体制を整備する。

(2) 計画の内容

登録の対象者は、本市の正規職員で退職した者のうち、登録日現在概ね70歳未満の希望者とし、市域内で震度6弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、収容避難所の運営補助などの活動を行う。

第4 地震被害軽減のための『防災体制づくり』

1 津波防災体制の充実強化

基本方針

東南海・南海地震が発生した場合、本市にも津波が来襲することが想定される。本市における津波被害は、津波到来までの間に水門等の津波防災施設を閉鎖し、津波の侵入を防ぐことで大幅に軽減できると考えられる。津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の充実や施設の維持管理の徹底に努める。

ただし、水門等の津波防災施設の操作はあくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

1 - 1 水門等の津波防災施設の操作

(1) 計画の目的

大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。

(2) 計画の内容

ア 水門等の津波防災施設操作マニュアルの作成と習熟

水門等の津波防災施設を操作する機関は、大阪市湾岸部への津波来襲に備え、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・操作員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の津波防災施設の操作マニュアルを作成し、関係者に周知する。関係者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎょ活動に努めるものとする。

また、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間内に現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。

イ 迅速かつ確実な施設操作

大阪湾に津波に関する注意報又は警報が発令された場合は、参集指令及び水門等の津波防災施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集する。操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、施設管理者と緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

勤務時間外における港湾局所管の津波防災施設の操作に当る防潮扉及び水門閉鎖要員を次のとおり登録する。

- ・ 対象は、職種区分に関わらず、水門等の津波防災施設近傍に居住する各局室の職員とする。

ウ 施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達までに水門等の津波防災施設の操作の完了を確認するため、各機関ごとに確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による確認等があげられる。

エ 施設の電動化の推進

閉鎖作業の迅速化・省力化に努めるべく、防潮扉の敷居高さが想定津波高さを下回るものなどについて、電動化の推進を図る。

1 - 2 水門等の津波防災施設の維持管理の徹底

(1) 計画の目的

水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に津波防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。

(2) 計画の内容

ア 水門等の津波防災施設の維持管理

水門等の津波防災施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波発生時に防ぎょ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。

イ 民間の防潮扉管理者への指導

民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。

ウ 津波注意看板の整備

防潮扉周辺において、必要に応じて津波注意看板を設置し、港湾関係者に荷役終了後の防潮扉閉鎖、堤外地へ車両・物品を残さないことを啓発するとともに、市民・来訪者も迅速に避難の対応ができるように日頃から周知する。

なお、津波注意看板は、津波への注意事項がひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

1 - 3 大阪港地震・津波対策アクションプランの策定

(1) 計画の目的

東南海・南海地震の発生に伴う大阪港臨海部における津波被害について、防災・減災を図るために策定した「大阪港地震・津波対策アクションプラン」を推進する。

(2) 計画の内容

東南海・南海地震津波に対する大阪港の緊急の課題への対策を示した総合的かつ戦略的なアクションプランであり、「計画期間」を明示している。

また、関係行政機関、港湾関係事業者及び、地域住民と協働して推進するため、津波対策の実施方針として「基本理念」「減災目標」「施策の方向性」を設定し、実効性のある津波対策を図る。なお、今後、被害想定の見直しにより、被害（人的被害・経済的被害）が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。

2 火災予防

基本方針

地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。また、阿倍野防災センターにおいては、地震の発生から安全に避難するまでの一連の行動について体験学習をして頂き、更に、起震車等の地震体験装置等の活用及び啓発パンフレットの配付等、防災の観点から火災予防に関する知識の普及、啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。

2 - 1 出火防止

(1) 計画の目的

地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、自衛消防訓練等を通じて指導を行う。

(2) 計画の内容

ア 市民の火気取扱いに係る意識の向上

出火防止の啓発については、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間・危険物安全週間の展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導の実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会の開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。

イ 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。

ウ 電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。

エ 危険物取扱設備等の安全化

危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。

オ 化学薬品等取扱施設の安全化

化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

カ 百貨店や多量の火気を使用する事業者に対する指導

火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。

2 - 2 初期消火

(1) 計画の目的

地震により出火に至った場合においても初期のうちに消火することができるように、器具等の普及などを図るとともに、訓練等による指導を行う。

(2) 計画の内容

ア 家庭等への消火器具の普及

火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発を図る。

イ 消防用設備等の耐震性の保持

関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。

ウ 市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。

2 - 3 防火教育等の推進

(1) 計画の目的

火災予防に関する知識の普及、啓発を図るため、防災啓発施設（阿倍野防災センター）等を活用して、市民、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。

(2) 計画の内容

ア 市民に対する啓発

防火防災講演、防火教室、移動消防展の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及、啓発を図る。

イ 重要な施設管理者に対する教育

百貨店、地下街等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及、啓発を図る。

(ア) 防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進

(イ) 自衛消防協議会、公衆集合場防火協議会、危険物防火協議会の育成

3 消防体制の充実強化

基本方針

地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

そのため、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。

一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。

3 - 1 消防庁舎の耐震化の推進

(1) 計画の目的

消防庁舎は震災時において市民の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、応急対策活動の拠点であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。

(2) 計画の内容

消防署所は、地域の重要な防災活動拠点であることから、耐震性能の確保を図る。

3 - 2 消防活動体制の整備

(1) 計画の目的

地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。

(2) 計画の内容

ア 情報収集・伝達体制の強化

(ア) 消防情報システム「ANSIN」の機能強化を図る。

(イ) 119番回線の輻輳対策など、震災時における受信体制を充実する。

イ 初期消火体制の充実

(ア) 可搬式ポンプの整備

自主防災組織等、市民による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊も活用できるように可搬式ポンプの適正な維持管理に努める。

(イ) 消防活動体制の充実

同時多発する地震火災等に対応するため、初動消防活動支援システムや震災工作車の活用等、効率的な消防活動体制の充実に努めるとともに、災害態様に応じた消防力の整備に努める。

ウ 救助・救急体制の充実

(ア) 救助体制の強化

大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特異な災害なども同時に発生することが予想されるため、災害の種別や規模に応じた専門的な知識、技術と高度な救助資器材を装備した特別救助隊の訓練、研修をはじめ、救助体制の充実強化に努める。

(イ) 高度救助用資器材の充実

画像探索機等、人命探索用の機器を中心に高度救助用資器材の充実に努める。

(ウ) 救急救命士の養成等

多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の救急救命処置用資器材等の充実に努める。

エ 震災対策消防計画の充実

大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、初動消防活動支援システムを活用した震災直後の活動要領や、多数の救助・救急事案発生時における救助・救急活動要領等を盛り込むなど、震災対策消防計画の充実に努める。

3 - 3 消防水利の確保

(1) 計画の目的

震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。

(2) 計画の内容

ア 耐震性貯水槽の整備

既存の耐震性貯水槽の補修整備及び都市開発整備などに伴う増設に努める。

イ 遠距離大量送水システムの整備

海や河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を1 km先まで送水できるシステムの適正な維持・整備に努める。

ウ 消防水利の多様化

防火水槽のほかプール、ビル等に設置されている受水槽・雨水貯留槽、消防用設備等の消火水槽等の貯水施設をはじめ、市内12カ所の下水処理場の下水処理水の活用を図るとともに、その他、大規模災害時に利用し得る消防水利等の確保に努める。

3 - 4 広域消防応援に係る受援体制の確立

(1) 計画の目的

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による迅速かつ的確な消防活動が不可欠であることから、充実した受援体制の確立を図る。

(2) 計画の内容

ア 受入体制の整備

画像伝送システム等を用いた迅速な要請を実施するほか、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。

イ 防災情報システムの活用

円滑な広域応援・受援を推進するため、総務省消防庁が整備した防災情報のデータベースと国・消防機関との間のネットワーク化された防災情報システムを活用する。

3 - 5 警防訓練等の実施

(1) 計画の目的

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

(2) 計画の内容

ア 警防訓練の実施

初動消防活動支援システム等を活用し、被害想定に基づく警防訓練を実施するほか、必要に応じて防災関係機関等との合同訓練を実施する。

イ 訓練施設の充実

地震災害時の消防活動技術及び行動力の向上を図るため、総合訓練施設の充実に努める。

ウ 地震防災教育の実施

本部教養・所属教養、消防学校教育等を通じて、地震防災教育を推進する。

3 - 6 地域との連携強化と自主救護能力の向上

(1) 計画の目的

震災時に地域防災の核として活動する地域防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民の自主救護能力の向上に努める。

(2) 計画の内容

ア 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。

イ 事業所の自衛消防組織

自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防御活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。

ウ 女性防火クラブ

平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止の防火知識や、地震への備え、地域高齢者等に対する援助のあり方などの防災知識の普及を推進するとともに、クラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。

エ 応急手当の普及啓発の推進

震災時における市民相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。

3 - 7 防災関係機関等との連携強化

(1) 計画の目的

円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

(2) 計画の内容

警察、ライフライン事業者等との連絡体制の充実強化に努めるとともに、大阪市患者等搬送事業者協会などの民間事業者との協力体制の充実に努める。

4 災害時の医療確保

基本方針

甚大な被害をもたらす大地震にも対応可能なように、初期医療体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保等により、体系的な整備に努めることとする。

その際、大阪府、大阪府医師会や地域の自主防災組織などとの連携を十分に図り、潜在的な医療資源の活用をも含めた後方医療体制の整備に一層努めることとする。

概要

災害時の医療確保については、医療施設の状況把握及び初期医療活動をいかに円滑に実施する体制を整えるかが肝要となる。また、これらを支援するために、医薬品及び医療資器材の備蓄及び緊急調達の方策並びに後方医療機関との連携を実施しておく必要がある。

4 - 1 医療機関の状況把握

(1) 計画の目的

震災時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況（病院の被災状況、受け入れ可能な患者数、医師や看護師の出勤状況、専門医の所在、専門医療設備（ICU、NICU、透析装置、CT、MRI等）の状況、医薬品等の保有・使用状況等を把握することを目的とする。

(2) 計画の内容

震災時に医療機関の状況を把握することができるよう、総合防災情報システムの中で整備を図っていく。整備にあたっては、現行の医療情報システムの拡充に合わせ、これとの連携を図りながら、大阪府等と連携し、整備充実に努める。

4 - 2 医薬品・医療資器材の確保

(1) 計画の目的

災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想される。医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、必要時に迅速に十分な医薬品・医療資器材を医療機関及び医療救護班用に確保することを目的とする。

(2) 計画の内容

震災時の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努めることとする。備蓄については通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。

また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタグについても整備を

図る。

ア 各市立病院における病院備蓄

各病院患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。

イ 卸業者及び製造業者等による流通備蓄

- ・病院、診療所、救護所等を訪れる外来患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。
- ・医療救護班が必要とする医薬品等の確保を図る。

4 - 3 初期医療体制の整備

震災時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部救急医療調整班（以下「医療調整班」という）の立ち上げ及びトリアージ体制の整備を実施する。

1 通信手段の整備

(1) 計画の目的

震災時における医療調整班と市の医療機関、区役所（区保健福祉センター）及び救護所または医療救護班との間の相互の調整及び指示等を的確に実施することを目的とする。

(2) 計画の内容

市本部（医療調整班）と市の医療機関、区役所（区保健福祉センター）及び救護所との間の防災行政無線の整備を検討する。

2 医療調整班の準備活動

(1) 計画の目的

災害対策本部が設置される時にのみ組織される医療調整班を震災直後から円滑に機能させることを目的とする。特に、事前に調整が可能な課題及び調整行為が必要と予想される課題については、防災関係機関の間で調整を完了しておくことを目的とする。

(2) 計画の内容

医療調整班構成部局を中心とし、防災関係機関の間での調整会議を随時実施する。また、防災訓練時には、相互に連携して調整及び連絡活動を実施し、震災時の対処方法についての指針を確立するよう努めていく。

3 トリアージ・オフィサーの養成

(1) 計画の目的

震災時、効果的に医療措置を実施するため、傷病者の状況を的確に把握し、措置の優先度を決定するトリアージ・オフィサーを養成する。特に、医療救護班においては、トリアージ技術を持った要員が各班1名確保できる体制を目指す。

(2) 計画の内容

市立総合医療センター及び市立大学医学部附属病院において、トリアージ技術を修得さ

せる教育方法を検討する。特に研修医及び医学生に対して、一定期間の救急医療現場での経験を通して、実地にトリアージ技術を学べるよう、病院側での受け入れ態勢を検討する。

4 ヘリコプターによる傷病者搬送体制の確立

(1) 計画の目的

ヘリコプターによる傷病者搬送は他の搬送手段に比べて、広域的な傷病者搬送手段として期待されるとともに、著しく搬送時間の短縮が可能となることから、傷病者の救命効果の向上も期待できる。特に大規模災害には大きな効果を発揮することから、各防災関係機関等が所有するヘリコプターを活用した傷病者搬送体制を検討していく。

(2) 計画の内容

医療調整班において、各防災関係機関等のヘリコプターの運行状況の把握、搬送要請要領を検討していくほか、医療機関におけるヘリポートの確保などの総合的な搬送体制の整備に努める。

5 被害シミュレーション

(1) 計画の目的

震災時に迅速に被害場所、負傷者数及び負傷内容を見積もることにより、的確な初期医療を施すことを目的とする。特に、病院側の受け入れ態勢、初期治療体制を迅速に整えるため、負傷者数及び負傷内容を迅速に見積もることを目指す。

(2) 計画の内容

都市防災情報システムによる負傷者数等の予測機能を用いて、震災直後に負傷者数等を見積もるようにする。市災害対策本部では、この見積を参考として医療機関への負傷者の収容計画及び負傷者の搬送計画を策定し、初期医療体制及び後方医療体制を整えられるよう、体制を整備する。

4 - 4 後方医療体制の整備

(1) 計画の目的

市内の救護所等から搬送される重傷者等を受け入れるとともに、高度な医療行為を実施するための体制を確保することを目的とする。また、負傷者数が市内の医療機関の対処能力を上回った場合には、大阪府をはじめ近隣市町村の医療機関と連携をとることにより、収容能力を高めることを目的とする。

(2) 計画の内容

市立医療機関は、救護所等から搬送される重傷者等の収容能力を高めるための設備整備並びにライフラインの確保を目指した設備の拡充を検討する。また市内の医療機関で対処できなくなる事態に備え、大阪府をはじめ近隣市町村及び近隣府県の医療施設との連携を

充実する。これらの施設に負傷者を的確に搬送するための手段を各機関との協力のもと確保することに努める。同時に、近隣市町村及び近隣府県の医療機関の情報の収集体制を整備する。さらに広域的な医療応援体制を堅固なものとするため、20大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、実効的な対応を図ることができるよう、体制の確立に努めることとする。

5 生活関連物資等の確保

基本方針

被害想定に基づき、避難者を34万人と想定して生活関連物資等の備蓄を行うとともに、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ要援護者へ配慮した備蓄計画を策定する。

また、備蓄方法に関しては地区拠点进行分散備蓄を行い、需要に応じた柔軟な供給を可能にすることとする。避難生活が長期化する場合は、流通備蓄や援助物資等による供給を基本とする。

概要

震災により一時的に都市機能が不全になることを想定し、避難所等における市民の最低限の生活を維持することを目的に、以下の4つの観点から予防計画を策定した。

- 1) 飲料水等の確保
- 2) 食糧の確保
- 3) 生活必需品の確保
- 4) し尿処理に関する事前準備

飲料水については、震災直後は備蓄してある水缶等で対応し、その後は、仮設水槽の設置等による応急給水により供給する。また、生活雑用水として下水の高度処理水、農業用井戸、学校のプールの水等の利用に努める。

食糧については、市と府の備蓄で対応し、この他に流通備蓄及び他都市からの応援物資等により確保する。備蓄品目は、煮炊きが不要な乾パンやアルファ化米とした。

生活必需品は、震災直後に避難所で必要となる日用品を備蓄し、避難生活が長期化した場合は流通備蓄により調達する。

し尿処理に関しては、備蓄等によって簡易トイレを確保するとともに広域避難場所に指定されている公園等はマンホールトイレ（トイレとしても活用が可能なマンホール等）を設置して対応を図っていく。また、収容避難所周辺道路上のマンホールのうち、マンホールトイレとして利用可能な箇所への設置について、関係先と協議を行っていく。

これらの備蓄物資については、ニーズに応じて品目の拡大を図っていく。また、備蓄体制については、震災時、輸送が困難になる状況を考慮し、市内をいくつかのブロックに分け、ブロックごとに備蓄拠点となる倉庫を設置するなど分散備蓄体制を整備しており、今後、さらに、避難生活が長期化する場合に生活関連物資等に関して種々の機関等との協定を締結し、流通備蓄等による柔軟な対応を図っていく。

5 - 1 飲料水等の確保

震災直後、市民の生命維持の上から最低限必要な飲料水を最優先して確保する必要がある。

また、長引く避難生活や都市機能の復旧に伴い、日増しに需要の高まる生活用水等の供給体制を確立するとともに、供給体制を補完する方策として、流通備蓄等からの調達を図る。

1 飲料水及び生活用水の確保

(1) 計画の目的

震災後、市民の生命を預かる水の安定確保が重要であり、被災当初の飲料水、日増しに必要となる生活用水など、震災後、その時々に必要な量の水を近接する防災拠点に確実に確保する。

(2) 計画の内容

震災後の飲料水及び生活用水の確保は次の考え方にに基づき実施する。

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1) 震災直後 | 備蓄により飲料水を確保 |
| 2) 震災後3日間 | 生命維持のための必要最低限の水を確保 |
| 3) 震災後4日目以降 | 生活用水、都市活動用水を順次確保 |
| 4) 震災後1ヶ月を目途 | 通常量の確保 |

具体的には以下の施策を実施する。

ア 震災直後に備えた施策

震災時の断水に備え、生命維持に最低限必要な飲料水の量を1人1日3リットルとし、102万リットルの水缶または水ボトルの備蓄を行う。

イ 震災後3日間に備えた施策

震災後3日間、1人1日最低3リットルの水を確保するために、以下の施策による施設・資器材の整備を行う。

(ア) 広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽の設置等

広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽の設置は、この地点の避難者に対する水の運搬が不要になるだけでなく、避難所等への応急給水の水源になる等の利点がある。

本市では、阪神・淡路大震災を契機として、城北公園を始め9公園に飲料用耐震性貯水槽を設置しており、今後も同様の飲料用耐震性貯水槽の継続的な設置を図っていく。

また、各区に1基設置した飲料水兼用耐震性貯水槽についても、適正な維持管理に努めていく。

(イ) 拠点応急給水用資器材の整備

震災に伴う断水区域への円滑な応急給水を確保するため、広域避難場所、小・中・高校等の収容避難所、近隣の都市公園において、仮設水槽の設置による拠点応急給水を行うものとし、この拠点応急給水に必要な以下の資器材を、各小学校区あたり1セットを最低限の目安として整備する。

- ・ 仮設水槽 (4 m³)
- ・ 布製給水タンク (2 m³)
- ・ ポリ容器 (10リットル入りハンディタイプ)
- ・ ポリ袋 (3リットル入りハンディタイプ)

(ウ) 運搬応急給水用資器材の整備

人工透析を行う病院等、連続的な水の供給が不可欠な重要施設に対しては、必要量の水を緊急輸送する運搬応急給水で対応するものとし、これに必要な以下の資器材を整備する。

- ・加圧ポンプ付給水車
- ・加圧給水設備一式

[給水タンク、エンジンポンプ、運搬用車両（運送会社等から調達）]

ウ 震災後4日目以降のための施策

生活用水等の需要の高まる4日目以降は、広域避難場所への給水ルートを優先的に復旧した後、当該地点周辺の消火栓を水源とし、仮設給水栓（可搬式応急給水設備）を設置して対応する。以後、同様に収容避難所、近隣の都市公園、重要施設への給水ルートを復旧し、仮設給水栓を順次設置する。このため、こうした拠点応急給水の拡充に必要な仮設給水栓を、各小学校区に1基を最低限の目安として整備する。

2 生活雑用水の確保

(1) 計画の目的

震災後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定される。このため、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。

(2) 計画の内容

下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。

ア 下水処理水の利用

市内12箇所の下水処理場に処理水再利用施設を設置し、震災時においては、下水処理場の近隣地域に生活雑用水としても提供できるように努める。

イ 農業用井戸の利用

市内に503箇所ある農業用井戸について、生活雑用水としての利用可能性を検討していく。

ウ プールの水の利用

市内の学校のプールの水について、生活雑用水等への利用可能性を検討していく。

エ 防災活動上重要な施設における地下貯水槽の設置

防災活動上重要な施設における生活雑用水等の確保のため、当該施設の新設あるいは改築時に地下貯水槽を設置することを検討していく。

5 - 2 食糧の確保

震災直後は食品流通機構が麻痺することも想定されるので、被災者に対して食糧の配給が可能なように、平時から備蓄による食糧の確保を推進する。その後は府からの供給や流通備蓄からの調達及び他都市からの援助物資等で賄う計画である。

(1) 計画の目的

震災の発生によって、食品流通機構は一時的に支障をきたすことが予想される。そこで、被災者に対し速やかに食糧を配付できるよう備蓄による食糧の確保に努める必要がある。

(2) 計画の内容

震災時の被災者に対する食糧は、震災直後については煮炊き不要な食品による供給とする。この方針に従い、現状の食糧備蓄の主品目であるアルファ化米に加え、乾パン、クラッカー等を組み合わせ、34万人分の備蓄を行っていく。

5 - 3 生活必需品の確保

生活必需品については、震災直後すぐに必要な品目と、その後の避難生活の維持に必要な品目とに区分する。前者については、最低限必要な量の備蓄とし、後者については流通備蓄の効果的な運用を図っていく。

(1) 計画の目的

震災による、火災・倒壊等により生活必需品を失った被災者の避難所での生活を援護するため、生活必需品の備蓄等により確保を図る。

(2) 計画の内容

震災直後に必要な品目と、その後の避難生活の維持に必要な品目を区分し、施策を推進する。

ア 震災直後に必要な品目の備蓄

震災時、すぐに必要な品目については、避難者の想定数34万人を基準として最低限必要な数量の備蓄により対処する。具体的には、阪神・淡路大震災の教訓を受け、既に配備済みの援護者用品に加え、トイレットペーパー、大人用おむつ、幼児用おむつ、生理用品等、援護を要する者に配慮した生活必需品を備蓄していく。また、避難生活に必要な簡易トイレについては、100人に1つ行きわたるよう確保していく。

イ 避難生活の維持に必要な品目の確保

長期の避難生活に備え、シーツ、肌着、歯ブラシ、炊出しが始まった時に必要な食器類等を調達するための協定を締結済みである。今後、品目の検討と合わせて協定の見直し等による流通備蓄の効果的な運用を図っていく。

5 - 4 し尿処理に関する事前準備

震災時、広域避難場所、収容避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレやレンタル

の仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対応する。

(1) 計画の目的

震災時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備える。

(2) 計画の内容

震災時には、広域避難場所、収容避難所等に備蓄トイレやレンタルの仮設トイレを設置するため、その備蓄や確保に努める。

また、広域避難場所に指定されている公園等には、仮設トイレ汚水受け施設の整備を図るとともに、収容避難所周辺のマンホールについても仮設トイレ汚水受け施設として利用できるように関係先と協議を行っていく。

5 - 5 生活関連物資等の確保のための協定の締結等

これまで、避難生活が長期化した場合に必要となる生活関連物資について、業者との協定締結による調達体制を整備してきた。今後は、品目の見直しを含めた協定の見直しや強化を図っていく。

(1) 計画の目的

避難生活が長期化した場合必要となる食糧品、日用品等についての備蓄は、財政の負担が大きいことや倉庫の確保が困難等の理由により実現が難しい。このため、業者等との協定によりこれらの物資を確保する。

(2) 計画の内容

現状では以下のような協定を締結済みである。

- ・食糧品の確保 百貨店、卸売協同組合、卸売市場等との協定
- ・衣料品の確保 ニット卸商業組合、被服工業組合等との協定
- ・日用品の確保 百貨店、家庭用品卸組合等との協定
- ・燃料の確保 L P ガス協会との協定

今後これらの協定の品目の見直しや、新たな協定の締結を図っていく。

民間から供給される物資の輸送、配分については各区と十分に情報交換し行うこと。

5 - 6 備蓄倉庫の整備計画

震災時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想される。このため、輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、きめ細やかな分散備蓄体制を整備することが必要である。そこで、区役所、収容避難所に備蓄を行うとともに、市内を6つのブロックに分け、ブロックごとに備蓄拠点を設置する。

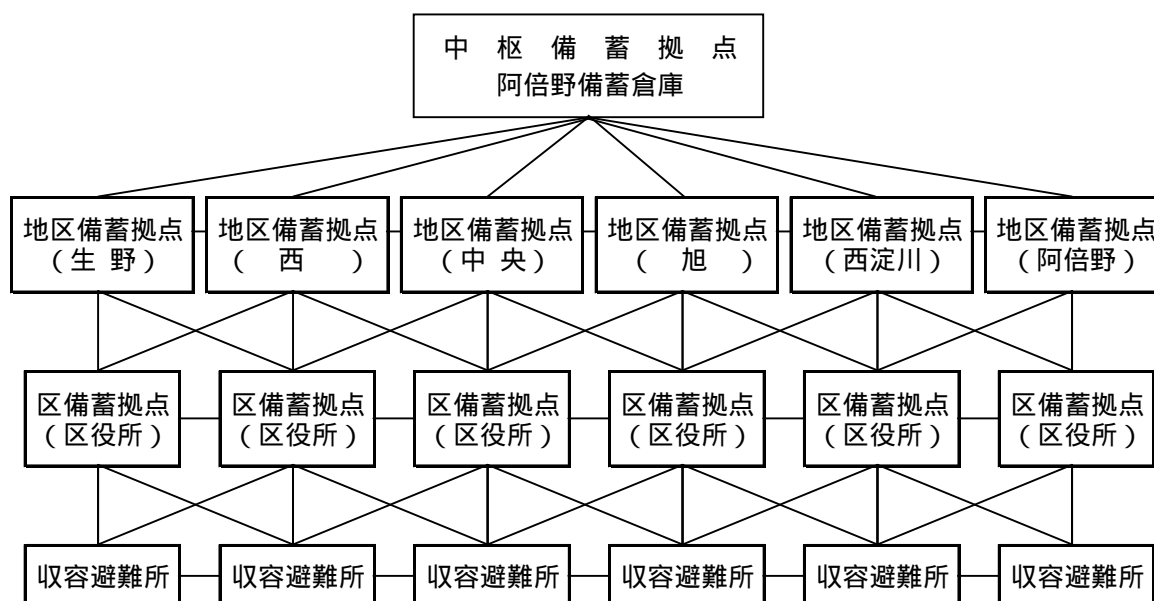
また、各種浸水想定等を考慮し、備蓄物資の種別に応じた保管場所の選定及び移動に努める。

(1) 計画の目的

震災時物資の輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、きめ細かな分散備蓄体制を整備する。

(2) 計画の内容

区役所を区備蓄拠点とし、収容避難所にも備蓄を行うとともに、市内を6ブロックに分け、ブロックごとに備蓄拠点の設置を図り、相互に補完し合う分散備蓄体制を確立する。



5 - 7 職場・家庭における備蓄

震災時には多数の帰宅困難者が出ると予想されることから、事業所や家庭において、最低限必要な生活関連物資の備蓄を行うよう啓発していく。

(1) 計画の目的

「自らの命は自らで守る」、「自らの地域は自らで守る」という観点から、事業所及び家庭における必要最低限の備蓄を呼び掛ける。

(2) 計画の内容

事業所においては、帰宅するまでの一時的な食糧や毛布の備蓄を啓発していく。

また、家庭においても、震災直後に最低限必要な飲料水・食糧等の備蓄について今後も啓発活動を進めていく。

5 - 8 物流

物流の配分に関しては、各区の情報をもとに被災者に必要な情報把握に努める。また在庫管理を含めた民間の宅配業者、倉庫業者の積極的な参加を促し、その情報を各区に速やかに提供する。

6 帰宅困難者対策

基本方針

大阪市には、事業所や学校、集客施設等が集中し、約124万人（平成17年度国勢調査）にのぼる昼間流入人口（昼間市民）を擁しており、加えて買い物客等が流入、滞在しているが、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

大阪市域において、大規模災害が発生し、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、道路上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれがある。

実際、東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナルに集中し、大きな混乱が発生するとともに、歩道では徒歩帰宅者による混雑が発生し、また、車道ではタクシーやマイカーによる帰宅者で渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況であった。

このことから、一斉帰宅の抑制とターミナルにおける混乱防止が、帰宅困難者対策のなかでもたいへん重要であり、行政機関のみならず市民・企業等が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む。

(1) 計画の目的

市民の安全を確保するため、大地震等により交通機能等が停止した際のターミナルへの人の集中による混乱や、帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合における混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等による死傷者の発生の防止を図る。また、道路上へ人があふれることによる事故の防止や応急対策活動の阻害の防止を図る。

(2) 計画の内容

以下の内容について、関西広域連合・府と連携し、広域・基礎自治体の役割を分担して取り組む。

ア 企業・事業所などにおける対策の推進

一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、市は府や広域連合と連携して、企業・事業所などに対して啓発を行う。

イ ターミナル周辺の滞留者対策

東日本大震災の際、首都圏において、帰宅困難者（滞留者）を支援した施設については、災害救助法が適用された主旨から、ターミナル周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援について協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。

特に、ターミナル周辺の帰宅困難者が一時的に滞留することを想定し、マップ、標識等の整備に努める。

なお、これら滞留スペースが様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討を進める。

ウ 交通情報入手・伝達方法の確立

府や関西広域連合と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の入手・伝達方法を確立し、市民や企業・事業所等に対し普及啓発を図る。また、市民等に対し、家族の安否確認の方法について普及啓発を図る。

エ 徒歩帰宅者への支援

職場等にとどまった帰宅困難者等は、被害状況等の情報をもとに、安全に帰宅できると判断された段階で、帰宅を開始することが想定される。交通機能が停止している場合、多くの人々が徒歩で帰宅することになることが予想されることから、安全な徒歩帰宅の支援を充実させる必要がある。

- ・ コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援

徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「帰宅支援ステーション」と呼称）にて、水道水、トイレ、ラジオ等知り得た道路情報等を提供する協定（「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）を、関西広域連合等とともに各事業者と締結している。帰宅支援ステーションには、周知のためのステッカーを掲出する。帰宅支援ステーションについては、関西広域連合と連携し、適宜啓発ポスター等による周知に努める。

- ・ 給油取扱所における支援

徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等知り得た道路情報等を提供する協定（「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」）を、大阪府とともに大阪府石油商業組合と締結している。防災・救急ステーションには、周知のためのポスターを掲出する。

帰宅困難者数の推計

市内滞留者のうち、遠くなるにつれ徒歩帰宅が困難になるという考え方により、次のとおり帰宅困難者数を推計する。

帰宅可能率の設定

帰宅困難者の帰宅可能率は、次のとおり設定している。

ア 自宅までの帰宅距離が10 km以内の人は、全員が徒歩帰宅が可能

イ 自宅までの帰宅距離が10 km～20 kmの人は、帰宅距離が1 km増えるごとに10%ずつ帰宅可能者を逡減

ウ 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、徒歩帰宅は全員が困難

帰宅困難者数の推計

帰宅困難者の発生地域別内訳

(単位：万人)

行政区	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区
帰宅困難者数	23.25	1.62	2.41	1.20	24.63	6.23
行政区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区
帰宅困難者数	1.27	0.78	3.93	2.54	1.64	5.34
行政区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区
帰宅困難者数	1.83	1.05	0.87	0.87	1.36	0.56
行政区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区
帰宅困難者数	2.82	1.99	1.48	0.79	1.20	0.76

帰宅困難者合計 90.42 万人

帰宅困難者の居住地別内訳

(単位：万人)

区分	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	滋賀県	和歌山県	合計
帰宅困難者数	38.33	6.70	28.89	13.65	1.61	1.24	90.42
割合(%)	42.4	7.4	32.0	15.1	1.8	1.3	100

7 地下空間の津波避難対策

基本方針

地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においても地下空間の利用が進んでいることから、大都市特有の災害リスクとして、地下空間における津波避難対策の推進を図る。

地下施設の避難確保計画

東日本大震災を踏まえ、速やかに実施すべき避難対策をして、上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者または管理者は、大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画の作成に努める。

また、市と所有者等は連携し、これら接続ビル（津波避難ビル等）が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。

8 外国人に関する対策

基本方針

大阪市内に在住する外国人登録者数は増加してきており、平成17年度に約12万3千人となっている。外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める。また、災害時の多言語による情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。

概要

外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発や、災害時には、多言語による地震情報・安否情報・被災情報などの提供を行う。

8 - 1 防災知識の普及・啓発

(1) 計画の目的

地震による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、防災知識の普及・啓発活動に努める。

(2) 計画の内容

外国語版の防災マニュアルの配布や防災情報のホームページの多言語化等により、情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。

8 - 2 避難場所案内板、標識類の整備

(1) 計画の目的

避難場所などの案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語標記、ルビふり、ピクトグラムによる標示など、外国人に配慮した整備を行う。

(2) 計画の内容

ア 広域避難場所

広域避難場所には、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを表示した案内板を、また、広域避難場所にいたる避難路上には広域避難場所への誘導標識を設置している。現在、案内板、誘導標識共に多言語による表記を行ってきており、引き続き取り組みを実施する。

イ 収容避難所

収容避難所の入口に避難場所であることを示す標示板の設置に取り組み、設置にあたっては、多言語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難場所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する。

ウ 津波避難ビル等

津波からの緊急的・一時的な避難場所（津波避難ビル等）に避難場所であることを示す

現地標示板の設置に取り組み、設置にあたっては、多言語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難場所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する。

8 - 3 情報提供

(1) 計画の目的

災害時には、外国語による情報が不足しがちであることから、マスメディアの協力や電子機器を活用し、多言語での情報提供に努める。

(2) 計画の内容

マスメディアを通じて、外国語放送による地震情報・安否情報・被災情報などを提供する。

放送機関	放送する外国語
株式会社FM802 (FM COCOLO)	日本語，英語，中国語，韓国・朝鮮語，スペイン語，ポルトガル語

上記言語のほか、随時、タイ語、インドネシア語、フィリピン語、マレー語、ベトナム語、ヒンディー語、シンハラ語による情報提供に努める。

また、避難所においては、多言語での情報提供を可能にするため、災害時多言語情報提供支援システムが使用できるよう準備しておく。

第5 震災対策にかかわる『情報ネットワーク基盤づくり』

1 通信の整備

基本方針

震災が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、市民の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、市の関係部署はもとより、各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備が必要となる。

これまでも事業を実施しているが、さらに今後もそれらの整備を拡充し、よりきめの細かい、情報収集・伝達を可能とするよう努めていくものとする。

概要

震災時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。

このための通信の混乱を防ぎ、迅速・的確に処理できるよう有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図っていく。

1 - 1 有線通信

大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定する必要がある。

1 広域避難場所への電話回線等の導入

広域避難場所において、災害応急対策活動を実施する上で、活動拠点との情報連絡手段を確保しておく必要がある。

広域避難場所における情報連絡のために、電話回線等を用意していくことを検討する。

2 災害時優先電話の指定

震災時の最も重要な活動は、市民の安全確保及び救護救援であるが、このような活動を迅速・的確に実施するには、災害対策本部及び各部において、医療機関その他防災関係機関など重要な関係機関との情報連絡手段の確保が必要である。

防災関係機関などをN T Tの災害時優先電話の指定とするよう通信の体制整備の働きかけを図っていく。

3 有線通信網の整備

災害対策本部と各部間の情報伝達を支援する危機管理総合情報システム等の通信基盤として、震災時に通信の輻輳の影響を受けない専用回線の利用や、主要通信経路の2ルート化など安全性に十分配慮した通信回線網の整備を行っており、より迅速かつ多量の情報をやりと

りするため、今後さらに回線網の充実・強化が必要である。

4 市立学校ネットワークの活用

避難所や活動拠点となる施設に対して、情報通信のネットワークの構築は、的確な災害応急対策活動を実施する上で極めて重要なことである。それら相互の情報連絡体制を強化するため、災害時の「教育用ネットワーク」を行政間の連絡に利用するなど非常時の多ルート通信網の一つとして活用していく方策を検討する必要がある。

1 - 2 無線通信

震災時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、無線設備の整備を図っていく。整備にあたっては、市の統制局を中心として、情報の種類に応じた無線回線網の系統及び手段（無線電話、無線ファクシミリ等）で構成する。これらについて、今後も充実を図ると共に、防災行政無線のデジタル化再整備計画を検討する。さらに、デジタルMCA無線機、緊急速報メール、公共情報コモンズ、ラジオ放送、衛星電話など様々なシステムを利用した情報伝達を整備する。

1 防災行政無線の配備の見直し

現在、市で配備している防災行政無線について、無線回線網の系統、配備先、配備台数が適切となるよう配備を見直し、整備を図っていく。

2 地区移動系無線の拡充

震災時に対応できるよう市の出先機関等への無線機の拡充を検討していく。

3 同報系無線の活用

震災時においては、有線電話の輻輳や不正確な情報によって、流言飛語等が引き起こされる可能性がある。市民への周知を図るため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、流言飛語防止のための広報を活発に行うとともに、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達する必要がある。

同報系無線については、小学校、一時避難所となる公園、さらに津波等地域の危険性を考慮し、防潮堤護岸に屋外受信拡声機の適正な配備体制を進めており、災害発生時における避難勧告、指示等の情報を市民へ伝達する。

また、国から全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報により、この同報系無線を自動起動させ瞬時に市民へ伝達する。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）：弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工

衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を
経由）から送信し、市区町村の同報系防災行政無
線等を自動起動することにより、国から住民まで
緊急情報を瞬時に伝達するシステム

4 地域の防災無線の拡充

迅速・的確な災害応急対策を行うため、ライフライン関係機関などの災害現場における災害応急対策活動の実状把握を正確かつ速やかに行うとともに、放送局、ケーブルテレビ各社への緊急広報の要請を確実に進めるよう図っていく。

5 車載型小型無線装置の整備

災害応急対策を効率的に実施するため、災害現場の情報収集、及び災害応急対策活動の状況を把握していく必要がある。

災害現場の情報を音声及び画像によって、災害対策本部等に送信できる小型無線装置の整備を検討していく。

6 無線従事者の養成

震災時に誰でもが使えるよう日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図っていく。

1 - 3 設備の停電・震災対策・維持管理

地震が発生しても情報が途絶しない通信インフラ、情報ネットワークが必要である。また、途絶してもその状態が極力短く、途絶しにくい通信手段が必要である。機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の対策を進める。

1 伝送路・回線のバックアップ対策

無線系及び有線系幹線の相互接続、ループ化、多ルート化、及び衛星通信を利用したバックアップ対策を検討していく。

2 停電対策

停電時に備え、予備電源として通信設備に適した自家発電装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の2ルート化等の対策を図っていく。

3 震災対策

震災時に最も被害が少ないと思われる取付位置を選定し、転倒が予想される機器の固定や津波等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等、各電気通信設備の震災対策を図ってい

く。

4 点検整備

震災時に、有効に機能させるため、通信設備機器に適した間隔（毎月1回、半年に1回等）で配線、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検していく。定期点検に際して不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備していく。また、作動状況、老化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備していく。

さらに、蓄電池等の非常電源の補充を行うとともに、予備の乾電池や予備部品（ヒューズ等）の備蓄、点検を行う。

1 - 4 防災対策関係職員への連絡体制の整備

震災時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。

防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対して、24時間緊急情報連絡、動員体制を確保しているが、今後の通信・情報処理技術の進展に対応した機器の整備を検討する。

2 総合的な防災情報システムの整備

基本方針

災害対策本部と各部、各区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、総合防災情報システムを整備し、今後もさらに多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。

概要

災害対策本部を中心に各部・区本部を結ぶ全庁的な情報ネットワークシステムの構築を行ったが、各部局が担任する防災業務の円滑な実施を支援する局独自の情報システムの整備・充実に今後も進めるとともに、これらシステム間で情報の共有化など一層の連携を図ることにより、市全体として総合的な防災情報システムを整備する。

さらに、大阪府等の防災関係機関の防災情報収集についても、充実に努めていく。

2 - 1 危機管理総合情報システムの開発

津波に関する情報、緊急地震速報等の自然災害に関する危機管理情報の提供は、住民への行政サービスとして不可欠なものとなっており、周辺自治体や関連機関、ライフライン企業、マスメディアとの情報共有もさらに拡充させる必要がある。

本市の防災システムとしては、有線通信網が途絶した場合においても情報連絡体制を確保するために構築した防災行政無線と、大規模災害発生時等に関連情報を一元的に管理し、刻々と変化する被害状況や応急対策活動の進捗状況等を把握するための防災情報システムがある。しかし、電波法関係法令への適用、機器の老朽化や保守期限の終了などの課題を抱えており、更新が求められている。

一方で、近年、情報をめぐる社会環境が激変し、インターネットや携帯電話が一般的に普及し、デジタル放送も開始された。柔軟で多様な情報の伝達手段を確保するためには、このような情報環境に見合ったさまざまな通信手段を活用することが有効である。

さらに、周辺自治体や国の機関、電気やガスなどのライフライン事業者、マスメディアなどとの共通の情報基盤機能を有するシステムに参画し、危機事態発生時における情報伝達機能の強化を図ることも重要である。

これらのことから、現行の防災行政無線と防災情報システムの更新にあわせ、これらの機能を融合・発展させた総合的な情報通信システムの構築・導入に向け取り組みを進める。

2 - 2 各局の防災情報システムの整備・充実とシステム間の連携

消防、上水道、下水道、道路、河川など各局が担任する防災業務の円滑な実施を支援する各種情報システムについては、引き続き、整備・充実を図っていく。

また、各部防災情報システムにおいて収集した火災延焼情報、道路・河川情報、降雨情報、水道施設被害情報などが災害対策本部等において有効に活用できるよう、これらのシステムと危機管理総合情報システムとの連携・整備を引き続き図っていく。

さらに、大阪府等の防災関係機関の防災情報システムとの連携を図っている。

2 - 3 システム運用体制等の整備

総合防災情報システムを震災時に有効に機能させるため、システム運用体制の整備や操作訓練等を行う。

1 情報処理ルールのマニュアル化

情報の収集・入力の体制、意思決定手順、市民・報道機関等への情報提供のタイミング・方法・範囲等のガイドラインの明確化及びマニュアルの作成を行う。

2 システムの操作訓練の実施

震災時における総合防災情報システムの運用に支障が生じないよう、平常時においても防災関連施設や備蓄物資の管理等の業務において利用するとともに、定期的に職員に対しシステムの操作訓練を実施する。

3 広報活動体制の整備

基本方針

震災直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で非常に重要であるため、できる限り迅速に直接広報できる手段を整備する。

これまでも事業を実施しているが、さらに今後もそれらの整備を推進し、よりきめの細かい、情報伝達に努めていくものとする。

概要

震災時の広報は、時間の経過とともに変化する市民ニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段の中から最も効果的な手段を用いて、市民（避難者、避難所外の被災者、市外避難者等）に適宜、的確に周知できるようにする。

3 - 1 報道機関等との連携

(1) 計画の目的

震災時の広報活動体制について、平時より各種の報道機関等との連携を図ることによって、迅速・的確な広報を実施し、市民の混乱や被害そのものを最小限に抑えるよう努める。

(2) 計画の内容

震災時の広報活動においては、テレビ、ラジオ、新聞、文字放送等の機関との連携を図り、迅速で確実な市民広報を行うこととなっているが、地域密着型メディアであるコミュニティFM、CATVとの連携は重要であり、特にコミュニティFM局は、電話や電気に頼らず携帯ラジオ一台で情報を受け取れるため、直ちに臨時災害FM局として機能できるよう協力協定の締結に努めていく。

報道機関に対しては情報を提供できる場所等を設け、常に情報を公開できるよう、被害情報、措置情報等を順次掲示又はファイル化し、自由にコピーできるようにする。

3 - 2 単車・自転車等を用いた広報体制の整備

(1) 計画の目的

携帯マイク等による直接的な広報活動にあたっては、被災地域ごとの状況に応じたきめ細かな広報により、すべての被災者に安心感を与え、適切な行動が取れるよう努める。

(2) 計画の内容

震災時には、地域の災害状況に応じて広報車等による広報を実施することとしているが、状況によっては、よりきめ細かな広報を行う必要が予想されることから、単車や自転車等

の多様な手段を用いた広報体制の整備を図る。また、これらの広報に必要となる携帯マイク等を最大限に確保するとともに、その効果的な配分に努める。

3 - 3 民間との協力協定の促進

(1) 計画の目的

断片的な情報であっても、多くの情報が集まれば画像情報と関連させることによって、被害の全体像を把握していくことができる。また、市外へも情報伝達を行うために、パソコン通信事業者等、民間と連携していく必要がある。

(2) 計画の内容

市民及び民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網整備に備えて、パソコン通信事業者、タクシー無線取扱業者等の把握に努めるとともに、災害時協力協定の締結を促進していく。

3 - 4 インターネットの活用

日頃からの防災意識の啓発や震災時における市民への広報手段として、各局・各区のホームページやおおさか防災ネットを活用する。

3 - 5 市外に避難する住民への情報提供

市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第6 地震防災戦略の策定

大規模な地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、大阪府、市町村、関係機関、住民、事業者等がハード・ソフト両面にわたる様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

このため、大規模地震の被害想定をもとに達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標等である減災目標や、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき目標を定める具体目標等から構成される「大阪市地震防災戦略」を策定し、その実施を図る。

第7 地震被害軽減のための『調査研究計画』

基本方針

地震災害は、突発的に発生し、広範囲において多大な被害が生じ、かつ様々な災害要因が複合することから、防災行政を担当する各分野において、地震に関する多様な調査研究を行い、その結果を総合的、計画的な防災対策の実施に活かしていく。

(1) 計画の目的

大地震が発生した場合における災害から市民の生命、財産を守るため、総合的な観点から調査研究を行う。

(2) 計画の内容

次の事項について調査研究する。

ア 自然環境・社会環境に関する調査

震災に関する調査研究を行うため、本市の活断層などの地盤状況や地震観測等の自然条件に関するデータ、公共施設の耐震性や市民の防災意識等の社会条件に関するデータ、及び他の震災事例等の収集、分析等の調査を行う。

イ 地震災害・地震被害に関する調査研究

総合的な災害想定、被害想定等を実施するための調査研究を行う。

ウ 震災対策に関する調査研究

震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災対策に関する調査研究を行う。

第3部 災害応急対策計画

1 組織計画

この計画は、本市域において地震が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、災害応急対策を行うための組織及び編成に関するものである。

1 - 1 大阪市防災会議

市長を会長として、法第16条の規定に基づき組織され、その所掌事務は、大阪市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等をつかさどる。

1 - 2 災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

1 設置基準

(1) 大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）

- ア 本市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき
- イ 本市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- ウ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

(2) 大阪市区災害対策本部（以下「区本部」という。）

- ア 市本部が設置されたとき
- イ その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告すること。

2 設置者及び設置場所

(1) 市本部

市長は、市本部を政策企画室特別会議室（市庁舎が被災し、市本部が設置できない場合においては、阿倍野防災拠点）に設置する。

(2) 区本部

区長は、区本部を区役所内（区役所が被災し、区本部が設置できない場合においては、代替の場所）に設置する。

3 組織

(1) 市本部

市本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。

部の名称、分掌事務等については、別表1のとおりとする。

大阪市災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1と異なる編成をとることができる。

部長は、班の分担事務を定める。

ア 組織図

別表 2

イ 市本部長等の職務

(ア) 市本部長（市長）

市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

(イ) 市副本部長（副市長・危機管理監）

市本部長を補佐し、市本部長に事故あるときは、副市長の事務分担等に関する規則第 2 条第 1 項に掲げる順序により、副市長がその職務を代理する。また、すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監が災害対策本部長の職務を代理する。

(ウ) 市危機管理監（危機管理監）

市本部長の命を受け、市本部の事務を掌理し、市本部の職員を指揮監督する。

(エ) 市本部員

- ・大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織の長及び同条に掲げる職員
- ・大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織の長
- ・会計室長
- ・消防局長
- ・交通局長
- ・水道局長
- ・病院局長
- ・教育長
- ・市会事務局長
- ・行政委員会事務局長
- ・中央卸売市場長

市本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理室に報告する。

(オ) 市本部駐在員

（部長が部の班長（課長級以上の職員）等のうちから指名する職員）

市本部長、市副本部長、市危機管理監及び市本部員を補佐する。

(カ) 市本部連絡員（部長及び区本部長が指名する職員）

市本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区本部と市本部との連絡にあたる。

(キ) 緊急本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、市庁舎及び阿倍野防災拠点へ徒歩等により 30 分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員

市本部の運用を行い、市本部長等を補佐する。

(2) 区本部

区本部の事務を分掌させるため、区本部に班及び隊を置く。

班及び隊の名称及び分掌事務については、別表3のとおりとする。

区本部長は、特に必要があると認めるときは、別表3と異なる編成をとることができる。

この場合においては、遅滞なく市本部長（市長）に報告しなければならない。

区本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区本部の組織に加えることができる。

ア 組織図

別表2

イ 区本部長等の職務

(ア) 区本部長（区長）

市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。

当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

(イ) 区副本部長（副区長等）

区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ウ) 緊急区本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員

区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

4 各所属の支援

各所属は、区本部長から災害応急対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するように努めなければならない。

5 廃止

(1) 市本部

市本部長は、市本部を次の場合に廃止する。

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

イ 災害応急対策が概ね完了したとき

ウ その他市本部長が市本部の必要がなくなつたと認めたとき

(2) 区本部

区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他区本部長が区本部の必要がなくなったと認めたとき

6 本部設置・廃止の通知

市長は、市本部及び区本部を設置し、又は廃止したときは速やかに大阪府（総務部危機管理室消防防災課）その他関係機関に通知するとともに公表する。

1 - 3 災害対策緊急本部

地震により相当規模の被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

1 設置基準

(1) 大阪市災害対策緊急本部（以下「市緊急本部」という。）

- ア 本市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき
- イ 相当規模の被害が広範囲にわたって発生したとき
- ウ 災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- エ その他副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長が必要と認められたとき

(2) 大阪市区災害対策緊急本部（以下「区緊急本部」という。）

- ア 市緊急本部が設置されたとき
- イ その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告すること

2 設置者及び設置場所

(1) 市緊急本部

副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長は、市緊急本部を政策企画室特別会議室に設置する。ただし、災害の程度により危機管理室に設置することができる。

(2) 区緊急本部

区長は、区緊急本部を区役所内に設置する。

3 組織

(1) 市緊急本部

市緊急本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。

部の名称、分掌事務等については、別表1のとおりとする。

大阪市災害対策緊急本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1と異なる編成を

とることができる。

部長は、班の分担事務を定める。

ア 組織図

別表 4

イ 市緊急本部長等の職務

- (ア) 市緊急本部長（副市長の事務分担等に関する規則第 2 条第 1 項の第 1 順位の副市長）

市緊急本部の事務を総括し、市緊急本部の職員を指揮監督する。

- (イ) 市緊急副本部長（副市長の事務分担等に関する規則第 2 条第 1 項の第 1 順位の副市長以外の副市長・危機管理監）

市緊急本部長を補佐し、市緊急本部長に事故あるときは、副市長事務分担規則第 2 条第 1 項の順序により、副市長がその職務を代理する。また、すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監が市緊急本部長の職務を代理する。

- (ウ) 市危機管理監（危機管理監）

市緊急本部長の命を受け、市緊急本部の事務を掌理し、市緊急本部の職員を指揮監督する。

- (エ) 市緊急本部員

- ・大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織の長及び同条に掲げる職員
- ・大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織の長
- ・会計室長
- ・消防局長
- ・交通局長
- ・水道局長
- ・病院局長
- ・教育長
- ・市会事務局長
- ・行政委員会事務局長
- ・中央卸売市場長

市緊急本部長の命を受け、市緊急本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に緊急本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理室に報告する。

- (オ) 市緊急本部駐在員

（部長が部の班長（課長級以上の職員）等のうちから指名する職員）

市緊急本部長、市緊急副本部長、市危機管理監及び市緊急本部員を補佐する。

- (カ) 市緊急本部連絡員（部長及び区緊急本部長が指名する職員）

市緊急本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区緊急本部と市緊急本部との連絡にあたる。

(キ) 緊急本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、市緊急本部へ徒歩等により
30分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員

市緊急本部の運用を行い、市緊急本部長等を補佐する。

(2) 区緊急本部

区緊急本部の事務を分掌させるために、区緊急本部に班及び隊を置く。

班及び隊の名称及び分掌事務については、別表3のとおりとする。

区緊急本部長は、特に必要があると認めるときは、別表3と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市緊急本部長（副市長事務分担規則第2条第1項の第1順位の副市長）に報告しなければならない。

区緊急本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区緊急本部の組織に加えることができる。

ア 組織図

別表4

イ 区緊急本部長等の職務

(ア) 区緊急本部長（区長）

市緊急本部長の命を受け、区緊急本部の事務を総括し、区緊急本部の職員を指揮監督する。

当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区緊急本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

(イ) 区緊急副本部長（副区長等）

区緊急本部長を補佐し区緊急本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ウ) 緊急区本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、区緊急本部へ徒歩等により30分
以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員

区緊急本部の運用を行い、区緊急本部長等を補佐する。

4 各所属の支援

各所属は、区緊急本部長から災害応急対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するように努めなければならない。

5 廃止

(1) 市緊急本部

市緊急本部長は、市緊急本部を次の場合に廃止する。

- ア 被害の発生するおそれが消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ 市本部が設置されたとき
- エ その他市緊急本部長が市緊急本部の必要がなくなったと認めたとき

(2) 区緊急本部

区緊急本部長は、市緊急本部長が認めた場合に区緊急本部を廃止することができる。

ただし、市緊急本部が設置されていないときは、区緊急本部長は次の場合に副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告のうえ廃止する。

- ア 被害の発生するおそれが消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ 区本部が設置されたとき
- エ その他区緊急本部長が区緊急本部の必要がなくなったと認めたとき

1 - 4 災害対策警戒本部

地震による被害が発生するおそれがある場合において、災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

1 設置基準

(1) 大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）

- ア 災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- イ その他危機管理監が必要と認めたとき

(2) 大阪市区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）

市警戒本部が設置されたとき

2 設置者及び設置場所

(1) 市警戒本部

危機管理監は、市警戒本部を危機管理監室に設置する。

(2) 区警戒本部

区長は、区警戒本部を区役所内に設置する。

3 組織

(1) 市警戒本部

市警戒本部の分掌事務については、別表1を準用する。

大阪市警戒本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1と異なる編成をとることができる。

- ア 市警戒本部長（危機管理監）

市警戒本部の事務を総括し、市警戒本部の職員を指揮監督する。

イ 市警戒副本部長（危機管理室長）

市警戒本部長を補佐し、市警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 市警戒本部員

以下に掲げる所属の庶務担当部長又は防災担当部長もしくはこれらに準じたものから必要に応じ本部員とする。

- ・大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織及び同条に掲げる職の所管する事務を処理する組織
- ・大阪市委務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織
- ・会計室
- ・消防局
- ・交通局
- ・水道局
- ・病院局
- ・教育委員会事務局
- ・市会事務局
- ・行政委員会事務局
- ・中央卸売市場

市警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に警戒本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理室に報告する。

(2) 区警戒本部

区警戒本部の分掌事務については、別表 3 を準用する。

区警戒本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区緊急本部の組織に加えることができる。

ア 区警戒本部長（区長）

市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

イ 区警戒副本部長（副区長等）

区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 廃止

(1) 市警戒本部

市警戒本部長は、市警戒本部を次の場合に廃止する。

- ア 被害の発生するおそれが解消したとき
 - イ 災害応急対策が概ね完了したとき
 - ウ 市本部、または市緊急本部が設置されたとき
 - エ その他市警戒本部長が市警戒本部の必要がなくなったと認めたとき
- (2) 区警戒本部
- 区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

1 - 5 震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応は、資料編に定める。

「大阪市災害対策本部」の部の名称、分掌事務

別表 1

名 称 (部 長)	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
危機管理部 (市危機管理監)	危機管理室 都市制度改革 室 政策企画室 市政改革室 行政委員会 事務局 市会事務局	職員の動員指令に関する事 防災指令等本部長の命令伝達に関する事 災害対策の総合調整に関する事 災害対策本部の庶務に関する事 応援要請・自衛隊派遣要請に関する事 災害救助法の事務に関する事 災害復興の連絡調整に関する事 情報の収集及び伝達に関する事 各部、各区本部との連絡に関する事 防災行政無線の通信の統制に関する事 本部長、副本部長の秘書に関する事 国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関する事 災害に関する広報に関する事 災害情報、生活関連情報、救援措置情報に関する広報報道に関する事 報道機関との連絡調整に関する事 災害記録(写真・映像)に関する事 広聴活動に関する事 本部長の特命事項に関する事 他の所管に属しない事
市民部 (市民局長)	市民局	区庁舎等の防災及び整備、復旧に関する事 ボランティアの調整に関する事 義援金品の受領、保管及び配分に関する事 救援食糧の緊急集荷及び輸送について福祉部・契約管財部との連絡に関する事 生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関する事 本部長の特命事項に関する事

名 称 (部 長)	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
総務部 (人事室長)	人事室 総務局	職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること 職員の衛生管理に関すること 応援班編成に関すること 本庁舎の防災に関すること 被災職員の調査、救援に関すること 本部長の特命事項に関すること
財政部 (財政局長)	財政局	災害に関する予算及び財政に関すること 市税の減免に関すること 災害船の借り入れ並びに配船に関すること 本部長の特命事項に関すること
契約管財部 (契約管財局長)	契約管財局	救援物資、緊急資材の調達に関すること 災害車の借り入れ並びに配車に関すること 応急仮設住宅地の情報提供に関すること 本部長の特命事項に関すること
計画調整部 (計画調整局長)	計画調整局	災害記録及び災害統計に関すること 陳情資料の作成に関すること 被災家屋の調査にかかる区本部への建築技術の知識、情報の伝達に関すること 建築物の応急危険度判定活動に関すること 本部長の特命事項に関すること

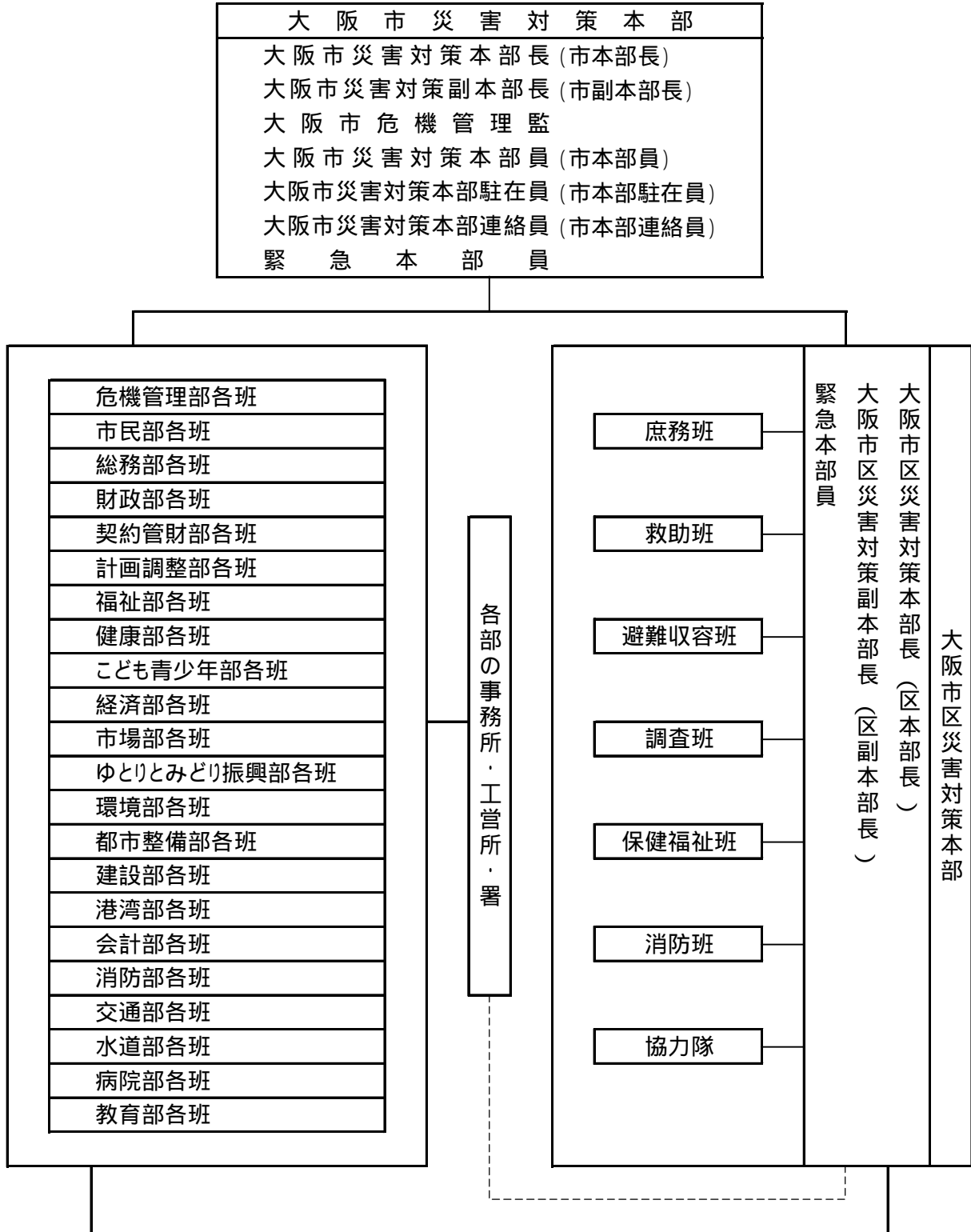
名 称 (部 長)	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
福祉部	福祉局	被災高齢者、障がい者等の保護に関する事 救援物資の配分及び輸送に関する事 福祉施設の防災及び復旧に関する事 本部長の特命事項に関する事
健康部	健康局	医療救護に関する事 飲料水及び食品衛生に関する事 予防、防疫に関する事 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事 本部長の特命事項に関する事
こども青少年部 (こども青少年 局長)	こども青少 年局	青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の防災及び整備、復旧に関する事 上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関する事 上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関する事 被災児童の保護に関する事 本部長の特命事項に関する事
経済部 (経済局長)	経済局	救援物資(生活必需品)の調達計画に関する事 商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関する事 中小企業の災害復旧資金に関する事 本部長の特命事項に関する事
市場部 (中央卸売市場 長)	中央卸売市 場	救援食糧(副食等)の緊急集荷及び輸送について契約管財部・福祉部との連絡に関するこ と 食糧(副食等)の需給状況等の調査に関する事 中央卸売市場施設の防災及び復旧に関する事 本部長の特命事項に関する事

名 称 (部 長)	部に属す る部局	分掌事務
ゆとりとみどり 振興部 (ゆとりとみどり 振興局長)	ゆとりとみ どり振興局	公園施設、街路樹、スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関する事 本部長の特命事項に関する事
環境部 (環境局長)	環境局	被災地における廃棄物等の処理に関する事(し尿を含む) 火葬に関する事 局施設の設備及び復旧に関する事 本部長の特命事項に関する事
都市整備部 (都市整備局長)	都市整備局	本庁舎の応急修理に関する事 建築物の応急危険度判定活動に関する事 本部その他施設の通信設備に関する事 応急仮設住宅の建設及び管理に関する事 市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関する事 被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関する事 被災住宅に対する融資等に関する事 市施行の市街地再開発事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関する事 本部長の特命事項に関する事
建設部 (建設局長)	建設局	水防対策全般の企画、運営に関する事 水防事務組合との連絡に関する事 堤防、道路、橋梁等の災害予防及び復旧に関する事 河川関係障害物の除去に関する事 道路関係障害物の除去に関する事 下水道施設の災害予防及び復旧に関する事 本部長の特命事項に関する事

名 称 (部 長)	部 に 属 す る 部 局	分 掌 事 務
港湾部 (港湾局長)	港湾局	港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること 救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力に関すること 海務関係管庁との連絡調整に関すること 在港船舶対策及び港湾の流木に関すること 在港地帯の津波対策に関すること 本部長の特命事項に関すること
会計部 (会計室長)	会計室	災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること 金融機関との連絡調整に関すること 本部長の特命事項に関すること
消防部 (消防局長)	消防局	消防に関すること 災害による被害の軽減に関すること 被災者の救急救助に関すること 避難者の誘導に関すること 危険物等の処置に関すること 本部長の特命事項に関すること
交通部 (交通局長)	交通局	市営交通機関の防災及び復旧に関すること 災害時の市民交通に関すること 乗客の避難誘導に関すること 本部長の特命事項に関すること
水道部 (水道局長)	水道局	応急給水に関すること 水道施設、工業用水道施設の防災及び復旧に関すること 本部長の特命事項に関すること

名 称 (部 長)	部に属す る部局	分掌事務
病院部 (病院局長)	病院局	医療救護及び助産に関すること 市立病院の防災及び復旧に関すること 市立病院の患者等の避難誘導に関すること 本部長の特命事項に関すること
教育部 (教育長)	教育委員会 事務局	児童生徒の避難誘導及び収容に関すること 児童生徒の被災状況の把握に関すること 被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること 学校、教育機関施設の防災及び整備、復旧に関すること 避難所開設及び運営への協力に関すること 本部長の特命事項に関すること
各部共通事項		本部及び他部との連絡調整に関すること 被害状況の情報収集・報告に関すること 部内業務計画の策定に関すること 部内職員の活動計画に関すること

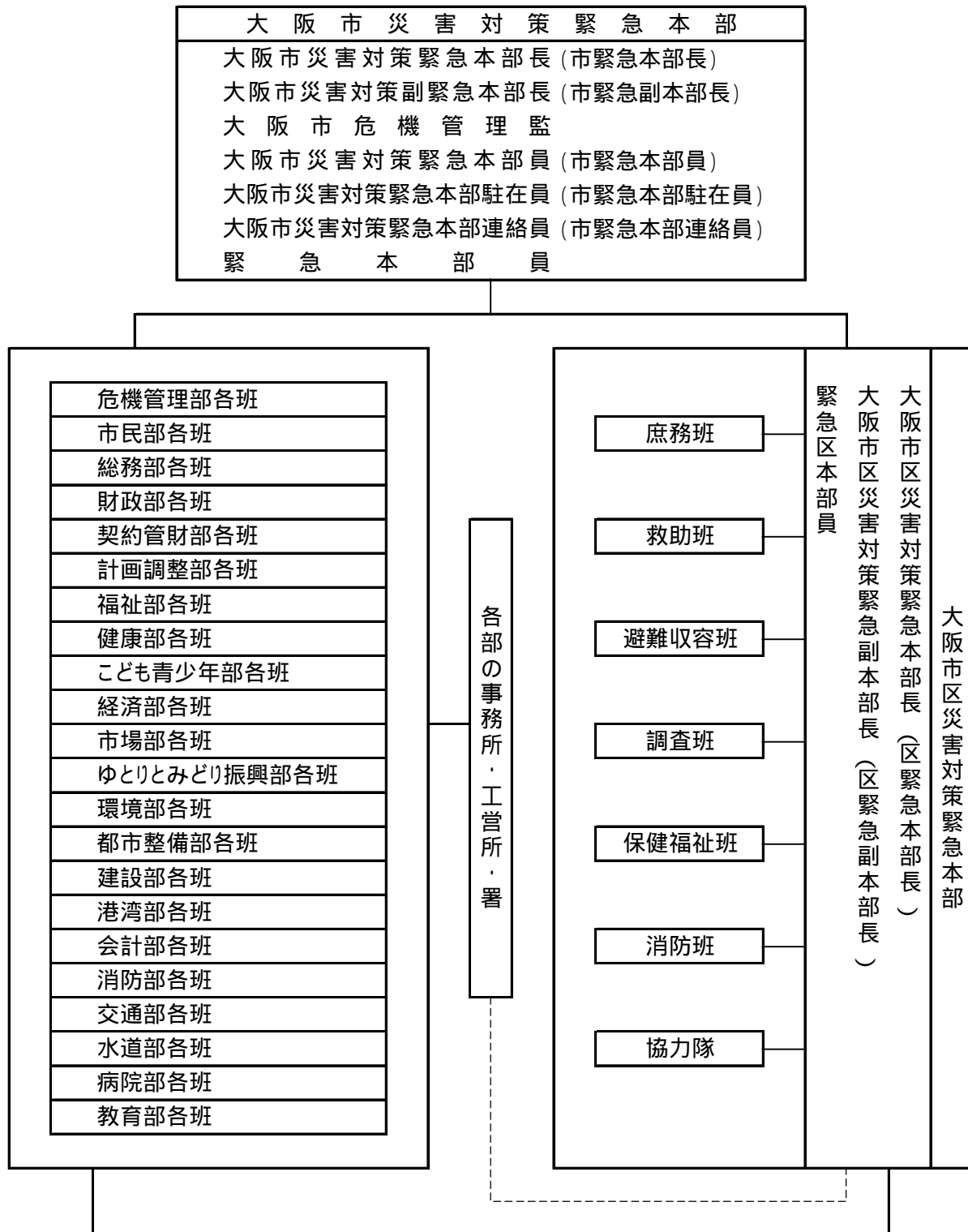
組 織 図



区本部の班名称及び分掌事務

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連絡調整に関する事 2 各部、関係機関への応援協力要請に関する事 3 災害対策本部との連絡に関する事 4 予算計理に関する事 5 情報の収集、伝達及び広報に関する事 6 義援金の受付、並びに保管に関する事 7 災害記録に関する事 8 ボランティアの調整に関する事 9 他の班の所管に属しない事
救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の応急救助に関する事 2 救援物資の調達保管及び配給に関する事 3 被災証明書の発行に関する事 4 義援金の配分に関する事 5 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
避難収容班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の収容に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 避難所収容状況の把握に関する事
調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関する事
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事 2 防疫・保健衛生に関する事 3 区医師会等との連絡調整に関する事
消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防に関する事 2 被災者の救急・救助に関する事
協力隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 赤十字奉仕団(地域振興会)、自主防災組織等の区本部災害救助活動に対する協力に関する事
<p>区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく本部長に報告しなければならない。</p> <p>なお、消防班は別表 1 の消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。</p>	

組 織 図



2 動員計画

この計画は地震による被害が発生し、又は被害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備を定めたものである。

所属長は、災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施するものとする。

2 - 1 動員基準

職員の動員基準は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができる。

動 員 基 準 表

種 別	災 害 状 況	動 員 人 員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	職 員 の 1 / 2 以内
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職 員 の 1 / 4 以内
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初期活動に 必要な職員

2 - 2 動員

1 勤務時間外における参集

(1) 震度6弱以上の場合

ア 自動参集の基準

全職員は、勤務時間外に本市域において震度6弱以上（気象庁発表）を観測したときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに、次に定める区分により参集すること

イ 自動参集の区分

自動参集の区分は、「所属参集」と、「直近参集」とする。

(ア) 所属参集

本計画に定める分掌事務を遂行するうえで特に必要とする職員(各所属長が別に定める)は、自己の勤務する場所等に参集する。

(イ) 直近参集

所属参集以外の職員は、あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所・事業所等に参集する。

直近参集者は、参集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

(2) 震度5強の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5強(気象庁発表)を観測したときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に参集すること

(3) 震度5弱の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5弱(気象庁発表)を観測したときは、3号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に参集すること

(4) 震度4の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度4(気象庁発表)を観測したときは、4号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に参集すること

(5) 防潮扉及び水門閉鎖要員の自動参集

防潮扉及び水門閉鎖要員は、勤務時間外に大阪府域に津波警報・大津波警報が発表されたときは、指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたること

なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること

(6) 緊急本部員・緊急区本部員の自動参集

緊急本部員・緊急区本部員は、勤務時間外に本市域において震度4以上(気象庁発表)を観測したとき(阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員については、震度6弱以上を観測したとき)は、指定された場所に自動的に参集すること

2 動員計画の周知

(1) 所属長は、本計画及び各所属の動員計画に基づき、所属員に計画内容を周知するものとする。

(2) 直近参集者を指定した所属は、直近参集者名簿を作成のうえ、参集先の所属に報告するものとし、直近参集者の報告を受けた所属は、その職員の業務内容を取り決め、職員に通知するものとする。

(3) 所属長は、所属が実施する訓練や研修等に所属員及び直近参集者を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。

3 動員の指令

(1) 動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発するものとする。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発する

ことができる。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を用いて速やかにその旨周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において、職員は、テレビ、ラジオ等で自ら地震情報を収集し、伝達を待つことなく自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員を召集しなければならない。

- (2) 各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

4 動員の報告

各所属長は、動員指令に基づいて所属員を召集・参集したときは、その状況を取りまとめ、直ちに「動員報告書」等により危機管理監に報告すること

5 応援職員の要請

各部長並びに区本部長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。総務部長は、上記の要請があった場合関係部長と協議のうえ他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。

市の職員をもっても不足すると認められるときは、「3 応援要請計画」の定めるところにより、市本部長は他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。

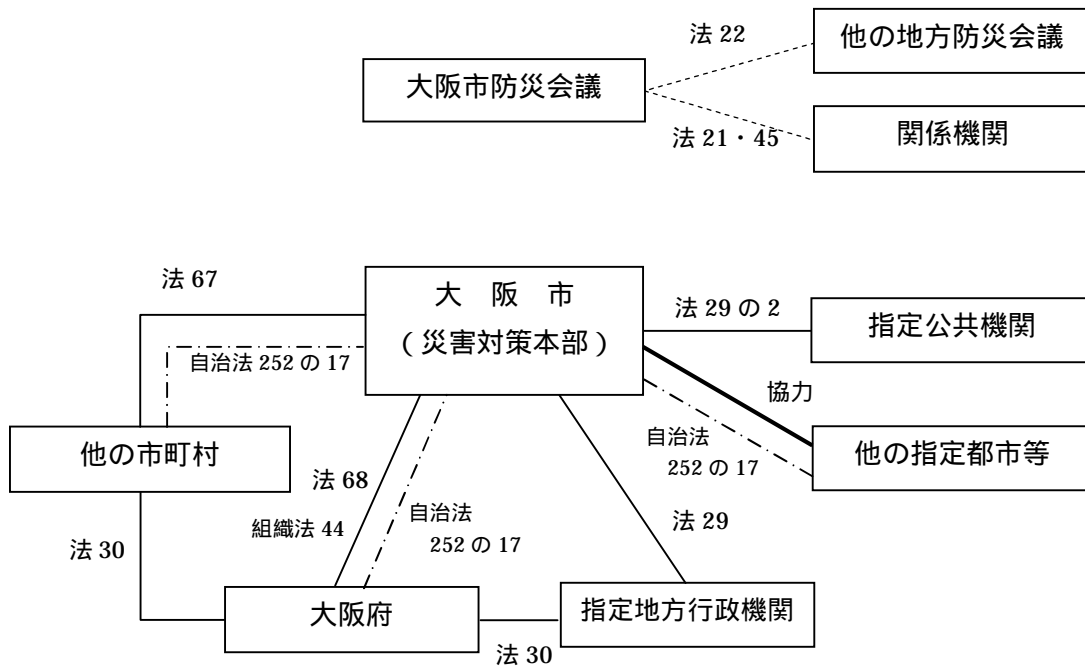
6 震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応は、資料編に定める。

3 応援要請計画

この計画は、災害対策基本法等や各種協定に基づき、関係機関、団体に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保するため、あらかじめ応援要請に係る事項を定めるものである。

法律又は協定に基づく応援協力の要請系統



(注) ————— 全般的な相互応援協力 - - - - - 職員の派遣
 ————— 応急措置実施の応援要求 - - - - - 防災会議所掌事務遂行のための協力要請等

自治法 = 地方自治法 法 = 災害対策基本法 協定 = 20 大都市災害時相互応援に関する協定等

組織法 = 消防組織法

3 - 1 行政機関との相互応援協力

1 応援要請・応援協力

行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円滑に実施できるよう、以下の項目に関して、要請方法、受入れ体制等を定める。

市本部長が行う応援要請

○ 府知事に対する

- ・ 応援要請又は応急措置要請（法第68条）
- ・ 緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第44条）

○ 他の市町村長に対する応援要請（法第67条第1項）

消防部長が行う他の市町村の消防長に対する応援要請（消防組織法第39条）

水道部長が行う大阪府又は他の政令指定都市（千葉市を除く）等の水道事業管理者に対する応援要請

水道部長が行う近畿2府4県内の工業用水道事業管理者に対する応援要請

職員の派遣要請（法第29条第2項及び地方自治法第252条の17第1項）

関西広域連合への応援要請（「関西広域防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等）

これらの要請を行うにあたっては、

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

などの項目を整理した上で要請を行う。なお、被害が甚大で通信の途絶等により、応援要請できない場合に緊急派遣があることを考慮する。

また、他の市町村長から応援を求められた場合には、特別の事由がない限りこれに応ずる。現在、本市において次の応援協定を締結している。

(1) 20大都市災害時相互応援に関する協定（平成22年9月30日改正）

連絡担当部局：危機管理室

(2) 隣接市との消防相互応援協定（消防組織法第39条）

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 大阪市・八尾市消防相互応援協定（昭和36年12月25日）

イ 大阪市と堺市、守口市門真市消防組合、東大阪市、吹田市、松原市、大東市、豊中市、尼崎市、摂津市消防相互応援協定（昭和40年12月1日）

(3) 大規模災害に対する消防相互応援協定（消防組織法第39条）

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 大阪府下広域消防相互応援協定（平成21年3月31日改正）

イ 五都市消防相互応援協定（平成24年3月1日改正）

(4) 航空機災害等に関する相互業務協定

連絡担当部局：消防局警防部司令課

ア 大阪市と伊丹市、池田市消防相互応援協定（昭和43年3月9日）

イ 大阪国際空港周辺都市航空災害消防相互応援協定（昭和62年8月12日）

- ウ 関西国際空港消防相互応援協定（平成 21 年 7 月 1 日改正）
- (5) 船舶消防等に関する業務協定
連絡担当部局：消防局警防部司令課
- ア 船舶火災の消火に関する業務協定（昭和 46 年 12 月 1 日）
- イ 大阪湾消防艇相互応援協定（平成 21 年 3 月 31 日改正）
- (6) 航空消防応援協定（消防組織法第 39 条）
連絡担当部局：消防局警防部司令課
- ア 大阪市・〇〇市（町村消防組合）航空消防応援協定（昭和 45 年 10 月 1 日）
- イ 東京消防庁・大阪市消防局航空消防相互応援協定（平成 18 年 11 月 30 日改正）
- (7) 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書及び同実施細目（平成 22 年 3 月 31 日改正）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (8) 大阪府水道と大阪市水道の相互援助に関する協定及び実施に関する覚書
（昭和 57 年 2 月 24 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (9) 大阪市水道と八尾市水道の相互応援給水に関する協定（平成 9 年 5 月 1 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (10) 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定
（平成 9 年 7 月 10 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (11) 近畿 2 府 4 県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書
（平成 10 年 11 月 20 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (12) 大阪市と守口市の相互応援給水に関する協定（平成 12 年 8 月 31 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (13) 大阪市と摂津市の相互応援給水に関する協定（平成 15 年 8 月 1 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (14) 松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定及び実施細目（平成 19 年 1 月 31 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (15) 羽曳野市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 19 年 11 月 16 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (16) 大阪市と東大阪市の相互応援給水に関する協定（平成 20 年 10 月 1 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (17) 藤井寺市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 20 年 12 月 24 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (18) 大阪狭山市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定書（平成 21 年 3 月 23 日）

- 連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (19) 太子町建設部上下水道室・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 21 年 3 月 23 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (20) 四條畷市上下水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 21 年 4 月 21 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (21) 大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書（平成 22 年 3 月 29 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (22) 河内長野市・大阪市 水道事業に係る災害時相互応援に関する実施協定書（平成 23 年 2 月 16 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (23) 尼崎市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 23 年 5 月 17 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (24) 八尾市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定（平成 23 年 11 月 9 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (25) 大阪市と門真市の相互応援給水に関する協定書（平成 23 年 12 月 1 日）
連絡担当部局：水道局総務部総務課
- (26) 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定（平成 16 年 1 月 17 日）
連絡担当部局：都市整備局企画部住宅政策担当
- (27) 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（平成 22 年 9 月 30 日 改正）
連絡担当部局：建設局下水道河川部調整課

2 広域応援部隊の受入れ体制の整備

(1) 受入れ体制の整備

各広域応援を要請した担当部局は、要請と同時に、受入れマニュアルに基づき応援部隊の受入れ体制を整備する。

(2) 受入れ体制の内容

ア 要請、応援活動等の内容

(ア) 要請先、要請時間、要請内容

（どこで、何を、いつまで、どれだけの人員で、等）

(イ) 集結場所

(ウ) 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名・連絡先

(エ) 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿所）

(オ) 搬入物資内容・量、返却義務の有無

(カ) 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）

(キ) 応援部隊間の連絡方法

(ク) 応援部隊に対する情報提供等（窓口として連絡員を定めておく）

イ 食糧、飲料水、宿所等の準備

応援部隊が食糧、飲料水、宿所、待機場所、駐車場等を必要とする場合は、要請した担当部局が準備する。

応援部隊が大量の応急活動・復旧活動用の資器材等を搬入するため活動拠点となる広場等が必要な場合、広域避難場所等の使用の調整は市本部が行う。

3 - 2 関係民間団体等に対する応援要請

震災時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、市長及び各局長は事前に協力内容、要請方法等に関する協定等を結ぶものとする。

(1) あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、市本部長又は各部長が応援要請する。

(2) 協定を締結していない関係民間団体等に対しては、市本部長又は各部長が応援要請する。
なお、各部長が応援要請した場合は、市本部長に報告すること。

(3) 広域応援の受入れ体制については、原則として前記3 - 1の2と同様とする。

(4) 現在、大阪府医師会とは「ア」、大阪市患者等搬送事業者協会とは「イ」、大阪府薬剤師会及び大阪府医薬品卸協同組合とは「ウ」の協定を締結している。

ア 災害時における医療救護についての協定書（昭和58年9月1日）

連絡担当部局：健康局総務部総務課

イ 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書（平成8年8月29日）

連絡担当部局：消防局救急部救急課

ウ 災害時用医薬品等の供給に関する協定書（平成20年10月1日）

連絡担当部局：健康局健康推進部健康施策課

3 - 3 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性が生じた場合は、法第68条の2の規定により府知事に対して要請を要求し、又はその要求ができない場合（通信の途絶時）には当該災害の状況等について第36普通科連隊長に通知するものとし、派遣要請の要求方法及び災害派遣部隊の受入れ体制について次のとおり定める。

1 自衛隊災害派遣要請の要求等の基準

(1) 震災時、市長は、地震の規模や被害情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では応急対策を実施することが困難であると判断したときは、法律に基づき速やかに、府知事に自衛隊の派遣要請を求める。

- (2) 各部長は、応急対策の実施にあたり、震災時の被害情報から市の組織等を活用しても事態を収拾することができないと判断した場合又は緊急を要すると判断した場合で、かつ、自衛隊の応援が必要であると判断した場合には、市長に自衛隊派遣要請の手続きを求めることができる。

2 自衛隊に要請する救援活動

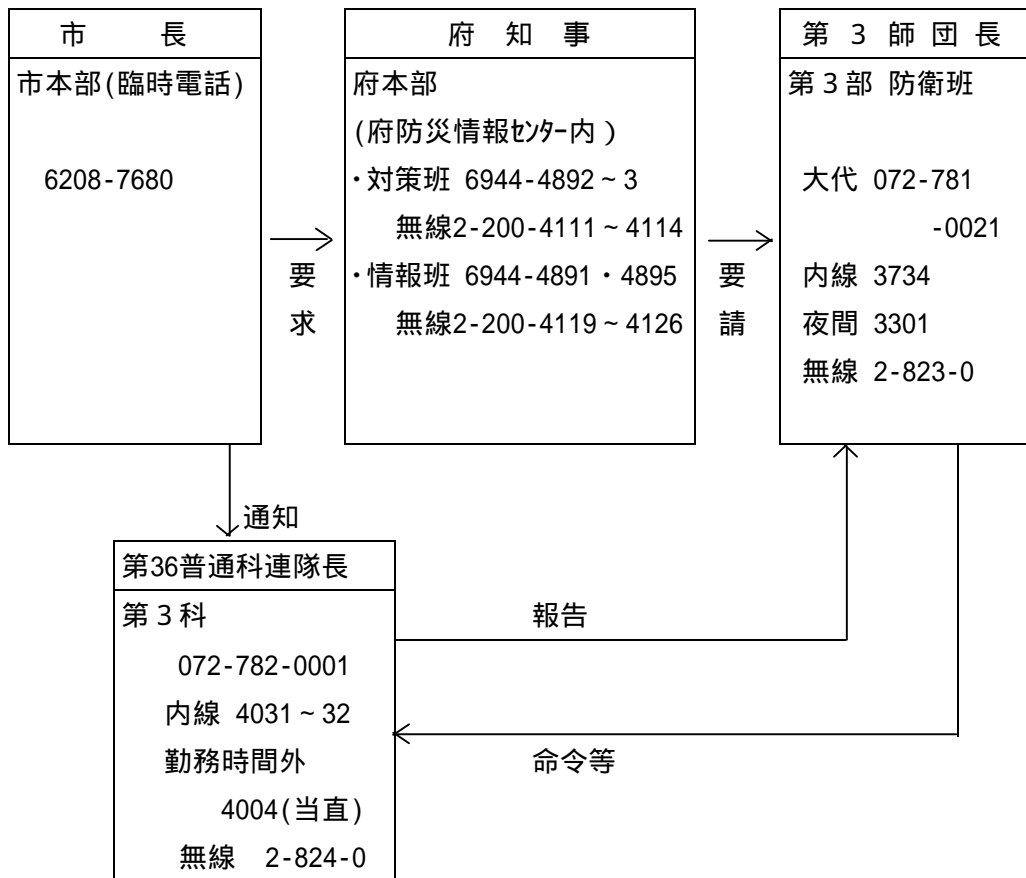
自衛隊の派遣要請を求めることができる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、概ね次の活動内容とする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

3 自衛隊災害派遣要請の要求等のシステム

自衛隊の派遣を必要とする場合は、所定の手続きにより派遣要請を求める。

自衛隊派遣（撤収）要請フロー



府知事に自衛隊派遣の要請を求めた際、第36普通科連隊に通報するものとする。

4 自衛隊災害派遣要請の要求等の方法

(1) 府知事への要求

自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、大阪府、府警察及び自衛隊と十分連絡をとり、「派遣要請書」により府知事に求める。ただし、急を要する場合は、電話等で求めた後速やかに派遣要請書を提出する。

(2) 市長による指定部隊長への通知

市長は、前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合は、速やかに府知事にその旨を通知するとともに、府警察に連絡するものとする。

(3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、要請を受けて行う派遣を補完する措置として、府知事からの要請を待たないで自衛隊が派遣される場合がある。この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。

5 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、市本部が行う。

(2) 市本部への自衛隊連絡班の参加

市本部との連絡調整を円滑に行うため、市本部に自衛隊の連絡班の参加を得るものとする。

(3) 自衛隊連絡所の設置

市本部に自衛隊の連絡所を設ける。

(4) 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点の確保

自衛隊の災害派遣部隊の集結地、駐車場については、あらかじめ、管轄警察署と協議し適地を選定する。

(5) 自衛隊用ヘリポートの確保

災害時用ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。

(6) 必要物資の提供

自衛隊災害派遣部隊の活動に必要な資機材のうち、自衛隊が保有しない資機材及び活動にあたって不足する資機材等は、契約管財部が確保する。

(7) 食糧等の確保

自衛隊から食糧、飲料水、宿泊施設等の取得についての要請があった場合は、市本部が調整する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した（自衛隊装備に係わるものは除く）損害の補償

(5) 災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）

(6) その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、市本部長と派遣部隊長との間で協議する。

7 自衛隊災害派遣部隊撤収の要請

自衛隊派遣部隊の撤収は、大阪府、府警察本部、各機関及び自衛隊派遣部隊と協議のうえ、「撤収要請書」により府知事に求める。

4 消防活動計画

この計画は、地震災害に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定めたものである。

4 - 1 震災警防体制

1 警防体制

大規模地震が突発的に発生した場合、消防局長は、次の基準により非常警備を発令する。

- (1) 本市域において震度4以上を観測したとき
- (2) その他、消防局長が必要と認めたとき

2 本部の設置

- (1) 消防局長及び消防署長は、非常警備発令と同時に消防局に警防本部、消防署に所轄大隊本部を設置する。
- (2) 警防本部、所轄大隊本部の組織、事務分掌及び職員の任務は事前計画による。

3 職員の非常招集

非常警備が発令された場合において警防体制を確立するため、職員を増強する必要が生じたとき、災害の規模により、次の区分に従って現に勤務していない非番職員等を非常招集する。

- (1) 本市域において震度5強以上（気象庁発表）を観測したとき
次表の1号非常招集
- (2) 本市域において震度5弱（気象庁発表）を観測したとき
次表の2号非常招集
- (3) 本市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき

ア 夜間・休日

次表の3号非常招集

イ 平日の昼間（毎日勤務者の勤務時間帯）

勤務中の毎日勤務者により活動体制を強化する。

なお、さらに職員を招集する必要がある場合、次表の1号非常招集、2号非常招集を発令する。

- (4) 上記以外の場合にあっても、被害状況に応じて招集する。

招 集 別	招 集 職 員
1号非常招集	全 職 員
2号非常招集	1 係長級以上の職員 2 1以外の職員の2分の1の職員。ただし、所属への参集の早い順とする (隔日勤務者については、非番の部の職員の2分の1)

3号非常招集	<p>概ね4分の1の職員とし次による</p> <p>1 各消防署</p> <p>(1) 係長級以上の職員3名(副署長、地域担当、係長以上1名)</p> <p>(2) (1)以外の職員で、署長が震災消防活動上、必要と認めて指定する職員(毎日勤務員及び非番の部の職員で原則参集時間の短い職員から13名程度)</p> <p>(3) 休日である当務の部の副署長(警防)</p> <p>2 部に置かれる課、方面隊、航空隊、消防学校</p> <p>課長(課長に相当する職にあるものを含む。)及び消防学校長が震災消防活動上必要と認めて指定する職員</p>
--------	--

4 部隊の編成

非常警備発令と同時に、事前計画に基づく部隊編成を行い活動体制の強化を図る。

5 初動措置

消防局長及び消防署長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

4 - 2 震災消防活動

1 活動方針

消防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、次に掲げる活動を総合的に展開する。

- (1) 火災の早期発見、早期鎮圧活動
- (2) 火災の延焼動態の把握、延焼防止活動
- (3) 出火防止活動
- (4) 人命の救助、救急活動
- (5) 安全避難を確保するための活動
- (6) 情報の収集伝達活動

2 消防作戦の決定

発震直後には同時火災が予想されるため、初動消防活動支援システム、高所カメラ、ヘリコプターテレビ伝送映像、大隊本部からの災害即報などの初期情報から判断し、要救助者が閉じこめられている倒壊建物火災及び大規模火災に至ることが予測される火災に対する防御活動を優先するなど、災害態様に応じた消防作戦を決定し、他の消防機関からの受援が必要な場合は時機を失することなく要請する。

3 部隊運用要領

部隊運用は、警防本部長指揮による警防本部運用と、大隊本部長指揮による所轄大隊本部運用に区分し運用要領にあつては警防本部運用を原則とし、次により行う。

(1) 警防本部運用

消防情報システムANSINによる到着順予測による編成とし、消防部隊の火災出場基準に従い運用する。

部隊の運用については、原則、警防本部運用とするが、指令情報センターにおいて部隊運用の集中統制できない場合は、又はできなくなると予測される場合は、所轄大隊本部運用とする。

なお、所轄大隊本部運用時において、災害の規模等が、次のいずれかに該当する場合、当該災害は警防本部運用とする。

ア 災害規模又は災害の拡大危険等から所轄大隊本部運用では対処できないと警防本部長が判断したとき

イ 火災の延焼動態及び市民の避難動向等から重点防ぎょ体制に移行する必要があると警防本部長が判断したとき

ウ 広域避難場所の安全確保のみを目的として行う拠点防ぎょ体制に移行する必要があると警防本部長が判断したとき

エ 大隊本部長からの応援要請により、警防本部長が必要と判断したとき

(2) 所轄大隊本部運用

大隊本部長は、事前に定める部隊編成計画に基づき部隊の編成を行い、部隊運用を行う。

4 情報収集伝達

震災消防活動に必要な情報を各所轄大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集するとともに衛星通信を利用した画像伝送システム等により、被災状況を災害対策本部のほか、総務省消防庁や他の政令市等へ伝達する。

5 通信運用の基本

(1) 災害対策本部と警防本部との通信はホットライン及び防災行政用無線電話を原則とする。

災害対策本部 88-5223 又は 88-5224

消防局 33-1006 (指令情報センター) 又は 33-1007 ~ 1010 (作戦室)

(2) 警防本部と所轄大隊本部との通信は有線通信を原則とする。ただし、有線途絶時は、無線通信とする。

(3) 119番回線による受信は、指令情報センターにおける集中受信体制を原則とする。

ただし、119番回線受信設備等の障害により受信不能になった場合、又は119番通報が輻

轉した場合には、119番通報分散受信体制に移行する。

6 火災防御活動

(1) 火災防御活動の原則

- ア 同時に複数の火災が発生した場合は、延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先して防御活動を行う。
- イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合には、当該避難場所及び避難路の安全確保を優先して防ぎょ活動を行う。
- ウ 高層建築物又は地下街等の火災防御は、他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集中して行う。
- エ 大工場又は大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、あるいは既に延焼拡大した火災は、住宅密集地域への延焼危険のある部分を防御した後、他の延焼火災の防御活動を行う。

(2) 火災防御作戦の決定

- ア 発震直後の火災防ぎょ活動は火災防御活動の原則を踏まえ、震度、地盤、建物状況、燃焼状況等を勘案して実施する。
- イ 火災の発生状況及び延焼動態等から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は消防隊を集結し、火災防御活動を実施する。

7 消防水利の確保

消火栓が使用できないことに備えて、防火水槽、プール、河川・海等を利用する。また、遠距離大量送水システムを運用することにより、これらの水利をより有効に活用する。

8 救助、救急活動

(1) 救助、救急活動の原則

- ア 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- イ 救助、救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。
- ウ 延焼火災及び救助救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- エ 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している災害現場を優先する。
- オ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。

(2) 救助、救急活動体制

- ア 救急隊は、救急要請があるまでの間、消防署所等に応急救護所を設置し、応急救護活動を行うとともに、救急病院等の受入れ体制の把握に努める。

イ 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合は、火災防御活動の余力部隊を投入し、救助、救急活動隊（応急救護所の設置を含む）を確保する。また、ヘリコプターによる救急搬送等を実施する。

(3) 救助、救急活動方針の決定

前記救助、救急活動の原則を考慮のうえ次により活動方針の決定を行う。

ア 延焼火災が多発した場合は、全力をあげて火災防御活動を実施することとなるが、非勤務職員の参集等による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行して火災現場及びその周辺における救助、救急活動を行うものとし、それまでの間は、現場の警察官との連携を密にし付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める。

イ 延焼火災が発生しているが、当該火災現場周辺の状況等から全消防隊を投入しなくても延焼阻止が十分可能であると判断できる場合は、余力消防部隊を救助・救急活動に転用する。

ウ 火災は発生しているが延焼のおそれがなく、主力を救助・救急活動に従事させることができる場合は、消火活動に移行できる体制で救助・救急活動に当たらせる。

9 避難誘導

関係機関と協力のもとにヘリコプター、広報車を活用し、住民を誘導する。

10 受援体制の確立

他の消防機関等からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

11 自主防災組織、事業所の自衛消防隊等との連携

消火、救助、救急活動については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊、大阪市消防局災害活動支援隊等と連携を保ちながら、実施する。

12 惨事ストレス対策

消火、救助、救急活動にあたっては、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 津波対策計画

この計画は、東南海・南海地震による津波災害の危険性を鑑み、大阪市湾岸に到来するおそれのある津波が発生した場合において、津波の侵入を防ぐための津波防ぎょ施設の操作、港湾部等における船舶の漂流、木材等の流出防止等の緊急対応等を定め、津波による被害の防止・軽減を図るためのものである。

5 - 1 津波防ぎょ実施体制

1 実施体制

気象庁では津波警報・注意報等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度4以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。

- (1) 気象台からなんらかの通報が届くまでは海面状態を監視する。
 - (2) 各地域では、津波警報・注意報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。
- (注)・NHKは、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。

2 津波注意報の発表時

津波注意報(大阪府)が発表されたときは、港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。

3 津波警報の発表時

津波警報(大津波又は津波 大阪府)が発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

- (1) 港湾部(防潮扉及び水門閉鎖要員含む)及び水防関係機関は、迅速に水門、防潮扉の閉鎖を行う。
- (2) 同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。
- (3) 海上停泊中の船舶で津波の被害を受けるおそれのあるものに対しては、防災関係機関の協力を得て、沖合への移動を指示する。

津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	

津波予報の発表基準及び内容

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(大阪市の津波予報区は「大阪府」)

- 注) 1. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

5 - 2 船舶の津波防災計画

東南海・南海地震により発生する津波に対して、船舶の防災体制を強化する必要があり、津波により想定される被害の把握及び大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）の作成・配布を行った。なお、今後、東南海・南海地震により発生する津波見直しが行われた場合には、適宜、本マニュアルの改訂を実施する。

5 - 3 木材対策

(1) 目的

東南海・南海地震により発生する津波に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止を目的とする。

(2) 会議

大阪港木材対策協議会を活用し、対策を協議する。

(3) 対策

ア 木材整理場の出入口及び住吉川平橋下流については、木材流出防止用「アバ」により閉鎖する。

イ 貯木場（第1号～第5号）については、水門の締切りを行う。

6 応急避難計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域にある市民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るためのものである。

また、地震などにより公共交通機関が停止した場合に、速やかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して実施する支援策を定めたものである。

6 - 1 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第 63 条）
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第 63 条）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいらない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第 63 条）
- (4) 府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第 73 条）

6 - 2 避難の勧告、指示

1 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告、指示は、次の状況が認められる場合、またはこれらの状況が切迫し急を要する場合に行うものとする。

- (1) 地震火災の拡大等により住民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- (2) 津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき
- (3) その他災害の状況により必要と認めるとき

2 避難の勧告、指示の実施

- (1) 避難の勧告、指示の実施責任者

実施責任者	種別	根拠法
市長	勧告・指示	災害対策基本法 第60条1項
警察官	指示	災害対策基本法 第61条1項 警察官職務執行法 第4条1項
海上保安官	指示	災害対策基本法 第61条1項
自衛官	指示	自衛隊法 第94条1項
知事	勧告・指示	災害対策基本法 第60条5項
知事又はその命を受けた職員	指示	地すべり等防止法 第25条 水防法 第29条
水防管理者	指示	水防法 第29条

(2) 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にして勧告又は指示を行い住民の円滑な協力を得るように努める。

- ア 避難勧告・指示者
- イ 避難勧告・指示を必要とする理由
- ウ 避難勧告・指示の対象区域
- エ 避難先及び所在地
- オ 避難経路
- カ 注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

(3) 勧告・指示の区分

避難勧告は、災害発生のおそれがある場合に行う。

避難指示は、災害の発生が確定的となった場合又は災害による被害が発生し、危険が切迫している場合に行う。

(4) 勧告・指示の発令

ア 区本部長は市本部長に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの勧告又は指示をする。この場合、区本部長は直ちに市本部長に報告する。

イ 市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所へ市民が避難する必要が生じた場合は、市本部長が避難の勧告・指示をする。

ウ 避難の勧告・指示を行った場合、市本部長は府知事に報告する。

(5) 勧告・指示の伝達方法

勧告・指示の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。

- ア 同報無線により実施する。
- イ 移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）の緊急速報メールにより実施する。
- ウ 報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。
- エ ヘリコプターや車、自転車、携帯拡声器等、利用可能な手段をもって実施する。

オ 津波による避難勧告・指示については、津波防災マップ等を用い、あらかじめ十分周知を図る。

カ インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービスを利用して緊急広報を実施する。

キ 要援護者に対しては、要援護者施設へのメール配信や、自主防災組織の代表者を通じて情報伝達体制を整備し、情報伝達を行う。

(6) 勧告・指示の解除

ア 区本部長は、前記(4)アの避難の必要がなくなったと認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。

イ 市本部長は、前記(4)イの避難の必要がなくなったと認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記(5)の方法による。

6 - 3 避難の誘導及び移送

1 避難の開始

(1) 震災直後は赤十字奉仕団等の自主防災組織等を主体に、組織ごとに避難所に避難するものとする。その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、要援護者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。

(2) 避難に際しては、赤十字奉仕団、自主防災組織、隣近所等で助け合い、安全に行動できる服装とし、集団行動をとるとともに、携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめる。

2 避難の誘導

(1) 避難勧告・指示が出された場合、大津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、赤十字奉仕団等の自主防災組織、消防吏員などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。

(2) 地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。

(3) 誘導の順序は要援護者を優先する。

(4) 誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、赤十字奉仕団等の自主防災組織、消防吏員などを要所に配置する。

3 避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

4 移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプタ - 等で移送する。また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、海上保安監部、府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。

6 - 4 避難施設

1 避難所の区分

(1) 広域避難場所

同時多発火災が発生し、延焼拡大した場合から生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保するものとし、必要な規模等については、第2部第1「2 避難路・避難場所の整備」に示す整備方針による。

(2) 収容避難所

地震により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である収容避難所を指定するものとする。なお、必要な規模等については、第2部第1「2 避難路・避難場所の整備」に示す整備方針による。

(3) 一時避難所

避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難所を指定するものとする。なお、必要な規模等については、第2部第1「2 避難路・避難場所の整備」に示す整備方針による。

(4) 津波避難施設

住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保するものとする。なお、必要な規模等については、第2部第1「2 避難路・避難場所の整備」に示す整備方針による。

2 その他の収容避難所の設置

大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は被災者が多数のため収容能力を超えた場合、区本部長は臨時的収容避難所を設営し被災者を収容する。なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。

6 - 5 避難所の管理及び避難者の収容

1 広域避難場所の管理

- (1) 広域避難場所の管理者は原則として区本部長とする。なお、複数区が指定している広域避難場所については、あらかじめ代表の管理者を定めておく。
- (2) 広域避難場所の管理者は各広域避難場所について連絡所を設置する場所をあらかじめ定めておく。
- (3) 区本部長は、広域避難場所を開設した場合、避難所の管理にあたるため区民が避難する各広域避難場所ごとに職員の中から広域避難場所の主任及び担当係員をあらかじめ指名しておく。
- (4) 市本部、区本部から避難の勧告・指示が出され、広域避難場所に市民を避難させる時には、あらかじめ区本部長は携帯無線機などを携行した広域避難場所の主任及び係員を直ちに広域避難場所に赴かせ、区本部及び市本部との連絡にあたるなど広域避難場所の開設に必要な措置をとる。
- (5) 上記に定める他は、下記を準用する。

2 収容避難所及び一時避難所の管理

「避難者収容業務実施細目」によるものとするが次の事項に留意する。

- (1) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に関する情報の早期把握及び避難場所での生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、区本部は市本部へ報告し、市本部は府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事提供の状況、トイレの設置状況の把握に努める。
- (5) 災害時要援護者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置
- (9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

また、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、及び生理用品、女性用下着の女性による配布。また、性犯罪や配偶者間暴力が懸念されることから、男女別トイレの設置など、避難場所における安全性の確保や、おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食の提供など、女性や子育て家庭および妊婦等へのニーズ

に配慮した避難場所の運営に努める。

なお、災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。

区本部長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと考えられる場合は、当該地域に避難所を設置・維持していくことの適否を検討する。

また、「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも市民とともに避難所運営に関する訓練を行うこと。

「避難者収容業務実施細目」

第1 通則

- 1 区本部長は、この細目の定めるところに従い、区内避難所の開設及び管理に任ずる。
- 2 区本部長は、区内に設置した避難所の管理にあたるため、職員の中から避難所主任及び係員を任命配置する。

第2 避難所の開設

- 1 区本部長は、区内に開設すべき避難所につき、あらかじめその収容人員、炊き出し等の諸施設を調査し、これを危機管理部長に報告する。
- 2 災害が発生したときは、区本部長は直ちに必要と認めた避難所に要員を派遣し、被災者の救護を開始する。
- 3 危機管理部長は、状況に応じ区本部長に指示して必要と認めた箇所の避難所又は隣接区の避難所を開設させることができる。
- 4 区本部長は、赤十字奉仕団等の自主防災組織を通じ、または掲示ビラ等をもってあらかじめ避難所の所在地及び被災の際の注意事項を区民等に周知させる。

第3 被災者の収容

- 1 災害が発生した時は、区本部長は災害の種類、気象関係等を特に考慮し、適切な避難所を選定のうえ被災者を収容避難所に収容する。

区本部長は、災害発生と同時に進行する避難に備えるため、あらかじめ振興町会ごとに適当な一時避難所を定めておき、学校長、赤十字奉仕団等の自主防災組織の責任者に臨機の処置をとらせるとともに、警察官等の協力を得て避難を行い、収容避難所に収容する。

- 2 区本部長は、他区等より避難してきた被災者についても収容に努める。

- 3 区本部長は、被災者の収容に当たり区内の収容避難所が被害を受けて収容困難となったとき、又は収容能力に余力がないときは、危機管理部長の指示を受け、他区の収容避難所に被災者を誘導する。
- 4 区本部長は、被災者の収容を開始したときは、直ちにその旨を危機管理部長に報告する。
- 5 避難所主任は、被災者を収容したときは、速やかに避難者名簿を作成する。なお、名簿作成にあたっては、統一の様式を準備し、名前・住所・被災状況・家族状況・健康状態等を含めて、原則として被災者自身が記載し、避難所主任に提出する。また、避難者が避難所を退出又は転出するときは、避難所主任に届け出ること
- 6 避難所主任は、援護を要する者の把握を行う。
- 7 避難所主任は、応急救助を必要と認め難い者については避難所を退所させる。

第4 避難所の運営管理

- 1 避難所主任は、学校長、警察官、自主防災組織等の協力を得て避難所の管理に任ずる。
- 2 避難所主任は、教職員、自主防災組織等の協力を得て避難所の運営にあたる。
- 3 避難所主任は、所定の収容者心得を各避難所に掲示し、収容者をしてこれを遵守させる。
- 4 避難所収容中の傷病者については、これを保健福祉班に引き継ぐ等適切な処置を講ずる。
- 5 避難所主任は、避難所に修理の必要が生じたときは、区本部長を通じ危機管理部長に修理を要求する。
- 6 避難所主任は、食糧その他必要物資の所要量を区本部長に上申し、所定の手続を経て速やかにこれを調達する。
- 7 避難所主任は、避難所において食糧の炊き出し、寝具その他必要物資の配給を行う。
- 8 避難所の防護、警備、炊き出し、配給等に関しては、警察官、赤十字奉仕団等の自主防災組織のほか収容者等に適宜協力を求めることができる。
- 9 避難所主任は、日報により収容状況を区本部長に報告する。区本部長はその報告にもとづき収容状況を危機管理部長に報告する。
- 10 避難所主任は、次の各号の一に該当する事項が発生したときは、直ちにその旨区本部長に報告する。
 - (1) 被災者の収容を開始したとき
 - (2) 収容者全員が退所又は転出したとき
 - (3) 収容者が死亡したとき
 - (4) 避難所内に悪疫が発生したとき
 - (5) 避難所の建物が倒壊、浸水、類焼等の危険を生じたとき
 - (6) 避難所において騒じょうが生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (7) その他報告を必要とする事項が生じたとき

- 11 区本部長は、前項の場合その他報告の必要があると認める事項が生じたときは、直ちに臨機の処置を行うとともに、これを危機管理部長に報告する。
- 12 前各項のほか、避難所において行う業務並びに赤十字奉仕団等の自主防災組織との協議関係等に関し必要な指示事項は、別にこれを定める。

第5 避難状況の調査・報告

- 1 避難所主任は、直ちに避難者数、避難者の健康状態、その他必要に応じて区本部長に報告する。
- 2 区本部長は報告を受けた避難状況を取りまとめ、危機管理部長に速やかに報告する。
- 3 事前に計画されていない施設に避難者が集結した場合は、避難者から届出を受けるなど、把握に努める。

第6 避難所への情報提供の方法

区本部長は、被災者等の要望等を把握するため、必要に応じて臨時相談所を設置する。

第7 収容者の事後処置

区本部長は、区内避難所における収容者には次の各号によりこれを処置する。

- (1) 自宅又は縁故先に復帰し得るものは、速やかに復帰させる。
- (2) 7日以上を経過し復帰することのできない者については、危機管理部長の指示を受け収容期間の延長もしくはその指示する施設へ誘導する。

なお、この場合、教育施設に関しては学校教育の再開に支障のないよう努めるものとする。

6 - 6 要援護者への対応

1 安否確認等

大規模地震発生直後、自主防災組織は、居宅に取り残された高齢者、障がい者など、要援護者の安否確認、救出、救護、避難誘導を速やかに行う。

また、市本部及び区本部は、あらかじめ関係機関と調整し、災害発生時に要援護者の安否確認、救出、救護を円滑に進めるための協力体制を構築する。

2 福祉避難所の開設及び移送

(1) 区本部は、自主防災組織や要援護者施設管理者の協力を得て、あらかじめ福祉避難所の指定を行い、災害発生時には、収容避難所においては避難所運営委員会、その他の施設においては施設管理者の協力を得て福祉避難所を開設する。

(2) 区本部は、収容避難所へ避難してきた者のうち、要援護者については福祉避難所に避難させケアを行う。この際には、自主防災組織、福祉関係機関及びボランティア等に協力依頼する。

3 入所施設・医療機関への移送

(1) 区本部は、自主防災組織の協力を得て、要援護者の健康状態やニーズ等を踏まえ、医療機関への移送、社会福祉施設への緊急入所などの対策を検討し、市本部とも連携しながら迅速かつ的確に対応する。

(2) 福祉局及び子ども青少年局は、社会福祉施設等の関係団体と協議し、災害発生時に緊急一時入所等の対応を円滑に進めるための協力体制を構築する。

4 福祉サービスの提供

区本部は、自主防災組織や専門性の高いボランティア組織や要援護者施設、サービス提供事業者等と連携して要援護者の避難生活を支援し、市本部は全市的な要援護者の状況把握を行うとともに、区本部での対応が困難な場合は市外部からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行う。

5 弘済院の役割

大規模災害により、市内の要援護者の避難所及び社会福祉施設等での受入れ不足に対応するため、市域外にある弘済院を活用し、ヘリコプター等による要援護者の緊急輸送を行う。

また、市内への救援活動の基地として救援物資等の備蓄を行う。

6 - 7 帰宅困難者対策

この対策は、市民の安全を確保するため、大地震等により交通機能が停止した際の主要駅周

辺の帰宅困難者や徒歩帰宅者に対して実施する支援について定めたものである。

1 帰宅困難者発生の抑制

災害における一斉帰宅によるターミナルへの人の集中を抑制するため、施設等の管理者は、次の対応に努める。

- ・ 企業・事業所、商業施設：従業員、来訪客の保護
- ・ 学校園等：児童・生徒の保護（特に市外からの通学者が多く在籍する学校園）
- ・ ターミナル周辺の企業・事業所等：帰宅困難者の滞留スペースへの受け入れ

2 情報の提供

府や関西広域連合と連携し、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の収集を図る。テレビ・ラジオやインターネット（市ホームページ、おおさか防災ネット等）等により、帰宅困難者に道路・交通情報や災害情報を提供する。

3 徒歩帰宅者への支援

職場等にとどまった帰宅困難者等は、被害状況等の情報をもとに、安全に帰宅できると判断された段階で、多くの人々が徒歩で帰宅することになる。

徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストアやファミリーレストラン等及び給油取扱所において水道水、トイレ、ラジオ等知り得た道路情報等を提供するため、各協定に基づき、事業者に対応を要請する。

- ・ コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等
「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」
- ・ 給油取扱所
「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」

4 代替輸送

府や関西広域連合と連携し、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、鉄道・バス事業者等の関係機関による代替輸送が円滑に実施されるように努める。

7 災害情報収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関等の協力を得て本市の地域にかかる災害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析を行い応急対策活動方針を決定するとともに、防災関係機関相互間の予報・警報その他の災害情報の伝達を迅速かつ的確に実施するためのものである。

7 - 1 情報収集体制及び伝達系統の確立

1 実施体制

市内における災害に係る情報の収集については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであることから、各部及び各区本部並びに各防災関係機関は、それぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。

各部及び各区本部は、市本部連絡員と災害情報連絡主任（災害情報連絡主任設置規程（昭和49年達第18号）との連絡を密にし、災害対策本部を所掌する危機管理部との災害情報連絡をより緊密化し、応急対策の初動活動の円滑化を図らなければならない。

2 情報収集体制の確立

- (1) 情報の一元管理を図るため、全庁的なネットワークシステムである危機管理総合情報システムや無線機を活用し、危機管理部が中心となって、関係機関の有する情報の収集を図る。
- (2) 災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、区本部は情報収集や広報を行うとともに同報無線の活用等を行い、迅速かつ的確な情報の収集体制を確立する。
- (3) 地域に無線機を配分し、情報連絡を密にする。

3 情報伝達系統の確立

- (1) 収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達できる伝達系統を定める。情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。

ア 危機管理総合情報システム

イ 電話、ファクシミリ

ウ 防災行政無線、消防無線等の運用

エ テレビ、ラジオ等による広報

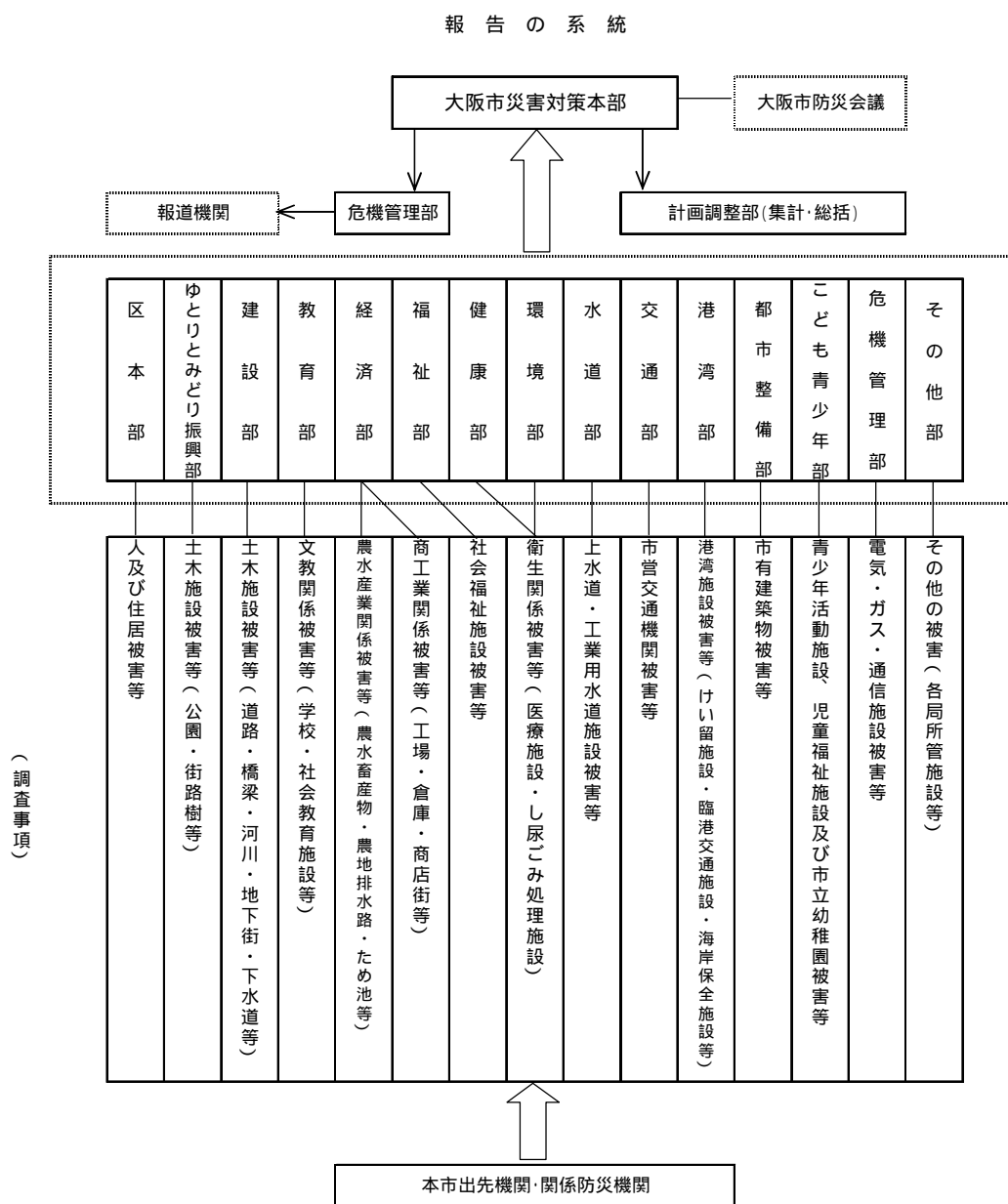
オ ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集

カ バイクや自転車等を用いた伝令

- キ 衛星電話
- ク 特設公衆電話
- ケ 車載公衆電話基地局
- コ F M放送局との連携

(2) 阿倍野防災拠点における防災情報システム・防災行政無線の運用

災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点において、災害初動の重要な意思決定を行うに当たり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて緊急通報システムや防災行政無線を運用する。(緊急通報システムとは危機管理総合情報システムのうち携帯電話等へのメール配信機能分のことをいう。)



7 - 2 収集すべき情報

震災時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

1 収集方法

職員の勤務時間内に発生した地震に対しては、職員は、赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

一方、職員の勤務時間外である夜間・休日等において発生した地震に対しては情報収集活動を実施する前に職員を召集するための活動が必要となることから、震災直後から職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報は貴重なものとなるので、これらの情報をとりまとめ活用する。

2 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努める。

- (1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (2) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (3) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (4) 住民の動向
- (5) 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- (6) 建物の損壊状況
- (7) 道路交通状況
- (8) 公共交通機関状況
- (9) 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- (10) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

3 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、上部機関の当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は速やかに報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- (3) 避難所の開設状況
- (4) 避難生活の状況
- (5) 救護所の設置及び活動状況

- (6) 傷病者の収容状況
- (7) 応急給水など応急措置の状況
- (8) その他

7 - 3 府知事に対する報告

1 報告の基準

被害状況等の報告は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合
- (2) 府域において震度4以上を観測した場合
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合
(例) ・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合
・堤防・岸壁が損壊し、浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合
- (4) 災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合
- (5) 災害が、当初は軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても2市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合
- (6) 市本部を設置した場合
- (7) その他特に報告の指示があった場合

2 報告要領

災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により府に報告するものとする。

(1) 発生報告

災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。

(2) 中間報告

発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。

(3) 最終報告

応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

7 - 4 内閣総理大臣に対する報告

府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記7 - 3の要領により内閣総理大臣（総務

省消防庁 電話：03-5253-7527 FAX：03-5253-7537
(時間外)電話：03-5253-7777 FAX：03-5253-7553) に報告すること。

8 通信運用計画

この計画は、震災時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、通信施設の適切な利用を定めるものであり、また、これらの施設が被害を受けたときの速やかな応急復旧に努めるため定めるものである。

8 - 1 通信手段の活用

1 通信手段の確保計画

災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設の活用を図る。

(1) 市管理の通信手段の活用

ア 有線通信

- (ア) 危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部）
- (イ) 気象台との防災情報提供システム（危機管理部）
- (ウ) 消防局有線通信回線（消防部）
- (エ) 一般加入電話

なお、都市整備部は、災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。

イ 無線通信

- (ア) 大阪市防災行政無線（危機管理部）
- (イ) 消防無線（消防部）
- (ウ) 港湾無線（港湾部）
- (エ) 水道無線（水道部）
- (オ) 交通無線（交通部）

ウ 衛星通信（消防部・危機管理部）

- (ア) 映像
- (イ) 音声（衛星電話）

(2) 勤務時間外における通信手段の活用

ア 危機管理総合情報システム

緊急本部員、緊急区本部員等が実施する。

イ 大阪市防災行政無線

緊急本部員、緊急区本部員等が実施する。

ウ 有線電話

緊急本部員、緊急区本部員等が実施する。

(3) 電気通信設備の活用

ア 非常通話

地震、集中豪雨、台風などにより非常事態が発生した場合（または発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のために必要な事項を内容とす

る通話であり、他のオペレーター扱い通話に優先して接続される。

イ 緊急通話

非常通話以外に緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのために必要な事項を内容とする通話であり、他のオペレーター扱い通話に優先して接続される。

ウ 利用上の留意事項

特別の事由のある場合を除き、あらかじめ西日本電信電話(株)の承認を受けた番号の加入電話により申し込む。

(4) 大阪府の通信手段の活用

大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線

(5) 関係機関の保有する通信設備の優先利用

有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用して通信するものとする。

この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議するものとする。

ア 大阪府警察、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

(ア) 申込先

名 称	申 込 先
大 阪 府 警 察	府警察 ----- 通信指令室長 各警察署 ---- 署 長
西日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	駅長又は情報区の長(技術課長)

(イ) 利用手続き

次の事項を記載した書類又は口頭により申し込むものとする。

- a 利用しようとする理由
- b 通信の内容
- c 発信者及び受信者

イ 近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保

近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

ウ 放送局、ケーブルテレビ各社

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局に災害に関する放送を依頼することができる。

2 情報の優先順位

地震発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。

(1) 第1順位

- ア 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
- ウ 応援要請等の判断に必要な情報
- エ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(2) 第2順位

- ア 食糧や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
- イ 負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報
- ウ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(3) 第3順位

- ア 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
- イ 被災地の災害復旧に関する情報

3 防災行政無線の通信と統制計画

市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。

8 - 2 通信設備の応急復旧

1 通信機能の被害調査の実施

各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。

2 通信機能の応急復旧計画

(1) 非常電源

ア 非常電源の措置

各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。

イ 勤務時間外における対応

勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に取扱可能な技術者を指名して対応する。

(2) 修理業者等への対応

別に定める依頼方法による

(3) 代替機能の確保

市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。

(4) 関係機関への復旧依頼

西日本電信電話(株)、関西電力(株)等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。

9 広報活動計画

この計画は、災害発生後において、正確な災害の情報・防災に関する諸対策の周知徹底を図り、人心の安定と速やかな応急対策・復旧対策の推進に資するため、市民、報道機関並びに本市職員に対し、迅速かつ適切な広報活動を行うためのものである。

なお、広報対象者全員に災害情報が伝達できるよう広報手段の多様化に努める。

1 広報の体制

- (1) 危機管理部・区本部等は、地震発生後の災害情報のうち、同報無線等を使用して市民の安全に係わる緊急広報（津波警報発表時、大火災発生時等の避難勧告等）を実施する。
- (2) 危機管理部は、一般情報（その他の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）の総合的な広報活動を実施する。
- (3) 各部・区本部は、定期的に危機管理部に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。危機管理部は、これらの情報のリスト化を図り、関係機関への閲覧用資料を作成するとともに、各部・区本部へ情報提供を行う。

2 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、やさしい日本語による情報提供に努める。

(1) 災害情報

- ア 災害の発生状況
- イ 津波等に関する情報（津波の規模、到達予想時刻等）
- ウ 応急対策の実施状況
- エ 避難勧告・指示の状況
- オ 市内の被害状況
- カ 家庭・職場での対策と心得
- キ その他必要な事項

(2) 生活関連情報

- ア 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込
- イ 食糧・生活必需品の供給状況
- ウ 道路交通状況
- エ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
- オ 医療機関の活動状況
- カ その他必要な情報

(3) 救援措置情報

- ア 被災証明書の発行情報
- イ 相談窓口の開設状況

- ウ 税・手数料等の減免措置の状況
- エ 災害援護資金等の融資情報
- オ その他必要な情報

3 緊急広報の方法

(1) ラジオ・テレビ・文字放送による広域広報

危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達または警告等が緊急を要する場
合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に
関する協定」に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。

(2) 同報無線による広報

危機管理部・区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な緊急広
報を実施する。

(3) 航空機の利用による広域広報

危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関
に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、ま
たは当該航空機を借り上げ上空から緊急広報を行う。

(4) インターネットを利用した広域広報

危機管理部は、市本部が広域広報の必要があると判断した情報について、市のホームペ
ージや大阪府防災情報システム等のインターネットを利用した緊急広報を行う。

(5) メール配信サービスを活用した広報

危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サ
ービスを活用した緊急広報を行う。

(6) 緊急速報メール

危機管理部は、移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフト
バンクモバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時にお
ける避難勧告・指示などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。

4 一般広報の方法

(1) ラジオ・テレビ・文字放送による広域広報

危機管理部は、本市提供の広報番組の活用をはかる他、必要に応じて「災害時における
放送要請に関する協定」に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。

(2) 報道機関への資料提供による広域広報

危機管理部は、市政記者クラブ等において、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。

(3) チラシ等印刷物の発行による広報

ア 本部及び各部は、チラシ等に掲載する広報内容を危機管理部に提出する。

イ 危機管理部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。

ウ 区本部は、赤十字奉仕団等の自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼

する。

エ 赤十字奉仕団等の自主防災組織は区本部と協力して、収容避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。

オ 各部・各区本部は、市民に広報された内容について、部内・区本部内職員への徹底を図る。

(4) インターネットを利用した広域広報

危機管理部及び各部・区本部は、市本部が広域広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属・各区のホームページや大阪府防災情報システム等のインターネットを利用した情報提供を行う。

(5) 広報車等の利用による現場広報

各部・区本部は、災害の状況または道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(6) 赤十字奉仕団等の自主防災組織による個別広報

区本部は、広報活動を実施する場合、赤十字奉仕団、自主防災組織等に協力を依頼する。

(7) メール配信サービスを活用した広報

危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。

5 記録等の作成

災害対策に資するため、災害に関する事象を写真・映像で記録する。

10 広聴活動計画

この計画は、地震発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民の要望等を反映させるためのものである。

1 実施体制

(1) 緊急問い合わせへの対応

危機管理部は、市民からの直接電話による問い合わせに対応する。

(2) 臨時相談所の開設・運営

ア 区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や収容避難所に臨時相談所を設置するものとする。

なお、臨時相談所の開設にあたっては危機管理部へ報告する。

イ 市民部は、危機管理部と連携し、必要に応じ外国人向け臨時相談所を設置する。

(3) 専門相談所の開設・運営

各部は、それぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。

なお、専門相談所の開設にあたっては危機管理部へ報告する。

(4) 総合的な相談窓口情報の提供

ア 危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

イ 危機管理部は、本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を広報紙等によって広報する。

2 緊急問い合わせへの対応の方法

(1) 危機管理部は、地震発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ・相談に対し「問い合わせ専用班」を組織して対応する。

(2) 問い合わせ専用班は、問い合わせ内容を市本部等へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。

(3) 問い合わせ専用班は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については、必要に応じ広報紙等に掲載を依頼する。

3 相談所における要望等の処理の方法

(1) 各部・区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

(2) 各部・区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。

- (3) 各部・区本部は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。ただし、急を要する場合には、市本部にFAX等により速報する。

1 1 危険物等災害応急対策計画

この計画は、地震の発生に伴い危険物の漏洩などの災害の発生が予想されることから、これらの災害の発生を極力防止するとともにこれらによる被害を軽減するため、危険物災害の応急対策について定めるものである。

1 1 - 1 応急措置

地震発生後、直ちに関係法令に基づく予防規程及び防災規程等により定められた計画に基づき、被害を最小限に止めるため以下の活動を行う。

1 危険物災害応急対策

- (1) 危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。
- (2) 危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。
- (3) 危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。
- (4) 事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。

2 石油等排出による海上災害応急対策

- (1) 海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。
- (2) 漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。
- (3) 油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。
- (4) 排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。

3 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策

前記1及び2によるほか、大阪北港地区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。

1 1 - 2 応急復旧

被災した関係事業所の管理者は、施設の損壊箇所の応急修理及び漏洩流出危険物の回収など二次的災害の防止等のための措置を、予防規程等に定められた計画に基づき速やかに実施する。

1 2 輸送計画

この計画は、車両、船艇等を確保し、災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るためのものである。

1 2 - 1 災害時の輸送

1 災害輸送の実施

災害輸送は、市本部の各部が行う。

2 災害輸送の種類

災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法によるものとする。

- (1) 自動車輸送
- (2) 船艇輸送
- (3) 鉄道軌道輸送
- (4) 航空機輸送
- (5) 人力輸送

1 2 - 2 輸送力の確保

1 自動車輸送

契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。

(1) 輸送用トラックの確保

本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は府に調達あっせんを依頼する。

(2) 清掃用ダンプトラックの確保

本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる

(3) 特殊用途車両の確保

障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。

2 船艇輸送

財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。

3 鉄道軌道輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。

4 航空機輸送

災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。

5 人力輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力等により輸送を行う。

1 2 - 3 輸送基地及び緊急交通路の確保

1 輸送基地

震災時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。

種 別	施 設 名 称		
陸上輸送基地	大阪城公園（東部地区）		
	鶴見緑地		
	住之江公園		
	長居公園		
	中央卸売市場本場		
	中央卸売市場東部市場		
海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設	南港地区	R1～2岸壁（計画中）、A1～3岸壁、 F7岸壁（計画中）
		此花地区	北港岸壁 （計画4岸壁：1岸壁供用、3岸壁計 画中）
		港地区	安治川1号岸壁 （計画2岸壁：1岸壁供用、1岸壁計 画中）
		大正地区	鶴浜岸壁
	国際海上コンテナ 輸送対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁
	大阪湾浮体式防災基地(移動式)		
	航空輸送基地	大阪国際空港	
大阪八尾空港			

2 緊急交通路

震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路を確保する。道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、府・市と協力して、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に報告する。

3 輸送路ネットワーク路線

輸送基地、区本部、避難所等と有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワーク路線を指定する。市本部は、輸送路ネットワーク路線を指定したときは、市民が自動車の使用を避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。

1 2 - 4 緊急道路啓開

道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は府警察等関係機関の協力を得て緊急交通路等について道路啓開作業を行う。

1 2 - 5 輸送用燃料の確保

災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、災害輸送用の車両船艇と同時に調達する。ただし、必要な場合は、次の方法により調達する。

1 車両用燃料

- (1) 各部が保有する燃料を使用する。
- (2) 災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける
- (3) 市有燃料が不足するときは、各部は、各々契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。

2 船艇用燃料

船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうけることとする。

1 2 - 6 緊急通行車両の事前届出と確認申請

震災時に災害対策基本法76条第1項に基づく緊急通行車両として使用する計画のある車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用に使用する車両並びに震災時に関係機関・団

体等から調達する車両)については、次により大阪府公安委員会に対し事前届出を行うとともに、震災時に確認申請を行う。

1 対象車両

- ア 警報の発令及び伝達、避難勧告及び指示に関する車両
- イ 消防(道路交通法に定める緊急自動車を除く)、水防、その他の応急措置に関する車両
- ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両
- エ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する車両
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両
- キ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両
- ク 緊急輸送の確保に関する車両
- ケ 災害発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する車両

2 事前届出

災害対策基本法50条第1項に基づく災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会(当該部署の所在地の管轄警察署長)に対して「緊急通行車両事前届出書」と当該車両の自動車検査証を提出し、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

3 確認申請

災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会(当該部署の所在地の管轄警察署長)、又は府知事に対して行い、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。なお、事前届出車両については、事前届出済証を添付して申請するものとする。

12-7 交通規制

本市、府警察及び道路管理者並びに大阪海上保安監部は、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、災害応急対策活動に必要な交通対策を実施する。

1 陸上交通の規制

(1) 府公安委員会・府警察による交通規制

ア 大震災発生直後の交通規制(第一次交通規制)

府警察は、あらかじめ選定された次の緊急交通路「重点14路線(第一次交通規制路線)」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

また、高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

対象路線(以下の14路線を組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する。)

国道1号

国道2号

国道25号

国道26号	国道43号	国道163号
国道176号	国道308号	国道423号
府道大阪池田線	府道大阪生駒線	府道大阪和泉南線
府道大阪高槻京都線	府道大阪中央環状線	

イ 災害応急対策実施のための交通規制（第二次交通規制路線）

府警察は、災害応急対策を迅速かつ確に行うため、重点14路線以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。

(ア) 区間規制

必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点14路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。

(イ) 区域規制

被災状況等に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。

ウ 交通管制の実施

震災時には、被災区域への車両流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(2) 道路管理者による規制

ア 地震発生時において、道路施設の破損等の事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。

イ 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の定める様式により表示を行う。

(3) 相互連絡

本市、府警察と道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

(4) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(5) 広報

本市、府警察及び道路管理者は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者（車）等に対し、その内容及び回路等について広報する。

2 海上交通の規制

(1) 大阪海上保安監部による海上交通の制限等

大阪海上保安監部長は地震発生時、その規模、態様もしくは海域の状況に応じ、危険防

止等のため次の措置をとる

ア 船舶交通の禁止又は制限及び指導を行う。

イ 必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。

ウ 海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。

(2) 本市

港湾管理者は、地震発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。

(3) 相互連絡

大阪海上保安監部長と港湾管理者は、地震発生時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。

1 3 障害物除去計画

この計画は、災害復旧のため、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を目的とするものである。

1 3 - 1 道路関係障害物の除去計画

1 実施機関

各機関は、相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。

対象道路	実施機関
一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局
一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道 臨港道路	大 阪 市
阪神高速道路 近畿自動車道	阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社
ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話㈱ 関西電力㈱、交通機関等

2 除去作業の方法

- (1) 道路作業の対象物は、市本部が府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。
- (2) 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定したのがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。
- (3) 沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

3 実施体制

各機関は、相互に連携して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

1 3 - 2 河川・港湾関係障害物の除去計画

1 実施機関

各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。

対象河川	実施機関
一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局
一級河川（府管理河川）	大阪府
一級河川（市管理及び委任河川） 準用河川、普通河川	大阪市
大阪港港湾区域	大阪市

2 除去作業の方法

各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。

除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがいき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境事業部と協議のうえ実施する。

河川の倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

3 関係機関との連携

河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。

4 実施体制

各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等の確保が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

1 3 - 3 住居障害物の除去計画

1 対象者

居室、炊事場、便所等に障害物が運びこまれ、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者

2 住居障害物の除去の方法

(1) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、市長が府知事の委任を受けており、災害救助法の基準に基づき、以下のように実施する。

ア 除去対象世帯の調査

イ 除去対象者世帯の調整・確定

ウ 除去作業の実施

エ 障害物の搬送

障害物を処分地等へ短期間大量搬送が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

(2) 災害救助法が適用されない場合

災害救助法の適用がない場合は、市長が除去の必要を認めたものを対象とし、障害物の除去を実施する。実施の方法は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

1 4 警備計画

この計画は、地震発生時において、住民の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するため、府警察及び大阪海上保安監部は、関係機関との密接な連絡協力のもとに、流言飛語の防止に努めるなど、それぞれの所管について、概ね次の事項を重点として行う。

1 府警察

(1) 救出救助活動

市（区）及び関係機関と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。

(2) 犯罪の予防・取締り対策

人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。

(3) 保安対策

銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法など関係法令に規定する取締りなどを実施する。

2 大阪海上保安監部

海上の災害から市民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船等を派遣し、次の措置を講じる。

(1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保

(2) 犯罪の予防、取締り

(3) 関係機関との情報連絡の強化

1 5 飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画

この計画は、地震時においても、市民に対して飲料水、食糧、生活関連物資の安定供給を行い、市民生活の安定を図るものである。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを留意し、広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努める。

1 5 - 1 応急給水計画

1 応急給水の実施

- (1) 水道部は、地震に伴う断水区域に対して、次のとおり応急給水を実施する。
- (2) 水道部は、震災時、情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部や赤十字奉仕団、自主防災組織等市民の協力を得て業務の迅速化に努める。
- (3) 応急給水の方法
 - ア 水道部は、広域避難場所、収容避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置し、浄・配水池を水源とする車両運搬でこれに対応する（拠点応急給水方式）。
 - イ 飲料可能な耐震性貯水槽が設置されている広域避難場所等については、その水を活用する。
 - ウ 収容避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努める。
 - エ 収容避難所では、飲料用水缶詰を備蓄しており、それを活用する。
 - オ 水道部は、医療・福祉施設等の重要施設に対し、車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリ容器・ボトル水等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行う（運搬給水方式）。
 - カ 農業用井戸については、その所有者の協力を得て生活用水への活用を図る。
 - キ 水道部は、広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ル - トの優先復旧に努め、通水した地点より順次仮設給水栓を設置する（拠点応急給水方式の拡充）。

2 応急給水における応援要請

- (1) 水道部所有の応急給水用資器材で対応できない場合、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。応援要請を行った場合、市本部へ連絡する。
- (2) 自衛隊による応急給水が必要な場合、市本部に自衛隊への要請を依頼する。

3 広報体制

- (1) 水道部は、拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し・衛生状態等を市本部に報告する。
- (2) 危機管理部は、前記の状況を報道機関等を通じて被災者に広報する。

15 - 2 食糧供給計画

地震による電気、ガス、水道等のライフライン機能の停止や食糧供給機能の混乱により、市民の食糧供給に重大な支障が生じたとき、被災者に速やかに食糧の安定供給を行い、さらに、多様な食糧流通の拠点である中央卸売市場の機能を回復・維持することにより、市民生活の安定を図る。

1 食糧供給の方針

(1) 食糧供給の順位

食糧供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。

ア 災害対策用備蓄食糧（煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン等）

イ 流通業者等からの調達食糧（弁当、パン等の既製食品）

ウ 米穀小売業者等からの調達食糧

(2) 食糧供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害があり、炊事できない者

ウ 通勤・通学者、旅行者等

なお、避難所に収容されていない上記イ、ウの者に対しては、避難所における食糧供給ができるよう対策を講じる。

(3) 食糧供給の品目

供給品目は、煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン、弁当、パン、粉ミルク、米穀、副食等とする。

(4) 食糧の調達方法

ア 区本部長は、応急食糧の供給が必要と認める場合は、備蓄食糧の活用、既製食品・米穀の調達等により対応するが、それが困難な場合、市本部に食糧調達の要請を行うものとする。

イ 市本部は、区本部長より食糧供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より備蓄食糧の輸送を行い、なお不足する場合は、協定締結業者より食糧品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食糧の引き渡しを受ける。

ウ 前記イにより、なお不足する場合は、他都市等に応援を求めるものとし、中央卸売市場は近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、応急食糧を含む生鮮食料品の確保を図る。

(5) 食糧供給の実施方法

ア 食糧供給の場所

食糧供給の場所は、原則として収容避難所とする。

イ 食糧供給の実施

食糧供給は、区本部が赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て行うものとする。
また、食糧の配給については被災者自らが行うこととするが、援護を要する者については配慮する。

ウ 給食施設の活用

炊き出しを行う場合、学校等の給食施設については、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

2 災害対策要員の飲料水・食糧の確保

災害対策に従事する職員等の飲料水・食糧については、次によりその確保を図るものとする。

(1) 飲料水

総務部長は、各部長、区本部長の依頼により水道部長と協議し、必要な場所に飲料水を供給するものとする。

(2) 食糧

総務部長は、各部長、区本部長の依頼により、市民部長、市場部長、及び契約管財部長と協議し、食糧を調達するものとする。

食糧の内容等については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）、人員に応じ確保する。

1 5 - 3 生活関連物資供給計画

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損したことにより、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施体制

- (1) 災害救助法が適用された場合、同法の規定に基づく被災者に対する衣料・生活必需品の給与又は貸与は、原則として市民部長及び区本部長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない災害においては、被災の実情に応じ適宜同法に定める基準の範囲内で物資の給与又は貸与を行う。
- (2) 経済部は、業者との連携を図り、調達可能数量を把握しておく。
- (3) 経済部と契約管財部は相互の連絡を密にして、救援物資をすみやかに集荷、配置できるようにする。

2 衣料・生活必需品の給与又は貸与を受ける者

(1) 災害により住家に被災を受けた者等であること

被災の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水であること

- (2) 被服、寝具、その他生活上必要最小限度の家財を喪失又はき損した者
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品がないため日常生活を営むことの困難な者

3 生活必需物資の備蓄品目種類

被服、寝具その他生活必需物資の品目は、おおむね次のとおりである。

- (1) 寝 具 毛布、エマージェンシーブランケット等
- (2) 肌 着 S、M、L、LLサイズ
- (3) 身回り品 バスタオル、生理用品等
- (4) 日用品 セット(石鹸、歯ブラシ、タオル、コップ等)、トイレトーパー、大人・幼児用紙オムツ、杖等
- (5) そ の 他 ラジオ、懐中電灯、防水シート、ポ・タブルトイレ等

4 生活必需品の調達

- (1) 区本部長は、必要のある場合において市民部長に生活必需品等の調達を要請する。
- (2) 生活必需品の調達は、原則として、第一次的には本市の備蓄物資を活用し、なお不足する場合又は備蓄品以外の物資を必要とする場合は、デパート・スーパー・チェーンストア協会等「災害時における物資の供給等の協力に関する協定」に基づき調達する。また、災害救助法が適用された場合は、府知事にり災者に供給する生活必需品の確保について応援を要請する。

5 衣料・生活必需品の輸送と配分

- (1) 福祉部等は、あらかじめ必要な労働者を確保するとともに、災害が発生した被災地に物資を輸送する必要があるときは、速やかに活動しうるよう体制を整備しておくものとする。
- (2) 救援物資の輸送にあたっては、輸送の迅速と確保を期するため、事前に区本部あて連絡をとる。
- (3) 輸送は、原則として被災区の避難所まで福祉部等が行い、配分は区本部が行うものとし、必要に応じて赤十字奉仕団、自主防災組織の協力を得て実施するものとする。
また、あらかじめ供給協力要請している協定締結団体等及び他府県等からの応援で対処する。

1 6 医療・救護計画

この計画は、災害により住民が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等被災者救護を実施するためのものである。

1 6 - 1 初期初動医療救護活動

1 初期初動医療救護体制

(1) 市本部救急医療調整班（以下「医療調整班」という。）の設置

ア 本市域で震度5弱以上を観測した場合（市本部が設置された場合）は、自動的に組織する。

イ 関係機関（健康部、危機管理部、病院部、公立大学法人大阪市立大学医学部附属病院（以降、市大病院））が集まる体制とする。

ウ 医療調整班が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。

(2) 医療調整班の任務

ア 医療関係機関との調整

イ 医療救護班の調整

ウ 緊急輸送の調整（ヘリ、船舶等の運用）

エ 医薬品、資機材等の広域調達、調整

2 初期初動医療救護活動

(1) 市立医療機関による医療救護班

市本部が設置された場合、自動的に市立医療機関において医療救護班（計20隊）を編成する。

ア 総合医療センター（8隊）、十三市民病院（2隊）、住吉市民病院（2隊）（計12隊）

イ 市大病院（8隊）

(2) その他の医療救護班

ア 医療調整班は、日赤救護班、府立医療機関救護班、国立医療機関救護班、公立医療機関救護班、大阪府医師会救護班、ボランティア医師による救護班等の編成を大阪府と連携のもと要請し総合的な調整を図る。

イ 本市からの要請がなく応援に駆けつけた医療救護班は、医療調整班において総合的に調整を実施する。

ウ 区本部は、区医師会及び区内医療機関等による救護班の編成を要請し、調整を図る。

また、要請なく区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図る。

(3) 災害派遣医療チーム

災害派遣医療チーム(DMAT)は、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で出動す

ることとし、病院部及び、市大病院がその状況を医療調整班に報告する。

3 救護所の設置

- (1) 震災時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。
 - ア 災害現場又は現場付近
 - イ 避難場所（収容避難所、広域避難場所等）
 - ウ 特例場所（被災地周辺の医療施設等）
- (2) 救護所を設置後、区本部は医療調整班に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。

4 医療救護班の派遣

- (1) 医療救護班の編成
 - 1 班当たり（医師 1 名、看護師又は保健師 2 名、事務 1 名）計 4 名を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。
- (2) 派遣要請
 - ア 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
 - イ 消防部は、災害現場の状況により医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
- (3) 派遣
 - ア 医療調整班は、区本部からの要請を受け、あるいは医療救護活動の必要性を判断して、病院部及び市大病院に対し、随時医療救護班の派遣を指示する
 - イ 市立医療機関の長は、区本部、消防部その他の関係機関の要請がある場合で、急を要すると認められる場合は、医療調整班の指示を待たず医療救護班を出動させることができることとし、結果を医療調整班に報告する。
- (4) 輸送手段の確保
 - ア 病院部及び市大病院は、派遣職員の輸送及び負傷者の搬送のための交通手段が不足する場合、医療調整班に要請し、輸送手段の確保を図る。
 - イ 区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。

5 応援医療救護班の派遣要請

- (1) 医療調整班は必要に応じて、外部機関に対する医療救護班の派遣要請を行う。
- (2) 医療調整班は大阪府との連携のもと、日赤救護班、府立医療機関救護班、国立医療機関救護班、公立医療機関救護班、大阪府医師会救護班、自衛隊救護班、ボランティア医師による救護班等の派遣要請を行う。
- (3) 区本部は、区医師会及び区内医療機関等による救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を医療調整班に報告する。
- (4) 応援要請により派遣された医師、又は独自の判断で駆けつけた医師等に対しては、区本部又は医療調整班において班編成を行い、適切な派遣先を指示する。また、区本部は、編成内容、派遣先を医療調整班に報告する。

6 医療救護班の業務内容

医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）
- (3) 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (4) 状況により助産救助
- (5) 被災住民の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) 区本部、健康部をはじめ関係機関との連絡調整

7 医薬品・医療資機材の確保

- (1) 各市立病院（市大病院を含む）における確保
 - ア 備蓄されている医療救護班携帯医薬品・医療資機材の利用を図る。
 - イ 医薬品等の不足が生じる前に、業者との連絡及び補充体制を確保する。
 - ウ 医薬品等に不足が生じた場合、病院部及び市大病院が医療調整班に調達を要請する。
- (2) 医療救護班携帯用医薬品・医療資機材の確保
各市立病院（市大病院を含む）及び各区保健福祉センター等は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資機材の確保を医療調整班に要請する。
- (3) 医薬品・医療用資機材の調達要請
医療調整班は、各市立病院（市大病院を含む）及び各区保健福祉センター等から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。

1 6 - 2 後方医療体制の確保

被災を免れた市内の救護医療機関で患者の受入れ病床を確保する。さらに、大阪府に府下全域及び他府県にも受入れ病床の確保を要請する。

1 各病院における受入れ体制の確立

- (1) 各市立病院（市大病院を含む）において、別途定める計画に基づいて、要入院患者等の受入れ体制の確立を図る。
 - ア 総合医療センター
 - イ 十三市民病院
 - ウ 住吉市民病院
 - エ 市大病院
 - オ 弘済院附属病院

(2) 救護医療機関の指定

- ア 地震発生時の初期救護医療機関として、市立病院等以外の医療施設を定める。
- イ 健康部は、必要に応じて職員を救護医療機関に派遣し、情報収集、緊急要請等の連絡調整を行う。

2 各病院における主な行動

各市立病院（市大病院を含む）及び救護医療機関においては、別途定める計画に基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。

受入れ体制の整備

医師・看護師等職員の確保

ライフラインの応急確保とその復旧体制

医薬品等の備蓄とその補充体制

通信手段の確保

患者給食の確保

ヘリポートの確保

救護所との連絡

3 関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保

- (1) 救護所、市立病院、救護医療機関等において重症患者を搬送する必要が発生した場合、医療調整班に要請する。
- (2) 医療調整班は、その場で関係機関と調整のうえ、搬送手段の確保、患者受入れ先の決定を行い、関係機関への指示を与える。
- (3) 医療調整班が行う連絡調整
 - ア 応援受入れ先との連絡調整（大阪府、国立病院、大阪府医師会（民間医療機関など）、他都市等）
 - イ 搬送手段の確保の調整
 - ・ 救急車（病院所有のものも含む）、ヘリコプター、船舶
 - ・ 公用車
 - ・ 民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）

16-3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

収容避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は医療調整班の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- (1) 運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。
- (2) 内科系を中心としたチーム編成に切り換える。

- (3) 薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。
- (4) 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- (5) 薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- (6) 他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- (7) 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

1 6 - 4 保健師等による健康相談

1 保健師等の派遣体制の確立

区本部は、収容避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、大阪府に連絡する。

2 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所において又は各収容避難所等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは医療調整班等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

3 輸送手段の確保

区本部、健康部は、救護所や収容避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。

1 6 - 5 大阪府医師会の対応

大阪府医師会においては、次の応急対策をとる。

- (1) 大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討
- (2) 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄体制整備
- (3) 関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備
 - ・ 災害・医療情報管理調整システムの確立
- (4) 医療救護対策本部の設置
 - ・ 災害対策本部における医療担当責任者の配置
- (5) 医療救護体制の確立
 - ・ 地域拠点病院・協力病院の設定
 - 応急医療救護班の整備
 - ・ 救命医療救護班の編成・派遣
 - ・ 特殊専門科病院の整備・編成
 - ・ 応急医療救護所の設置

医療救護班の整備・編成

- ・ 地域医療機関による医療活動の実施

医療救護班の編成・派遣

- (6) 緊急患者等搬送体制の整備
 - ・ 病院救急車の整備・編成
 - ・ 緊急医療用ヘリポートの整備
- (7) 広域後方医療活動体制の整備
- (8) 災害救護出動時の医療関係者の身分保障の確立

1 7 防疫・保健衛生計画

この計画は、災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するためのものである。

1 7 - 1 防疫活動

1 環境衛生対策班の編成

- (1) 環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- (2) 環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。
- (3) 1班の編成人員は3名、班数は36班とする。
- (4) 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- (5) 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

2 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。

(1) 避難所の衛生管理、消毒

避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。

なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部に提供する。

(2) 臨時集積場等の衛生管理、消毒

生活系ごみの処理は、環境部において実施するが、臨時集積場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。

なお、生活廃棄物の回収状況、臨時集積場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

(3) 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒

地震により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

(4) その他

ア 救護所等の衛生管理、消毒

イ 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒

ウ ねずみ、ハエ、蚊等の防除

エ 消毒用薬剤の配布

3 防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区本部を通じて調達を要請する。

17 - 2 食品衛生活動

1 食品衛生対策班の編成

- (1) 食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- (2) 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。
- (3) 1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は36班とする。
- (4) 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- (5) 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。

2 食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。

- (1) 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。
- (2) 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。
- (3) 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。
- (4) 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。
- (5) 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

なお、健康部は、水道部から一括して応急給水拠点の設置状況の報告を受けるとともに、各区本部に報告するものとする。

3 検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区本部を通じて調達を要請する。

17-3 動物保護等の実施

健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。

- (1) 被災地域における愛護動物の保護・収容
- (2) 避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導
- (3) 動物による人等への危害防止

1 8 清掃計画

この計画は、災害によって排出された廃棄物の処理を迅速適切に行い、被災地域の環境整備を促進するためのものである。

1 8 - 1 ごみの処理

1 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活系ごみを優先し、適切に処理できるよう指導する。

2 一時集積

- (1) 大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積する。
- (2) 臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定するものとする。

3 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、可燃物は本市焼却施設で処理する。また不燃物等は、破碎施設で中間処理した後、焼却施設で処理し、本市処分場及びフェニックス事業で処分する。

なお、本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

4 応援要請

- (1) 作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。
- (2) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。

1 8 - 2 がれき等の処理

全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置(公費解体)を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に準じ所掌業務を行う。

発生した膨大な廃棄物をできるだけ地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量を削減することができるので、がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生時から可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とし、リサイクルを推進する。また、十分に環境

に配慮し、廃棄物の処理を行う。

なお、自ら被災建築物の解体を行うものには、がれき等の処理に関する情報提供を行う。

1 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、選別作業計画を策定する。

- (1) 解体現場における分別を可能な限り徹底する。
- (2) 可燃物については、減容化・安定化を図るため、焼却工場において焼却する。
- (3) 金属、コンクリートガラ、木くず等については、リサイクルを推進する。

2 一時集積

- (1) がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応するがれき臨時集積場を設け一時集積する。
- (2) がれき臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。
- (3) 木質系廃棄物については、解体現場において、木材、金属、不燃物等の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。コンクリート系廃棄物については、解体現場において、コンクリート塊、鉄筋、鉄骨、金属、可燃物の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。
- (4) がれき臨時集積場においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないように、適切な対策を講ずる。
- (5) がれき臨時集積場に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破砕処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。

3 処理・処分

- (1) がれき臨時集積場で選別した可燃物は、本市焼却施設で処理する。
また不燃物等は、破砕施設で中間処理した後、焼却施設で処理し、本市処分場及びフェニックス事業で処分する。
コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。
金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。
木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。
不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破砕により減容した後、埋立処分を行う。
混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。
- (2) がれき臨時集積場における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、がれき臨時集積場入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するよう留意する。
- (3) がれき臨時集積場のがれき等について、本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、

他都市等に処理応援を求める。

4 応援要請

- (1) 作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部あて必要機材の借り上げを要請する。
- (2) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。

18 - 3 し尿の処理

1 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかに必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。

2 トイレの設置及びし尿の収集

(1) トイレの設置

初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、区本部等の要請に基づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。

また、広域避難場所や収容避難所周辺のマンホールトイレの設置が必要となった場合は、区本部等の要請に基づき、災害対策本部が建設部に設置を要請する。

(2) し尿の収集

被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。

3 処理・処分

本市処理施設等で処理・処分を行う。

4 応援要請

本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、又し尿の収集作業に支障がある場合には、他都市等に応援を求める。

19 行方不明者の捜索、遺体の処理、火葬計画

この計画は、行方不明者、死者が発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、これらの捜索、収容、処理及び火葬を円滑に推進することで、人心の安定を図るためのものである。

19 - 1 組織と事務分担

項目	実施機関	事務分担	要員
処理	区本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検案 3 遺体の洗浄、縫合、消毒 4 納棺 5 遺体の安置 6 身元不明者に関すること	区本部の職員 医師 葬儀業者
火葬	環境部	火葬	環境部の要員

19 - 2 行方不明者の捜索

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（府警察、消防、赤十字奉仕団等の自主防災組織、海上保安監部及び自衛隊等）と連携をとり、あらゆる手段をつくして実施する。

19 - 3 遺体仮収容（安置）所の設置

- (1) 状況に応じ、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を選定する。
- (2) 遺体仮収容（安置）所の設置に当たっては、納棺用品等必要器材を確保する。
- (3) 不足する遺体仮収容（安置）所、棺桶、納骨壺、ドライアイス及び搬送車両の確保については、市本部に要請する。
- (4) 搬送車両については、あらかじめ緊急通行車両として大阪府公安委員会に対し事前届出を行うとともに、震災時に確認申請を行う。

19 - 4 遺体の収容・身元確認

発見された遺体は、警察官又は海上保安官の検視(見分)及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容(安置)所に搬送する。

ただし、警察官又は海上保安官が検視等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死によることが明らかである場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族等に引き渡される。

19 - 5 遺体の処理

1 遺体の処理

遺体仮収容(安置)所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

2 遺体の引取り

(1) その後、身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、順次遺体を引き渡す。

遺体の引取りがあった場合には、遺体処理台帳に必要事項を記入する。

(2) 収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

19 - 6 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、市本部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送する。

19 - 7 遺体の火葬

1 火葬計画の策定

環境部は、災害発生、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。

2 応援要請・受け入れ

府広域火葬計画に基づき、応援要請・受け入れを行う。

19 - 8 民間への協力要請

大規模災害時に行政による十分な対応が困難な場合は、遺体処理業務の一部について、あらかじめ締結した覚書等に基づき民間に協力要請を行う。

2 0 ライフライン施設の応急対応計画

この計画は、震災時、水道、下水道、電気、ガス、電話などライフラインの応急対応に努めるとともに、その状況についての情報を被災者に提供することにより、ライフラインの各事業者の相互協力による効率的な応急対応・復旧を行い、早期に市民生活の安定を図るものとするである。

2 0 - 1 ライフライン情報の収集・広報

1 ライフライン情報の収集

危機管理部は、震災時の水道、下水道、電気、ガス、電話などのライフラインの被害情報・復旧情報を各事業者から収集する。

2 ライフライン情報の広報

電気、ガス、電話等のライフラインの被害情報・復旧情報については、各事業者から市民に広報されるが、これと並行して、危機管理部では総合的な情報を広報する。

2 0 - 2 水道施設災害応急対策

1 市本部への情報連絡

災害発生直後は、災害情報システムや配水情報システムを活用しつつ、できる限り速やかに飲料水確保の状況等、次の内容について市本部へ情報連絡を行う。

ア 浄・配水場施設の被害・稼働状況

イ 市域の断水状況

ウ 管路の被害状況

エ 応急対策の基本方針

応急対策開始後は、応急対策の方針により、次の内容について災害情報システムを活用しつつ、市本部へ情報連絡を行う。

ア 応急給水方法（給水場所、開設・閉鎖日時等）

イ 復旧方針及び復旧状況（浄・配水場施設、管路等）

ウ 市民への広報活動（協力要請及び衛生状態を含む）

2 管路施設等に関する応急復旧活動

(1) 基本方針

水道施設の復旧については、以下を目標とする応急給水体系と整合した復旧優先順位を考慮し、段階的な復旧目標期間を設定して行う。

<震災後 3 日間>

- ・飲料水、医療用水等、生命維持のための必要最低限の水を確保

<震災後 4 日目 ~ 1 か月間>

- ・生活用水、都市活動用水を順次増量確保

<震災後 1 か月>

- ・通常量を確保

(2) 復旧対策

管路施設等に関する応急復旧活動

a . 導・送・配水管路の被害調査

災害発生後、各水道工事センターは、災害情報システムによる管路被害予測結果等をもとに被害調査を実施し、漏水、道路陥没等の有無及びその状況を把握する。また、あわせて復旧活動の支障の有無を判断するための地上構造物の被害状況などの把握に努める。

b . 緊急措置

被害箇所の応急復旧着手までの間の緊急措置として、漏水による道路陥没等の二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合にあっては、速やかに緊急断水等の危険防止の措置を講ずる。

c . 応急復旧

復旧は、あらかじめ定めた復旧目標を基本としながら、浄・配水場の稼働状況、被害管路の程度及び復旧の難易度等を考慮して、可能な限り断水区域を限定し、配水を継続しながら実施する。

なお、復旧用材料の調達状況、復旧体制及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等による復旧を行う。

〔復旧目標〕

- ・ 広域避難場所に至る管路 震災後 3 日以内の復旧をめざす
- ・ 収容避難所、重要施設に至る管路 震災後 10 日以内の復旧をめざす
- ・ 近隣の都市公園に至る管路 震災後 15 日以内の復旧をめざす

また、管路部給水管の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。配水管の通水に支障となるもの、道路上の漏水で二次災害が発生するおそれのあるもの等その重要度に応じた応急復旧を実施する。

d . 復旧用資機材の調達

管路施設の応急復旧に必要な材料については、資材格納施設等に備蓄しているものを優先使用し、不足した場合には、応援管理室で定める調達方針に従って、応援要請あるいは緊急調達を行う。

e . 管路情報の整備

管路施設の応急復旧に必要な管路情報（配水管設備図（1:3000）・水道管理図（1:1000））については、あらかじめ分散管理をしておく。

取・浄・配水場施設に関する応急復旧活動

災害発生時、各浄水場の浄水管理班は、所管施設の被害状況を点検し、応急措置を行う。

a．取水施設

取水塔（取水口）の亀裂、管渠の陥没等を調査し、被害箇所については、当該系統を遮断し、他の系統への切替等必要な措置を講ずる。

また、地震発生後、津波が来襲するおそれのある場合は、淀川への津波遡上に備え、事前に定めたマニュアルに基づき、取水地点までの津波到達の有無を判定したうえで、塩水等による水処理に対する被害を未然に防止するべく、津波到達時間内に取水停止等の必要な措置を講ずる。

b．取水ポンプ設備

取水ポンプ圧力異常警報が出た場合、被害箇所を速やかに確認し、被害管路を制水弁で切替等必要な措置を講じる。

c．池状構造物

沈でん池に大規模な被害が生じた場合、浸水等の二次災害を及ぼすので速やかに流入、流出弁操作を行い、排水に努める。

ろ過池の亀裂あるいは配管類の破損により配管廊が浸水している場合、必要箇所の閉弁を行うとともに、水中ポンプにより排水を行う。

配水池上部に陥没が認められた場合、当該池の流入、流出弁を全閉し浄水の汚染を防止する。

d．配水ポンプ設備

浄・配水場構内及びその周辺において、漏水による二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合を除き、あらかじめ定めた方法により送・配水ポンプ運転を継続する。

ただし、応急復旧班から配水量に関する連絡があったときはこれに従う。

(3)被害想定に基づく復旧計画

大阪市内の施設概要

浄水場 3箇所

配水場 9箇所

導・送・配水管延長 約 5,199km (平成 22 年度末現在)

施設被害の想定

浄・配水場施設：機能を阻害するような重大な被害には至らない。

導・送・配水管：

想定地震	被害件数
上町断層帯地震	約 5,900 件
生駒断層帯地震	約 4,700 件
有馬高槻断層帯地震	約 1,200 件
中央構造線断層帯地震	約 200 件
東南海・南海地震	約 900 件

機能被害の想定

想定地震	減・断水率
上町断層帯地震	約 77%
生駒断層帯地震	約 68%
有馬高槻断層帯地震	約 20%
中央構造線断層帯地震	約 4%
東南海・南海地震	約 13%

復旧計画

想定地震	復旧期間
上町断層帯地震	約 1 ヶ月
生駒断層帯地震	約 1 ヶ月
有馬高槻断層帯地震	約 2 週間
中央構造線断層帯地震	約 1 週間
東南海・南海地震	約 1 週間

2 0 - 3 下水道施設災害応急対策

1 基本方針

地震による被害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合においては、住民生活に与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、緊急措置や応急復旧、本復旧により下水道施設の速やかな復旧に努める。

2 復旧対策（震災復旧の手順参照）

(1) 緊急点検・調査、緊急措置

地震発生直後に行う点検・調査であり、人的被害につながる二次災害の未然防止と安全確保を目的とする。

管路施設

道路施設等が他施設に与える影響を主として地表から目視調査し、必要に応じて二次

被害防止のため陥没等の緊急措置を実施する。

- ・マンホールと路面の段差を解消
- ・管路施設被害による陥没箇所の土砂投入
- ・危険箇所への安全柵設置

処理場、抽水所

重大な機能障害等による二次災害の未然防止と、安全確保を目的として緊急点検を行う。また、被害の状況に応じて緊急措置を行うこととする。

緊急措置は、以下のとおりとする。

- ・安全柵等の設置
- ・重大な機能障害に対する措置
- ・二次災害等の危険性に対する措置
- ・下水道施設の使用制限の検討

なお、水質監視は下水処理場流入下水及び放流水について、別に定める緊急試験項目により行う。また、市内事業場において、有害物質の保管・管理状況について緊急調査を行う。緊急調査により、危険性のある被害に対しては緊急措置を行う。

(2) 一次調査・応急復旧

緊急措置後、調査範囲を拡大し一次調査を実施する。なお、調査は迅速かつ的確に把握する必要があるため、本市だけで対応できない場合は支援組織や関係機関と協議・調整を図り対応する。

応急復旧は本復旧までの期間において、施設の被害拡大が想定される場合下記の通り実施する。

管路施設

必要に応じて下水管内、マンホール内の清掃、仮排水設備の設置等の応急復旧を行う。

- ・管路施設内への土砂流入によりマンホール、管渠内清掃
- ・降雨時の浸水被害防止のため仮排水ポンプの設置
- ・マンホールトイレの確保

処理場、抽水所

処理場、抽水所施設の最小限の機能を確保させるため、重要度の高いものから優先的に調査を実施し、応急復旧を実施する。

(3) 二次調査・本復旧

一次調査の結果により、本復旧を必要とする場合において工法や数量を確定させるためテレビカメラや、計測資料等により詳細な二次調査を実施する。

本復旧実施にあたっては、将来計画や復興計画を考慮に入れ、他の災害関連先とも調整の上、本復旧を実施する。

管路施設

被害箇所を確実に把握する必要があるため、目視調査での写真撮影、テレビカメラによる管内調査を実施。

処理場、抽水所

機能回復までの期間を短縮するため、一次調査に引き続き詳細調査を実施する。

3 被害想定及び復旧手順

(1) 大阪市内の施設概要

管渠施設：4,887km

処 理 場： 12 箇所(ほか汚泥処理施設の舞洲スラッジセンター1 箇所)

抽 水 所： 58 箇所 (平成 23 年度末現在)

(2) 施設被害の想定 (平成 18 年度)

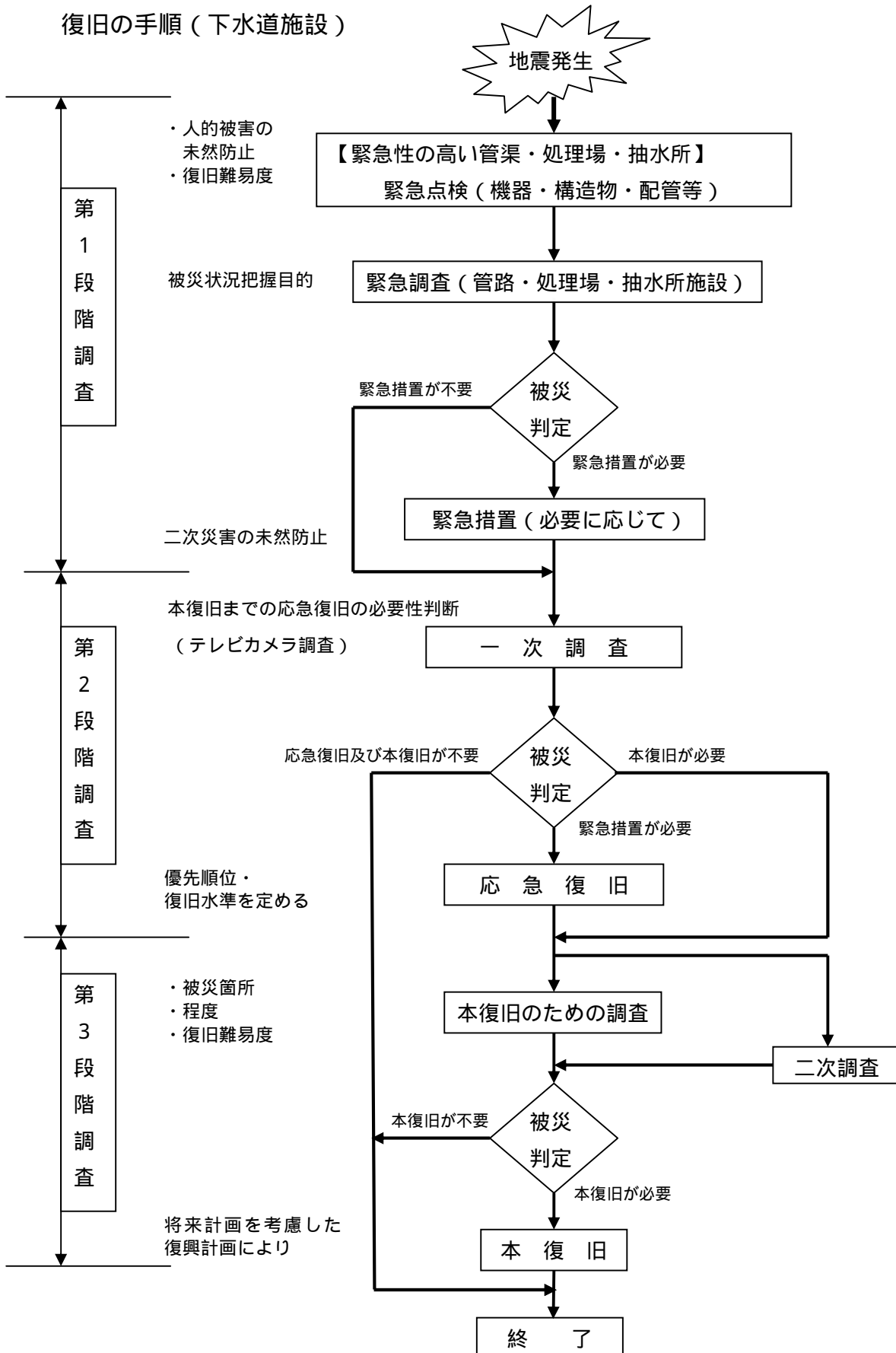
管路施設

想定地震	被害延長
上町断層帯地震	約 920km
生駒断層帯地震	約 320km
有馬高槻断層帯地震	-
中央構造線断層帯地震	約 270km
東南海・南海地震	約 150km

処理場

想定地震	被害状況
上町断層帯地震	液状化などによる被害：12 箇所
生駒断層帯地震	液状化などによる被害：10 箇所 軽微な被害：2 箇所
有馬高槻断層帯地震	-
中央構造線断層帯地震	液状化などによる被害：8 箇所 軽微な被害：4 箇所
東南海・南海地震	軽微な被害：12 箇所

復旧の手順（下水道施設）



20 - 4 電気施設災害応急対策（関西電力株式会社）

1 基本方針

非常災害対策組織および社内外情報連絡体制を整備し、地震による災害が発生した場合には、速やかな応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2 復旧対策

(1) 災害時における災害に関する情報の収集および伝達に関する事項

災害時には非常災害対策組織を設置し、被害状況等災害に関する的確な情報の収集と検討を行う。

災害時には、情報通信手段を確保し、被害状況等の情報をあらかじめ定められた情報伝達方法により迅速に社内外に伝達する。

(2) 災害時における広報に関する事項

非常災害対策組織において、電力施設の被害状況や復旧見通し等についての適切な情報発表文を作成する。

災害発生後、関係官公庁、防災関係機関に対して被害状況等の迅速な情報報告を行う。

災害時においては、一般市民に対し、断線、電柱倒壊・折損等による公衆感電事故および電気火災を未然に防止するため、電気施設および電気機器使用上の注意等の広報を、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 災害復旧要員の確保に関する事項

災害発生時に、迅速に災害復旧要員を確保できるよう非常呼出し体制を確立し、社内情報連絡および緊急参集体制を整備する。

請負契約により協力会社等の災害復旧要員を確保する。

災害規模に応じて他電力会社と相互協力し迅速な復旧に努める。

(4) 災害復旧用資材等の確保に関する事項

災害時には速やかに保有資材の確認および在庫量の把握を行う。

災害時には速やかに各種施設、設備の被害状況の把握を行う。

調達を必要とする復旧資機材を迅速に手配し、必要箇所に輸送する。

災害復旧用資機材を速やかに調達できるよう、あらかじめ、合理的に配置しておく。

(5) 災害時における応急復旧工事に関する事項

恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案し、次のとおり実施する。

共通機器および流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

送電設備

共通機器、流用可能備品および貯蔵品ならびにヘリコプター、車両等機動力を活用した応急復旧措置を行う。

変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用機器の活用による応急措置を行う。

配電設備

発電機車による応急送電等、非常災害仮復旧により、迅速確実な応急措置を行う。

通信設備

- a. 応急対策資材の整備による効率的応急復旧を行う。
- b. 可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(6) 災害時における危険予防措置に関する事項

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、感電等の二次的災害のおそれがある場合で、関西電力が必要と認めた場合または警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(7) 復旧順位

災害復旧にあたっては、病院、交通・通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所等を原則として優先するなど、災害状況、電力施設の被害状況および復旧の難易を勘案し復旧を行う。

(8) 災害時における電力の融通

災害により電力が不足するときは、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び、「二社融通電力受給契約」に基づき電力の確保を図る。

3 被害想定に基づく復旧計画

以下に示す電気施設の被害想定ならびに復旧計画については、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度から 18 年度）における検討結果のうち、大阪市内における数値を抜粋したものである。

(1) 大阪市内の施設概要（平成 19 年度末現在）

発電設備：火力発電所 1 箇所
変電設備：変電所 約 110 箇所
配電設備：支持物 約 675,000 基（大阪府内のデータ）

(2) 施設被害の想定

電力設備については、地震の規模等により一時的に何らかの設備被害を受け機能喪失（停電）する可能性がある。

(3) 停電被害の想定

大阪市内の停電被害想定（発災直後）

想定地震	停電軒数	停電率
上町断層帯地震	約 983 千軒	約 64%
生駒断層帯地震	約 105 千軒	約 7%
有馬高槻断層帯地震	約 10 千軒	約 1%
中央構造線断層帯地震	約 1 千軒	約 0.1%
東南海・南海地震	約 26 千軒	約 2%

(4) 応急復旧計画

想定される地震により生ずる電気施設の応急復旧については、復旧期間（阪神・淡路大

震災時の復旧人員と支障回線単位の復旧ペースをもとに現時点の復旧人員から類推したもの)を目安として、「2 復旧対策」の各施策を実施するとともに、災害発生直後は、速やかに送電系統の切替操作等を行い、長時間の停電を防止する。

また、行政機関、警察および消防等の防災機関と密接に連携を図りながら、早期復旧に取り組む。

想定地震	復旧目安
上町断層帯地震	約1週間
生駒断層帯地震	約6日
有馬高槻断層帯地震	約2日
中央構造線断層帯地震	約1日
東南海・南海地震	約1日

20 - 5 ガス施設災害応急対策（大阪ガス株式会社）

1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合は、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重要とし、ガス施設の災害復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 復旧対策

災害発生時には、「災害の対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもと復旧対策を実行する。

(1) 情報の収集伝達および報告

地震震度等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

- a．供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。
- b．気象情報システムにより、地震情報を収集する。

通信連絡

- a．災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の充実を図る。
- b．事業所間管内の諸条件を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- c．対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。
- d．衛星通信車、可搬形衛生局の活用により連絡手段の強化を図る。

被害情報の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 復旧対策要員の確保

災害の発生が予測される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づき動員を行う。また、迅速な出社を行うために自動呼出装置を活用する。

大阪市域において震度5弱を観測した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を整備する。

大規模な災害により、事業所単独での対応が困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被害をまぬがれた事業所からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

地震災害対策

a．地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う

b．導管網については、耐震性に優れたポリエチレン管及び溶接鋼管等の採用を推進する。

c．ガスによる二次災害を防止するため一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及を図る。

その他の災害対策

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は地下室に対する応急措置として、緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作弁等によりガスの供給を停止する応急措置を行う。

(5) 復旧計画

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガス供給を再開する。

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所及び救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

3 被害想定に基づく復旧計画

(1) 大阪市内の施設概要

導管 7,400 km

(2) 施設被害の想定

SI 値が 60 カイン以上となるブロックにおいて、何らかの設備被害を受け供給停止となる。

(3) 機能被害の想定

大阪市内の被害想定

想定地震	想定供給停止戸数	想定停止率
上町断層帯地震	1,195 千戸	80.5%
生駒断層帯地震	475 千戸	32.0%
有馬高槻断層帯地震	大阪市内でのガス導管等の被害は僅少と考えられる。したがって大阪市内におけるガス供給停止は行わないものとする。 * 東南海・南海地震においては、津波被害により一部のエリアでガス供給停止が発生する。	
中央構造線断層帯地震		
東南海・南海地震		

(4) 復旧計画

震災直後の緊急対策

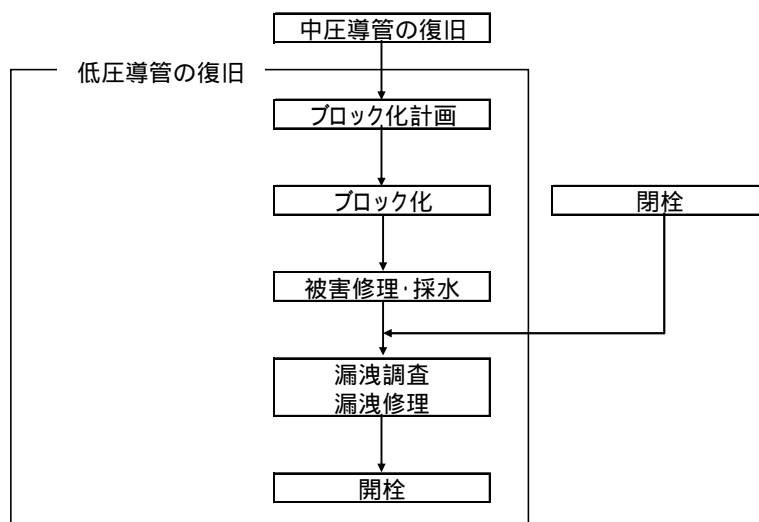
ガスの漏洩による二次災害を防止するため、導管網をブロック単位で遮断する。

2～3ヵ月後の復旧対策

- ・ 中圧の復旧は、低圧管への送出源となるラインを優先
- ・ 低圧の復旧は、低圧導管網を復旧ブロック化し、その単位ごとに順次復旧
- ・ 人命に関わる箇所及び救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先

< 参考 >

復旧作業フロー



20 - 6 電話設備災害応急対策（西日本電信電話株式会社大阪支店）

1 基本方針

大規模災害によって電気通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被災全容を迅速に把握するとともに、サービス復旧、設備復旧等効果的な復旧活動に努める。

2 復旧対策

(1) 対策内容、回線の復旧順位等

通信の非常そ通措置災害等に際し、次により臨機に措置を行い、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- a . 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を行う。
- b . 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するための措置が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- c . 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- d . 災害時における電話のふくそう緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できる災害用伝言ダイヤル171、ご家族の安全がインターネット上で確認できる災害用ブロードバンド伝言板 web171を提供する。

被災地域特設公衆電話の設置災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。

設備の応急復旧災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的な設備復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- a . 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- b . 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- c . 復旧にあたっては、回線復旧順位表に基づき、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

〔回線の復旧順位〕

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は、地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信のそ通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができない

ことによる社会不安の解消に努める。

3 被害想定に基づく復旧計画

(1) 大阪市内の設備概要

交換所：39 交換所

電柱：約 19 万本

(2) 設備被害の想定

所内設備については、商用電源停止に伴い予備電源等への切り替えにより運用し、通信不能は発生しない。所外設備については、建物の倒壊等により何らかの設備被害を受け通信不能となる。

また、地震直後には安否確認等の被災地への着信通話が数十倍のコールとなり、交換機輻輳を避けるために通信規制を実施すると共に、災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板（Web171）を開設する。

(3) 機能障害の想定

通信不能

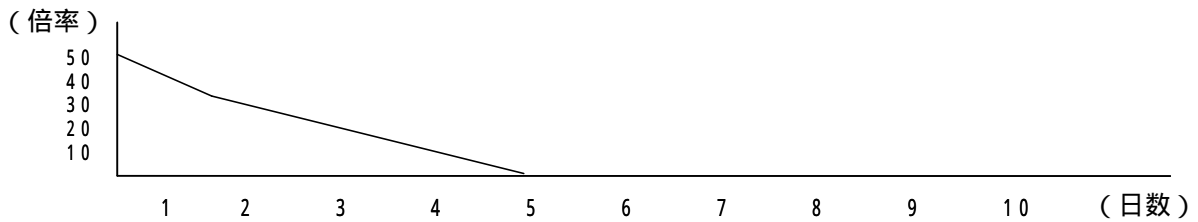
固定電話被害の機能障害（通信不能）

想定地震	被災回線数	被災率
上町断層帯地震	約 52 万回線	13.2%
生駒断層帯地震	約 6 万回線	1.6%
有馬高槻断層帯地震	約 3 万回線	0.9%
中央構造線断層帯地震	約 1 万回線	0.2%
東南海・南海地震	-	-

輻輳

固定電話の機能障害（輻輳）

想定地震	輻輳地域	状況	かかりにくい地域	輻輳回復
上町断層帯地震 A	近畿全域	緊急・重要通信、安否確認等のコールが殺到し、ピーク時は平常時の約 50 倍となる。	06, 072, 073, 074, 075, 077, 078, 079	約 5 日
上町断層帯地震 B	近畿全域			約 3 日
生駒断層帯地震	近畿全域			約 3 日
有馬高槻断層帯地震	近畿全域			約 1 日
中央構造線断層帯地震	近畿全域			約 1 日 (近畿南部は約 7 日)
東南海・南海地震	近畿全域			ピーク時では平常時をはるかに超える。



輻輳状況の想定推移 (上町断層帯地震Aの場合)

(4) 復旧計画

通信不能

固定電話機能障害 (通信不能) の復旧計画

想定地震	復旧期間
上町断層帯地震	約14日
生駒断層帯地震	約14日
有馬高槻断層帯地震	約14日
中央構造線断層帯地震	約6日
東南海・南海地震	-

輻輳

固定電話機能障害 (輻輳) の復旧計画

想定地震	輻輳地域	輻輳回復
上町断層帯地震A	近畿全域	約5日
上町断層帯地震B	近畿全域	約3日
生駒断層帯地震	近畿全域	約3日
有馬高槻断層帯地震	近畿全域	約1日
中央構造線断層帯地震	近畿全域	約1日 (近畿南部は約7日)
東南海・南海地震	近畿全域	当日～翌日

20-7 放送施設災害応急対策 (日本放送協会大阪放送局)

日本放送協会 (大阪放送局) は、災害時において、放送施設に障害が生じたとき、日本放送協会災害対策規程 (同災害対策実施細目) により、次の措置を実施し、放送送出の確保に努める。また避難所へ受信機を貸与するなど、放送受信の確保に努める。

1 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

2 設備・機材の確保

- (1) 電源関係諸設備の整備確保
- (2) 中継回線、通信回線関係の整備及び確保
- (3) 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備
- (4) あらかじめ特約した業者及び借用先から、必要機材の緊急借用又は調達の確保

3 放送施設応急対策

(1) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

(2) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(3) 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時的演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 復旧順位

第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
ラジオ 第 1 放送	テレビ 総合放送 衛星放送	F M 放送	ラジオ 第 2 放送	テレビ 教育放送

4 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講じる。

(1) 情報の周知

避難場所その他の有効な場所へ受信機を貸与する。

(2) 受信機の復旧

被災受信機の取り扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信相談所を開設するなど、関係団体の協力を得て被災受信設備及び受信機の復旧を図る。

(3) 災害の状況に応じ安否放送及び生活情報を放送する。

5 災害復旧

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に押し進め、全般的な早期復旧を図る。

2 1 文教対策計画

この計画は、地震発生時における幼児、児童、生徒の身体の安全、文教施設の保全応急教育の実施その他必要な事項を定め、もってこれらの円滑な遂行を図り文教対策の万全を期すためのものである。

2 1 - 1 校園の地震発生時の対策

1 授業時間中の対応

- (1) 教職員は、地震発生時、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。
- (2) 校園長は、あらかじめ定められた休校基準に従い休校措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。

2 授業時間外の対応

- (1) 校園長は、あらかじめ定められた休校基準に従い休校措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。
- (2) 教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。

2 1 - 2 教育施設応急対策

1 施設の管理

施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、地震時に転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災・盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。

2 被害状況の報告

施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。

3 応急復旧工事の施行

教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を

速やかに実施する。

2 1 - 3 応急教育の実施

- 1 校舎長は、校舎施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。
 - (1) 校舎施設が使用できない場合は、仮設教室（プレハブ）を建設する等代替施設の確保に努める。
 - (2) 屋内運動場、特別教室等校舎施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。
- 2 この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。
- 3 地震による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、学力の確保に努める。

2 1 - 4 教材の調達及び配給対策

- (1) 校舎長は、児童生徒の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。
- (2) 教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。
また、災害救助法が適用された場合は、被災児童生徒に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。

2 1 - 5 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び校舎長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

2 1 - 6 学校給食対策

校舎長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、校舎長、大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること
- (2) 収容避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること
そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部あて報告すること

2 1 - 7 教職員の確保対策

校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。
教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として次より教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。

- (1) 条例定数の範囲内で、できうる限りの専任教職員の補充を行う。
- (2) 他の校園に要請し、被災していない教職員を兼務させる。
- (3) 非常勤講師の配属を行う。
- (4) 上記の措置によっても、なお、補充が十分でないときは、教育部勤務の教職員を臨時に補充する。

2 1 - 8 収容避難所として開設された場合の措置

1 避難所の管理運営

- (1) 教育施設が収容施設として開設された場合は、避難所収容業務実施細目に基づき、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、学校長はその業務を代行し、市民への緊急的な対応を行う。
- (2) 教職員は、赤十字奉仕団等の自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。

2 避難所内での応急教育の実施

教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、学校長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。

2 1 - 9 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

2 2 建築物・住宅応急対策計画

この計画は、地震のため住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うこととなった場合、応急仮設住宅の建設や被害家屋の応急修理等の実施により、被災者の居住の安定を図るためのものである。

2 2 - 1 市営住宅の一時使用許可

1 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

- (1) 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
- (2) 居住する仮住家もないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

市営住宅に一時使用許可する入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお入居者の選定にあたっては、援護を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査するものとする。

2 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、市営住宅の一時使用可否の判断や一時使用が可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

3 一時使用許可戸数

全焼、全壊、流失世帯数及び市営住宅空家戸数等を勘案して決定する。

2 2 - 2 応急仮設住宅の設置

1 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

- (1) 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
- (2) 居住する仮住家もないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

応急仮設住宅への入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、援護を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査するものとする。また、入居者の決定は、災害救助法第30条の規定により、市長にその職権を委任した場合を除き府知事が決定するものであるが、入居者の選考については、市長が補助する。

2 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、応急仮設住宅への入居可否の判断や入居可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

3 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数については、府知事と協議して定める。

4 設置場所

被災者が、相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。公有地を第一とするが、適当な場所がない場合は、私有地に建設するものであるが、この場合、問題が生じないよう十分協議のうえ選定するものとする。

5 設置方法

災害救助法が適用された場合、大阪府地域防災計画に定める応急仮設住宅設計書に基づいて、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うものとされているが、府知事が直接設置することが困難な場合は、その委任を受けて市長がこれを設置する。なお、災害救助法が適用されない場合は、本市独自で設置することとなるが、このような場合も含め、災害時の速やかな応急仮設住宅の建設に向け、軽量鉄骨系建物の供給業者が加盟する関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図るものとする。

6 応急仮設住宅の規模及び経費は次のとおりである。

応急仮設住宅の設置

規模	...	1戸あたり	29.7平方メートル基準
経費	...	1戸あたり	災害救助法による応急仮設住宅の供与額

7 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）	-----	国及び府負担
その他の場合	-----	市負担

8 着工期間

災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に府知事の承認を受けて期間延長する。

9 供与期間

応急仮設住宅として被災者に供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。

1 0 管理

市長は、府知事から応急仮設住宅の管理を受託するものとし、この受託契約は、工事の完了の日からとする。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。

1 1 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳
- (2) 応急仮設用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

1 2 府知事への報告は次のとおりである。

- (1) 設置希望戸数
- (2) 対象世帯の状況
- (3) 設置予定場所
- (4) 着工、完了の予定年月日

2 2 - 3 住宅の応急修理

1 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

- (1) 住家が、半壊、半焼した者であること
- (2) そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること
- (3) 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者であること

2 応急修理の方法

- (1) 災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理は、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うが、府知事が直接行うことが困難な場合には、その委任を受けて市長が行う。
- (2) 市長が委任を受けて実施する場合等に備え、「大阪市営住宅補修工事実施要綱」に基づき契約する建築業者等との契約書に、本市地域防災計画に基づき、特に緊急を要する住宅の応急修理についての本市の要請に対する協力を明記する。
- (3) 実施にあたっての運用は「大阪市営住宅補修工事実施要綱」に準ずる。
- (4) 応急修理の工事対象は、居室、炊事場、便所などのような生活上欠くことのできない部

分とし、修理内容は、応急的な修理方法とする。

3 経費

災害救助法による災害にかかった住宅の応急修理額

4 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）	-----	国及び府負担
その他の場合	-----	市負担

5 応急修理の期間

災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了

6 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- (1) 住宅応急修理記録簿
- (2) 住宅応急修理のための契約書、仕様書
- (3) 関係支払証拠書類

7 府知事への報告は次のとおりである。

- (1) 必要とする世帯数
- (2) 完了世帯数

2 2 - 4 市営住宅対策

市営住宅における災害応急対策にあたっては、入居者の全面的な協力がなければならないが、本市としても、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずるものとする。

なお、具体的な施策は災害救助法の定めるところによるが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第8条等に基づき、国費を活用して対応する。

1 被害状況の調査

震災時、速やかに被害状況の調査を実施する。

2 緊急補修の実施

被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに応急修理を実施する。

3 復旧計画の作成

市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入

居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害などその被害内容により復旧計画を策定する。

4 国土交通省等への報告

公営住宅法等、法の定めるところにより関係省庁への報告を行う。

5 国庫補助等各種補助金、融資金等の申請

災害救助法の適用を受けるなど国庫補助事業の対象となる場合は、直ちに申請を行う。

2 2 - 5 建築物の応急危険度判定活動

余震による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、震災時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を行う。

1 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請

都市整備部は、地震発生後の概略的被害情報に基づき、応急危険度判定の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは判定実施本部を設置し、市本部長に報告する。市本部長は必要に応じて大阪府知事（判定支援本部・大阪府建築企画課）に対して判定士等の支援要請を行う。

2 他部への協力依頼

都市整備部は判定作業の実施にあたり、体制整備について市本部を通じて他部へ協力を依頼する。

3 判定作業の準備

都市整備部は、判定作業実施にあたり、あらかじめ以下の準備を整える。

- (1) 判定区域地図の準備、判定区域の割当
- (2) 被災建築物応急危険度判定士受入名簿の作成、判定チームの編成
- (3) 判定実施マニュアル、判定調査票、判定ステッカー、その他判定資機材

4 輸送手段、宿泊施設、食事等の確保

都市整備部は、被災建築物応急危険度判定士の輸送手段、宿泊施設、食事等の確保について市本部に依頼する。

5 判定作業の広報

都市整備部は、危機管理部に判定作業の予定を伝達し、被災者へ判定結果に対する注意事項等危険度判定作業に関する広報実施を依頼する。

6 判定作業の実施

判定作業は、判定実施マニュアルに基づいて実施する。

2 3 公共施設の応急対策計画

2 3 - 1 本市施設の応急対策

本市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を収容する施設もある。従って、地震時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。

1 基本方針

関係施設を有する各局・区は、各施設と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくものとする。

また、各施設の特異性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うものとする。

2 活動体制

(1) 所管各局・区

施設を所管する各局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況を取りまとめ、市本部に報告する。

(2) 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の局・区に対して報告する。

特に、援護を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。

また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各局・区に報告するとともに、各局所管施設にあっては所在区の区本部にも報告する。

3 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。

2 3 - 2 土木施設の応急対策

1 道路に関する応急対策

(1) 道路の点検

道路管理者（以下、トンネル部管理者も含む）は、速やかに道路パトロール等による点検を実施し、また関係機関等からの通報を受け、道路の被災箇所（陥没、隆起、亀裂、橋梁の損壊等）や通行障害箇所等の発見に努める。

(2) 応急対策の実施

ア 災害発生直後、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うとともに、被害状況等の情報を収集し、本市部へ報告する。

イ 被災箇所を発見したときは、直ちに所轄警察に連絡のうえ、道路利用者の安全を確保するため、通行止め等の交通規制を行う。

ウ トンネル部管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、迅速かつ的確な初期消火活動を行い、消防機関に協力するものとする。

エ 道路管理者は、道路への危険物の流出が認められたときには、関係機関と協力し、速やかに通行止め等の安全確保のための措置を行う。

オ 被災箇所では、被害の拡大防止や通行路の確保のため、速やかに応急措置や仮復旧工事等の応急対策を実施する。

カ トンネル部管理者は、車両火災等により発生する煙の排出を行うとともにトンネル内の温度上昇に伴い、二次災害の恐れのある場合は、消防機関等と連携し、水噴霧を行う。

(3) 実施体制

ア 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制の確立等を行う。

イ 道路管理者は、災害発生後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるものとする。

ウ 道路管理者は、埋設企業体等連携して応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、応援要請を市本部に依頼する。

2 河川に対する応急対策

(1) 河川の点検

建設部は、他の水防団体と連携し、速やかに河川巡視等による点検を実施し、また、本市以外の河川管理者等からの通報を受け、河川の被災箇所（陥没、倒壊、亀裂、流水阻害等）の発見に努める。

(2) 応急対策の実施

ア 被災箇所を発見したときは、直ちにその河川管理者に連絡のうえ、必要な水防活動を行う。

イ 河川からの溢水、漏水のおそれのある被災箇所では、市本部と協議し、区本部と調整のうえ、防災関係機関等と連携して住民の避難誘導等を実施する。

(3) 実施体制

建設部は、河川管理者、他の水防団体、河川占有者と連携して水防活動を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。また、本市管理河川においては緊急復旧を実施する。なお、要員や資器材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

3 公園及び街路樹に関する応急対策

(1) 公園及び街路樹の点検

ア 公園の点検

ゆとりとみどり振興部は、速やかに都市公園の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、都市公園の被災箇所（陥没、隆起、亀裂、公園施設の破損等）の発見に努める。

イ 街路樹の点検

ゆとりとみどり振興部及び港湾部は、道路管理者等と連携し、速やかに街路樹の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、街路樹の被災箇所（倒木、傾斜木、枝おれ等の被害）の発見に努める。

(2) 応急対策の実施

ア 公園の応急対策

(ア) 被災箇所を発見したときは、必要に応じ立ち入り禁止等の措置をとる。

(イ) 避難場所としての機能確保にむけ、広場、出入口等の陥没、隆起、亀裂などの整地等応急対策を実施する。

イ 街路樹の応急対策

被災箇所を発見したときは、必要に応じ道路管理者等に連絡のうえ、被害木の除去、傾斜復旧、支柱設置等の応急対策を実施する。

(3) 実施体制

ゆとりとみどり振興部及び港湾部は、関係機関等と連携し応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資器材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

2 3 - 3 港湾施設の応急対策

1 港湾施設の点検

港湾部は、岸壁等の港湾施設の地震後の点検を職員によるパトロール、市民及び関係機関からの通報により実施し、破損・倒壊等の被害状況を把握するとともに、危険個所の発見に努める。

2 応急対策の実施

(1) 当面の処理

港湾道路における通行止め、防潮堤の土のう積み等施設に応じた処理を行う。

(2) 応急復旧方法

危険回避を目的として、応急復旧を施す。

3 実施体制

港湾部は、関係機関と連携し応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

2 3 - 4 高速道路応急対策計画（阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

この計画は、災害時における交通の混雑を防止し、高速道路等に被害が発生した場合における応急、復旧措置を迅速・的確に行うためのものである。

1 防災組織計画

(1) 災害対策本部の設置

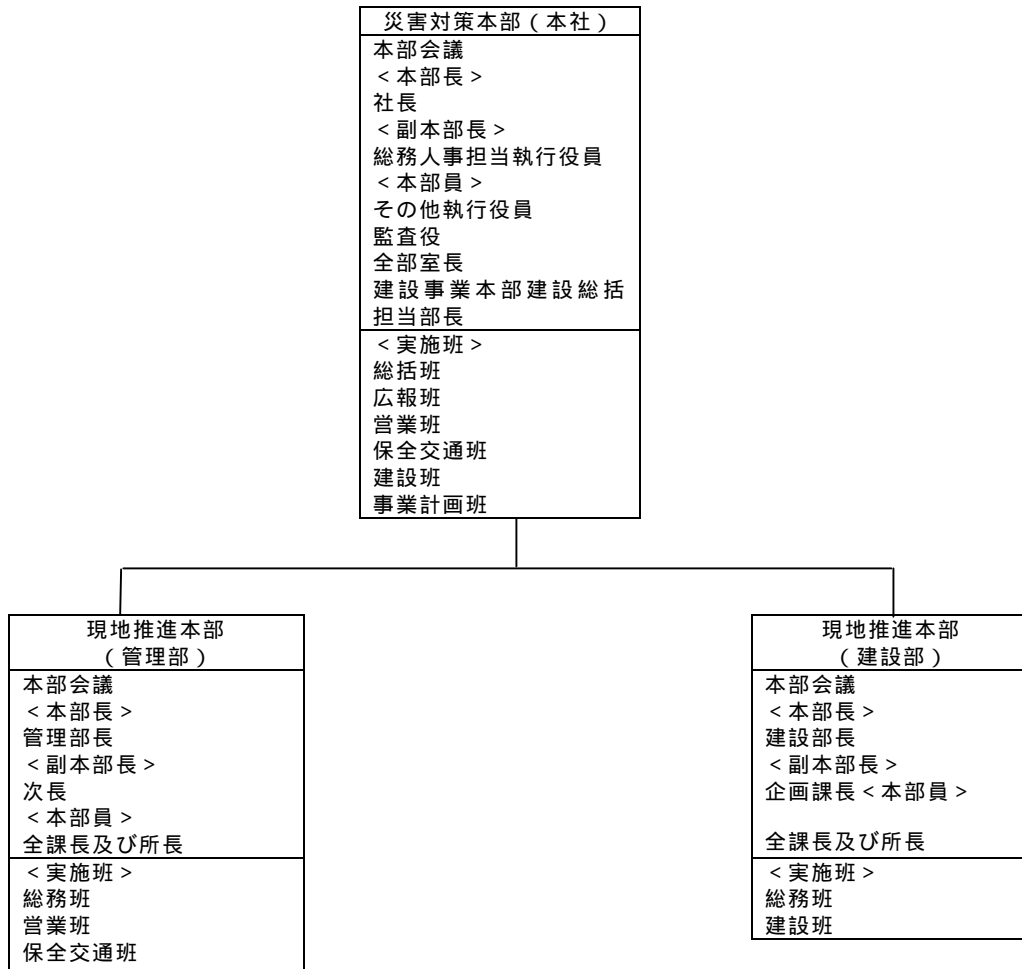
高速道路等に地震による大規模な被害が発生したり、発生のおそれがあるときに、災害対策本部を設置する。

阪神高速道路株式会社にあつては、本社に災害対策本部を、管理部及び建設部等に現地推進本部を設置する。西日本高速道路株式会社にあつては、関西支社に災害対策本部を設置する。

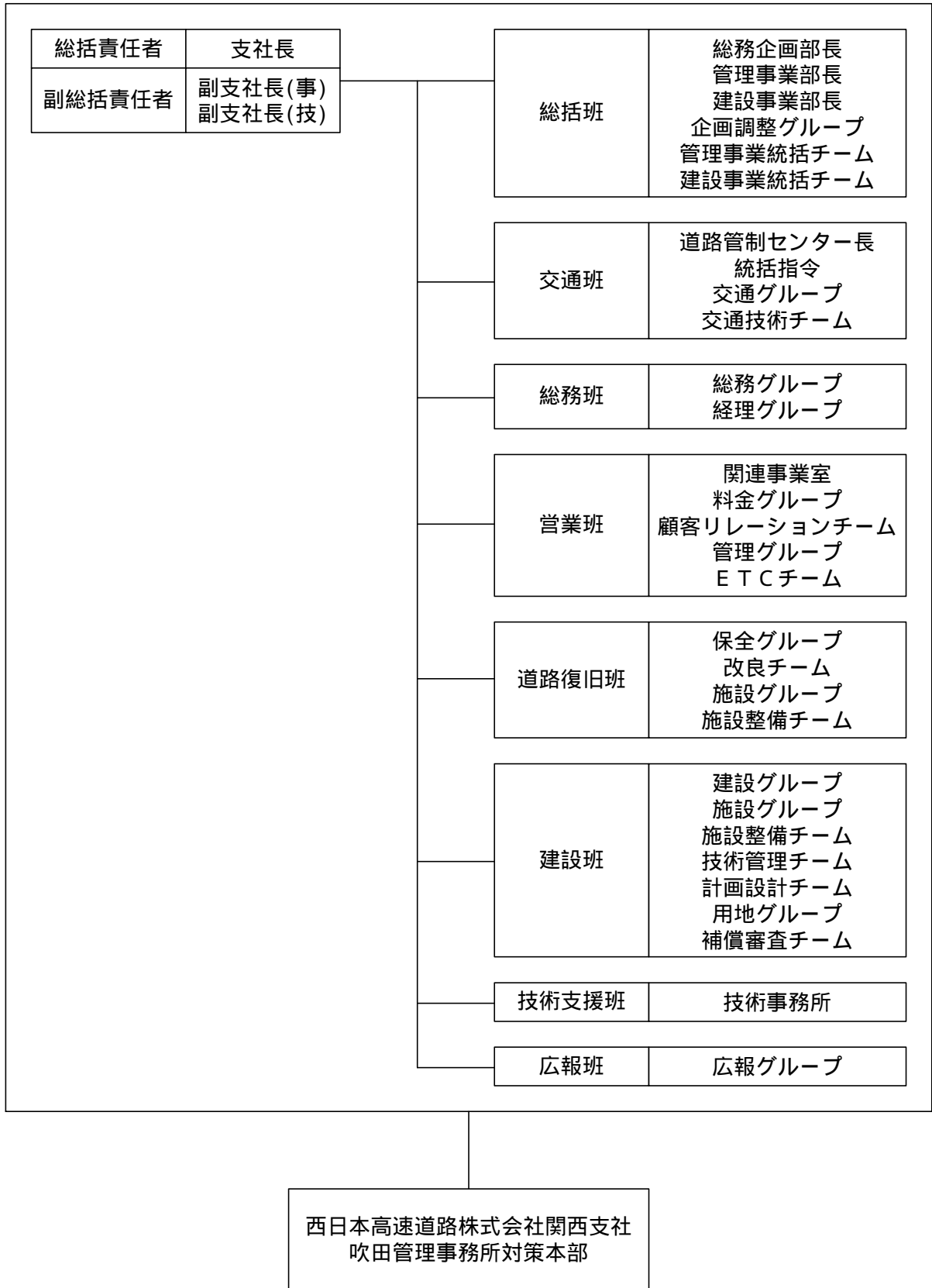
(2) 災害対策本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

(阪神高速道路株式会社)



(西日本高速道路株式会社関西支社)



2 応急・復旧に関する措置

(1) 供用中の道路及び附属施設

供用中の高速道路及び附属施設の復旧にあたっては、次に掲げるところにより、少なくとも一車線を走行可能な状態に速やかに復旧し、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

ア 路面が破損した場合には、砂利、碎石等により破損箇所を修理し、アスファルト舗装等により応急復旧を図る。

イ 排水設備、電気設備、通信設備、その他附属設備等に被害を生じた場合は、早急に原因を調査し、応急の措置を行う。

ウ 浸水、建造物の倒壊その他による被害が生じた場合は、排水、堆積物の排除等を行い、交通の確保を図る。

エ よう壁等が破壊した場合には、必要な資器材を使用して応急復旧を図る。

(2) 工事中の道路及び附属施設

工事中の高速道路及び附属施設に係る被害が発生した場合には、被害の拡大を防ぐとともに工事及び工事用資器材の保全を図るため、関係請負業者の協力を得て応急復旧その他の措置を講じ、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

2 3 - 5 鉄道等応急対策計画

1 市営交通機関応急対策計画

(1) バス

可能な限り平常どおり運行させる。

(2) 高速鉄道及び中量軌道

ア 構造物の設計

大阪市の高速鉄道及び中量軌道の構造物は、相当の大地震にも耐えうるよう「大阪市交通局設計基準」をはじめ鉄道総合技術研究所の「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」等に基づき設計している。

イ 地震の通報と警報

(ア) 地震計の設置

地震の発生時期と大きさを知るため、次の場所に地震計を設置している。

- a 江坂駅構内
- b 大国町駅付近（大国町変電所構内）
- c 弁天町駅付近（弁天町変電所構内）
- d 森ノ宮駅付近（森之宮検車場構内）
- e 中ふ頭駅付近（南港検車場構内）

(イ) 地震の通報体制

地震計が感知した地震は、輸送指令所と南港運輸指令所に警報と数値を通報表示するとともに、各路線の指令所と列車にも自動的に警報通知する。

(ウ) 地震警報の種類

- a 第1次警報・・・25ガル以上80ガル未満
- b 第2次警報・・・80ガル以上150ガル未満
- c 第3次警報・・・150ガル以上

ウ 列車の運行対策

警報が発令された場合の列車の運転対策は、次のとおりである。

(ア) 第1次警報発令の場合

列車は25km/h以下の注意運転を行う。巡視点検の結果異常がないと認められたときは、正常運転に復帰する。

(イ) 第2次警報発令の場合

駅にある列車は直ちに運行を停止する。また駅間走行中の列車は25km/h以下の注意運転を行い、次駅に到着後運行を停止する。工務管理事務所長から運転に支障がない旨報告があったとき試運転を行い、施設に異常がなければ正常運転に復帰する。

(ウ) 第3次警報発令の場合

列車は直ちに急停車して運行を停止する(電車線は自動的に停電する)。再送電後、駅間の列車は15km/h以下の速度で、構築物の異常の有無を点検しながら次駅まで運行し、警報解除まで運行を停止する。巡視点検及び試運転は第2次警報発令の場合と同様に行い、施設に異常がなければ正常運転に復帰する。

エ 乗客の避難誘導

乗客の避難誘導は、次のとおりとする。

(ア) 駅構内の場合

駅長は可能なかぎり乗客を避難方向の出口へ誘導する。

(イ) 列車が駅間に停止した場合

駅長は、運転指令者と打合せ、乗客を最寄りの駅まで誘導避難させる。

2 西日本旅客鉄道株式会社等応急対策計画

各社は、相互に連携をとり、それぞれ定められた「災害応急処理規程」等に基づき、迅速かつ的確に応急復旧対策を実施する。

(1) 災害復旧本部及び災害対策本部の設置

災害が発生し、被害等が各社であらかじめ定める設置基準になったときは、対策本部等を設置し、主として次の業務を実施する。

ア 西日本旅客鉄道株式会社

対策本部及び復旧本部の種別・設置基準

事故対策本部等の種別、設置基準及び召集範囲

	設 置 基 準	召 集 範 囲
第 1 種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 主要な本線が長期間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたととき 	召集可能者の全員 (A 召集)
		召集可能者の半数 (B 召集)
第 2 種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長期間不通となるおそれがあるとき ・ 長時間影響を及ぼすとき ・ その他必要と認めたととき 	必要最小限 (C 召集)

召集範囲は本部員の班別構成標準による。

上記を標準として関係室長、鉄道部員及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと

イ 日本貨物鉄道株式会社（関西支社）

名 称	設置場所	設 置 の 基 準	業 務
現地対策 本 部	現 地	A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は貨物会社の責により旅客が死亡もしくは多数負傷したとき B 車両が10両以上脱線、又は貨物会社の責により旅客が負傷したとき	(1)旅客等の救護 (2)応急・復旧作業 (3)輸送上の手配 (4)被害状況の調査
支社対策	支 社	C 車両が5両以上脱線、又は本線が3時以上不通となるおそれがあるとき D その他特に必要とみとめたとき	(1)非常の輸送措置 (2)応急復旧の企画 (3)災害状況の調査 (4)情報の収集伝達 (5)その他

ウ 東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部及び関西支社）

名 称	設置場所	設 置 の 基 準	業 務
対策本部	新幹線 鉄道事業 本部	(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2) 風水害により、輸送に大きな影響をおよぼすおそれのあるとき (3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4) その他、特に必要と認めるとき (非常召集) 非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業本部長	(1) 事故状況の調査 (2) 資材及び備品等の手配 (3) 事故復旧処理及び原因調査 (4) 輸送計計画、運転整理等 (5) その他
復旧本部	現地	が決定するものとする。 非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出動、第2出動、第3出動の召集を行う。 運転事故及び災害応急処理取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準による。	(1) 旅客の救護 (2) 応急、復旧作業 (3) 現地における情報の提供 (4) その他

(2) 災害発生時の動員体制

- ア 災害発生の場合は、駅、区、所長は、その状況を輸送指令に報告する。
- イ 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに、必要と認められる箇所に連絡する。
- ウ 関係課長又は駅、区、所長は、必要な職員に対し非常召集を行う。

(3) 旅客等の避難

災害時における旅客等の避難に必要な指示、伝達、誘導及び収容等については、あらかじめ定められた方法により、迅速、的確に行うものとする。

(4) 地震時の対策(運転規制基準等)

ア 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

地震が発生したときの運転基準及び取扱いは、おおむね次のとおりとする。

(ア) 駅長

- a 輸送指令に報告するとともに、保線区長、電力区長等に通報し列車の停止手配を行う。
- b 輸送指令の指示により、運転士に対し運転の見合せ(口頭)、速度制限(運転通告)等の必要な措置を講ずる。
- c 列車が停車場付近に停止した場合は、支障のないときは停車場内に誘導する。

(イ) 動力車乗務員

- a 強い地震を感知したときは、直ちに停止させる。
- b 線路等に異常がないと認められないときは、次の停車場まで注意運転(15 km/h)を行う。

- c 停車場まで注意運転をしたときは、駅長を介して輸送指令の指示により必要な措置を講ずる。

(ウ) 輸送指令

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
<p>地震計が震度4（40ガル以上）を示したとき</p> <p>地震計のない区域では指定駅での体感震度4と認められる場合</p> <p>標 準</p> <p>規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下</p>	<p>地震計が震度5（80ガル以上）を示したとき</p> <p>地震計のない区域では指定駅での体感震度5と認められる場合</p> <p>標 準</p> <p>規制範囲内には列車を進入させない。規制範囲内を通過中の列車は速度15km/h以下で最寄駅に到着</p> <p>運転中止、再開は左記と同様</p>

(I) 保線区長

震度4以上を観測したとき、下記段階に応じ線路の特別巡検を実施する。

- a 震度5（80ガル）以上のとき第1種
- b 震度4以上（40～80ガル）のとき第2種

（注）気象庁が発表している震度は加速度データの周期、継続時間等を考慮し算出しているため、ここでの記述とは異なる。

イ 東海旅客鉄道株式会社

新幹線では、鉄道沿線に設置している表示用地震計（感震器）及びユレダス（地震動早期検知警報システム）により、変電所及びき電区分所の遮断器を自動遮断して架線を停電させ、列車を完全に停止させる。

列車の運転再開については、地震強度等により現地巡回等の安全確認を行ったうえで規制解除する。

なお、安全確認は地震強度により4段階（甲・乙・丙・丁）の方法で行う
 運転事故及び災害及び災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則等による。

3 阪神電気鉄道株式会社

災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめ速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

(1) 災害対策組織

災害が発生した場合、又は発生するおそれが生じた時は、「鉄道非常事態対策規則」に基づき対策本部を設置する。

なお、災害の程度により対策本部の組織を適宜変更し、社内組織を充分活用する。

(2) 応急対策

災害が発生した場合、電気・車両・工務・運輸・救護業務の各責任者は災害警備規定に基づき、災害の程度に応じ各担当部門毎に、復旧・輸送・救護・警備の処置をとる。

4 阪急電鉄株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、旅客の安全確保に努めるとともに被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部を設置し輸送力の確保に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合またはそのおそれのある場合、当社「緊急事態対策規程・防災体制要綱」に基づき適確迅速な防災措置をとるとともに、必要に応じて現地および本社に対策本部を設置し、早期に事態の収拾を図る。

5 京阪電気鉄道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、旅客の安全確保に努めるとともに被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり、輸送力の確保に努める。

(2) 災害応急対策

地震により非常災害が発生したときは、当社は「鉄道災害対策規則」及び「東南海・南海地震防災対策計画」に基づき非常災害組織を設け対処する。

(3) 配備態勢及び動員方法

災害の程度に応じ「鉄道災害対策規則」に基づき、配備体制をとり係員を動員する。

6 近畿日本鉄道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める

(2) 災害応急対策

ア 非常本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「災害救助規程」により本社に非常本部、輸送統括部に非常支部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

イ 配備態勢及び動員数

「災害救助規程」により災害の程度に応じた業務担当班を設置して班員を動員する。

ウ 通信連絡体制

- (ア) 鉄道電話、N T T加入電話および携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
- (イ) 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
- (ウ) 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。
- (エ) 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

7 南海電気鉄道株式会社

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、併発事故の発生を防止し、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部を設置し、輸送の確保を図る。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合、「異常事態対策規程」に基づき対処する。

8 阪堺電気軌道株式会社

(1) 災害対策基本方針

地震等の災害が発生した場合は、応急処置及び救急体制を確保することにより、併発事故防止と死傷者の救急並びに迅速な状況連絡の円滑を期する。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合、「異常事態対策規程」に基づき対処する。

ア 職員の非常招集

災害等情報処理体制および異常事態対策要領に基づき非常招集を行う。

イ 事故対策本部の設置

本社に事故対策本部を、また現地には現地対策本部を設置する。

ウ 救急応援先への連絡

関係先へ速やかな連絡を行う。

エ 復旧および代替輸送の確保

南海電鉄（南海線、高野線）への振替輸送の取扱

2 4 災害対策要員確保計画

この計画は、災害発生時における応急対策活動の円滑な推進を図るため大阪赤十字奉仕団等の協力について定めたものである。

2 4 - 1 大阪市赤十字奉仕団

大阪市赤十字奉仕団は、博愛の精神により日本赤十字社の行う各種事業に協力奉仕するとともに、地域社会の福祉を増進し、その向上発展を図るため、篤志奉仕を行う主旨のもとに昭和24年10月全市的結成をみた。災害時には、奉仕団は区本部の協力隊として救助活動の中核をなしている。

1 組織

大阪市赤十字奉仕団 -- 区奉仕団 -- 連合奉仕団 -- 町奉仕団 -- 班

2 災害奉仕事業の内容

- (1) 救 護 奉 仕
- (2) 看 護 奉 仕
- (3) 炊 出 し 奉 仕
- (4) 避 難 誘 導 奉 仕
- (5) 避 難 所 奉 仕
- (6) 物 資 配 給 奉 仕
- (7) 連 絡 報 告 調 査 奉 仕
- (8) 工 作 奉 仕
- (9) 厚 生 指 導 奉 仕
- (10) 義 援 金 品 募 集 奉 仕

2 4 - 2 自主防災組織

自主防災組織は、迅速かつ効率的な活動ができるよう連合振興会隊長 1 名と各班ごとにリーダー 1 名、サブリーダー 2 名以上を基本とする班を編成し、隊長は、情報班との連絡を密にして、災害の状況や各班の活動状況の把握に努め、統制の取れた活動ができるよう、各班のリーダーに適切な指示を与える。

各班は、地域防災リーダーが中心となり、地域住民と共に各々の活動を行う。

なお、各班及び活動内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 情報班（情報の収集、伝達、広報活動）
- (2) 初期消火班（出火防止、消火器・可搬式ポンプによる消火活動）
- (3) 救出・救護班（負傷者の救出・救護活動）

- (4) 避難誘導班（住民の避難誘導）
- (5) 給食・給水班（給食・給水活動）

2 4 - 3 労働者の確保

災害応急対策実施に必要な労働者の確保は、各所属ごとに行うものとするが、その目的及び種目ごとに計画を立て、必要最小限度の労働者を市内の各公共職業安定所等から雇用するものとする。

労働者の処遇については、賃金は市内における通常の実費程度を限度額とし、給食は本市職員に準じて行うものとする。

2 4 - 4 民間人の従事命令等

応急対策を実施するための人員が、労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるものとする。

1 強制命令の種類と執行者

対 策 作 業	種 類	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業(災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	知事、委任を受けた市町村長
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 " 第25条	知事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 " 2項 " 3項	市長村長 警察官・海上保安官 自衛官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員・消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者・水防団長・消防機関の長

2 命令対象者

命令区分（対象作業）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

3 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。

4 損害補償

市長の従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」により損害を補償する。

2.5 ボランティアの調整計画

この計画は、震災時に応急対策を実施するうえで、ボランティアとの効果的な連携を行うための事項を定めたものである。

1 大阪市災害ボランティア活動支援センターの設置

(1) 市災害ボランティア活動支援センターの設置

災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案して、災害ボランティア需給調整等の全市的なコントロール機能を有する市災害ボランティア活動支援センターを、阿倍野防災拠点に協定締結団体の協力を得て設置する。

(2) 区災害ボランティア活動支援センターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、区災害ボランティア活動支援センターを、区民センター等に協定締結団体の協力を得て設置する。

2 災害ボランティア活動支援センターの役割

(1) 市災害ボランティア活動支援センターの業務

- ・市本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・区災害ボランティア活動支援センターとの連絡調整
- ・災害ボランティア需給状況の把握及び調整
- ・災害ボランティア募集等の情報発信
- ・災害ボランティア活動に必要な資器材の調達
- ・府「災害時におけるボランティア活動支援制度」との連携
- ・全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請

(2) 区災害ボランティア活動支援センターの業務

- ・区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・市災害ボランティア活動支援センターとの連携
- ・災害ボランティアの受け入れ
- ・災害ボランティアへのオリエンテーション
- ・災害ボランティア活動の集約・管理
- ・災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

2 6 災害救助法の適用計画

この計画は、災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るためのものである。

2 6 - 1 災害救助法の適用

市長は、市内における被害が2 6 - 2 に示す「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被害者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。

2 6 - 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用の基準は次のとおりである。

- 1 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のA欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- 2 大阪府下で滅失住家の世帯数が2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表B欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- 3 大阪府下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- 5 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

注) 被災世帯の算定にあたっては、全壊(焼)、流失を1世帯とし、半壊(焼)のときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは3世帯をもって住家の滅

失した1世帯とみなす。

災害救助法適用基準

区 分	滅 失 世 帯		区 分	滅 失 世 帯	
	A	B		A	B
大 阪 府	-	2,500世帯	淀 川 区	100世帯	50世帯
大 阪 市	150世帯	75	東淀川区	100	50
北 区	100	50	東 成 区	80	40
都 島 区	100	50	生 野 区	100	50
福 島 区	80	40	旭 区	80	40
此 花 区	80	40	城 東 区	100	50
中 央 区	80	40	鶴 見 区	100	50
西 区	80	40	阿倍野区	100	50
港 区	80	40	住之江区	100	50
大 正 区	80	40	住 吉 区	100	50
天王寺区	80	40	東住吉区	100	50
浪 速 区	80	40	平 野 区	100	50
西淀川区	80	40	西 成 区	100	50

(平成22年9月1日現在推計人口により算出。)

2 6 - 3 被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」(平成13年6月28日 内閣政策統括官通知)に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。

被害種類	被害認定統一基準（平成 13 年 6 月 28 日 内閣政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは 1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 以上 50% 未満のものとする。
住家一部 破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものを除く。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（注）

- （１） 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （２） 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （３） 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料（損傷程度の例示）」を参考とする。

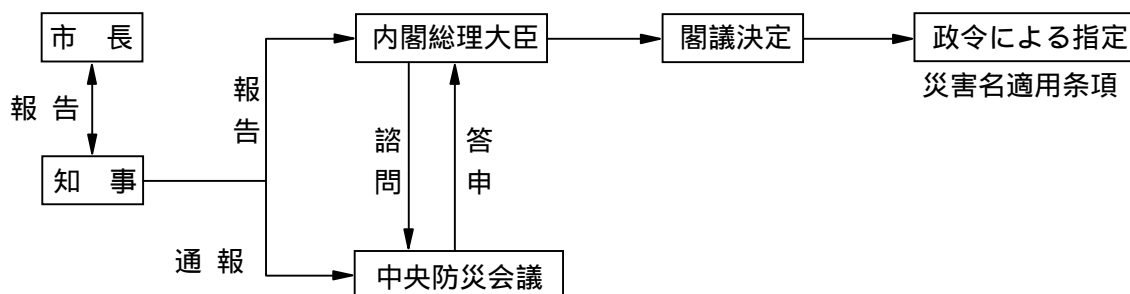
2.7 激甚災害の指定計画

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適性化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚法（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」昭和37年法律第150号）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

この計画は、地震により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける場合の手続き等を示すものである。

1 激甚災害指定の流れ

- (1) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する（本激）。
- (2) また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する（局激）。



2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

3 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、府知事に提出する。

激甚災害指定に関する適用措置

激甚災害法適用条項	適用措置
第2章(第3条、第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第15条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

局地激甚災害指定に関する適用措置

激甚災害法適用条項	適用措置
第2章(第3条、第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第15条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

2 8 義援金品に関する計画

この計画は、震災時、一般市民及び他府縣市町村から被災者宛に寄託された義援金品を効率よく受け入れ、被災者に対し迅速、かつ的確に配分するための計画である。

2 8 - 1 義援金の受入れ

災害が発生した場合に、本市に対し各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。

1 義援金の受付

義援金の受付窓口を、市民部及び区本部に開設して受け付ける。

- (1) 市本部に届けられた義援金は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。
- (2) 区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名(場合によっては、区赤十字奉仕団長名)の受領書を発行のうえ、一時保管する。

2 義援金の配分

一時保管した義援金は市民部でとりまとめ、配分にあたっては配分委員会を設置し、配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

2 8 - 2 義援品の受入れ

災害が発生した場合に、本市に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。

1 義援品の受入れの原則

- (1) 義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。
- (2) 仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。

2 義援品の受入れ

- (1) 市本部に届けられた義援品は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行し受け入れる。
- (2) 区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。
- (3) 特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸

送基地に搬入する。

3 義援品の配分

受領した義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分する。

2 9 応急金融計画

この計画は、地震により被害を受けた市民に対し資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るためのものである。

2 9 - 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給する。

2 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第6条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある市民に対し支給する。

3 災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例第8条）

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行う。

2 9 - 2 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要なとなった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する。

2 9 - 3 市税の減免等

災害が発生した場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪州市税条例（昭和29年条例第16号）の定めるところにより、市税の減免、徴収の猶予等を行う。

1 市税の減免（大阪州市税条例第 45 条、第 71 条、第 90 条）

災害が発生した場合において、申請に基づき市税の減免を必要とすると認める者に対し減免する。

2 徴収の猶予（地方税法第 15 条）

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その該当する事実に基づき市税の納税が困難な場合は、申請に基づき原則として 1 年以内の期間に限りその徴収を猶予する。

3 期限の延長（大阪州市税条例第 6 条）

災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限を延長する。

2 9 - 4 被災住宅に対する融資等

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けて、マンション購入する際に低利融資を行う。

2 9 - 5 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

2 9 - 6 被災の証明

災害援護資金の貸付、その他の応急金融措置の適用にあたって必要とされる住家の被害認定のため、損壊家屋については区長が被災証明書を、火災・消火損については消防署長が災証明書を発行する。

区本部及び消防署は、被災した家屋を調査し、被害認定の基準（第 3 部 2 6 - 3）又は「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。

第4部 災害復旧計画

1 公共施設の災害復旧事業

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。

災害復旧事業の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 道路・橋梁災害復旧事業
 - イ 地下鉄・ニュートラム災害復旧事業
 - ウ 河川災害復旧事業
 - エ 港湾施設災害復旧事業
 - オ 海岸保全施設災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 工業用水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 交通施設災害復旧事業
- (9) 社会福祉施設災害復旧事業
- (10) 市立医療施設、病院等災害復旧事業
- (11) 学校教育施設災害復旧事業
- (12) 社会教育施設災害復旧事業
- (13) その他災害復旧事業

2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

(1) 法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第3条
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 第3条
公営住宅及び共同施設の復旧	公営住宅法 第8条
災害により特別に施行される土地区画整理	土地区画整理法 第121条
海岸保全施設等の復旧	海岸法 第27条
感染症予防事業、感染症病院等の復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条
災害により特に必要となった廃棄物処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条
臨時の予防接種	予防接種法 第22条
農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 第3条
上水道施設の復旧	水道法 第45条
下水道施設の復旧	下水道法 第34条
道路の復旧	道路法 第56条
河川の復旧	河川法 第60条～第62条、第65条の2
鉄道の復旧	鉄道軌道整備法 第8条
生活保護施設の復旧	生活保護法 第75条
児童福祉施設の復旧	児童福祉法 第52条
老人福祉施設の復旧	老人福祉法 第26条
身体障害者更生援護施設の復旧	身体障害者福祉法 第37条の2
知的障害者援護施設の復旧	知的障害者福祉法 第26条
婦人保護施設の復旧	売春防止法 第40条

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業	適用条項
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
公共土木施設災害復旧事業	第3条
公共土木施設災害関連事業	
公立学校施設災害復旧事業	
公営住宅等災害復旧事業	
生活保護施設災害復旧事業	
児童福祉施設災害復旧事業	
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業	
身体障害者更生養護施設災害復旧事業	
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業	
婦人保護施設災害復旧事業	
伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業	
伝染病予防事業	
公共施設区域内の堆積土砂排除事業	
公共施設区域外の堆積土砂排除事業	
湛水排除事業	
農林水産業に関する特別の助成	
農地等の災害復旧事業又は災害関連事業	第5条
農林水産業共同利用施設の災害復旧事業	第5条、第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業	第7条
天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する 暫定措置	第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業	第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条
森林災害復旧事業	第11条の2
中小企業に関する特別の助成	
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条
中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の 特例	第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	第15条

対象となる事業	適用条項
その他の財政援助及び助成	
公立社会教育施設災害復旧事業	第16条
私立学校施設災害復旧事業	第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	第20条
水防資材費補助の特例	第21条
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等	第24条
雇用保険による求職者給付の支給に関する特例	第25条

3 ライフラインの復旧に関する連携

災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策の調整を行う。

主な調整事項は、次のとおりとする。

- (1) ライフライン被害情報の共有化
- (2) 道路被害・交通規制情報の共有化
- (3) ライフライン応急復旧情報の共有化
- (4) 道路の応急復旧情報の共有化
- (5) 上記応急復旧の調整

4 復興に関する連携

復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくための基本方針は次のとおりである。

【復興の基本方針】

(1) 復興の推進体制及び対象

復興の推進については、災害対策本部が復興事業実施の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。

復興の対象は、市街地再建をはじめ、これにかかわる市民生活再建を基本とし、時限的な市街地再建と復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していく。

(2) 復興事業までの流れ

被災状況の把握

災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況を取りまとめる。

地域指定の検討

災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画（案）を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。

広く市民等の意見を反映した復興計画の策定

策定された復興計画（案）をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。

復興事業の実施

被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。

5 復興のための事前準備

復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など、事前準備に努める。

付 属 （東海地震編）

警戒宣言発令時における対応計画

第1章 目的及び基本方針

第1節 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想される場合、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施するため、警戒宣言を発することとなっている。本市は、この強化地域から相当の距離にあるものの震度4ないし5弱程度の揺れが予想され、この地震による被害の軽減と強化地域に対する警戒宣言の発令に伴う市内の社会的混乱等の防止を図る必要がある。

この計画は、警戒宣言の発令に伴う市内の社会的混乱等の防止に努めるとともに、警戒宣言発令後の本市及び市民・事業者等のとるべき適切な対応措置・警戒体制を確立することにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

第2節 基本方針

1 基本的な考え方（本市の受けとめ方）

警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言、東海地震予知情報を防災関係機関、市民、事業者等に正確・迅速に周知・徹底を図り、地震応急対策を実施し、震災予防と社会的混乱の防止を図る。この計画は、東海地震の発震前または警戒解除宣言発令前の対応措置であり、発震後は大阪市地域防災計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

また、本市の市政・都市機能については、警戒宣言発令時においても平常どおり維持することを基本とする。

対応計画の策定及び実施にあたっては、防災関係機関が自ら実施する措置を除き市民、事業者等のとるべき措置については、行政指導及び協力要請により対応する。

なお、東海地震に前後し、東南海・南海地震が発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた場合は、東南海・南海地震に対応できるよう状況に応じて必要な措置をとる。

2 震度想定

本市における想定震度は、「東海地震による大阪府域の震度解析報告書」（昭和57年5月大阪市防災会議地震専門部会報告）によると、東海地震が規模（マグニチュード）8.2、震央距離260kmで発生すれば大阪市内の震度は4、ただし地盤の軟弱な地域では震度5弱と想定される。

第3節 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令形態

2～3日以内に地震が発生するおそれがある形態とする。

2 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発せられる時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間とする。ただし各機関の業務遂行上、考慮すべき時間帯がある場合は、個別の対応策を考慮する。

3 この地震による大阪市への影響

市域においては、家屋損壊等、日常生活の機能が大きく阻害されるような被害は生じないが、家具の転倒やガラスの破損等による人身被害の恐れがある。

第2章 事前の対策

第1節 広報・教育

防災関係機関等は、平常時から警戒宣言が発せられるときに防災関係機関が実施する対策、市民が取るべき措置等を各機関が実施する事業を通じて広報を行うと共に、職員及び児童、生徒、保護者に対し防災教育を実施する。

1 広報事項

- ・ 予想震度等
- ・ 警戒宣言の内容及びこれに対して取られる措置
- ・ 市民の取るべき措置 別記1
- ・ 事業所の取るべき措置 別記2

2 職員及び児童、生徒等への教育事項

- ・ 東海地震について
- ・ 教職員の取るべき措置
- ・ 児童、生徒等の下校時等の安全措置
- ・ 学校に残留する児童、生徒の保護方法

第2節 防災訓練

防災関連機関は、警戒宣言発令時を想定した各種訓練を実施する。

1 訓練種別

- ・ 図上訓練
- ・ 通信訓練
- ・ 対策実施訓練（総合・個別）

2 主な訓練内容

- ・ 警戒宣言等の伝達
- ・ 対策本部の設置及び要員参集訓練
- ・ 警戒宣言発令時の広報
- ・ 警戒宣言発令後の情報の収集・処理・伝達
- ・ 緊急措置
- ・ 施設の管理上の注意

別記1 （市民の取るべき措置）

- ア 落ち着いて行動する。

- イ テレビ・ラジオによる正確な情報をキャッチする。
- ウ パンフレットに目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。
- エ 家族で仕事の分担をきめてとりかかる。
- オ 出火の防止（ガスや石油ストーブなど裸火の始末はいつでも出来るようにしておく）、危険物の安全措置（缶入り灯油、塗料溶剤等は安全な場所に保管し、転倒、転落、漏洩防止措置を講じておく等）をとる。
- カ 飲料水を貯蔵する。
- キ 家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。
- ク ブロック塀、門柱、看板に転倒落下防止措置を講じる。
- ケ 非常持ち出し品を点検し、いつでも持てるように用意する。
- コ 隣近所と連絡をとり、援護を要する者に対する対策を講じておく。
- サ 自動車、電話の使用はなるべく控える。

別記2 （事業者等の取るべき措置）

- ア 百貨店、地下街等の不特定多数の顧客がいるところでは、避難・誘導を円滑にできるよう準備をしておく。
- イ 市街地内の危険物取り扱い業者は危険防止に万全の措置をとる。
- ウ 化学工場等危険物を大量に保有している事業所では、保安点検を強化し安全対策を推進する。
- エ 一般の事業所でも火気を使用しているところ、薬品の混触による発火等の危険のあるところでは、出火防止等の安全措置をとる。
- オ タンクローリー等危険物の運搬車両は、運転の自粛ないし安全運転に留意する。
- カ 勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。
- キ 店頭の看板、自動販売機、ブロック塀等の転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置を取る。

第3章 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策

第1節 災害対策警戒本部の設置

- 1 東海地震注意情報の受理から警報宣言が発せられるまでの間、大阪市・区災害対策警戒本部（以下「市・区警戒本部」という）を設置する。
- 2 市・区警戒本部は、発震前において実施すべき応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。

第2節 応急対策要員の動員

応急対策を行うに必要な職員の動員配備の時期は、東海地震注意情報を受理したときとし、その規模は、おおむね4号動員とし、方法等は、大阪市地域防災計画の定めるところによる。

第3節 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達

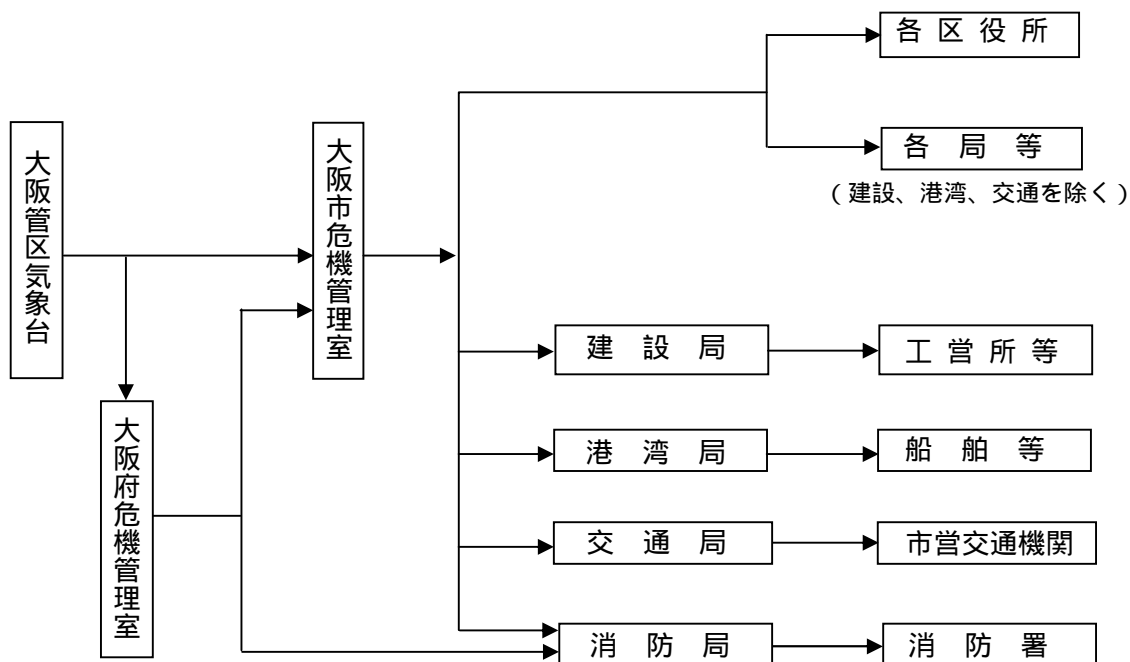
危機管理監は東海地震注意情報を入手したときは速やかに市長、副市長に報告するとともに各局長等及び区長に伝達する。又、東海地震予知情報を入手したときは、必要に応じ速やかに市長、副市長、収入役に報告するとともに、各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）に伝達する。

伝達を受けた各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）は速やかに職員（部員・班員）にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

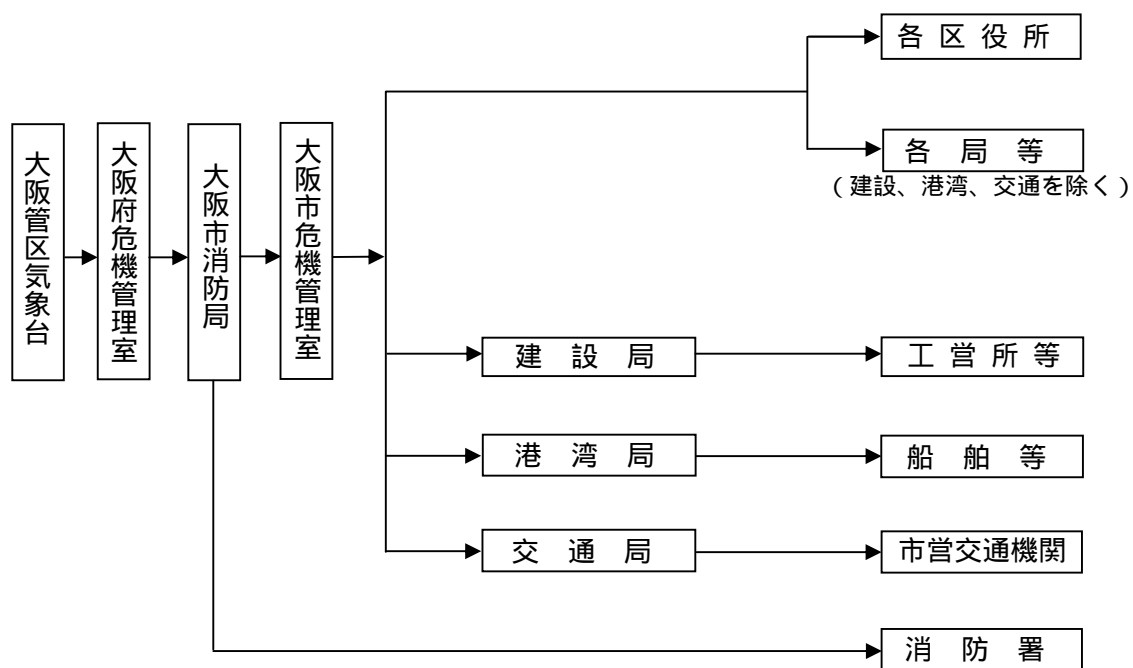
なお、（ ）は、災害警戒本部が設置されている場合である。

東海地震注意情報の伝達系統

(勤務時間内)



(勤務時間外)



第4章 警戒宣言時の応急対策

第1節 災害対策本部の設置

- 1 地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられたとき、直ちに災害対策本部（以下「本部」という）を設置するとともに、東南海・南海地震の発生について警戒する。
- 2 本部の組織・運営方法については、大阪市災害対策本部条例及び大阪市地域防災計画の定めるところによる。

第2節 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達

1 職員に対する措置

危機管理部長は、警戒宣言を入手したときは、速やかに市長、副市長に報告するとともに各部及び各区警戒本部に伝達する。

また、東海地震予知情報を入手したときは必要に応じ、速やかに本部長、副本部長に報告するとともに、各部及び区本部に伝達する。

伝達を受けた各部長等は速やかに部員にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

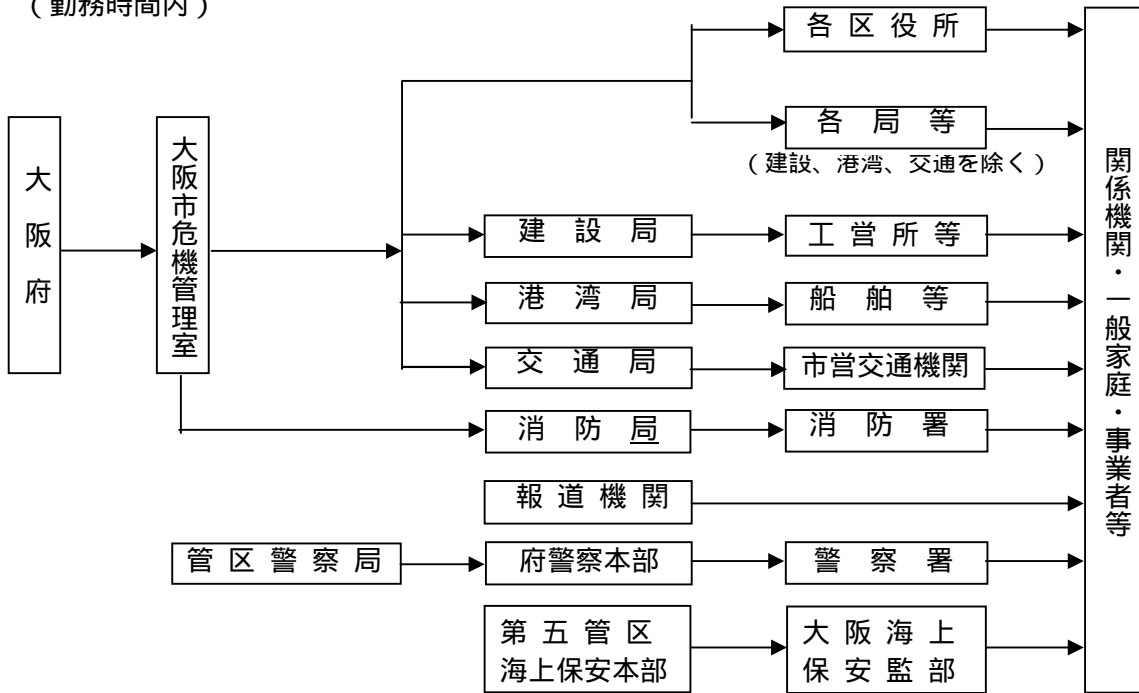
2 市民に対する周知

報道機関のラジオ・テレビ放送により、かなり周知されるが、同報無線を用い、その徹底を図るとともに、必要に応じ広報車、航空機を用いるほか区本部、消防署等が警察署等関係機関と連携し、あるいは赤十字奉仕団の協力を得て一般市民に伝達する。

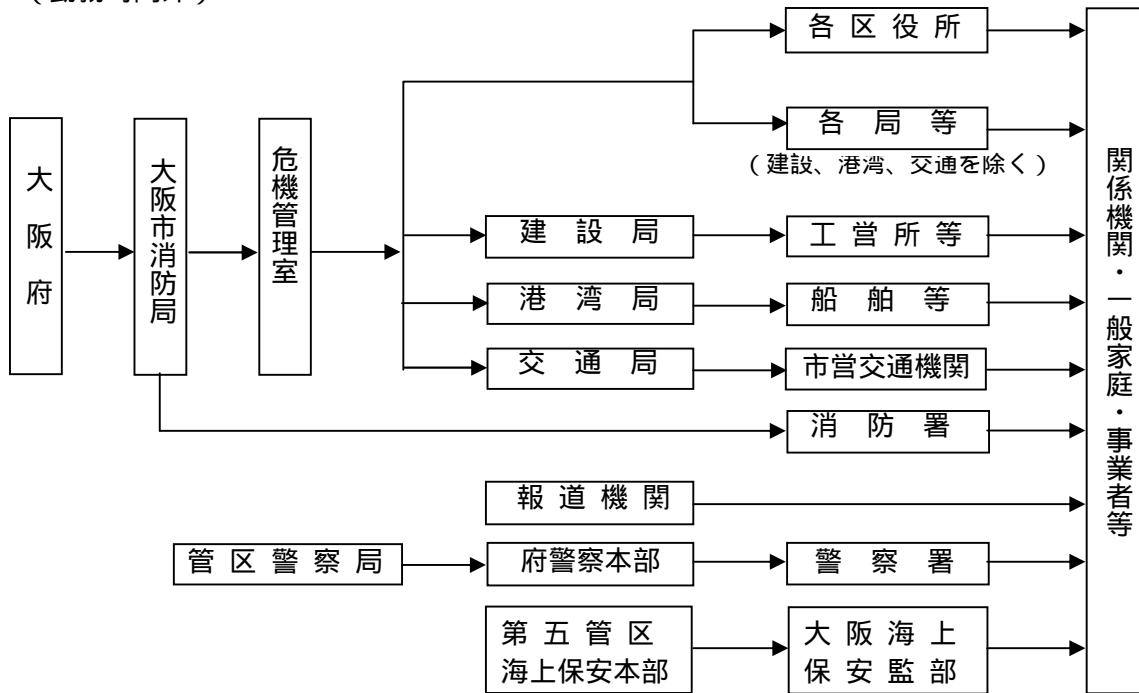
3 伝達系統図及び伝達文例

(1) 警戒宣言の伝達系統

(勤務時間内)

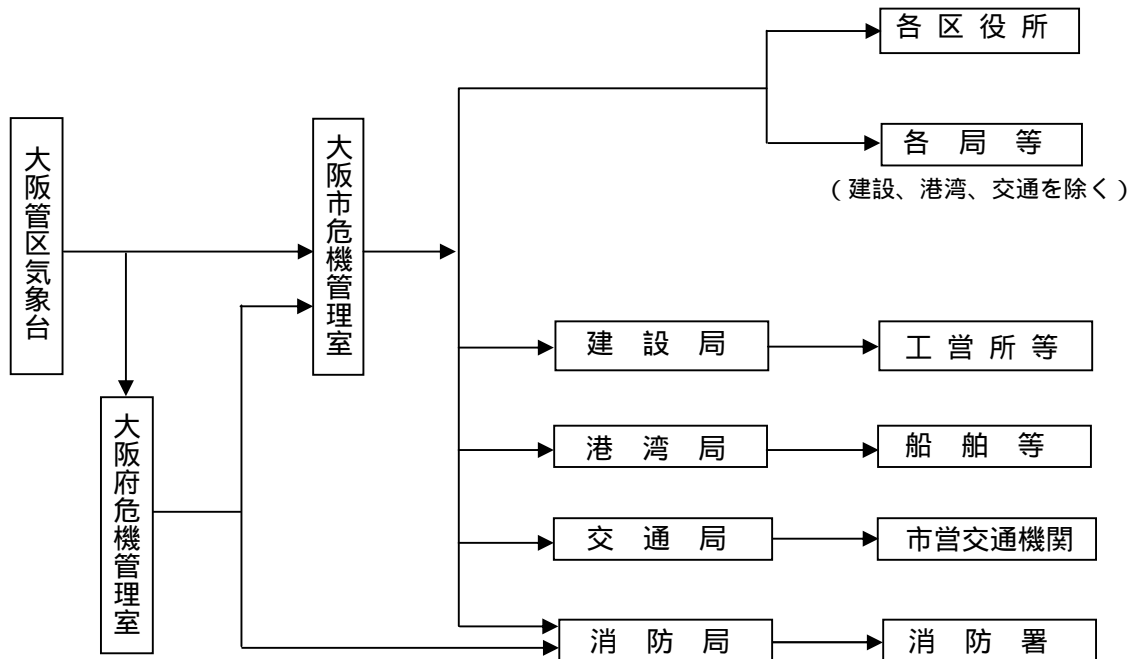


(勤務時間外)

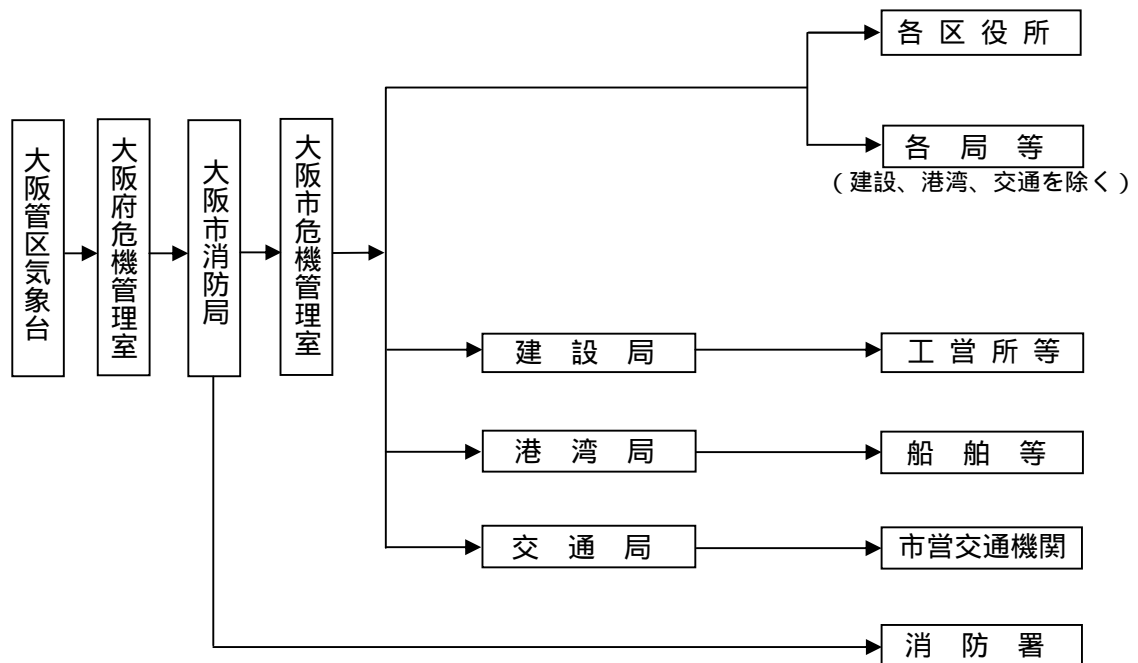


(2) 東海地震予知情報の伝達系統

(勤務時間内)



(勤務時間外)



(3) 伝達文例

「本日 時 分、東海地震の警戒宣言が出されました。テレビ・ラジオ等によって、正確な情報の収集に努め、落ち着いて行動して下さい。」

第3節 広報

1 広報の開始時期

広報の実施は、原則として警戒宣言の発令以降とする。

2 広報の内容

- (1) 警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の内容
- (2) 東海地震による大阪市への影響
- (3) 市民・事業者等がとるべき措置
その他必要と認めること

3 広報の方法

- (1) 報道機関への発表
随時、市政記者クラブを通じて行う。
- (2) 同報無線の使用
- (3) 本市の提供するテレビ、ラジオ番組の利用
- (4) 各種広報印刷物の発行
- (5) 広報車、航空機の利用

4 放送機関に対する協力要請

警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会大阪放送局及び民間放送8社に対し「災害時における放送要請に関する協定」により前記2（広報の内容）の放送を要請する。

第4節 応急対策

1 本市における応急対策

警戒宣言時において、本市のなすべき応急措置は、次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 一般事項

- (ア) 職員への情報伝達
各部、各区本部においては、的確かつ迅速に情報内容を部員に周知する。
- (イ) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材の点検等

各部、各区本部においては、あらかじめ定められた各部、各区本部の応急対策の内容を確認のうえ、必要な箇所へ配置するなど、直ちに対策の実施に移る。

(ウ) 通常業務の確保

応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中は通常業務態勢をとる。

(エ) 職員の安全措置

職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒防止、出火危険場所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講じる。

(オ) その他の措置

自家用発電機、消防設備、無線設備の非常電源を点検して作動できる状態にしておく。

イ 市民利用施設の管理

(ア) 警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者等へ警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝える。この場合、これらの人々が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

(イ) 緊急避難施設の点検

非常口、非常階段等の避難設備を点検し、発震時の来場者の避難に万全を期す。

(ウ) 火気の使用上の注意

火気を使用する場合には、近くに消火器等を配置するなど、発震時の火災防止に万全を期す。

(エ) 市主催の各種行事等

中止することを原則とする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当局は、現場の状況に応じ請負者の責任において次の措置を講じさせる。

(ア) 建築機械類の危険防止措置

(イ) 工事箇所の崩壊、倒壊、落下物の防止及び埋め戻し等の補強措置

(ウ) 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置

(エ) 工事監督者、作業員の安全確保と現場巡視

(2) 各部、各区本部の応急対策

部・区本部	主 な 応 急 対 策	公共施設等応急対策・対応措置
<p>危機管理部 (危機管理室、都市制度改革室、政策企画室、市政改革室、行政委員会事務局、市会事務局)</p>	<p>職員の動員指令に関する事 ○災害対策本部の庶務に関する事 ○東海地震予知情報の収集及び伝達に関する事 ○各部・各区との連絡に関する事 ○防災行政無線の通信の統制に関する事 ○本部長、副本部長の秘書に関する事 ○他の部の所管に属さない事 ○東海地震予知情報等の広報に関する事 ○東海地震予知情報及び警戒宣言に関する報道についての報道機関への協力依頼に関する事</p>	<p><東京事務所> ○施設保全に関する事 ○中央官庁における情報収集に関する事 ○東京都及び周辺への出張者との連絡に関する事</p>
<p>市民部 (市民局)</p>	<p>○生活物資等の価格及び需要にかかる情報の収集及び提供に関する事 ○救援物資の備蓄状況の点検に関する事</p>	<p><市民交流センター> ○発震時の安全確保に努める事 ○施設利用者の安全確保に関する事 ○主催者と協議のうえ利用を速やかに中止し発令中は休館とする</p>
<p>総務部 (総務局、人事室)</p>	<p>○本庁舎の防災に関する事 ○職員の勤怠に関する事 ○職員の給与及び給食に関する事 ○所管施設の保守点検に関する事</p>	<p><職員人材開発センター> ○職員研修は中止して職員に職場に復帰するよう指示する</p>
<p>財政部 (財政局)</p>	<p>○船の借り入れ並びに配船に関する事</p>	
<p>契約管財部 (契約管財局)</p>	<p>○車の借り入れ並びに配車に関する事 ○応急仮設住宅地の情報提供に関する事 ○救援物資・緊急資材の調達に関する事</p>	
<p>計画調整部 (計画調整局)</p>	<p>○本部長の特命に関する事</p>	
<p>こども青少年部 (こども青少年局)</p>	<p>乳幼児及び青少年の保護に関する事 ○所管施設の応急対策に関する事 ○本部長の特命に関する事</p>	<p><青少年活動施設・児童福祉施設・市立幼稚園> 供用を中止する(休園・休館) 乳幼児、留守家庭児童等は、安全確保の措置を講じ保護者へ直接引き渡すまでの間は施設において保護する。上記以外の利用者等は帰宅時の注意事項について説明し自主帰宅させる</p>

部・区本部	主 な 応 急 対 策	公 共 施 設 等 応 急 対 策 ・ 対 応 措 置
福祉部 (福祉局)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災高齢者・障がい者等の保護に関する こと ○救援物資の配分・輸送に関する こと ○福祉施設の防災及び復旧に関する こと ○所管施設の応急対策に関する こと ○本部長の特命に関する こと 	<p><社会福祉施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所施設 供用を中止する(休園・休館) 障がい児・者及び社会状況の変化に伴い帰宅困難な高齢者等は安全確保の措置を講じ保護者へ直接引き渡すまでの間は施設において保護する。上記以外の利用者等は帰宅時の注意事項について説明し自主帰宅させる ○入所施設 安全確保の措置を講じ平常業務を継続する 入所者の保護者への引き渡しは保護者からの申し出があった場合のみとする <p><その他の施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○主催者と協議して利用を速やかに中止し、発令中は休館とする
健康部 (健康局)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護体制の確立に関する こと ○食品の衛生並びに防疫体制の確立に関する こと ○所管施設の応急対策に関する こと ○本部長の特命に関する こと 	<p><環境科学研究所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務は直ちに中止し、薬品等の保全措置をとる <p><食品衛生検査所・食肉衛生検査所・動物管理センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常どおり業務を行う ○薬品等の保管は万全を期す <p><その他の施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○主催者と協議して利用を速やかに中止し、発令中は休館とする
病院部 (病院局)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護体制の確立に関する こと ○所管施設の応急対策に関する こと ○本部長の特命に関する こと 	<p><総合医療センター・市民病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療は原則として平常どおり行う ○手術は、できる限り延期し、緊急を要するものについては発震時の対応策を十分配慮して行う ○発震時の入院患者及び外来患者等の安全確保の措置を講じる ○非常電源、水、食料及び医薬品の確保の措置を講ずる ○薬品の保管に万全を期する ○医療救護班を速やかに編成し、出動できるよう準備しておく
経済部 (経済局)	<ul style="list-style-type: none"> ○救援物資(生活必需品)の調達計画に関する こと ○所管施設の安全確保に関する こと 	<p><計量検査所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常どおり業務を行うが発震時の安全が確保できるよう機械類を固定する

部・区本部	主 な 応 急 対 策	公 共 施 設 等 応 急 対 策 ・ 対 応 措 置
市 場 部 (中央卸売市場)	<ul style="list-style-type: none"> ○生鮮食糧品流通の安全確保に関すること ・卸売業者等に対し入荷の安定を確保するよう指導する ・市場内業者の在庫量調査を行い、保管量を確認する ・需給状況等の調査を行う 	<p><本場・東部市場・南港市場></p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の点検・補修を行う ○場内業者・買出人に警戒宣言の発令を伝達し、発震時の注意と協力を求め、市場を平常どおり開場する ○南港市場けい留所における獣畜の安全確保と暴走事故防止措置を行う
ゆとりとみどり 振興部 (ゆとりとみどり 振興局)	<ul style="list-style-type: none"> ○公園施設、街路樹及び公園樹の災害予防に関すること ○所管施設の安全確保に関すること 	<p><天王寺動物園></p> <ul style="list-style-type: none"> ○閉園とする ○動物の園外脱出を防止するため各門を閉鎖できる体制を作り、天王寺動物園の定める範囲の動物を優先的に動物舎、外柵錠及び捕獲具の点検を行い動物の脱出予防に努める ○入園者に対して発令された旨を伝達し、混乱のないよう適切かつ速やかに安全な場所に誘導を行う <p><公園事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域避難場所を管理している事務所については、市民の受け入れをいつでも迅速かつ円滑に実施出来るよう点検整備を図る <p><プール></p> <ul style="list-style-type: none"> ○プール洗いの後、プールに水を張る <p><大阪城天守閣></p> <ul style="list-style-type: none"> ○観覧者が退避するよう誘導し発令中は休館とする
環 境 部 (環 境 局)	<ul style="list-style-type: none"> ○発災後の活動体制の準備等に関すること ○所管施設の応急対策に関すること ・施設周辺の危険物の撤去並びに施設内の危険物等の安全保管 ・施設見学の中止及び見学者等（会葬参者等を含む）の避難誘導 ○非常用車両の確保に関すること 	<p><環境事業センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として平常業務を行う ○発震時の火災防止に関する対策を実施する ○危険物の保管状況の確認を行う <p><工場></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として平常どおり業務を行う ○発震時における火災防止及び施設の倒壊防止に関する対策を実施する ○危険物等の保管状況の確認を行う ○発電及び蒸気供給設備の安全保持に関する対策を実施する ○情報の程度に応じ焼却負荷を減じる対策を実施する <p><斎場・霊園></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常どおり業務を行う ○情報の程度に応じ火葬業務の一時中止等の対策を実施する <p><北港事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の程度に応じ廃棄物輸送の一時中止等の対策を実施する

部・区本部	主 な 応 急 対 策	公 共 施 設 等 応 急 対 策 ・ 対 応 措 置
都市整備部 (都市整備局)	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅及びその共同施設の工事現場の安全確保に関すること ○本市施設の建設工事現場の安全確保に関すること(建設部、水道部、港湾部を除く) ○連絡員の指揮監督に関すること ○本市施設の通信施設の点検及び補強に関すること ○本庁舎の応急修理に関すること 	<p><市営住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡員に対し、住宅設備及びその共同施設を点検させ、住宅監理センター又は時間外緊急連絡センターへ報告する ○連絡員を通じて居住者にベランダなどに置いている植木鉢等の落下防止措置を行うよう連絡する ○連絡員に共同住宅の特殊性を考慮しつつ防火に努めさせる
建設部 (建設局)	<ul style="list-style-type: none"> ○主要道路、広域避難場所周辺道路の巡視及び報告に関すること <li style="padding-left: 20px;">障害物の除去、擁壁・石積等の点検 <li style="padding-left: 20px;">応急資材の配置 ○主要河川、橋梁、堤防、護岸等の巡視、点検及び報告に関すること ○防災施設(水門、鉄扉)操作者への情報伝達と緊急対応策の指示に関すること ○下水道施設の震害の予防に関すること 	<p><安治川河底隧道></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として平常どおり使用させる。ただし、発震時にエレベーターの運転停止の措置と避難対策を実施できるよう準備する <p><渡 船></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として平常どおり運行させる。ただし、地震による津波の恐れがある場合の運行停止措置と渡船の避難対策を実施できるよう準備する <p><大阪駅前地下道></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪駅前地下街総合共同防火管理協議会を通じ発震時の避難対策等を連絡すること <p><管渠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○送水管、送泥管、排流渠、水管橋等の圧力管渠関係及び吐口、雨水吐(室)伏越ゲート、ゲート会所当の点検強化 <p><処理場・抽水所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常どおり業務を行う ○資材(重油・灯油等)の確保 ○構造物、機械設備等の管理態勢の強化 <li style="padding-left: 20px;">焼却炉及びボイラーの運転は停止、消化ガスタンクの元バルブを締め切る ○危険物の保管及び管理の強化 ○市民に開放されている施設を閉鎖する
港湾部 (港湾局)	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾及び海岸施設の防災に関すること <li style="padding-left: 20px;">津波が襲来する場合に備え荷役作業等の非就業時には防潮扉を閉鎖するよう指導する ○在港船舶への警戒宣言発令の伝達に関すること 	<p><岸壁及び物揚場></p> <ul style="list-style-type: none"> ○物件の整理及び構築物上の荷重の軽減の呼び掛けを行う <p><荷役機械></p> <ul style="list-style-type: none"> ○転倒防止措置の呼び掛けを行う <p><上屋等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物内での荷物崩れ防止及び窓等閉鎖の呼びかけを行う

部・区本部	主 な 応 急 対 策	公共施設等応急対策・対応措置
会 計 部 (会 計 室)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること ○金融機関との連絡調整に関すること ○本部長の特命に関すること 	
消 防 部 (消 防 局)	<ul style="list-style-type: none"> ○非常警備を発令し、出動体制を確立する ○通信体制の確立に関すること ○警防機械・資器材の点検整備に関すること ○広報体制の確立に関すること ○事業者に対する指導査察活動に関すること ○可搬式ポンプ・耐震性貯水槽及び補助水利の点検に関すること 	
交 通 部 (交 通 局)	<ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄及びニュートラム <ul style="list-style-type: none"> ・駅・車内の乗降客に対し、警戒宣言の発令を周知し、発震時の秩序ある行動を要請する ・駅への乗客の過度の集中を防止するため関係機関に協力を依頼するとともに近距離利用者の徒歩への切り替えの協力を求める ・混乱を生じる場合には、適宜改札制限を行う ・その他、地震の発生に備え必要な措置をとる ○バス <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り平常どおり運行させる ・警戒宣言等及び運行に関する措置等を停留所、バスターミナル等への掲示により周知する ・発震時に備えて安全運転に努める 	<車両管理事務所> 平常どおり業務を行うが、次のことを徹底する <ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言の発令を場内作業者に伝達し、発震時の即応体制の確立に努める ○発震時に備えて安全作業の励行、危険物の厳重な保管、設備機械類の安全確認を行う <軌道・トンネル・高架等鉄道設備> <ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言の発令の周知徹底及び地震発生時の巡視点検等の体制確保に努める ○地震計・警報装置及び消火器等の防災設備の点検整備を行う
水 道 局 (水 道 局)	<ul style="list-style-type: none"> ○震害による導管被害補修のための応急復旧用機材の準備に関すること ○応急給水のための車両、応急給水用資器材等の準備に関すること ○市民・事業者等に対し貯水するようPRすること 	<浄水場・配水場> <ul style="list-style-type: none"> ○配水池に有効貯水量を確保する ○危険物等の保管を厳重に行う ○薬品貯蔵設備の点検整備に関すること

部・区本部	主 な 応 急 対 策	公 共 施 設 等 応 急 対 策 ・ 対 応 措 置
<p>教 育 部 (教育委員会 事務局)</p>	<p>児童・生徒の安全保護に関すること 所管施設の応急対策に関すること</p>	<p>< 学校 > 警戒宣言・大規模地震関連情報等の内容を周知するとともに、不安動揺の発生を防止するため適切な指示を行う 通常の授業を打ち切り、帰宅時の注意事項にかかる応急処置を実施し、臨時休校とする（発令中は休校とする） 校外活動は即時帰校し、在校時と同様の措置をとる 備品などの転倒・落下防止、消火器、施設整備を点検する 薬品は保管庫等に保管する < 中央図書館等市民利用施設 > 「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる</p>
<p>区 本 部</p>	<p>平常どおり業務を行う 市本部との連絡に関すること 東海地震予知情報等の収集及び連絡に関すること 東海地震予知情報等の広報に関すること</p>	<p>< 区民センター等市民利用施設 > 「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる < 保健福祉センター > ○集団を対象とした事業は、原則として中止する ○薬品等の保管は発震時の安全を考慮する ○環境衛生対策班及び食品衛生対策班を速やかに編成し、出動できるよう準備する 関係機関に医療救護班の編成を要請する</p>

2 警備対策

警戒宣言が発令された場合、府警察及び大阪海上保安監部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施するものとする。

(1) 府警察の措置

- ア 各種情報の収集及び伝達を行う。
- イ 重要施設、主要な駅、危険箇所等を警戒する。
- ウ 混乱を防止するための広報を行う。
- エ 犯罪の予防と取締を行う。

(2) 大阪海上保安監部

- ア 危険物施設等周辺海域を警戒する。
- イ 在港船舶への警戒宣言、津波の恐れについて周知する。
- ウ 海上における犯罪の予防と取締を行う。

3 交通対策

警戒宣言が発令された場合、府警察、大阪海上保安監部及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保、混乱の防止等必要な措置を講じるものとする。

(1) 府警察の措置

- ア 交通規制、交通整理を実施する。
- イ 交通規制等への協力と安全走行についての広報を実施する。

(2) 大阪海上保安監部の措置

- ア 船舶に対し警戒宣言及び大規模地震関連情報等を伝達する。
- イ 危険物積載タンカー等の危険物積載船舶は出来る限り港外に避泊するよう指導する。
- ウ 漁船等に対する緊急避難準備を指導する。
- エ 航路の安全を確認するため、木材の流出防止措置を指導する。
- オ 強化地域への航行は取りやめるよう広報する。

(3) 道路管理者の措置

- ア 府公安委員会、府警察が行う交通規制等に協力する。
- イ 危険箇所を点検する。
- ウ 路面排水ポンプを点検する。
- エ トンネル、高速道路等の非常口扉を点検する。
- オ 自家発電装置、予備電源及び道路管理者用通信施設を点検する。
- カ 石橋、木橋及び古い橋梁に留意する。
- キ 工事中の現場は作業を中止し、補強等の安全措置を講じる。
- ク 次の事項について広報を行う。

- (ア) 高速道路、一般道路の交通規制の実施状況について

- (イ) 道路の渋滞状況等について
- (ウ) 路上駐車中の車両に対する移動について
- (エ) 路上駐車する場合の注意事項

4 公共輸送等対策

警戒宣言が発令されたとき、公共輸送機関は、旅客の安全確保及び地震発生後の輸送の早期確保を図るため、国及び関係機関との密接な連携のもとに次の措置を講じるものとする。

(1) 鉄道（鉄道事業法に基づく鉄道事業者）

ア 乗客等に対する混乱防止措置

イ 施設の点検

ウ 列車の運行規制等

(ア) 強化地域への列車の入り込みは、原則として規制する。

(イ) 危険物積載列車は走行を停止する。

(ウ) その他、地震の発生に備え必要な措置をとる。

エ 旅客の待機、救護

西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)は、長距離旅客の安全確保のため、次の措置をとる。

(ア) 駅舎内の旅客及び駅に停止した旅客内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させることとする。

(イ) 上記旅客に対しては、食事の斡旋を行うものとする。なお斡旋が不可能となった場合は、関係地方自治体に食事の斡旋の要請を行うものとする。

(ウ) 上記旅客のうち、病人等の救護を要する旅客を直営医療機関又は駅周辺の医療機関へ収容するものとする。

(2) バス・タクシー

ア 規定の安全走行

イ バスターミナル、タクシー乗場等における旅客の混乱防止

5 劇場、高層建築物、地下街等対策

劇場、映画館、旅館、ホテル、高層ビル、地下街等不特定多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立って警戒宣言が発令された場合、迅速な対応を図り混乱の防止と安全確保に努め、次の措置を講じる。

(1) 自主防災体制を確立する。

(2) 施設利用者に対し警戒宣言に係る情報を的確な方法で伝達し、従業員や自営消防組織等を活用してより安全に誘導する。

(3) 食料品、日用品を販売する店舗等は、原則として平常営業とするが、飲食店等は混乱防止、出火防止の観点から営業を自粛する。

(4) 従業員に適切な避難誘導を指導する。

- (5) エレベーターの運転を中止する。
- (6) ガラス、看板、陳列品・棚、備品等の転倒、落下防止措置を講じる。
- (7) 防火戸、非常口、消火設備、警報装置、防火避難上重要施設を点検し、必要に応じ応急修理を実施し、作動準備をする。

6 危険物施設等対策

危険物施設等は、所要の耐震性が確保されているが、事業所においては、地震による施設機械等の損傷、転倒落下等により危険物等が漏洩流出あるいは出火する恐れがあるので、警戒宣言が発令された場合は、必要な措置を講じるものとする。

(1) 危険物

危険物施設にかかる事業所は、次の措置を講じる。

- ア 自衛消防組織等防災体制の確立
- イ 緊急遮断弁等危険物安全防护措置等の点検、破損・転倒防止、流出油拡大防止等の措置
- ウ 危険物等にかかる運搬等の抑制

(2) 高圧ガス、火薬類

高圧ガス、火薬類取り扱い施設にかかる事業所は、次の措置を講じる。

- ア 自主保安体制の確立
- イ 操業の制限又は中止
- ウ 緊急遮断弁等危険物安全防护等の措置
- エ 防毒マスク等防災資機材及び応急復旧工事用資機材の点検確認
- オ 高圧ガス、火薬類にかかる輸送途上の遵守事項の徹底等

(3) LPガス

LPガス販売事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 容器の転倒、落下防止措置の確認及び補強
- イ 防災資機材の点検確認
- ウ 緊急出動体制の確立
- エ 消費者に対するボンベの転倒防止・補強措置の実施の働きかけ等

(4) 毒劇物

毒物・劇物取扱施設にかかる事業者は、次の措置を講じる。

- ア 自主防災体制の確立
- イ 貯蔵施設等の緊急点検
- ウ 毒物等の充填、移し替え作業の停止
- エ 転倒、落下防止措置の確認及び補強

7 電信・電話対策

警戒宣言が発令された場合、西日本電信電話(株)は、重要通話を優先的に確保するとともに

に、一般通話を可能な限り確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 通信の輻輳の防止を図るとともに、災害応急復旧が円滑に実施できるよう準備する。
- (2) 非常緊急扱いの電話及び非常緊急扱い電報の疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取り扱う。
- (3) 臨時の営業窓口の開設を準備する。
- (4) 災害対策用機器等の点検整備を行い準備する。
- (5) 利用者の利便等について、次の点を中心に広報する。
 - ア 通話規制状況（グリーン又はグレーの公衆電話を利用）
 - イ 不要不急の電話をしないこと
 - ウ 地震発生時に電話の受話器が外れる恐れがあること
 - エ 応急仮設電話の設置状況等

8 電気・ガス対策

(1) 電力施設

警戒宣言が発令された場合、関西電力(株)は、発電設備、変電設備、送電設備、配電設備等の電力施設について、次の措置を講じるものとする。

ア 防災体制の確立

本店および支店等において非常災害対策本部を設置する。

イ 施設の保全

- ・電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
- ・保安通信設備の緊急運用体制の確立を図る。
- ・保安通信設備の点検整備

ウ 資機材等の点検整備

- ・工具、車両の点検整備を行う。
- ・復旧用資材に関し、予備品及び貯蔵品の在庫量の確認を行う。

エ 広報事項

- ・災害による断線、電柱の倒壊、折損による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災の未然防止のため必要な広報活動を行う。

(2) ガス施設

大阪ガス(株)は、製造施設、貯槽、導管等のガス施設について、万一の被害発生に備え、次の措置を講じるものとする。

ア 対策本部の設置

- ・警戒宣言の発令と同時に、本社及び関係事業所において対策本部を設置する。

イ 施設の保全

- ・製造施設、供給設備について、巡視点検を行う。
- ・保安通信設備の点検整備を行い、通信状態を確認する。

ウ 資機材の点検

- ・災害応急復旧工事用資機材の点検
- エ 安全措置
- ・地震発生時に備え自社工事及び他社工事現場の保安体制を確認する。
 - ・地震対策施設の点検、確認を行う。
- オ 広報事項
- ・避難の際は、ガス栓、コックを閉止すること。
 - ・その他事故防止のため留意すべき事項